

第三章 近世

第一節 関ヶ原の戦い

一 加茂地域領主の動向

武将の動揺

豊臣秀吉の死から数えて、わずか二年後の慶長五年（一六〇〇）に関ヶ原戦役が起こった。美濃の領主の多くが秀吉の恩顧を被っており、天下を二分して争われようとする形勢に、その去就は迷わざるをえなかった。それゆえ、信長の孫にあたる岐阜城主織田秀信が、西軍に加担したことによって、美濃の動向も大きく変わっていった。二〇余の領主の三分の二が反家康側に回ったのである。

飛騨川流域及び、その周辺に配置されていた主なる領主の動向は次のようであった。

西軍側（石田三成側）

大地城主（加茂郡）

遠藤小八郎胤直

苗木城主（恵那郡）

川尻肥前守直次

岩村城主（恵那郡）

田丸中務大輔具忠

上有知城主（武儀郡） 佐藤才次郎方正

東軍側（徳川家康側）

小原城主（加茂郡） 遠藤左馬助慶隆

妻木城主（土岐郡） 妻木雅樂助家頼

高山城主（飛騨国） 金森法印長近

西軍のち東軍側

八幡城主（郡上郡） 稲葉右京亮貞通

このうち、金森氏と佐藤氏は婚姻関係の外せきであり、両遠藤氏は本家分家の間柄であつた。

織田秀信は、西軍に加担すると美濃の領主を岐阜城に招き、両遠藤氏にもこれに応ずるよう要請した。慶隆は、胸中深く期するところがあつて、小原に帰ると家臣に自己の決意を示した。慶隆は、家康の度量をよく知っており、しかも、遠藤氏が郡上から追放されたのは秀吉のためであり、西軍に加担する義理が全くないと判断していたからである。このことを大地の胤直に知らせ、同じ行動をとるようにと使者を遣わしたが、大地側では既に、秀吉の配下に入ることを決め、人質を岐阜に送つた後であつた。

周辺の領主が岐阜城側に走つたとあれば、大地遠藤氏の行動もやむをえないものがあり、ここに両遠藤氏は、自己の意志に反して東西に分かれ相争うこととなつた。弱小領主の悲劇ともいえるその去就であつた。

稲葉氏は、秀吉の直属の家臣で、貞通の代に安八郡曾根城から郡上に移封されていた。貞通は、戦役と同時に西軍に応じて犬山城に向し、八幡城には末子の通孝が在城して留守を守つた。遠藤慶隆は、金森長近を通じて家康に近

況を報告するとともに、八幡城攻撃の許可を願った。家康は、逆境のなかにあつて一人よく東軍に参じた慶隆に書状を送り、郡上の地の回復を約定して、援軍を金森氏に命じた。

領主遠藤氏にとって熟慮断行の時期が迫っていた。慶隆は、小原城を出て飛騨街道を北上したが、既に稲葉勢が待機しているのを知つてこれを避けた。そして、東岸沿いに前進を続け、筏を組んで飛騨川を渡河し進出していった。

一方、慶隆の弟の慶胤は、四〇〇の兵とともに侵攻して、八幡城に近づいていた。

城を預かる稲葉通孝は、家臣を前線に派遣して防備を固めたが兵力が不足し、そのため、領内の浪人や町民・農民などが強制的に徴発された。このころ犬山城にあつた父貞通のもとに、福島正則より書信が送られている。貞通と正則は旧知の間柄であり、東軍への従属の勧誘であつた。貞通は、これに従うことを回答したので、正則は、金森・遠藤両氏の八幡城攻めの中止を求めた。しかし慶隆は、「既に軍勢は発足して中途にある。それに貞通は、今なお犬山にあつてその向背もはかり知れない。」と返信して、攻撃の意図を緩めようとしなかつた。総攻撃は明九月一日と決定されており、今更中止できない氣勢が陣営にみなぎっていたのである。

両遠藤氏のうち、西軍側に走つた分家の胤直はこの時期に犬地城を去り、村境に砦を築いて、苗木・岩村両城と連携を保っていた。

一方金森長近は、秀吉の死後早くから家康に接近していたが、特に、関ヶ原の役は金森氏の家運をかけた戦いでもあつた。それは近世領国大名の、地位確保への道ともいえた。

東西決戦にあたり、石田三成から送られた密書を、長近は、開封しないで家康に進呈し、忠誠を誓っている。そして、兵三〇〇〇を持って東軍の幕下に入った。一方、金森勢の別動隊は、東山道から飛騨に兵を動かし、不穏な情勢

に対処するとともに、八幡城攻撃に加わらんとしていた。

八月下旬、金森軍は高山を発し、それとともに、遠藤軍も進出して八幡城攻撃の陣形が整えられていった。そして、金森・遠藤両軍は、南北からきょう撃を開始し、金森軍は二の丸、遠藤軍は一の門で敵を破って本丸を攻囲した。しかし、城兵の抵抗は激烈で双方の死傷者も多く、日も暮れたので寄手の兵も陣営に引き揚げていった。翌九月二日、八幡町内の安養寺の住職が慶隆の陣を訪れ、稲葉氏が東軍に応じている今日、その戦いの意味のないこと、和平を行うべきことなどを説いた。これに賛同した西軍は、和議を結んで慶隆は陣を移したのであった。しかしこのとき、犬山城にあった父親の稲葉貞通は、急報を受けてみずから四〇〇〇の軍兵とともに、八幡に向かっていたのである。途中、長男典通の率いる一隊を待つて合流し、翌未明には八幡城下に到着した。遠藤方は、稲葉軍の急激な行動を察知していなかった。三日の早朝は濃霧のため視野も妨げられ、それに和議成立直後のことであつてみれば、予想できないことであつた。遠藤側の陣営は大混乱となつて敗退し、慶隆は、家臣の身を持つての奮戦に、ようやく裏山から吉田川に出て、金森側の陣地に逃げ延びた程であつた。

遠藤軍を追放した稲葉父子は、戦勝のうちに城内に入った。翌四日再び和議が成立し、両軍とも兵を引き揚げて、金森勢は関ヶ原に移動し、慶隆は上ヶ根に兵を向けて去つた。八幡城の攻防は激烈を極め、金森・遠藤・稲葉各氏の犠牲者も多く、それだけに種々の伝承も語り継がれている。

慶隆は、兵を自己の居城のある白川に返した。上ヶ根に立てこもる遠藤胤直を降伏させるためであつた。九月五日この砦を囲み、東軍にくだることを説いたので、上ヶ根の西軍も砦を明け渡して軍門にくだった。

上ヶ根砦の所在は明確でない。しかし切井地内で“城ヶ根”と書く地名のいい伝えがあり、恵那との境界には“じ

ようがね峠”が実在している。付近は三方が絶壁となった岩山が切り立ち、頂上からの眺望は山寨を築くにふさわしい場所である。以前には、刀などの武具が発掘されたともいわれたが、山寨を証明する遺構は見あたらない。一方、上ヶ根は白川口の下金であるという説もある。『白川口合戦記』に記録されており、『濃飛両国通史』にもそのような記述がなされていて、諸説のある場所となっている。

そのほかこの付近で、戦役に関係のあった武将は次のようである。

森忠政

兄長可が、天正一二年（一五八四）に長久手合戦で戦死すると後を継いだ。秀吉に仕え金山城にあったが、朝鮮出兵のさいは兵二三〇〇を率いて出陣している。

秀吉の死後家康に属し、慶長五年（一六〇〇）に

は信濃四郡を領して海津城に在城していた。これは家康の命により、上田城の真田昌幸への備えからであった。関ヶ原戦役には、徳川秀忠に従って上田城を攻め、秀忠上洛にさいしても、とどまって真田勢に備えた。戦後、功によって美作（岡山）津山城主に封ぜられている。

武市善兵衛

『濃飛両国通史』に、関ヶ原戦役のさい岐阜城主織田秀信の家臣として

従軍し、戦死すと記載されている。これは善兵衛秀



武市善兵衛像

通のことである。

秀通は、東軍の池田輝政の岐阜城攻略のさい、米野の戦いに参加し、新加納で戦死したのである。秀通の祖父・曾祖父は、いずれも川辺の出身で、父右京亮秀正は、はじめ織田信長に仕え、のち孫の秀信の家臣となっている。その間、朝鮮出兵にさいしては、朝鮮地内で戦死している。秀正の叔父が常三光邦で、兄の病死後、一時家督を継いだが、秀正成人後それを譲って蜂須賀氏に出仕し、阿波国（徳島）に定住した。

平岡頼勝

祖先は河内国（大阪）平岡郷に住み、平岡姓を称したが、のちに摂津国（大阪・兵庫）に移住している。頼勝は父とともに流浪していたが、小早川秀秋に仕えて家老となる。関ヶ原戦役のさいは、西軍に属し松尾山に陣した秀秋を、決戦の当日に東軍に従属させて東軍勝利の要因となった。

戦後、秀秋は備前（岡山）などを与えられ、その中から頼勝は、小島城主としてその地を領していた。しかし、ざん言からその地を失った。秀秋没落後、家康から美濃国加茂郡など九郡を与えられ、可児郡徳野に住んだ。

大嶋光義

関ヶ原戦役のさいは、家康に従って小山の陣にあつて上杉景勝に対した。石田三成挙兵後は関ヶ原に転戦している。戦後、美濃国六郡と摂津国（大阪）八郡を与えられた。

光義には四人の子があり、昭和五〇年に発行された『大嶋一族』によると、次男の光政と三男の光重（光俊）は、関ヶ原戦役のさい西軍に属したとある。そのため父の光義は、豊後国（大分）臼杵城主への移封が、これが原因で不可能となったと記述されている。しかし、そのような記録は見あたらず、光政・光俊とも早くから家康に属して、美濃・摂津両国にあつたのである。そして戦役のさいは、大坂にあつた妻子を顧みることなく東軍に従軍している。それに大嶋氏は、当時、我が子を東西両陣営に二分する程の大身でなく、西軍からも、未だ重要視される程の有力武将

ではなかったのである。

前記東西に分かれたという記述も、明確な根拠が得られず、データーに基づかない説といわざるを得ないのである。そのほか、関ヶ原戦役に関与した川辺町内の当時の有力者は、かなり実在していたことであろう。そのほとんどの記録が残っておらず、戦後は武士の道を棄て、野にくだったものと思われる。

一一 戦後の領主の浮沈

領主の配置

関ヶ原の役は天下分け目の決戦で、その勝利によって家康は、豊臣政権の継承者としての地位が事実上確定された。それにともなう戦後処理は、生殺与奪の権を掌中にした家康による領主の配転であった。

家康は、戦役後すぐに論功行賞を通じて諸大名の配置転換を実施した。それは従来の体制の打破と、みずからの支配体制の確立でもあった。しかし、美濃は家康の勢力圏外にあった国であり、それに戦役における諸将の向背も複雑なものがあっただけに、戦後の処理には極めて厳しいものがあつた。

西軍に加担した岐阜の織田秀信をはじめ、一家三三万二〇〇石を没収するとともに、東軍側の領主の旧領を安堵し、美濃国内での移封、あるいは他国への転封を行った。これら国内諸将の処理とは別に、新たに譜代家臣を、加納・大垣・岩村に大名として配置した。そして諸大名の間には、新しく幕府領が設定され、それを直轄領・旗本知行地として支配していった。

このようにして美濃における戦役後の処理も終わり、大坂方を中心とする豊臣残存勢力に対する備えも、万全が期

せられた。この美濃における幕領・大名領の配置は計画的に行われ、大坂方の軍事力に対するものであったことが、容易にうかがうことができる。いまや美濃国は、大坂と西国を制圧するための、前進基地として重要な役割を担うことになったのである。

存続大名 東軍に味方して、存続を認められた諸大名は次のようになっていた。

○旧領安堵の大名

金森長近	上有地（武儀郡）	六万一〇〇〇石
加藤貞泰	黒野（方県郡）	四万石
市橋長勝	今尾（安八郡）	二万一〇〇〇石
大嶋光義	美濃・摂津国内	一万八〇〇〇石
稲葉重通	清水（大野郡）	一万二〇〇〇石

○美濃国内移封の大名

徳永寿昌	松ノ木から高須へ	五万石
西尾光教	曾根から揖斐へ	三万石

○他国転封の大名

稲葉貞通	八幡から白杵へ	五万石
関 一政	多良から亀山へ	三万石

○新規取立の大名

遠藤慶隆 郡上八幡

二万七〇〇〇石

このように、美濃国内の旧領安堵の大名は五家、転封は二家、新規取立は一家に及んだ。それに加えて、譜代大名など五家を新たに配置したのであった。

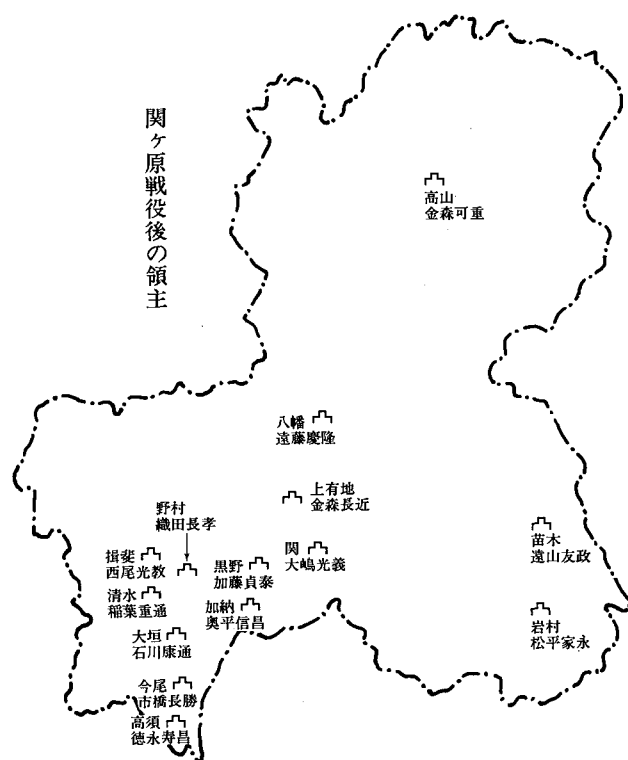
没落大名

美濃国内の没落大名は一一家で、その数は全国でも最大であった。美濃は、中世以降守護土岐氏から守齋藤―織田二代に仕えた大名、あるいは在地の土豪のまま信長の家臣となったものなどがあつた。それらが一括して美濃衆を構成し、やがて秀吉に従属していった。

このようにして美濃には、岐阜城主織田秀信をはじめ、一九の豊臣大名があり、全国でも最高の数を占めていた。しかし、秀信以外は四万石―一万石の小大名が、分立の形をとっていたのである。この一九大名のうち、西軍に味方したのはつぎの一大名で、そのすべてが除封となつたのであつた。

織田中納言秀信	岐阜	一三万五〇〇〇石
田丸中務大輔忠昌	岩村	四万石
伊藤彦兵衛盛正	大垣	三万石
原隠岐守勝胤	太田山	三万石

第一節 関ヶ原の戦い



関ヶ原戦役後の領主

佐藤才次郎方正 上有知 二万五〇〇〇石

丸毛三郎兵衛兼利 福東 二万石

平塚因幡守為広 美濃国内 一万二〇〇〇石

木村総右衛門勝正 北方 一万石

高木十郎左衛門盛兼 高須 一万石

加賀井弥八郎秀望 加賀井 一万石

川尻肥後守直次 苗木 一万石

これら一一家の総石高は、三三万二〇〇〇石に及んだが、周辺では岩村の田丸氏、上有知の佐藤氏、苗木の川尻氏などが主なる大名であった。

飛騨川流域では、犬地城主遠藤胤直は五五〇〇〇石の領主であったが、弱小領主の悲劇を表徴したものであった。胤直は、東軍側の本家小原城主遠藤慶隆とともに、飛騨一国を領有した金森氏の女婿である。戦後金森氏から胤直の罪を許されんことを懇願したが、家康はそれを拒否し、犬地五五〇〇石は没収となった。一方慶隆は、新たに郡上郡を領有することとなって八幡城に移封された。実に四二年ぶりの旧領安堵が可能となった。

有為転変は世の習いとはいえ、東西両軍いずれかの参戦は命運の岐路であり、当時としては、判断のつかない情勢にあったことと思われる。したがって、領主のなかには、一族を東西両陣営に参加させ、家名の存続をはかるものもあった。

論功行賞の結果、加茂郡内の領地は、天領と呼ばれる幕府直轄領が多くを占めるようになり、さらに、尾張藩主の

設立によって、尾張徳川領への分割もなされた。一方、幕府直臣の旗本領も各地に発生して、領地は事実上分断される形となった。幕府直轄領・尾張藩領そして旗本領と、加茂地域における領主は、いくつかの体制となり、その支配も交錯して複雑な関係となっていた。

第二節 支配体制の仕組み

一 幕府直轄領

直轄領の成立

天下の全権を手中に収めた家康は、諸大名の配置を改めて、親疎大小を互いにけん制し、その動揺を少なからしめた。それは、乱世破壊の戦国を完全に修復したものであり、家康の政治力は偉大であつた。その権力は、強大な軍事力と経済基盤を背景にした支配体制にほかならない。そのため、各地に幕府直轄領（天領）を分布して代官所を設置し、領民統制に努めたが、その基礎は、土地・人・年貢の支配が根幹であつた。

幕府は、美濃国にも奉行を置き、国内の政治・経済・軍事の主要地点を直轄領に編入し、その確保に務めた。特に、木曾川と飛騨川的重要性を認識して、その統一支配をはかったが、これらはすべて美濃国奉行の支配下とした。その後尾張藩の存在を重視して、両河川はこれにゆだねられるようになった。しかし、美濃国内には、天領と呼ばれる幕領地が各地に点在し、土地の租税・訴訟などの管理行政を、直接行うことを職務とするなど、支配体制はかなり複雑

にわたっていた。

美濃国奉行大久保長安

初代の美濃国奉行は大久保長安で、通称“大久保石見”といわれた人物である。前任地甲州時代の代官・手代一七名とともに美濃に着任したが、その卓越した才能を家康は高く評価し、美濃国においても采配は頭脳的であった。特に、木材を重要品目として、木曾・飛騨両木材の伐採や搬出に意を用いている。慶長十一年（一六〇六）の江戸城、翌一二年の駿府城、一五年の名古屋城など、あるいは、各地の神社・仏閣などの修築原材の搬出は、すべて美濃国奉行の裁量であった。

大久保長安の死とともに、美濃国奉行は郡代あるいは代官制となって、幕府勘定奉行の配下に組み入れられることになった。したがって、勘定奉行直属の代官が派遣されるようになり、美濃郡代は中央集権的体制下で、その支配を一層強めることとなっていた。

美濃郡代（代官）の歴史はこの時期にはじまり、以来その治政は二四代二五四年にわたっている。その間の主なる治政に、国絵図と村別の郷帳がある。これは正保元年（一六四四）に、幕府が全国に指示して作製させたもので、二代岡田善政の時代に、加納・大垣両藩の協力によって完成している。この絵図は、村落・山林・道路とその距離などが、克明に記入された絵図である。そして、現在の字名（地区名）単位に、米の収穫高もあらわされている。

○加茂郡内幕領地村名

今泉 木野 市橋 則光 甘屋 酒倉 大針 深萱

絹丸 高畑 夕田 滝田 大山 大平賀 下川辺

栃井 石神 上川辺 鹿塩 和良 水戸野 小原

寺前 大野 吉田 小野 有本

触書

各代官とも地方統治に意を注いでおり、御触書といわれるものが度々出されたが、これは地方法度であった。川辺町に伝わる触書の、江戸時代前期のものは残されていないが、その代表的なものは「天明より享保まで御触書」である。『川辺町史史料編下巻』

この時期は、天変地異の多発した期間で、冷害と飢饉による餓死者が続出し、混乱の世情であった。これを鎮めるため、幕府は幾つかの触書を出したが、特に恐れたのは、飢饉の後に発生した疫病の流行である。その対策の一つが、薬の作り方と効用の通達であった。別の触書では、年貢上納や家作取締から通貨のこと、さらに用水路の維持にまで及んでいる。一方では、農民の生活態度に触れ、衣服・食事・旅行・婚姻、そして相続のことを記載したものもある。これら法度の内容は、農政・民政全般にわたった具体的なもの、人身統制・生活規制から新田開発など、一種の地方振興策の強調でもあった。他方では、代官所役人や地元役人の心得にまで及んだものもあって、歴代の代官が、人身の華美に流れるのを、極力戒めようとしているのがよくわかるものがある。

巡見使

幕府が全国各地に派遣した視察役人のことで、將軍の代替りごとに藩領に派遣する諸国巡遣使と、天領に派遣する御領巡遣使の二つがあった。寛永一〇年（一六三三）ごろよりこの制度は発足し、主に、役人三人編成を中心として派遣する形が確立した。

巡見使の職務は、政治の良否を調査し、あるいは報告に基づいて、領主や諸役人の非違をただすことなどであった。その後この制度は、単なる儀式的なものとなったが、これを迎える農民にとっては、非常な労苦がともなうものとなっていた。

川辺町に伝わる巡見使記録は、幕領・藩領ともにあつて、その実状がよくわかるものがある。このうち、延享三年（一七四六）の上川辺村のものは、巡見使に対する願書で、

一 年貢が周辺の村と比較して多いこと

一 雑税の金納を米納に変更すること

一 年貢の欠損米の負担軽減

一 溜池の新設

一 川堤の修繕

など、八か条に及んだものである。

そのほか、天明八年（一七八八）の、「御巡見御用触書」は、巡見使来村心得ともいふべきもので、家の周辺のことから、動物の扱いにまで指示がなされている。また、天保九年（一八三八）の、尾張藩太田陣屋から出された「御巡見通行之節心得方」には、道筋の清掃から宿泊所となる家の造作のこと、さらに湯殿・食器・寝具・料理に至るまで、細部の注意が通達されている。そして、応対のさいの答弁を、事例をあげて指示しているが、これらは、巡見使の悪印象を恐れての対策であつた。

巡見使一行は、先触・人足・荷馬などを加えると、総勢百人からの多人数となることも、決して珍しいことではなかつた。そのため、村負担の軽減を画策した触書もあつたが、現実には効果もなく、村々の物心両面の高負担は、ひとかたならぬものがあつたことであろう。

天領意識

川辺町の幕領地は当初上米田・下麻生地区であった。その後、幾多の変遷を経て下川辺・栃井・石神・上川辺・鹿塩の五か村が、幕府直轄領として明治期まで続いた。これが天領と呼ばれた領地で、そこには天領意識というものがあつた。

天領の領民は氣位が高く、会合のさいは、必ず他藩の領民の上座に就いたことからしても、身分的地位の高さやうかがい知ることができる。天領地でない領民は天領の人々を敬遠し、天領地の領民は貧しくとも常に氣位を高くしていたという。一方為政者も、天領であることの自意識と、その恩恵を説いたことであろう。そこには領主の大きさが領民の自尊心を高め、それに依存する權威意識があつたのである。

美濃郡代（代官）の支配

美濃国の幕府直轄領は、当初奉行によつて支配されていたが、その後、幕府勘定奉行直属の代官が派遣されるようになった。初代は岡田将監善同で、以来二四代に至つて明治維新となつてゐる。

美濃代官の本拠地となつた陣屋は、はじめ可児郡姫村にあつて政務が執られたが、二代代官のさい同郡徳野村に移し、さらに三代になつて笠松に移築し、これが笠松代官所となつた。寛永八年（一六三一）の支配高は七万一〇〇〇石であつたが、笠松代官以外にも一〇数か所の陣屋があり、それぞれ担当地域の幕領地を支配していた。その石高は八万八〇〇〇石に達し、総石高は一五万九〇〇〇石であつた。しかしこの陣屋支配地は、しだいに笠松陣屋支配に統合されていったのである。

笠松陣屋

三代名取半左衛門は、万治三年（一六六〇）代官跡役を命ぜられ政務に就いた。寛文二年（一六六二）には、従来の徳野陣屋を交通上からも不便と感じ、陣屋門・玄関・書院などを笠町に移した。そして笠町

を笠松と改め、六斉市を許可して発展の基礎を築いた。

笠松陣屋の構成人員は、代官の配下に手附・手代と地役人があった。手附は幕臣で、代官に付属してすべての事務を執った。手代は准幕臣で、主に手附を補佐する役職であり、地役人は地元の役人として、その経験が買われていたのである。人員構成は次のようになっていた。

手附 五名

手代 一八名 計 三五名

地役人 一二名

飛騨郡代（代官）の支配

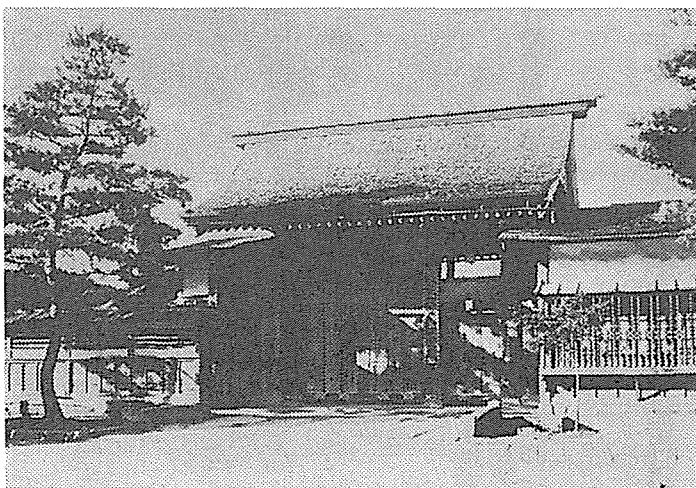
高山城主金森氏が元禄五年（一六九二）転封となると、旧金森領の飛騨一国はすべて幕府直轄となった。幕府は、直ちに関東郡代の飛騨代官兼務を命じ、以来二五代一七六年にわたって支配が持続されていた。その政務は高山陣屋で執られたが、役人の構成は次のようであった。

手附 六名

手代 一二名 計 六九名

地役人 五一名

地役人が多人数となっているが、山間地域の特色と考えられる。



高山陣屋（明治初期）

上川辺役所

飛驒代官の支配は、享保十一年（一七二六）八月には加茂・郡上・恵那三郡に及び、そのため、出先機関が従来の肥田瀬村から上川辺村に移転となった。これが高山代官所上川辺役所である。『川辺町史史料編上巻』この両村は、旗本大嶋氏の旧領であった。

上川辺役所は飛驒川筋に設置され、主に流下する飛驒木材の管理にあたったが、直属の役人は常駐せず、武市半右衛門・白村兵三郎などの地役人が駐在していた。建物は、通称“御陣屋”と呼ばれ、蔵・高札場・牢屋などがあった。しかし不便さから郡内各村の嘆願により、享保十四年（一七二九）には下川辺村に移転となった。

下川辺役所

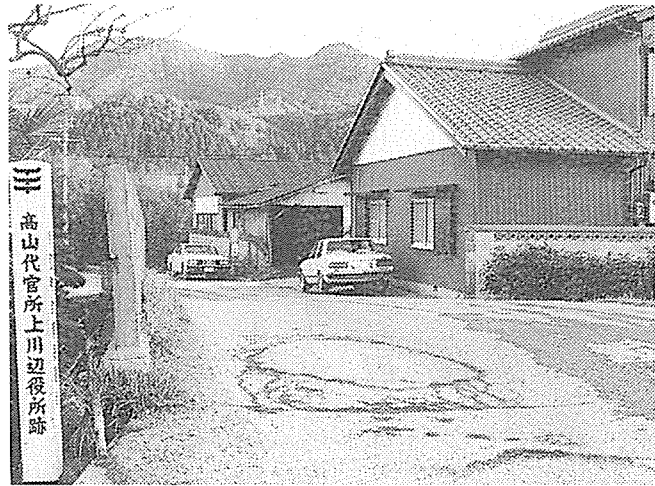
役所が設置された年代は、「御陣屋引戻手続並書面」によれば、享保十四年（一七二九）のことである。その規模は、陣屋のほかに三軒の役人宅と蔵・高札場などがあったが、現在は井戸のみ残っている。敷地内には稲荷社が祭られていて、初午の日には、餅米一斗五升と小豆で赤飯を作り、出入りの人々に豊作を祈ってふるまった。

敷地は年貢地で、敷地米一石八斗六升一合を地主に渡したが、この支出は村々の負担であった。嘉永二年（一八四九）に、陣屋の建物が老朽化したのを機会に、同村地内陣

飛驒郡代支配領域（文化2年）

支配	国名	郡名	村数	石高
代官所分	飛驒	大野郡	137	104.252.8145
		吉城郡	178	
		益田群	100	
	美濃	加茂郡	(1) 4	
		郡上郡	(2) 18	
	越前	4 郡	121	
	越前加賀白山麓		18	
預所分	美濃	加茂郡	(3) 17	4.028.0060
	越前	南条郡	12	
合	計		605	108.280.8205

- (1)下川辺 則光 栃井 石神 (岐阜県史近世)
 (2)小那比 野々倉 厚波 田平 淵河 夕谷 小坂屋新田 中保 賀間
 入津 東野 下野 横井 上沢 野尻 鹿倉 土京 安郷野新田
 (3)上川辺 鹿塩 打屋 信友 夕田 大杉 今泉 木野 大針 酒倉
 小原 和泉 水戸野 吉田 寺前 大野 小野
 この他に恵那郡大川村 3か村



高山代官所上川辺役所跡

場野（陣旗野）に移転することが決定したが、翌年田畑の不作から村々が困窮し、見送るうちに万延元年（一八六〇）、高山代官所から笠松代官所へ所属替えとなった。そのため陣屋は閉鎖となったが、足輕並の小役一名が留守居として置かれた。その後、役人宅三軒は郡中惣代によって売却された。

下川辺役所の支配地は多少の異動があったが、加茂郡内一八か村、高四八七一石四斗余、郡上郡内一八か村、三三八二石九斗余、恵那郡内三か村、六七八石五斗余、計三九か村、八九三二石八斗余であった。

常駐した役人は、手附一名、手代一名または二名であり、そのほか地役人として五・六名が在勤していた。このうち、秋

山太郎輔は、下川辺役

所に三〇年も在勤した役人で、その墓が禅原寺にある。

下川辺役所からは、支配下の各村々に触書や取締書が出されている。これらは江戸幕府、あるいは上部機関の代官所から公布されたものが大半を占めていた。年貢米上納のこと、家の造作のこと、領民の生活に関することなどである。特異なものとしては、「威鉄砲御請証文」「鉄砲御預書上帳」が



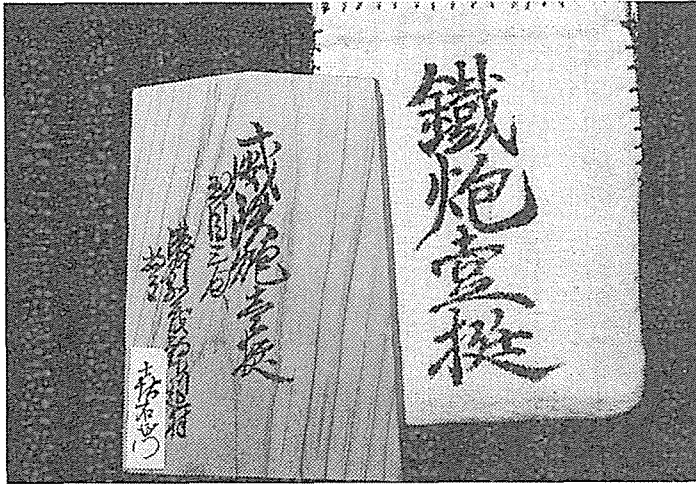
秋山太郎輔墓

ある。『川辺町史史料編下巻』農作物を荒らす動物を追い払うための鉄砲であったが、火器の所持には厳しいものがあり、下川辺役所の直接の管理となっていた。

陣屋引戻

高山代官所の出先機関は、当初肥田瀬村（武儀郡）にあった。この地域は、旗本大嶋氏（関）の支配地であつたが、家名断絶により同じ大嶋氏（川辺）の預り地となつた。そのため、出張所に類似した役所が併設され、加茂郡を中心とした地域の支配が続けられていった。『川辺町史史料編上巻』この役所の業務は、年貢・土木関係のほか、

鉄砲取締鑑札

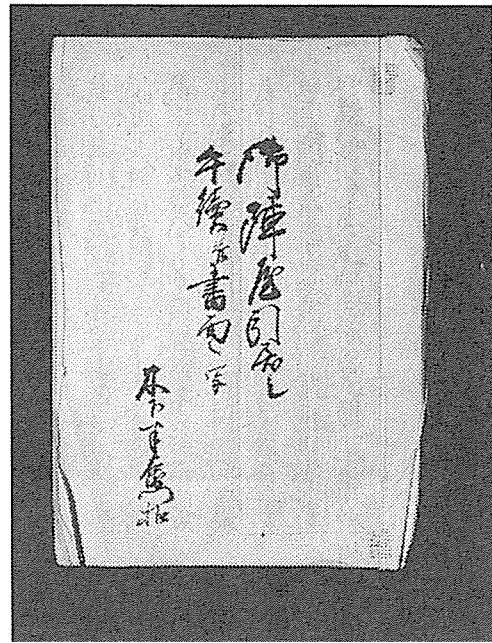


最も重要なものに、飛騨川を流下する飛州木材の管理があり、それには遠距離のこともあつて、享保十一年（一七二六）には上川辺村に新たな役所が設置された。このころには、加茂・郡上郡など三九か村の幕領地が再編成され、美濃代

高山代官所 下川辺役所 役人一覧表

年	郡代名	下川辺駐在役人名
享保13	長谷川庄五郎	飯田品右衛門 矢部皆右衛門 光用忠助
延享2	幸田善太夫	田神助右衛門 光用忠助 佐藤金三郎
寛延3	柴村籐右衛門	増井左吉 岩間竹右衛門 渡辺幸蔵
宝暦11	布施弥市郎	北川幸内 細谷幸助 斎藤九蔵
文化12	芝与市右衛門	秋山太郎輔
文政12	大井帯刀	秋山太郎輔 菊池丹次郎
天保10	豊田藤之進	秋山太郎輔
弘化2	小野朝右衛門	秋山太郎輔 渡辺勝三郎
嘉永5	福王三郎兵衛	山口瀬左衛門 近藤又三郎
安政5	増田作右衛門	松山栄太郎 白石岸之助

（下川辺陣屋沿革）



陣屋引戻記録

官から高山代官へと支配替えとなった。その後、さらに変地によって下川辺陣屋が新設され、高山代官所下川辺役所として発足した。享保一四年（一七二九）のことで、ときの代官は長谷川庄五郎であった。この代官は、八幡神社（下川辺）再建のさい金二両を寄進している。『川辺町史史料編上巻』

天保一〇年（一八三九）、従来下川辺役所扱いとなっていた村々が、美濃代官へ移管となり、今後は笠松陣屋の配下となることが決定された。これは下川辺役所の事実上の廃止を意味するもので、今後は笠松まで出向することとなり、それには遠隔地のため不便、それに出費ともなうことから各村は困惑した。そのため、下川辺陣屋の引き戻しを画策していった。この間、加茂・郡上両郡の庄屋を中心として幾度も協議を重ね、種々対策を講じたが成功せず、支配変更から五年経過して、江戸への陳情に出向することとなった。その経緯は次のようになっている。

一天保一五年二月 石神村村山儀兵衛の身内が犬山藩士の妹であり、内談の上、口上書を藩主成瀬隼人正に取次方依頼す。藩主理解を示す。

一同 年三月 下川辺村源三郎娘、信州飯田藩主堀大和守の家臣に奉公と聞く。大和守は老中格側用人のため、下川辺村役人集まり、源三郎に信州出立を依頼す。

一同 年五月 源三郎の帰村後、信州飯田へ下川辺村与次右衛門・半右衛門出立す。御家人水野門弥に面接、

引戻一件の書面提出、既にその趣旨は承知とのこと。

一同 年六月 喜右衛門・与次右衛門、夕田村に参り引戻しについて内談す。同意あり。

一弘化 二年二月 高山郡代豊田藤之進江戸へ出立との御用状到来。村役人一同集まり郡代に内談のため、喜右衛門出立を協議、下川辺陣屋用人秋山太郎輔も同道の予定。郡上郡村々からも、小那比村ほか三名の代表同道に同意なり。

一同 年二月 大雨・降雪の道中を中津に至り、ようやく郡代に面接す。書面預りとなり理解示す。

一同 年四月 森山観音堂供養あり、村役人一同並立会人五人、それに栃井村嘉吉ともども内談す。翌日再び村方五人組も寄合協議し、嘆願のため江戸出府を取り決め、一人は半右衛門とする。そのさい路用銀の充当予定もなく、半右衛門田畑の抵当を申し入れる。

翌日、木野村茂平同道の回答あり。鹿塩村徳右衛門・栃井村嘉吉も出府の取り決めに同意。同
一一日半右衛門・茂平出立す。

一同 年四月 岡崎に一三日到着、その後、浜松・三保・箱根を経て江の島に回る。さらに鎌倉から江戸浅草に、到着は二二日、旅程一二日間。

一同 年四月 到着の翌々日、高山郡代江戸屋敷に伺うも取込中、用人も不在とのこと。二六日郡代屋敷で用人に会う。内願一件につき郡代も理解ありとのこと。

一同 年五月 勘定奉行留役に面接。七日後に下谷役所より召出、内願書について取調べあり。二日後の九日、再び下谷役所で取調べ、支配高・陣屋迄の里数・各村々高について。絵図面を提出す。

一同 年五月 勘定組頭の厳しい吟味。また町奉行の吟味もあり。

一同 年五月 代官屋敷へ帰国のあいさつにうかがう。しばらく逗留するようにとのこと。

一同 年六月 陣屋引戻一件、奉行より老中へ進達とのこと。願書について近く許可となるとの内意、連絡あり。同八日、老中御聞濟、大願成就す。各所にお礼申上げる。同時に国元に書状出す。

一同 年六月 江戸出立一三日、大宮から熊谷に入る。その後善光寺から千曲川を経る。二四日には、木曾の架け橋を渡り水戸野へ到着す。翌二五日大井へ。翌日伏見で下川辺村役人ほか多人数の出迎えを受く。

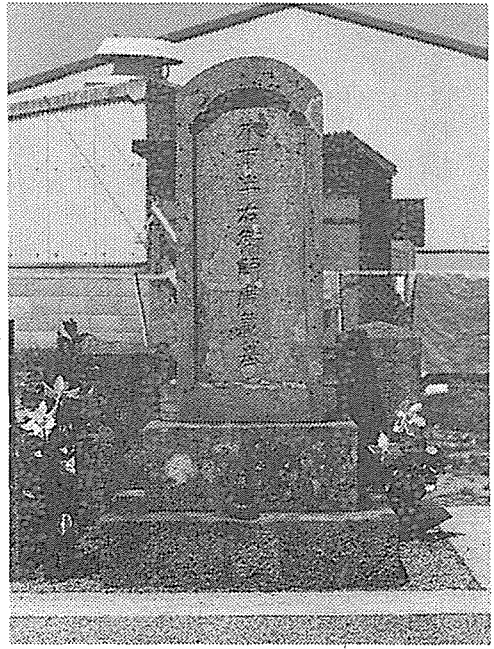
以上がその概要であるが、江戸幕府の決定事項が容易に改められたのは、民意優先の考えが働いたものと思われる。最早、幕末に至ってその権勢にも陰りが見えはじめ、民心の安定が第一とされたのではあるまいか。それに、江戸出府までの事前運動、出府後の各機関への陳情の努力が、このような成果をもたらしたのであった。

半右衛門帰宅後の引戻手続の文中に、

「弘化二己四月十一日出立いたし候も、偏秋山様之大徳之程より生戻り、遠き富士の裾野を押回り、東武浅草辺に宿を求め、前書日記之通六月七日に至り、七とせの大望一時に成就いたし候は、まことに前代未聞と申しながら、第一豊田藤之進様御親子之御威勢之御印し、且は芳賀天王神社の働き、又は祈りたてまつる豊川稻荷大明神の加護に依る。七とせの大望重からず成就なさしめ給つつ、無上恐み恐み謹てしるし置ものなり。」

とある。

江戸出府を実行した半右衛門の陳情は、父子二代に渡ったものであった。父親官兵衛の死後、その遺志を継承した



木下半右衛門墓碑

もので、足掛け七年の復帰運動となったのであった。半右衛門の道中記には、折に触れ短歌が幾首も詠まれ、そのときの赤裸々な心境には胸を打つものがある。『川辺町史史料編上巻』その墓碑にも、短歌が刻まれていて現存している。

江戸から帰村後、村役人が協議して、半右衛門自費の旅費を持参したが、表書きの水引のみ受取り、遂に金品は受けなかったという記録が残っている。いずれにしても各村々は、多額な金額の費消がともなったことを、当時の金銭出納簿が物語っている。

下川辺役所は、高山代官所の支配下に入ったが、一五年後の万延元年（一八六〇）には、再び美濃代官所へ支配が移管されていった。その時期には、幕府政治も崩壊寸前の状態にあり、役所は事実上の閉鎖であった。

一一 尾張藩領

尾張藩への分知

織田信長が全国統一事業を行えたのは、地理的好条件に起因しており、家康もまた、この地点を西国大名の抑えとして注目し、尾張藩を新たに設立した。そして、藩政の補佐役に腹臣の部下を付けるとともに、尾張藩の領地を美濃の各地で分知していった。特に、木曾川・飛驒川を一つの防衛線として設定し、東海道・中山道両街道の確保に務めた。

この防衛線は、幕府の重要政策の一つであつた。一朝有事のときには、この天嶮によつて東海道と中山道をしゃ断し、防衛するとともに、これを尾張藩に守らせることにしたのであつた。この体制よりみて、幕府がいかに美濃を重要視したかが察せられるが、尾張・美濃両国は、幕府の前衛基地でもあつたのである。

美濃における尾張藩領の設定は、慶長一七年（一六一二）・元和元年（一六一五）・同五年と相ついで行われ、さきに幕府直轄領に組入れた美濃の要地の、ほとんどが尾張藩領に編入されていった。

明暦二年（一六五六）の、「濃州御領分之内村々方覚帳」によれば、尾張藩領は六〇万九〇〇〇石余で、美濃国内にあつたのは一二万七〇〇〇石、ほかに新田として六〇〇〇石、合計で一三万三〇〇〇石であつた。これは美濃国内諸藩で最大のものとなつていて、一八郡内二九〇か村にも及んでいた。そのうち、加茂郡内の村々は次のようになっていた。

○元和元年（一六一五）八月編入分

下飯田 福嶋 比久見 下吉田 下麻生 太田 深田

上古井 今 栃井 信友 小山 西脇 山之上 勝山

上吉田 牧野 酒倉 野原

○元和五年九月編入分

加茂野 伊辺 蜂屋 川浦 鷹之巢 伊深 上飯田 下古井

黒岩 取組 大針 田代山寺 野原 川小牧 大杉

支配機構

尾張藩では、はじめ国奉行を設置して地方全般の事務を取扱つた。そして美濃には郡奉行を置いて、藩主の直轄地である蔵入地は代官、藩士の給知は郡奉行が管理していた。しかし、奉行は任地に赴くこと

がなかったため、地方の民情にうとく、そのため天明二年（一七八二）には郡奉行を廃止し、領内の要所に代官を置いて任地で執務させた。

加茂地域には、天明二年（一七八二）に太田代官所の設立が決定し、同年秋には建物が新築された。（現在の太田小学校敷地内）以後、明治元年までの八六年間、一二名の代官によって六郡一〇四か村が支配されていたのである。

太田代官所の支配地域は、加茂郡をはじめとして可児・武儀・恵那・土岐・各務の各郡に及び、石高は五万六〇〇〇石であった。そのうち、現在の加茂郡内の村々は次のようであった。

太田代官名一覧表

代 官 名	任命年	期間
井田 忠右衛門	天明2	6
月ヶ瀬 善次郎	天明8	4
長 坂 萩 助	寛政4	11
織 田 孫 七	享和3	3
小山 七朗兵衛	文化3	1
平野 弥三左衛門	文化4	3
毛受 仙右衛門	文化7	2
山 田 東 一 郎	文化9	6
馬 場 九 八 郎	文政元	5
矢 野 籐 九 郎	文政6	5
水 野 篤 助	文政11	9
渡 辺 源 六 郎	天保8	5
吉 田 助 次 郎	天保13	1
東 条 七 四 郎	天保14	9
本 間 初 三 郎	嘉永5	1
須賀井 重五郎	嘉永5	6
吉 田 次 郎 吉	安政5	1
馬 場 勘 三 郎	安政6	2
織 田 大 作	文久2	2
高 田 竟 六	元治元	1
村瀬 八郎右衛門	慶応元	2
本 多 三 四 郎	慶応4	1

加茂郡 太田・上古井・下古井・山之上・蜂屋・鷹之巢・伊辺・加茂野・伊深・川浦・下牧野・小山・今・西脇・

栃井・信友・深田（美濃加茂市）

酒倉・大針・大杉・黒岩・取組・勝山（坂祝町）

川小牧（富加町）

細目・久田見・野上・上牧野・上飯田・上吉田（八百津町）

下飯田・福島・比久見・下吉田・下麻生（川辺町）

田代山寺・葛牧・野原（白川町）

武儀郡 上麻生・神渕（七宗町）

坂之東（白川町）

可児郡 伊岐津志・錦織（八百津町）（注）郡名は当時の所属郡とした。

太田代官所の役人数は、代官のほかに一〇名程度の役人が常駐していて、租税・土木・訴訟などをつかさどっていた。

代官とは別に、川並奉行が飛驒川筋に設置されたが、これは飛驒木材の流木を監督して、川役銀を取り立てるためのもので、奉行・手代・足輕など、かなりの人数が出張していた。そして川の両岸に綱を渡して綱場を作り、飛驒川を流されてくる流木に、租税を課するのがその職務であった。流域では下麻生綱場に川並番所が置かれていた。

河川と道路管理を最重要行政とした幕府の施策は、結果的には流域の村々の領主を細分化することになった。このため、幕領・尾張藩領・旗本領が交錯して、支配関係を複雑化していった。

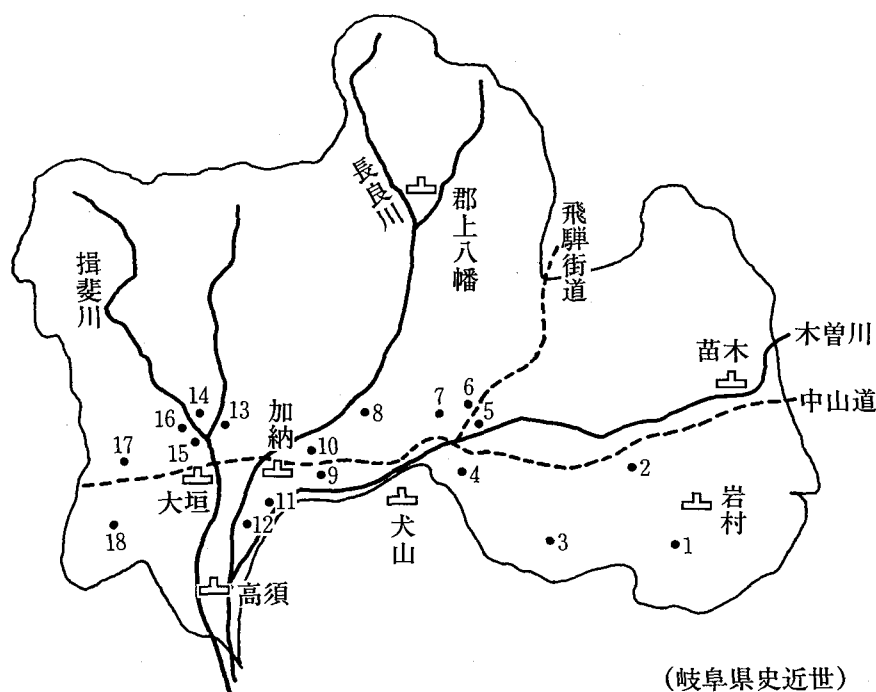
三 旗本領

旗本領の成立

徳川幕府には旗本・御家人といわれる直臣があつた。その呼称は、将軍に謁見する資格の有無で区分されていて、このうち旗本は地方に知行地を与えられていた。旗本所領の大部分は関東に集中し、近畿・中部がそれに次いでいたが、関東から近畿にかけては、主要道路の周辺にその所領地が配置されている。恐らく兵力動員の容易な地域を選んだものと思われる。これらは幕府の軍事的意図によるもので、江戸時代初期には、旗本の多くは知行地に在住していた。その後領主は江戸常駐となったため、支配は家臣に任せられることになり、領主不在の政治となった。

幕府にとって美濃は、近江とともに最重要地点であつた。そのため、七〇からの旗本知行地が置かれていたが、そのほとんどが他地域と競合の知行地となつて

第二節 支配体制の仕組み



(岐阜県史近世)

- | | | | | |
|----------|-----------|----------|-----------|----------|
| 1 明知遠山氏 | 2 釜戸馬場氏 | 3 上郷妻木氏 | 4 姫岡田氏 | 5 山本滝川氏 |
| 6 川辺大嶋氏 | 7 伊深佐藤氏 | 8 倉地村瀬氏 | 9 新加納坪内氏 | 10 更木徳山氏 |
| 11 舟原中川氏 | 12 江吉良林氏 | 13 居倉青木氏 | 14 中之元西尾氏 | |
| 15 白鳥津田氏 | 16 六之井加藤氏 | 17 岩手竹中氏 | 18 多良高木氏 | |

美濃における旗本配置図 (2000石以上)

いた。それは尾張藩を中心とした対西国への、先鋒部隊としての意味あいも含んでの配備であった。大嶋氏のように、江戸時代以前から美濃に関係のあったもの、あるいは滝川氏のように、関ヶ原役後はじめて召出された旗本もあったが、流域の重要地点は、これら直参の家臣団によって抑えられていたのである。

加茂地域の旗本領 この地方に配置された旗本は大嶋氏を除いて七家が数えられるが、その経歴は次のようである。

滝川氏 山本・為岡・野原・加茂野・則光村の一部で、六九九石を知行していた。秀吉に仕え、関ヶ原役には西軍に属し、その後家康に召出された。初代は尾張藩の付家老に任ぜられたが、明治維新まで九代続いた。

伏屋氏 下古井村の一部、四四三石を知行していた。秀吉・家康に仕え、明治維新まで一〇代続いた。

神氏 下古井村の一部などで五〇〇石を知行していた。はじめ信長に仕え、その後家康に属した。明治維新まで一〇代続いた。

佐藤氏 伊深村の一部で一三〇〇石を知行していた。伊深に城を構えて斎藤道三に従っていたが、その後家康に属した。明治維新まで一二代続いた。

西尾氏 肥田瀬・市平賀・稲口・羽生・今泉・大針の各村の一部で一〇六〇石を知行していた。揖斐城主の家系で明治維新まで八代続いた。

金田氏 西田原・大山二か村の一部で一二六六石を知行していた。関東から三河に移って家康に仕え、明治維新まで九代続いた。

前田氏 羽生村の一部で四一〇石を知行していた。伊勢から三河に移って家康に仕えたが、八代のあと系譜不明。

旗本大嶋氏の経歴

旗本大嶋氏の家譜は、清和源氏にはじまり、源義家から新田・里見氏を経て、義継の代になって大嶋氏を名乗り美濃に移住した。大嶋氏中興の祖、光義から数えて一三代前のことである。したがって大嶋氏と美濃との関係は、かなり古い時代にさかのぼることができる。

光義は、弥三郎光時（光宗）の子で、永正五年（一五〇八）正月七日美濃国関村に生まれた。父は、永正一二年山県合戦で多くの家臣とともに戦死している。光義八歳の幼少のため縁者、大杉弾正に育てられ、のち長井隼人に属した。長井氏没落後、永禄七年（一五六四）信長に召され、弓足輕頭を命ぜらる。元龜元年（一五七〇）坂本合戦のさい、信長賞して「今日の働き白雲をうがつが如し、今日より名を雲八と改めよ」と命ぜられ、以来雲八を通称とした。本能寺の変のさいは安土城にあったが、城中の士卒動揺のため妻子を連れて美濃に帰った。同年十一月秀吉に召出され弓足輕大将となり、六〇〇〇石の領知す。文禄元年（一五九二）朝鮮の役に、肥前名護屋に陣した。慶長三年（一五九八）五二〇〇石を加増され、美濃国席田郡・尾張国愛智・中嶋郡・摂津国豊嶋・武庫五郡のうちで一万二〇〇石余を領知す。関ヶ原の役では、家康に従って下野国小山に出陣し、のち関ヶ原に転戦す。ときに九三歳の高齡。翌年正月戦功により、七〇〇〇石の加増から一万八〇〇〇石余となる。このとき、幕閣の本多正純をして、豊後国臼杵城主に推挙されたが辞退した。

光義生がい戦に臨むこと五三度、感状四一通に及ぶ。慶長九年（一六〇四）七月病床にあるや、家康より金銀・呉服を贈られる。同年八月二三日逝去九七才。大雲寺（関市）に葬る。生前の請願により、遺領を四子に分与してそれぞれ旗本となる。

支配地

大嶋氏の支配地については、『川辺町史史料編上・下巻』『美濃一國郷帳』などによれば次のようになって
いる。しかし、四子に分与後の変遷については明確でない部分がある。

関大嶋氏 七五〇〇石

武儀郡 関村 山田村

加茂郡 下川辺村 石神村 上川辺村 鹿塩村

加治田村 大山村 絹丸村

各務郡 大洞村

大野郡 西方村の内 古橋村の内

摂津国豊嶋郡 嶋江村 三屋村 牛立村 蔭江村

庄本村の内 嶋田村の内 野田村の内

川辺大嶋氏 四七一〇石

加茂郡 川辺中之番村 枋井村 滝田村 鋳物師屋村の内

武儀郡 池尻村

池田郡 八幡村

摂津国豊嶋郡 庄本村の内 嶋田村の内 野田村の内

迫間大嶋氏 三三五〇石

加茂郡 迫間村 夕田村 鋳物師屋村の内

席田郡 上之保村

大野郡 西方村の内 古橋村の内

摂津国豊嶋郡 洲到止村 嶋田村の内 庄本村の内

そのほか、四男の光朝に二五五〇石が分知され、下川辺村などを与えられたが間もなく改易となっている。関大嶋氏の家系断絶から、武儀・加茂両郡の各村と、豊嶋郡の各村が川辺大嶋氏の預り地となったが、元禄元年（一六八八）に、その大部分が幕領代官の支配地に移管されていった。

川辺・迫間両大嶋氏は、幾多の激動を乗り越えて明治維新に至るが、その間、加治田・豊嶋両大嶋氏などの分家あり、領地の分割などもあつて、その領地高は複雑な経緯をたどっている。したがって、石高増減の実体は不明確となっているが、維新のさいは次のようであつた。

川辺大嶋氏 采地 二八〇〇石

加茂郡 川辺中之番村 栃井村

武儀郡 関町

豊嶋郡 庄本村 嶋田村 野田村各村の内

迫間大嶋氏 采地 一五〇〇石

加茂郡 迫間村

席田郡 上之保村

豊嶋郡 洲到止村 嶋田村 庄本村各村の内

関大嶋氏

初代光成 信長・秀吉に仕える。関ヶ原の役には東軍にあって軍功があった。遺跡七五〇〇石を継ぎ関村に在住す。慶長一三年（一六〇八）十一月一六日卒去。享年五〇。

二代弥三郎光親 秀吉・家康に仕える。遺跡を継ぎ大坂両陣には枚方に出陣して軍功があった。寛永六年（一六二九）六月六日卒去。享年四八。

三代義豊 久吉・光豊。遺跡を継いだが寛永一四年（一六三七）一〇月一七日卒去。享年一四。子がないため断絶。

義豊は、幼きころより和歌に秀で宮中に召された。そのさい梅花に蝶の飛しょうあり、以来、梅の折枝と三連の揚羽蝶を家紋とした。

川辺大嶋氏

初代茂兵衛光政 はじめ斎藤氏に仕え、硯ヶ渕の合戦に参加。その後丹羽氏を経て秀吉に属す。摂津・越後と



二代大嶋義唯像



初代大嶋光政像

転戦し、賤ヶ岳の戦いにも参加。九州遠征そして朝鮮出兵のさいは渡海す。文禄四年（一五九五）池田郡で一〇〇〇石の地を与えられた。関ヶ原役には家康に従って功あり。大坂両陣には枚方に出陣す。父光義の死後、加茂・武儀・池田・豊嶋四郡のうちで四七一〇石を分与され、中川辺村に在住す。元和八年（一六二二）八月一二日卒去。享年六〇。

二代茂兵衛義唯 慶長一八年（一六一三）はじめて家康に謁す。大坂両陣には父とともに出陣し、元和八年（一六二二）遺跡を継ぐ。関大嶋義豊の死後、その旧知は収公されるべきところを、祖父光義の勲功によって寛永一七年（一六四〇）義唯の預り地となる。同時に、義豊の加茂・武儀・豊嶋三郡の旧領の一部を与えられ、新開田と合わせて五〇七〇石の知行となる。このとき、川辺中之番村（中川辺村）は正式に義唯の知行地となった。この間、寛永一五年（一六三八）七月には、駿府御殿普請奉行を勤める。慶安三年（一六五〇）八月二五日卒去。享年五一。



大嶋義也寄進の燈籠

三代出羽守義近 寛永一六年（一六三九）一〇月將軍家光に謁す。慶安三年（一六五〇）一二月遺跡を継ぎ、五九〇石を弟左兵衛義保に分与し、加治田大嶋氏とする。のち、新開田を加えて知行五〇〇〇石となった。承応三年（一六五四）四月、甲府城守衛の役を勤める。天和二年（一六八二）七月伊勢神宮造宮奉行を勤め、同三年三月功により出羽守に任ぜらる。元禄三年（一六九〇）五月二九日卒去。享年六七。

四代肥前守義也 寛文一二年（一六七二）五月將軍家綱に謁す。元禄三年（一六九〇）八月遺跡を継ぎ、弟内蔵助義全に三〇〇石を分与し豊嶋大嶋氏とす。そしてみずからは四七〇〇石を知行す。同一二年六月長崎奉行となり、九月伊勢守となる。同一六年には作事奉行となり、その後、西の丸留守居役などを勤める。享保八年（一七二三）一月三日卒去。享年六四。

五代雲八義房 大嶋因幡守義全の長男、義也の養子となる。宝永五年（一七〇八）一〇月將軍家綱吉に謁す。享保八年（一七二三）一二月遺跡を継ぎ寄合に列す。宝暦二年（一七五二）六月八日卒去。享年五四。

六代肥前守義里 延享四年（一七四七）二月將軍家重に謁す。宝暦二年（一七五二）九月遺跡を継ぎ、明和六年（一七六九）八月定火消となる。その後、西の丸の小姓組頭、書院頭などを勤め、その間安永七年（一七七八）一二月は肥前守となる。寛政二年（一七九〇）三月職を辞す。同七年三月一日卒去。享年七一。

七代肥前守義和 安永六年（一七七七）三月將軍家治に謁す。寛政二年（一七九〇）七月家を継ぎ、同九年二月火事場見回役を勤め、その後定火消となる。享和三年（一八〇三）八月六日卒去。享年四九。

八代肥前守義優 人吉城主相良長寛の子で義和の養子となる。文政五年（一八二二）閏正月二五日卒去。享年四〇。

九代伊勢守義彬 今治城主松平定剛の子で義優の養子となる。慶応元年（一八六五）九月二五日卒去。享年六三。

一〇代摂津守義直 維新にさいし本領を安堵されるも、明治三年二月采地を奉還す。二八五六石余。明治一一年九月二五日卒去。享年不詳。

迫間大嶋氏
初代久左衛門光俊 慶長九年（一六〇四）八月、父光義の遺領のうち、加茂・席田・大野・豊嶋四郡において三二

五〇石を分与さる。元和四年（一六一八）七月一八日卒去。享年四八。

二代久左衛門義治 元和四年（一六一八）一二月遺跡を継ぐ。このとき弟瀬兵衛光隆に五〇〇石を分知す。寛永一八年（一六四一）四月一三日卒去。享年五五。

三代久左衛門義雄 寛永一八年（一六四一）一二月遺跡を継ぎ寄合に列す。万治二年（一六五九）一二月一三日卒去。享年四五。

四代雲四郎義高 万治三年（一六六〇）一二月遺跡を継ぎ寄合に列す。このとき弟鍋之丞義詮に五〇〇石を分知し、二七五〇石を知行す。宝永四年（一七〇七）一〇月一八日卒去。享年六四。

五代久左衛門義敬 宝永五年（一七〇八）閏正月遺跡を継ぐも、父義高の減封から加茂・席田・豊嶋三郡で二〇〇〇石を知行す。寛保元年（一七四一）九月一三日卒去。享年五四。

六代雲四郎義苗 寛保元年（一七四一）一二月遺跡を継ぎ、明和二年（一七六五）五月寄合に列す。寛政九年（一七九七）七月二五日卒去。享年八一。

七代雲四郎義順 安永七年（一七七八）一二月家督を継ぐ。没年不詳。

以後八代雲四郎義言、九代丹波守義彰を経て一〇代喜八郎に至って維新となり、采地を奉還した。

加治田大嶋氏

初代左兵衛義保 慶安三年（一六五〇）一二月、父茂兵衛義唯の遺領五九〇石を分知された。延宝元年（一六七三）六月二八日卒去。享年四三。

二代織部義浮 延宝元年（一六七三）七月遺跡を継ぐ。のち新開田を合わせて六〇〇石となる。延享三年（一七四

六) 八月九日卒去。享年七九。

三代織部義陳 延享三年(一七四六) 十一月遺跡を継ぐ。天明八年(一七八八) 十一月九日卒去。享年六八。

四代伊豫守義充 天明三年(一七八三) 七月家督を継ぐ。没年不詳。

以後五代織部、六代右京を経て七代金三郎に至って維新となり、采地を奉還した。

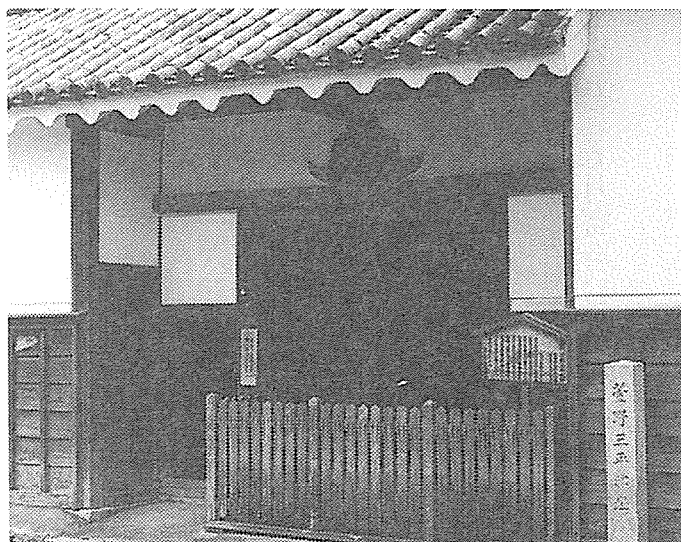
大嶋光義の四男光朝は、当初二五五〇石を分与されたが、法禁に触れ改易となった。この法禁とは、大坂方(秀頼)に近づいたためといわれているが明らかでない。その後、備前岡山の池田氏を頼り、さらに江戸に出て、旗本に登用されたと伝えられている。

赤穂浪士と大嶋氏

川辺大嶋氏四代義也は、弟義全に摂津豊嶋郡庄本村などの支配地を分与した。そのとき家臣で、代官役

人を勤めたのが萱野七郎左衛門であった。その三男が三平で、一三歳のとき大嶋義也の推挙によって、赤穂城主浅野内匠頭長矩に小姓として出仕している。

元禄一四年(一七〇一)の赤穂事件のさい、その第一報を急便で、江戸より赤穂にもたらした使者の一人がこの三平であった。その後三平は、敵討ちの同志に加わって実家で時期を待っていたが、同志との合流のため江戸へ出向を思い立った。しかし父親の七郎左衛門は、世間のうわさから赤穂浪士の行動を察していた。もし我が子が法を破るような行動に参加すれ



萱野三平の屋敷(箕面市)

ば、推挙した主君大嶋氏に、迷惑のかかることを恐れたのであった。そのため、三平に思いとどまるよう説得した。

三平は、主君への恩義と父への義理に悩み続け、山科の大石内蔵助に遺書を送って、みずからの手で生命を絶った。二八歳の若さであり、辞世の句に、

晴れゆくや日頃心の花曇り

が残されたが、吉良邸討入の一〇か月前のことであった。三平の死は、揺れ動く同志を結束させることとなり、その死は決して無駄ではなかったのである。

大嶋屋敷と家臣

中川辺村を本拠とした川辺大嶋氏は、現在の西小学校に広大な屋敷を構えていた。この屋敷は、小規模の城郭形式となっていて、大谷池から水を総堀に引いて土塁を高くし、内側には松・杉が並列していた。そして北側には沼沢があつて、敵の侵攻を防ぐ体制が整えられていたが、その規模は次のようであつた。

総構	東西一六二間
	南北一五二間
屋敷	東西八七間
	南北六〇間
蔵屋敷	東西二五間
	南北三一間
屋敷	二三軒

そのほか、領主が江戸に常駐のため、幾つかの屋敷が与えられていたが、その敷地は次のようであった。

居屋敷	愛宕下烏森稻荷小路	一七〇九坪
中屋敷	下渋谷三田村	七〇〇坪
下屋敷	下渋谷祥雲寺前	四〇五六坪

川辺大嶋氏が支配した武儀郡関町・豊嶋郡庄本村などには、それぞれ代官屋敷が設置されていたが、その規模は明らかでない。しかし大嶋氏直属の家臣は、各代官所に二〜三名が配属されていた。

家臣団の総数は、江戸・川辺・関・摂津の四か所で、小人・女中を含めると一四六人に達している。そのうち主なる家臣名は次のようであった。

(川辺屋敷駐在)

大嶋・中村・高橋・三沢・羽瀧・朝倉・関・石原・藤井・岡村・村山・吉田・助川・山本・伊藤・大橋・湯本・河嶋
(江戸屋敷駐在)

大嶋・佐藤・長谷川・高梨・箕田・古市・安野・後藤・野

大嶋氏屋敷絵図(川辺西小学校)



大嶋氏屋敷絵図(川辺西小学校)

田・渡辺・井上・栗山・橋本・小嶋・河村・各務・塚原・嶋田・平岡・勝村・岡嶋・竹内・岡田・小西・小野・
広瀬・柴山・久保・杉田

(関代官所駐在)

立木・金子・亀山

(摂津代官所駐在)

萱野・高林

このうち家老格としては、大嶋三郎右衛門・朝倉源太左衛門・大嶋十兵衛・伍藤十右衛門の四名があげられる。これ以外にも川辺駐在役人として、山田・交告・西垣の家臣の名前が記録から見られる。

大嶋屋敷と中川辺の町並をみると、一つの城下町とみなしてもよいはずなまゝになっている。屋敷の東を南北に通ずる飛騨街道が走り、このあたりから飛騨川沿いの溪谷に入って行くが、この地域が、美濃から飛騨に入る要衝であったことは否定できない。それだけに、大嶋氏の役割は重要なもので、家臣団の構成と配置も、それにふさわしいものであった。しかしこの家臣も、財政破たんにもなう度重なる改革によって、江戸詰めとなる者、やむなく武士を棄てる者が続出していった。そのため川辺に残留し、現在もその家系を保っている家は一軒に過ぎないのである。

第三節 土地制度と貢租

一 検地

土地と検地

幕府の農業対策は、農民を土地に結び付けて生産を行わせるのが目的で、そのため種々の掟書が作成されている。農民は田畑を荒らしてはならない。年貢は必ず納めること。未納となった場合は共同責任となることなどが規定されている。

当時は、駆け落ちする農民が多く、幕府としても農民確保上から、厳しい取締りを必要としたのであろう。村民もこの政策には協力的であった。逃亡する農民が多ければ、それだけ村民の負担が増大することになるからである。流域内の尾張藩も農民政策には積極的で、出稼奉公を禁止し、他国への出国を取締ったが、違反者は死罪との厳罰を持って臨んだ場合もあった。

一方、幕領地内でも数多くの取締条目が出されている。万一農民の家名が断絶した場合、別の農民を立てて家をつぶさないようにとの規定があり、いずれも農民が、土地から離れるのを防ぐためのものであった。一方では、土地の貢租を確定する必要から、その面積の測量が定期的に行われるようになったが、これが検地である。

検地とは、“御縄入れ”ともいって、年貢徴収を目的として実施された一種の地積調査である。これを全国的な規模としたのは豊臣秀吉で、「太閤検地」といわれるものであった。また秀吉は、一反を従来の二六〇歩から三〇〇歩とし、

石 盛 表

村 名	下川辺村	中之番村	石神村	上川辺村	鹿塩村
上田	15	14 15	14 15	15	14
中田	13	13	13	13	13
下田	11	12	12	11	12
下々田	9	11	11	10	—
上畑	12	11 12	11 12	12	10
中畑	10	10	10	10	8
下畑	8	9	9	8	6
下々畑	6	8	8	6	—
屋敷	12	—	—	12	—

田畑を上・中・下・下々の四等級に分けて石盛^{こくもり}を定め、
榊^{かし}は京榊を使用するように指示した。

石盛とは、田畑などの生産高を米の収穫量に換算したものであった。上田一石五斗とは、上田一反歩の生産高が玄米で一石五斗のことで、下畑八斗とは、畑一反の農作物を米に換算すると八斗ということである。

太閤検地の石盛は、上田一石五斗、中田一石三斗、下田一石一斗、下々田見はからい、上畑一石二斗、中畑

一石、下畑八斗、下々畑見はからい、となつてゐる。この石盛は、江戸時代にも一定の基準として留用されていった。川辺町内各地区の、当時の石盛は表のようであつた。なお、下飯田村・福島村・比久見村・下吉田村・下麻生村の五地区については、記録が残されていないのが実状である。

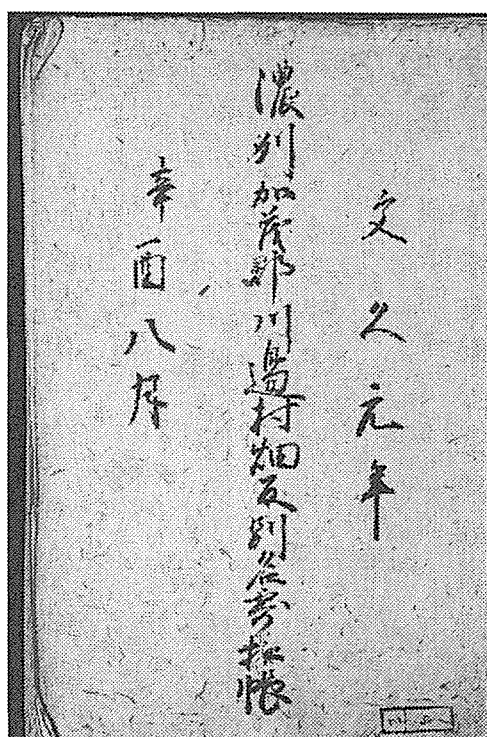
美濃の検地は、慶長一四年（一六〇九）・一五年にわたつて、大久保石見守長安によつて実施された。この検地は、長安を総奉行とし、その手代・代官と、加納・岩村・岡崎・桑名・彦根など、近隣の諸大名を動員して行われた大がかりなものであつた。これ以後、美濃一国の総検地は行われていない。

長安は、美濃奉行として、代官頭として一四年間在職し、美濃における徳川幕藩体制の確立に、大きな貢献をしたのであつた。

郷帳

石見検地による美濃一國総石高の調査は、その後も部分的に実施されていた。すべて幕府の指示による調査で、元和・寛永・正保・元禄・享保・天保の各年代であり、合計六回行われたが小規模のものであった。そのなかで、正保元年（一六四四）幕府が諸国に命令して作成させた郷帳は、国絵図とともに提出され、正保郷帳として貴重な史料となっている。これら石高の、川辺各村における比較は次の表の通りである。

これによると、栃井村はまだ村落が形成されていなかったので、一村としての検地は行われていなかった。石神村・鹿塩村の空欄は明らかでない。増減については、中之番村が減少傾向にあったが、河川のはらんによるものと推定される。鹿塩村の増額は新田開発と考えられ、そのほかの村石高については変動はなかった。

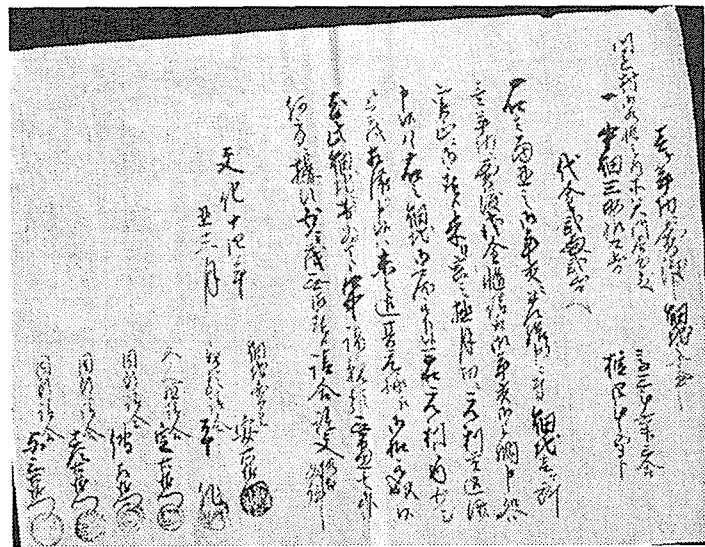


畑 反 別 帳

検地は、田畑に竿を入れて実測し、土地台帳を作ることであるが、新田といわれる隠田も嚴重に調査された。そして田畑とも上中下の等級が定め

村 別 石 高 表 単位：石

村 名	太閤検地	石見検地	正保郷帳
下川辺村	695.520	695.520	695.520
栃井村	—	—	—
中之番村	1424.730	1631.500	1124.730
石神村	585.900	—	585.900
上川辺村	796.170	796.170	796.170
鹿塩村	223.267	—	223.867
下飯田村	263.240	263.240	263.240
福島村	350.936	350.936	350.936
比久見村	514.350	514.350	514.350
下吉田村	193.300	193.300	193.300
下麻生村	303.690	303.690	303.690



売 渡 証 文

られ、それぞれ石盛高が決定されたが、納入石高の打ち出しである。検地役人は土地の善悪をよく知り、不公平があっても村内で調整し、一村の定められた租率は維持するようにと指示されている。領主としては年貢の確保が目的であって、減少は極力回避したかったのであろう。

一方、幕府は農民に対し田畑の売買を禁止している。違反者は厳罰に処すという触書をたびたび出したが、必ずしも守られなかった。幕府としては、年貢徴収を確保するため零細農家を増やさない方針であったが、年貢納付が不能となれば、農民は田畑を質入れして、貢納に充てざるをえなかったのである。

田畑の質入れ期間は一〇年に及ぶものもあって、一定期間内に金銭が返済できない場合は質流れになる。つまり、事実上の売渡しであった。田地の売却によって、自作農から小作農に転落する農民も多く、それらは、「年季二相極売渡申田畑之事」という証文によって、その状態を知ることができる。『川辺町史史料編下巻』 また、借用金銭返付のため、借り主の家へ奉公に出る場合もあったが、高利による利息に充当されて、結果的には田畑は他人に譲渡となったのである。

新田開発

耕地面積と生産高の向上は、人口の増加に関係なく自然のすう勢であり、その実測を行うのは封建社会の基盤として、幕府の最重要政策の一つに数えられていた。それと並行して、新田の開発も重要施策で

美濃国総石高・村数変遷

調査年代	総石高	前期との 増加率	総村数	前期との 増加率
慶長～寛永 (1596～1643)	石 601.048	%	村	%
正保 2 (1645)	608.750	1.2	1.253	
元禄 14 (1701)	645.101	5.9	1.631	29.9
天保 5 (1834)	699.764	8.4	1.602	減 1.6
明治 4 (1871)	729.831	4.2	1.509	減 5.9

(岐阜県史近世)

あり、そのため幕府は、新田開発法令をしきりに公布している。

上表は、美濃国の石高と村数の変遷であるが、石高の増加は比較的低位に移行している。しかし村数は、新田開発にともない群小村落が増加したが、その後の水害と飢饉などによって、減少傾向を示している。これを加茂郡単位の石高系数で見みると、慶長年間を一〇〇とすると、元和一〇二、元禄一〇四、天保一〇九、明治一一三となる。美濃国各郡の平均値を下回っているのは、元禄期と明治期で、かなりの新田開発が実施されたのである。川辺町内の新田で明確なものは、正保年間（一六四四）に、中之番村七七石、下飯田村二五石の増加との記録が残っている。そのほかの村落でも盛んに新田開発が行われたものと推測される。

このように、当時の経済の中心は米であったので、幕府も諸藩も新田開発に積極的であった。新田は鋤下年季といって、三年から五年の間は無年貢とするのが通例となっていた。そして年貢高に算入された年のえとを付けて、未新田などと呼ばれるようになった。しかし新田開発にはかんがい用水がともなうものであり、そこには必ず、先人の用水開発への努力が払われた跡がある。それも平坦地という条件と、多額の必要経費から、新用水路の開設は至難な場合が多く、各村落では、自然流水による溜池に、頼らざるをえなかったのが実態であった。

新田開発によって新しくできた村は、飛驒川流域では比較的少ないが、元禄時代（一六八八）の新村は、加茂郡では川合村・森山村・栃井村などが記録されている。これらは、元禄郷帳にはじめてあらわれた村名で、正保郷帳以

降に新しく成立した村落であった。その村名と石高は次のようである。

川合村 二九 森山村 八三 伊瀬（蜂屋）村 三五〇 兼行（牧野）村 二二四 船頭（和知）村
石高不明 大迫間（細目）村 一一八 鯉居（細目）村 二四 油皆渡（細目）村 三三 仙沢（細
目）村 二九 北山（細目）村 一二九 鷺原（葛牧）村 一三 栃井（下川辺）村 一九四 栃井
（中之番）村 四〇九

このうち両栃井村の二か村は、従来は下川辺・中之番両村の枝村として村落を形成していたのであり、ここにおいて、川辺町の江戸時代の村落数は一二村となった。

二 貢 租

貢租の種類

領主が農民に課した租税を貢租といい、田畑にかかる地租、山林などの雑税、労役を負担する課役、商人に課せられる運上・冥加金などがある。その名称は、物成・取箇・伝馬宿入用・蔵前入用など多種にわたる呼び名があった。

本途物成 田畑や屋敷に課せられる本年貢のことで、幕府や諸藩の財政はこれによって賄われていた。租率は必ずしも一定せず、五公五民あるいは三公七民といわれたが、四公六民が普通で、この租率を免・免相と呼んだ。また村に渡される年貢の通知状を免定・定免・免状といい、免が四ツ半の場合は四割五分、すなわち四五パーセントの租率であった。これは田畑の所有高の大小にかかわらず一律とされ、したがって、小百姓には負担増となった。

口米・欠米・込米　口米・欠米・込米は付加税で、口米は年貢徴収役人の費用、欠米は年貢輸送にともなう欠損米の補助、込米は年貢をはかるときに不足する米の補助であり、これらは合わせて本年貢の一〇パーセントが租税として徴収された。

小物成　山林・原野・河川の収益にかかる租税で、山年貢・山小物成・山手米などがこれに属した。

夫役　労役に服することで、米や金銭による代納制に切替えられていったが、助郷制のみは別であった。主要街道の宿駅に一定の人馬が徴発され、課役を負担した村を助郷村、農民を助郷役といった。

運上冥加　商業・工業・漁業など各種営業に対して課せられる租税である。

そのほかにも伝馬宿入用米あるいは六尺給米・蔵米などがあつて、すべて農民の負担となっていた。徴収額は米納・金納などの措置がとられていたが、租税額は地方によってかなり相違していた。

検見法

年貢の租率を決める方法で、検見とは毛見ともいい、毛は田畑の作物のことである。この検見法は、実収高に基づくもので、内見・小検見・大検見の三段階があつた。内見は、村役人と地主が立会つて下見をし、内見帳を作つて役所に提出する。小検見は、代官の手代が来村して内見帳の実地調査を行う。大検見は、代官がみずから来村し、小検見に基づいて最終決定をくだすというものであつた。

町内には内見帳が残っていないが、その作成には大変な労力を要したことであろう。一村あげての石高反別と作柄の等級区分、収穫予定高の算出など、それが年ごとに必要となつた。それに役人の検見用具の準備や接待も無視できない出費であつた。幕府は、検見実施のさい村負担の軽減、接待の禁止をそのつど申し渡したが、査定に手心が加えられることもあつて、決して守られることなく弊害となつた。

定免法

検見に対し定免は、土地の水害やかんばつに關係なく、過去の実績の平均値を定め、一年・五年・七年・一〇年間の年貢高を、あらかじめ決定しておく方法である。いわば租率を一定しておくのが定免法であったが、この方法をとれば、領主は年々の収入が一定するという特色があつた。しかしこの方法でも、凶作あるいは水害によつて収穫高が三〇パーセント以上減収の場合は、農民の願い出により役人が出向し、租率の切り下げを行つた。これを“破免”ともいった。

検見・定免の二法には一長一短があり、一般的には江戸時代の中期ごろまでは検見法が多く、それ以降定免法が増えてやがてこれが主体となつていった。元禄から享保年代にかけて、笠松役所の代官職にあつた辻六郎左衛門の上申書は、あまりにも有名である。幕府に提出した意見書の内容は概略次のようであつた。

(検見法)

- ・ 収穫の増減によつて年貢を決めるので、実情にあつたものである。
- ・ 弱小農民にとっては情あるはからいとなる。
- ・ 実地調査にさいし多額の費用が必要となる。
- ・ 役人が賄賂によつて手加減を行うなどの不正がおきる。

(定免法)

- ・ 年貢が一定であるので、収穫が増えれば農民の取りぶんが増える。
- ・ 農民は仕事に励みがでて一生懸命働く。
- ・ 実地調査に要する費用が不用である。

・領主は収入が一定するので、年間の予算が立てやすい。

・凶作の年は農民は不足分を補うこととなり、特に弱小農民の負担が大きい。

代官辻六郎左衛門は、検見と定免の比較を上申したが結論は出していない。しかし年貢納入方法は、しだいに定免が主流となっていくが、それは時の流れでもあった。

川辺町の検見・定免の実態を、『川辺町史史料編下巻』から見てみると次のようになる。

下川辺村 幕領地で、宝暦十一年（一七六一）の年貢取米帳は、未年より辰年までの一〇か年間を定めたもので、定免法によっている。その後、明和三年（一七六六）には、酉年より卯年までの七か年の定免に変更となり、一部金銭納付としている。それが安永三年（一七七四）には検見法をとっていて、年貢米が二六石余の減額となっているが、災害によって検見となったものである。それ以降、文政一三年（一八三〇）まで検見法によって米納・金納とし、同年には七か年の定免に変更、明治期に至っている。

川辺・栃井両村 旗本大嶋領で、史料が乏しいので明らかでないが、文政四年（一八二一）には五か年間の定免法をとっている。「御定免請負証文之事」の文書で、「少々損亡御座候共、御訴詔申上間敷候・・・」とあり、役人名で請書を提出している。幕領・藩領と異なり、地元駐在旗本役人と意志の疎通ができ、災害発生の際は十分な談合がはかられたことと思われる。

石神村 幕領地で史料が乏しいが、文化二年（一八〇五）の年貢明細によれば定免法が適用されており、二か年の定免である。その中に年貢回米は飛騨川を積下し、舟路一九里とあり、白鳥港（名古屋）まで運んだことまで明記されている。石神村も、江戸時代中期ごろまでは検見法を適用し、その後は定免法に変更となったと推定される。

上川辺村 幕領地で、元文二年（一七三七）の免状には、申年より巳年まで一〇か年定免とあり、定免法をとっている。その後、寛政五年（一七九三）には検見法をとっているが、災害が発生したため検見となったもので、それとともに、金納扱いを増額して米納が減少している。しかし、安政六年（一八五九）の文書には、納古山地域を従来の五か年定免から一〇か年定免に変更を願っていることから、それ以前に検見から定免に変わっていたことと推定される。この納古山地域の定免については、三分の一以上の損毛以外は、毎年一定額を納付すると記載されている。山間地帯であり、従来の比較的少ない年貢高の維持をはかったものである。以後、明治期に至るまで定免法であった。

鹿塩村 幕領地で、かなりの史料が春日神社に所蔵されている。享保二〇年（一七三五）の免状には、申年より巳年まで一〇か年の定免とあり、定免法をとっている。その後、寛政二年（一七九〇）には検見法となっているが、さしたる災害もみられず、理由は明らかでない。しかしそれも短期間で定免法に変わり、明治期に至っている。鹿塩村は当時、上組・下組に分かれ、明治初年まで上・下組別々に年貢を納付していた。

下飯田村 尾張藩領で、宝暦六年（一七五六）の免状は、子年より辰年まで五か年定免とあり、定免法をとっている。そして、安永三年（一七七四）のものも、午年より戌年まで五か年の定免法となっていて、以後明治期に至っている。

福島村 尾張藩領で、享保三年（一八〇三）の免状は一か年の定免であり、定免法をとっている。そして文化六年（一八〇九）のものも一か年定免で、検見取はないとの記述があつて、慶応元年（一八六五）になると一〇年間の定免とあり、明治期に至っている。

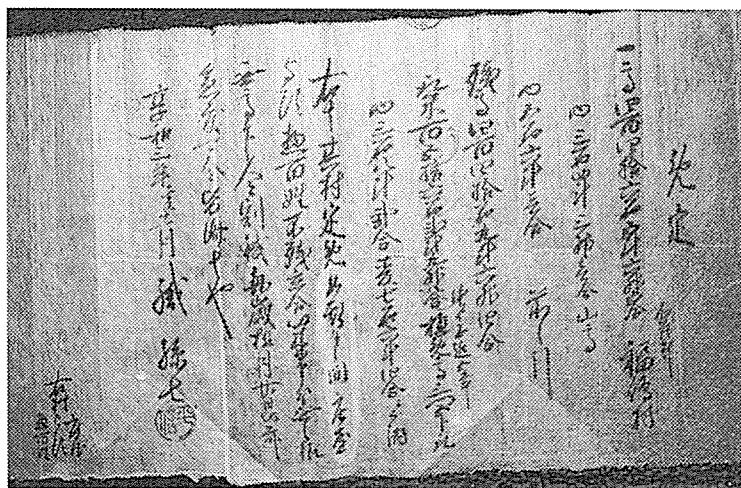
下吉田村 尾張藩領で、天和二年（一六八二）の免状は一部検見によつた一か年の定免であるが、宝暦七年（一七

五七)のそれは、内容で三か年と五か年間の定免法をとっている。そして天明三年(一七八三)の定免も同一方式によったものであり、明治期に至っている。なお、比久見村・下麻生村の両村については、史料が全くなく明らかでない。

年貢租率

封建時代の農民は、領主や家臣団の生活を支えるため、年貢や税を納めることが最も大切な務めとされていた。すべて武士中心の社会で、農民や町人が政治の恩恵に預かることは極めて少なかった。徳川幕閣の本多正信は、「百姓は天下の根本であつて、これを統治するには一人一人の耕地を正し、一年間に必要な食い扶持と種粃を残し、その余りは全部年貢として取り立てよ。余分に持たせず、不足せぬよう見はからつて取り立てるのがよい。」と指示しているが、この方針はその後長く厳守されていた。

課役のうち田畑の租率は必ずしも一定していなかったが、四公六民からみても、収穫の大半が税となつて徴収されたのである。『川辺町史史料編下巻』から、各村の租率を算定すると、下川辺村は、最高の場合四四パーセントの徴収となつているが、平均四〇パーセントである。上川辺村は、最高五四パーセントの時期があつたが、かなり豊作の年と推定される。それ以外は三五〜四〇パーセントとなつている。鹿塩村は、三八パーセントであり、四二パーセントの租率の年もあつた。下飯田・福島・下吉田三村は、平均三五パーセントで、一部四八パーセントの年もあつた。



定免年

割付

年貢納入のさい領主から各村に通達される令書を、年貢割付状あるいは年貢免状というが、その年の租税額が決定されると、これが村へ伝達された。下川辺村の割付状を例にとつてみると次のようである。

戊御年貢可納割附之事

一高五百壹石三斗

美濃国加茂郡下川辺村

此訳

田高式百八拾七石壹斗壹升壹合

内三石五斗五合

前々池敷引

四斗七升六合

前々川欠引

六斗四升式合

去酉石砂入引

外壹石七斗五升五合

小以四石六斗式升三合

残式百八拾式石四斗八升八合

此取米百四拾四石式斗八升式合

(以下略)

この書状は、明和三年（一七六六）に高山代官所から下川辺村庄屋あてに出されたものである。下川辺村の村高は五〇一石三斗で、このうち四石六斗二升三合が控除分で、残額に年貢米が徴収されている。租率は四ツ四毛余である。年貢免状は『川辺町史史料編下巻』に二六通掲載されているが、このほかに下川辺村・鹿塩村に数多く保存されて

いる。特に鹿塩村には二〇〇通からの免状が現存している。

納入

年貢の上納期限は一二月下旬とされていた。年貢米は玄米で俵につめて納入されたが、通貨で代納する方法もとられた。金貨の場合は金納、銀貨は銀納と称されたが、幕領地では三分の一が金納、三分の二が米納であった。そのほか麦・大豆・稗^{ひえ}・板材などによった代納も認められていた。

年貢米は、指定された米蔵に納めるまでが村方の責任であった。途中量目の目減があるため、一俵につき二升ほどの米が加えられたが、運搬船が難破することたびたび発生している。

幕領地の場合、村の郷蔵に保管されていた年貢米を、人馬によつてこの地方の支配役所がある下川辺村まで運んだ。この場合、郷蔵から川岸に運び、船で川下げる場合もあったが、周辺の村々は、下川辺役所を経て伊勢桑名湊まで運んでいる。そしてこれより回船に積みかえて、江戸浅草の米蔵に海上を輸送されたが、浅草に回米されてはじめて村方の責任が果たされるのである。このため幕領地の村々では、江戸への回送を中止し、地元での払下げによつてすべて金納扱いを再三嘆願したが、ついに許されることはなかった。

尾張藩領の場合は、各村が郷蔵から船で積み出し、飛驒・木曾両川を経て、途中船を積みかえ白鳥湊（名古屋）まで運び、その地の米蔵に納入した。一方旗本領の場合は、地元の米蔵に納めればよく、川辺村の場合比較的至近距離であったが、一部良質米は大嶋氏江戸屋敷に回船されている。

これらの運送には、相当の労力がともなったことであろう。米蔵までの距離が五里未満の村は、その運送費はすべて村負担となっていた。それに納付期限も厳しく、特に量目に対しては過酷な程の検査が行われていたのである。

年貢皆済目録（下川辺村）

単位：石

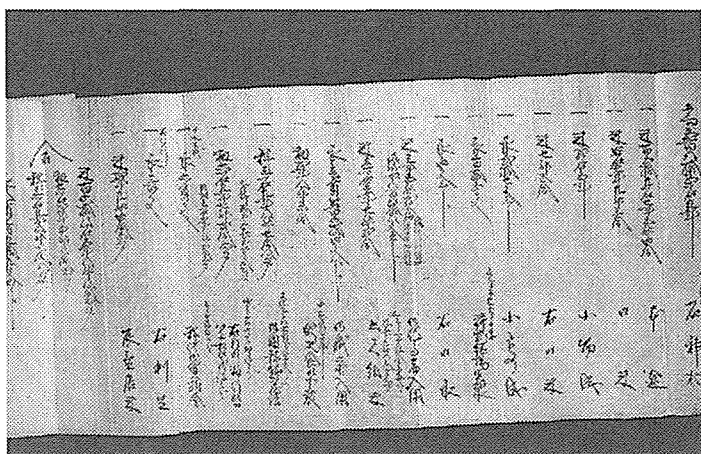
項 目	文久3年	元治元年	慶応元年	慶応2年
本途物成	169.866	170.099	170.099	170.106
小 物 成	7.519	7.519	7.519	7.519
口 米	5.322	5.322	5.322	5.322
伝馬宿入用	0.301	0.301	0.301	0.301
六尺給米	0.001	0.001	0.001	0.001
圀貯粃米	2.986	24.382	20.196	20.196

皆済目録

年貢の納入が終わると各代官所から、皆済目録が交付となる。「何歳年貢皆済目録」「何歳収納方覚」といわれるもので、一種の領収書である。町内には、数多くの皆済目録が残っており、『川辺町史史料編下巻』に一部を掲載したが、そのうち、下川辺村の幕末のものを並記すると次表の通りである。

年貢の経年は、圀貯粃米以外はあまり変動がない。粃米（種米）は、文久三年（一八六三）には貯蔵する余裕がなかったのか、あるいは貯蔵後、やむなく供出したとも考えられる。上記は米納のみを掲載したが、それ以外に三分の一程度の金納があった。

年貢の中で特異なものに御膳粃がある。幕府の將軍や家族の飯米用として課せられる年貢で、美濃国内の幕領地が、それを負担することになっていった。御膳粃は、特定の苗を特殊な田で入念に栽培するもので、「ちこ弥六・青ちこ」という品種の粃である。その栽培には、人糞は許されず、芝草・荳粕・藁灰などを使い、田の草取りや稲刈りも入念に行う必要があった。いわゆる“粒より”という良質の粃のみを選んで、俵も三重のものを指定され、江戸への回送も厳しい検査が実施されたのであった。



年貢皆済目録

御膳粉の上納には、見返りとして半額程度の代米が与えられたが、特別の品種ゆえ多大の労力を必要とし、それに収穫量も少なく、労苦の多い年貢であった。町内の年貢皆済目録によると、下川辺・石神・上川辺・鹿塩四か村の幕領地は、いずれもこれが課せられ、多い場合は一村当たり、二〇石近い膳粉が課せられていたのである。

三 御用金

献金・調達金

貢租のほかには、御用金という一定額の金銭納付があった。これは臨時に課せられるもので、借上金と強制献金の二種類があつて、借上金は期限を定めて、利子とともに返済するのが原則となつてゐた。しかし藩領・旗本領などは、幕末になるにしたがい返済しないものがほとんどであつた。

御用金は、献金・調達金・上納金などと称されたが、内容は大同小異で、いずれも強制的に賦課された。これらは富裕なものを対象とし、必ずしも農民のみの負担ではなかつたが、根源は農民からの搾取にあつた。“百姓は生かさぬよう殺さぬよう”との政策が、封建時代の政治の底流にあつたのであり、農民の生活は現代流に言えば、最低の生活が保障されているに過ぎなかつたのである。

献金・調達金の史料で町内に残つてゐるのは、旗本大嶋氏関係のものがほとんどである。これらは必要のつど領民に割り当てられたため、村役人が金策に苦勞したが、一方では大嶋氏の財政窮乏を物語つてもゐる。

『川辺町史史料編下巻』による献金・調達金の実態は次のようである。

○天明二年七月

二五両

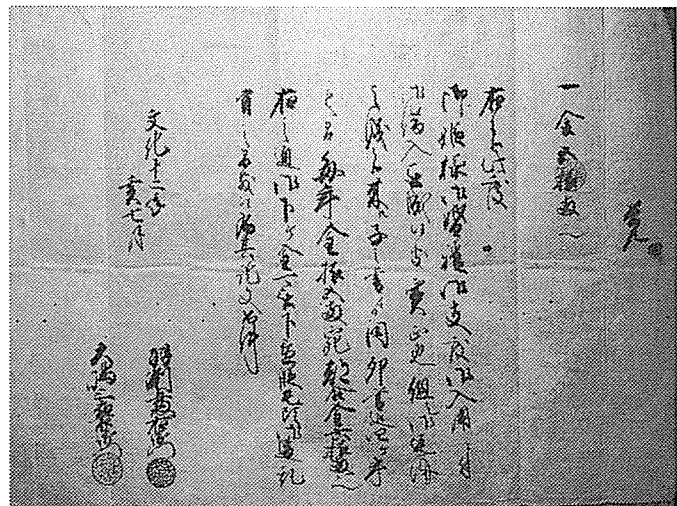
息女婚礼用支度金

- 天明五年九月 四一両三分 駿府城勤務御用金と息女婚礼用支度金
- 文化一一年九月 一五両 若殿付け人用騎馬購入金
- 文化一二年七月 五〇両 息女婚礼用支度金
- 文化一四年四月 四〇両 子息縁組支度金
- 文政一二年三月 二〇両 江戸屋敷付近火災による見舞金
- 文政一二年一二月 一〇〇両 江戸屋敷諸費用に充当
- 天保三年一二月 二〇両 江戸屋敷入用金
- 安政三年 五両 奥方御服料

これらは記録に残っているものの一部であるが、少額の費用でも地元からの拠出を要請していて、財政の苦しさには顕著なものがある。そしていずれも、年貢収納米代金から差引くようにと指示がしてあるが、果たして確実に精算されたとはいえないのであった。また村方では、度重なる調達金に困惑し、講中に加加入して資金の確保をはかっている。

先納金

年貢の先払いを先納金というが、領主が年貢収納期限前に取り立てを行い、後日年貢代金で支払いを行うよう指示している。各藩主・旗本領主も、江戸時代後期になると財政が窮乏し、領地の村役人に命じて必要金額を先納させた。このため村役人は、商人や豪農から先納金を借用したが、利息は年利一割五分でかなりの高利であった。



大嶋氏入用金覚書

先納金は、年ごとに繰り返されたため、年貢代金との悪循環を招くこととなり、やがて奉公人の給金にも差し障りが生ずるようになっていった。

町内には、大嶋氏関係の史料が数多く残されているが、先納金制度を採用したのは、文化年間（一八〇四）に入ってからである。

『川辺町史史料編下巻』によって、その実態の一部を紹介すると次のようである。

○文化一一年先納金

元金 四二両

利息 銀二一匁四分九厘

○天保三年先納金

元金 七二両

利息 六両三分と銀七匁七分七厘

○天保一二年先納金

元金 三六両二分二朱

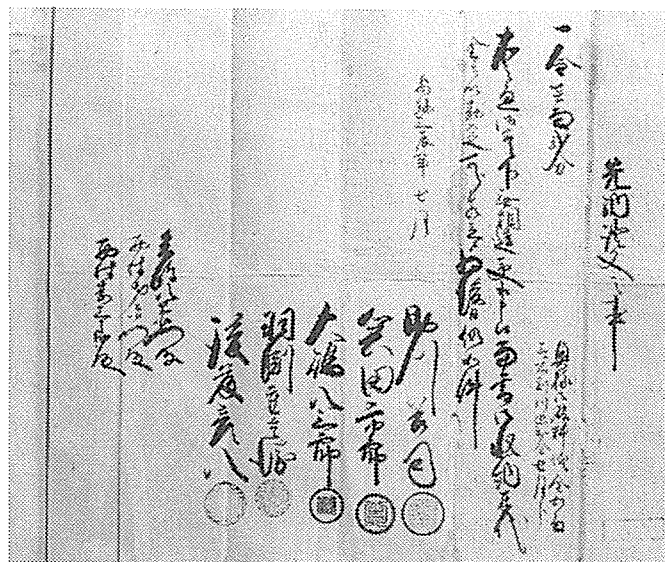
利息 六両三分と銀一一匁九分二厘四毛

○嘉永元年先納金

元金 六四両一分

利息 一四両三分と銀六匁三分一厘

先納金は、江戸・関・摂津・川辺など大嶋氏支配地の諸経費や、家臣・奉公人・村役人の給金に充てられた。このうち、天保年代以降は、家臣の給金は全額支給されることなく、一部借り上げ形式となっているが、給金の遅延支給である。



先納金証文

弘化二年（一八四五）から安政二年（一八五五）までの、川辺村から大嶋氏に提出した臨時金は次のようである。

○弘化二年御用金	二二二両三分
○弘化三年御用金	一九九両二分二朱
○弘化四年御用金	九八両二分
○嘉永元年御用金	九八両二分
○嘉永二年御用金	一七七両

計

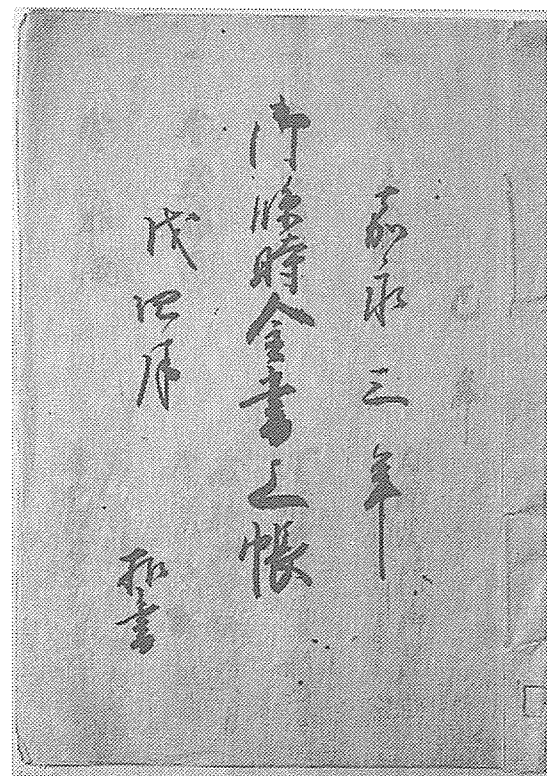
七九六両一分二朱

○嘉永三年御用金	三六〇両二分
○嘉永四年御用金	一八〇両二朱
○嘉永五年御用金	三四六両
○嘉永六年御用金	二七三両二分
○嘉永七年御用金	二五七両三分
○安政二年御用金	五一両

計

一四四八両三分二朱

これは弘化二年（一八四五）から一二年間に、臨時金として上納したものである。その中には献金や調達金があり、あるいは先納金扱いとして納付したものもあった。そして安政二年（一八五五）以降も、同額程度の臨時金が必要



臨時金書上帳

であつたと推定されるが、史料が残されていないので明らかでない。

これら不時の御用金は、当初は川辺代官所で一括納付していたが、寛政一二年（一八〇〇）の史料によれば、今後は、三知行所（摂津・関・川辺）に割り当てるとある。恐らく献金などは、一村では高負担となるため、三代官所への割り当てに変更したものと思われる。また、江戸への不時の御用金は、必ずしも期限までには送金していないのが実態であつた。度重なる出費に、地元村役人もいつしか当惑を通り越して、要求金額の分割方式あるいは半額のみの送金、そして期限の大幅な遅延を意識的に行っていた。そのため領主からは、江戸の窮乏を訴えた催促がなされている。

第四節 村の成立

一 成立の推移

村の成り立ち

近世の村落はどのような過程で成立していったのか。兵農分離から土豪の帰農定着による村落の開発が基礎となつて、田畑を持つようになった農民、それを支えていった多くの弱小農民など、形態はピラミッド型の構成であつた。その組織も近世村落の場合複雑なものがあつたが、封建社会のもとにあつては開発の功労者が中心となつて、村落の経営がなされ、幾つかの集落が生まれていった。その中心人物とは後述する村役人である。

村落は、都市周辺の村と山間部の村、それらが幕領・藩領・旗本領に支配分割されていたが、その底流には、強い地縁的結合による共同体としての要素が存在していた。まさに近世村落は、明治期の町村制確立のさいの、中央集権的行政の前身といっても、決して過言ではなかったのである。

村名の変遷

町内の荘園名・郷名・村名の変遷は別表のようになっているが、初見年と地名の由来は次のようである。

生部郷 奈良・平安時代の郷名。『和名抄』に記載されている生部郷がこれで、上米田地域である。おふべ・みぶ・いくべと呼ぶ。地名の由来は、大和朝廷時代壬生部が設定されたことから、みぶがおふべと変化したものである。

米田荘(郷) 鎌倉時代の荘園名。上米田・下米田地域を包含していた。記録には、『中右記』の承徳元年(一〇九七)の条にその名があるのが初見である。地名の由来は、広大な穀倉地帯であったことに起因している。米田荘は、室町時代米田郷・比久見郷など幾つかの郷に分かれた。

比久見郷(村) 室町時代の郷名。応永三三年(一四一六)の「名田売券」文書にその郷名があり、『蔭涼軒目録』の長享三年(一四八九)の条にもその名がある。比久見村は、江戸時代・明治三二年まで

郷・村名変遷表

奈良 平安時代	鎌倉時代	室町時代	江戸時代
生部郷	米田郷	米田郷 比久見郷	下飯田村 福島村 比久見村 下吉田村
川辺郷	川辺荘	川辺荘	下川辺村 下川井村 下川井村 中之番村 中川辺村 上川辺村 石神村
駅家郷	麻生郷	下麻生郷	下麻生村
揖可郷	揖深荘	鹿塩郷	鹿塩村

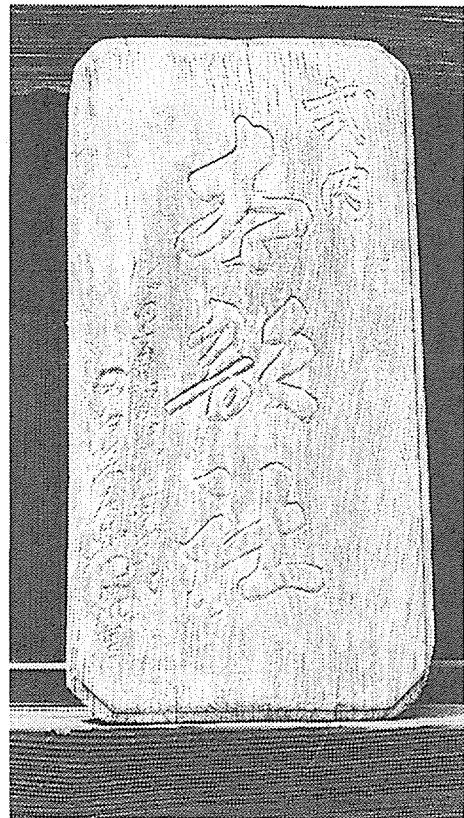
の村名であるが、天正四年（一五七六）の太部神社の棟札に、比久見村氏子との記録があるのが初見。しかし、村落が成立したのは江戸時代に入ってからである。地名の由来は、土地が平坦で低地が多く、“低ち・低み”となったとの説があるが推定の域である。むしろ、壬生部設定のさいの役人名の名残りとも考えられる。

下飯田村 江戸時代～明治三二年までの村名。慶長一八年（一六一三）の美濃一國郷帳にその名があるのが初

見。地名の由来は、飯田氏の支配地であったことから、その名をとったものである。信濃国伊那郡飯田村の出身で、末孫は織田信長の二男信雄に仕え、その後尾張徳川氏の家臣となった。飯田氏がいつごろまで領主であったかは明らかでない。

福島村 江戸時代～明治三二年までの村名。慶長一八年（一六一三）の「美濃一國郷帳」にその名があるのが初見。地名の由来は、福島氏の支配地であったことから、その名をとったものである。福島氏は清和源氏の系譜で、美濃源氏の末孫として政家の代になって尾張国へ移住した。その孫が幼名市松、のちの豊臣秀吉に仕えて勇名をはせた福島正則である。

下吉田村 江戸時代～明治三二年までの村名。『蔭涼軒目録』の延徳三年（一四九二）の条に、比久見郷の隣村吉田村（上米田）とありこれが初見である。地名の由来は、比較的広い良田があったことに起因して名付けられたとも、



太部神社棟札

あるいは、この地の開拓者名をとったともいわれているが、明らかでない。恐らく後者と考えられる。

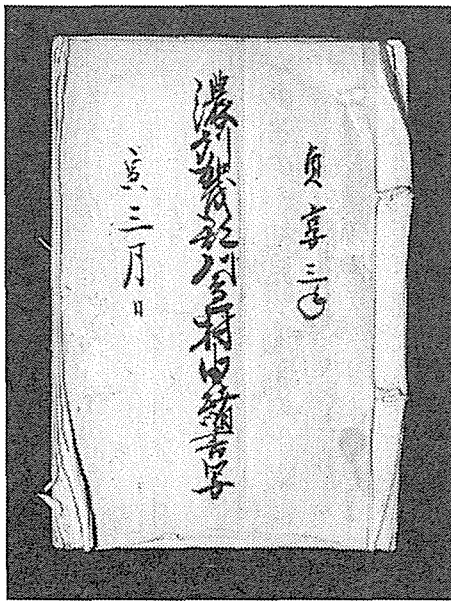
川辺郷（荘） 平安時代は川辺郷といい、『和名抄』にその名がある。鎌倉時代の末期から室町時代には川辺荘となったが、現在の下川辺・西栃井・中川辺・石神・上川辺地区を包含した広大な荘園であった。享徳元年（一四五二）の斎藤利永寄進状にその名があるのが初見。別名河辺荘あるいは川之部富之荘の表現もある。地名の由来は、川べりに発達した集落であったことに起因している。

下川辺村 江戸時代、明治二二年までの村名。下河辺・下河部などの表現もある。慶長五年（一六〇〇）の大嶋氏知行目録にその名があるのが初見。地名の由来は、川辺の下流に位置していたことに起因している。

栃井村 江戸時代、明治七年までの村名。栃井村は、下川辺村と中之番村（中川辺村）の枝村として、同名の二つの村があった。これを便宜上、中川辺村の枝村を東栃井といい、下川辺村の枝村を西栃井と称していた。この二村は、

明治七年に合併して西栃井村となり、同二二年まで存続していた。寛永十一年（一六三四）の太部古天神社の棟札に、その名があるのが初見。地名の由来は、集落内を通る飛驒街道に、栃の大木がそびえていたことに起因している。

中之番村（中川辺村） 江戸時代前期には中之番村の村名。慶長五年（一六〇〇）の旗本大嶋氏知行目録には、隣接する山之上（美濃加茂市）の中之番村と区分するため、川辺中之番村と表現されていて、これが初見である。寛永十一年（一六三四）の太部古天神社の棟札には、中之番



川辺村由緒書

村と記載され、貞享三年（一六八六）の文書には川辺村、別の文書には中川辺村と記載されていて、必ずしも一定していなかった。その後、中之番・川辺・中川辺各村の名称は、文化年代（一八〇四）以降は川辺村に統一され、明治二三年に至っている。地名の由来は、川辺の中心地に位置していたことに起因している。

石神村 江戸時代、明治二三年までの村名。当初は中之番村の枝村で、正保二年（一六四五）の美濃国郷帳にその名があるのが初見。地名の由来は、直径一メートル余の棒状の立石が村内の白山神社にあって、古来より石神様として崇拜されており、それに起因している。

上川辺村 江戸時代、明治二三年までの村名。上河辺・上河部などの表現もある。慶長五年（一六〇〇）の大嶋氏知行目録にその名があるのが初見。地名の由来は、川辺の上流に位置していたことに起因している。

駅家郷 奈良・平安時代の郷名。『延喜式』に賀茂駅とあり、飛驒路の一駅として下麻生地区とされている。うまや・えきやなどと呼んだが、駅名に起因した郷名である。

下麻生郷（村） 鎌倉時代の郷名は明らかでないが、永禄八年（一五六五）の県神社の棟札に下麻生郷とあって初見。室町時代には麻生・下麻生郷ともいっていた。下麻生村は、江戸時代、明治二三年までの村名。慶長一四年（一六〇九）の神明神社の棟札には麻生村とあり、元和二年（一六一六）の村高改帳には下麻生村と記載されていて、両村名が使用されている。地名の由来は、往古この地区は麻の生産地であったことに起因している。

鹿塩郷（村） 郷の成立については明らかでないが、天正五年（一五七七）の塩に関係した文書に鹿塩とあり、室町時代には既に鹿塩郷が成立していたものと考えられる。鹿塩村は、江戸時代、明治三〇年までの村名で、当初は、支配領主の共通性から中之番村と密接な関係があった。寛永二年（一六二五）の免状にその名があるのが初見。地名

の由来は、春日神社の鹿と、平曾地区に湧出する冷泉の塩と合わせて鹿塩、あるいは柏尾・檜尾と同義語で、山の斜面を指した地名に起因したものとも考えられる。

二 戸数・人口

人口の推移

江戸時代の人口調査は、人別改めによりその概数を知ることができるが、一一歳以下については一定の基準によらなかった。二歳・五歳・八歳以上など地域によってその基準が相違していたため、必ずしも正確とはいえないが、おおよその人口は知ることができる。

八代將軍吉宗が、享保六年（一七二一）に全国的な人口調査を施行した。次いで同一一年にもこれを行い、以後は六年ごとに実施して幕末に至っている。その詳細を知ることにはできないが、下表はその一部であり、表の天保年間の人口減少は、大飢饉によるものである。この全国人口調査は、武士や家臣などは除外されていて、実際に生業に従事する人々を対象としたものであった。

川辺の人口と生業

江戸時代の川辺の人口を知るには、宗門人別改帳と、各村の村由緒書・村明細帳などによるが、このうち人別帳は、下川辺村・栃井村・

中川辺村の三か村のみが残されている。村明細帳は図書館などに所蔵されているが、諸史料から人口と生業を村別に転記すると次のようである。

下川辺村

美濃国人口推移表

年代（西暦）	美 濃
享保6（1721）	545.919
天明6（1786）	556.165
文政11（1828）	609.459
天保5（1834）	607.269
弘化3（1846）	583.137

（岐阜県史近世）

貞享三年（一六八六） 戸数一〇四軒 人口五二〇人 山伏一人 座頭一人 農鍛冶一人 桶屋大工一人
笠作三人 日用取二人

宝曆十一年（一七六一） 戸数一〇四軒 人口四三九人 男二七人 女三三二人

天保九年（一八三八） 戸数九八軒 人口三六五人 男一七七人 女一八八人 医師二人 農鍛冶一人

栃井村（中川辺枝村）

貞享三年（一六八六） 戸数七五軒 人口三九〇人

栃井村（下川辺枝村）

天保九年（一八三八） 戸数一五軒 人口五九人 男三二人 女二七人

中川辺村

貞享三年（一六八六） 戸数一八八軒 人口八一六人 医師二人 馬医師一人 大工三人 葺師二人 桶屋一人

紺屋二人 酒屋一人 豆腐屋一人 弥宜一人 山伏二人

石神村

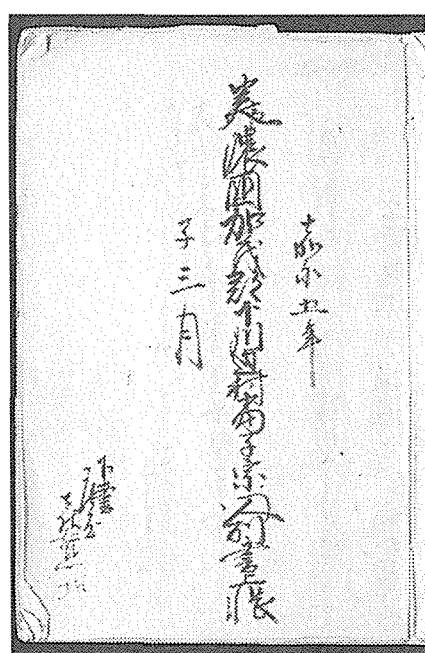
天保九年（一八三八） 戸数九八軒 人口三三〇人

上川辺村

延享二年（一七四五） 戸数二三四軒 人口八〇五人

男四二人 女三九三人 医師一人 弥宜二人 山伏一人

天保九年（一八三八） 戸数一七三軒 人口六八六人



下川辺村宗門人別帳

鹿塩村

天保九年（一八三八） 戸数一三六軒 人口五七〇人 男二七五人 女二九五人 医師一人 山伏一人

下飯田村

寛政年間（一七八九） 戸数三三軒 人口一二六人

福島村

寛政年間（一七八九） 戸数六六軒 人口二九六人

比久見村

寛政年間（一七八九） 戸数一四八軒 人口六二五人

下吉田村

寛政年間（一七八九） 戸数六四軒 人口二三六人

下麻生村（中麻生含む）

延享五年（一七四八） 戸数三四二軒 人口一三〇〇人程

寛政年間（一七八九） 戸数二四六軒 人口九七八人

このうち下川辺村には、複数の宗門人別帳が残されており、別表はそれを集計したものである。宗門帳には馬数も記載されているが、古くは軍馬用として、あるいは農耕用として貴重な存在であった。なお、戸数・人口の大幅な減少は、調査基準の変更によるものと思われる。

第五節 村の支配体制

一 村役人

村の行政は村役人、いわゆる村方三役と呼ばれる庄屋（名

主）・組頭（年寄）・百姓代によって推進されたが、年寄役

は別個に設けられている村もあった。庄屋は西国に多い呼び名、名主は東国で主に用いられていたといわれているが、必ずしも一定されてはいなかった。美濃では庄屋・年寄・百姓代、飛騨では名主・組頭・百姓代が多く使われていた。これら村方三役の創設の年代は明確でなく、村々によってその年代も異なっている。

庄屋

庄屋は、古代の庄官に起源があり、特定の家柄の世襲で、たとえば富有農家であつても家系を重んじたため、これを勤めることができない家もあった。しかし江戸時代中期ころからは、庄屋職一代制が取り入れられるようになり、相互選出へと変わっていった。いわば入札^{いりふだ}という選挙制を採用する村もあつて、村内で声望のあるもの、家柄のよいものが

下川辺村の人口推移

種 別	安永6年	文政2年	文政3年	文政11年	天保5年	天保13年
戸 数	130	109	109	100	100	99
人 口	439	410	398	396	377	374
男	236	203	204	197	187	181
女	203	207	194	199	190	193
馬	10	9	7	4	7	8

種 別	弘化2年	嘉永3年	嘉永5年	嘉永7年	安政2年	安政4年
戸 数	117	100	100	99	99	102
人 口	373	373	367	394	396	412
男	181	176	170	181	185	193
女	192	197	197	213	211	219
馬	8	8	10	8	9	11

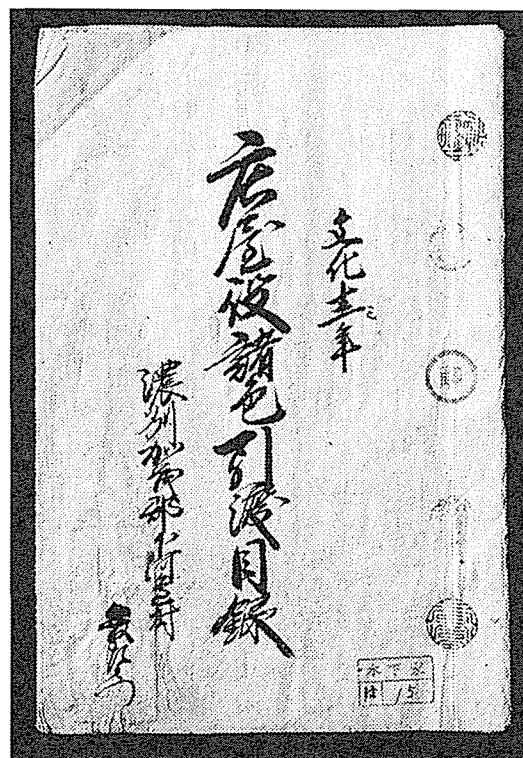
庄屋選定の目安となったが、村によっては複数の場合もあった。庄屋の職務は、一村の長として種々の任務があったが、年貢完納が第一であった。その主なるものは次のようである。

- 一 年貢を徴収し、これを納付する。
- 一 領主の命令を農民に伝え、その実施を監督する。
- 一 宗門帳を作成して人口移動を届けるとともに、キリシタン信者を取り締まる。
- 一 村内のもめごとを公平にさばき、農民の日常生活に注意する。
- 一 道路・水利を常日頃から管理し、必要な工事を施行する。

特に、田畑の荒廃を防ぐことは重要な任務とされたが、年貢不納のさいは、借財をして上納する責任があった。そのため、庄屋の中には借財の額が重なり、夜逃げする者もあった。

庄屋の仕事は多方面にわたったため、庄屋給といわれる手当が支払われ、その持高に対する年貢の免除も行われた。庄屋給は村の大小により異なっていたが、次のような規率が示されている。

村高一〇〇〇一五〇石に付	二俵
持高二〇〇〇三〇〇石に付	四俵



庄屋役引渡目録

〃 四〇〇〃六〇〇石〃

五俵

〃 七〇〇〃一〇〇〇〃

八俵

庄屋持高は二〇石に限り免除し、それ以上の持高には他の農民なみに年貢が徴収となったが、必ずしも一様ではなかったようである。

川辺町の庄屋給は、中川辺村・栃井村両村の記録が残っているが、それによると、庄屋給金は五両、給米は二石とあり、庄屋代理は三両、給米は一石となっている。これは他村に比べ決して高い水準でなく、この給米も幕末に至ると全額支給とはなっていないのであった。『川辺町史史料編下巻』

下川辺村の庄屋

村の長として最高の地位にあった庄屋職は、みずから、その職務に就かんとする振興勢力の台頭もあって、それをめぐる紛争も各地に起こっている。下川辺村に伝わる「庄屋役人組聞書日記」などは、庄屋役騒動と、その役職に対する入札、すなわち村民の投票によって庄屋を選出せんとしたものであった。以下『川辺町史史料編上・下巻』によって、その推移を追ってみると次のようになる。

文化一〇年（一八一三）に、従来世襲制となっていた庄屋役が、理由もなく退役させられた。これに対し、加茂・郡上・恵那三郡の総代が、真相究明を下川辺役所に訴えている。その後、当事者で解決策を役所へ上申しているが、それによると今後は庄屋を二名とし、村役人は選挙で選ぶという収拾策をとっている。当時としては珍しい村役人の入札による選出方法であった。

しかしこの方策も紛糾し、種々協議を重ねて当面村役人を暫定期限付で決め、その後は入札方法で決定することとなったが、これも入札時点で紛糾し、収拾不能となった。このため下川辺役所での白州裁きにまで発展している。

この争いはかなりの期間続いたが、背景には下川辺村は東方と西方の両組があつて、互いに利害のもつれが生じており、その不満が庄屋問題にからんでいったのであつた。村役人問題は、一旦は治まったが、文政年間に入つて再燃している。文政十一年（一八二八）・天保十四年（一八四三）・文久元年（一八六一）の諸史料が、その確執を物語っているが、そのたびに種々談合が重ねられ、解決がはかられていった。

下川辺村の世襲庄屋木下家の家系は家定にはじまっている。家定の妹が秀吉の太政所である。それ以前は美濃守護土岐氏に仕え、さらに斎藤氏にも従属していたが、秀吉に見出され木下の称号を与えられている。しかし関ヶ原の役以降没落し、その一支族が元和年間（一六一五）に下川辺村に定着したと伝えられている。

初代喜右衛門・二代喜右衛門と庄屋を勤め、以来世襲となり、五代太次右衛門は郡中大庄屋割元となっている。しかし文化六年（一八〇九）から庄屋役をめぐる村は混乱を続けた。それは「謀計を以て徒党を企て、愚昧の身元新出来の者その外百姓農を仕らず、旅かせぎ或は日雇取体の者でも」によつて、庄屋木下官兵衛排斥運動が起こつた。

ここにも「身元新出来の者」すなわち経済的新興勢力の台頭があつた。翌七年に一年の期限つきで官兵衛が庄屋を休役し、年寄が代わつて庄屋に就任し、ここに村方三役すべてを一新したが、翌年その期限が実行されなかつたので、官兵衛の庄屋帰役を願う小前百姓三五人の運動が起きて、村はまた混乱した。そこで協議の末、三役を村中総入札とし、村役人が四月一二日「印札」投票用紙を配布し、一四日に集めて開札と決定した。さて実施となつたが異論が出て治まらず、郡中四〇余か村庄屋が再度にわたり調停を試みたが、成功しないで日は空しく流れた。ついに新興勢力（現三役側）から提案があり、

「此の度後役取究めの儀は村方残らず入札にいたし、此の上は神慮まかせ、百枚の札この村戸数凡そ百の内一札開

札と申し候てはいかが」

という珍妙な案が出されたが、さきの官兵衛支持の三五人はこれに反対し、

「若し入札の内、ほか名前大勢の札もこれあり、右開札名前少き節は村方不勝々々に相成るべく候」

とこれまた妙なもつともらしい意見が出され、折合いがつかぬまま空しく歳月が流れた。

一方、渦中にある官兵衛は、三年後の一〇年五月事態收拾案として、次の四つの案を下川辺陣屋へ出した。

一 三役とも混乱前の官兵衛と与次右衛門・円右衛門（両人官兵衛反対派）とに任命されたい。

二 庄屋を官兵衛・与次右衛門とし、年寄・百姓代は村一同入札により決める。

三 村内百軒もあり、はじめ要求を出したのは三五軒であるから、そこで三役を村方一同入札とするが、この三五軒分と、他の分のうち三五枚だけをとり出し、他は焼きすて、双方打合わせの上開札して決定する。

四 第一案の三名を入札対象からはずし、村方一同の入札とし、そのうちの三五枚だけを打合わせて開札して決定する。

そして「何れもまず一兩年の内取りきめおき候はば、その内には村方も追々柔和に相成り申すべくと存じ奉り候」と述べて、右四案の選択を願い出ている。

他方、この提案に重視されている小前三五人は、ついに翌年六月陣屋へ提訴している。この結末は不明であるが、その投票用紙が残っているから、陣屋の裁定により何らかの形の入札が実施されたものと推察される。

この長い紛争を通じ、村方三役入札に対する村民の考え方、さらには官兵衛の意図、それへの陣屋の対応など、当時の人々の入札を通じての政治意識を知る上に、きわめて興味ある事件である。

年寄・組頭

年寄は組頭ともいつて、庄屋とともに早くから設置されていた役職であった。年寄の名は美濃に多く、組頭は飛騨で使用されていたが、いずれも庄屋の補佐役の機能を持っていた。組頭は与頭とも書かれていたが、村単位に一名から数名あつて、地区ごとに一名置いた村もあつた。いずれも文筆・そろばんに優れた頭百姓から選ばれたが、庄屋が代行することはあつても、その逆はあり得ず、したがつて、給米においても格段の差がつけられていた。一般的には、その給米は年額一斗位が支給されていたが、無給の村も実在している。

百姓代

百姓代は、村役人とは別の立場にあるものとして考えられた。いわば百姓の代弁者の性格を持ち、庄屋・組頭の、百姓に対して年貢や労役が公平に行われているかを、監視する任務を持っていた。村単位で一名、二名であつたが、すべて無給扱いであつた。

定使

定使は、庄屋のもとに詰めていて、主に雑務を行う任務を持っていた。いわゆる使い走りである。期限は一年であつたが、事故のない限り更新された。これによつて生計を立てていたので、本人が死亡した場合、子供が幼い時は後家が定使を継ぐこともあつた。村人の中から確実な人物が選ばれた。

一五五人組

五人組制度

村方三役に代表される農民の統制方法として五人組制度があつた。幕府や藩の法令を通達する場合、すべてこの組織が利用され、農民相互の協力や自衛手段にも役立つ身近な存在でもあつた。その起源は古く、既に律令制度下の五保の制にそれがみられ、五家を一保として保長が置かれていた。秀吉も相互防衛を目的

に、五人組・一〇人組の組織を作っており、相互扶助を行わしめている。

江戸時代の五人組制度は年貢皆済のほかに、犯罪人やキリシタン信者の摘発を任務としていたため、他地域からの移住者を極端にきらった。村で生まれた者は村人であり、他村の者は外者^{よそもの}として扱われた。外者が村に住む場合は、まず土着の人々の許しを得て、庄屋などの家に一・二年奉公するのが通例であった。そして原野を与えられて雑木を切り開き、田畑を作ったが、折角造成した田畑も、開墾のさいの借財の質入れから、小作人に転落する例が多かった。村に一家を構えて定住しようとする者は、新規組入りとして組入証文の差入れが必要であった。「差入申組入規定一札之事」という文書が、流域の各市町村に残っているが、内容は厳しい制約が箇条書となっていて、親類あるいは保証人の連帯となっている。封建的な村落意識が新規組入りの者を歓迎せず、そのため酒などを贈る風習が生まれ、現代まで伝わってきたものと思われる。

五人組は、原則として近隣五戸を一組として、各組に組頭という長を置いて五人組帳を作成した。この組帳は、「五人組改帳」「五人組仕置帳」などと呼ばれた。一般的には前書に各人が守るべき項目が書かれていて、そのあとに組員の名前が記されていた。そして、年一回一定の時期にその前書を読み聞かせ、遵法の心を新たにしたのであった。五人組といっても、その構成は必ずしも五軒と決まっていたのではなかった。四人あるいは六人で一組の場合もあった。いずれにしても、冠婚葬祭をはじめ、農作業・家の普請、そのほか労働力提供の相互扶助が五人組の目的であった。そして、私生活の制限という監視機関もかねていたのである。

五人組改帳

川辺町に伝わる組帳は、延享五年（一七四八）の「下川辺村五人組御改帳」、文化一四年（一八一七）の「下川辺村五人組御仕置帳」、文政一〇年（一八二七）の「川辺村五人組控帳」がある。『川辺町

史料編上・下巻』

そのうち下川辺村の五人組改帳は、五四項目にわたって箇条書の注意が記載されている。内容は、キリシタン信者の取締りを主体に、田畑の無断売買を禁じ、年貢上納に対する心構えを記している。一方では農民の衣服など、日常生活態様にまで触れ、村の組織である五人組の共同責任体制についての、心得も記されている。そのほか、来村する浪人の扱い、人身売買や勝負事、一味徒党の禁止など、かなり細部にわたった指示がなされている。そして最後に、「百姓寄合度ニ読聞せ可申候、惣て御法度之旨、何事ニよらす急度相守可申候事」とあって、村役人の庄屋・年寄・百姓代の氏名・捺印がしてある。

この五人組改帳は、奉行所からあらかじめ指示された事柄に対する、村の代表者による一札届け書として、代官あて提出されたものである。したがって、五人組単位の村民の連名形式はとっていない。

同じ下川辺村の五人組仕置帳は、当初文化一四年（一八一七）に提出され、以後文政年間から天保二年（一八三一）まで、毎年同じ仕置帳を留用して提出したものである。内容は、五七項目の箇条書となっているが、キリシタン宗門取締りのほか、五人組に対する規則や心得、刑罰に関する事柄が細部にわたって記載されている。すなわち、年貢米上納や村内の道路改修のこと、農民の衣類・乗物・祭礼のさいの制限、田畑売買の禁止、犯罪者の扱いなどについて、かなり細かい指示が達示事項として記されている。そして最後に、「庄屋・惣百姓立会吟味之上、五人組相立一札差上申候」とあって、五人組単位と村役人の氏名・捺印がなされている。この文書も請書形式をとっていて、高山代官所あてに提出されたものである。

この時代、人々の生活はかなり華美となっていたが、農民に対する取締りは、依然として厳しいものがあつたので

ある。なおこの文書の末尾の五人組の氏名を見てみると、当時の下川辺村は、四人組八、五人組一〇、六人組二となっていて、総戸数は九四戸であった。それに栃井村の一部として、五人組二、六人組一が追記されていて、この村の戸数一六戸が、下川辺役所の支配下にあったことが想定できる。

川辺村の五人組控帳は、前述のような遵守すべき項目の記載はなく、田畑の定免高を前書に掲げ、その後に川辺村の五人組の総数と、氏名を記したものである。各五人組には、一組ごとに組頭を列記し、以下組員の氏名を並記し、最後に村役人の組頭・庄屋名が記載してあるが捺印はない。役所へ提出したものの控帳であり、旗本大嶋氏に提出したものである。これによると、当時の川辺村の総組数は三三組、戸数は一八〇戸であったのである。

川辺の氏姓

当時の川辺の氏姓を、史料からみてみると次のようになるが、鹿塩・下飯田・福島・比久見・下吉田・下麻生地区は、断片的な記録は実在しているが、その全ほうは明らかでない。

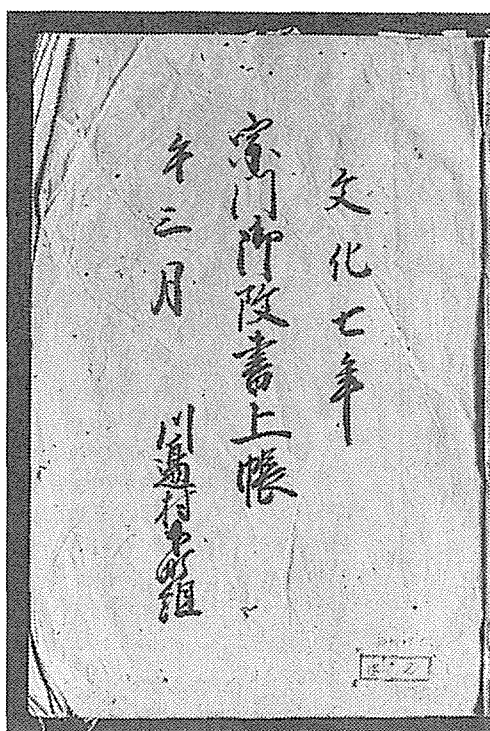
下川辺	桜井	座間	木下
栃井	田原	大谷	勝村
			中島
中川辺	矢嶋	西村	栗山
			山田
			松岡
	道家	紅谷	渡辺
			垣下
			西垣
	遠藤		
石神	桜井	村山	平岡
			後藤
			加藤
上川辺	武市	村山	平岡
			坪内
			桑畑
長谷川	酒向		

三 宗門改め

宗門帳

江戸時代、キリスト教を禁止するために実施された制度を宗門改めといい、その制度に基づき、住民の宗旨を調査して作成された帳簿を、宗門人別改帳・宗旨人別帳・宗門帳とよんだ。

幕府が慶長一九年（一六一四）にキリスト教を禁止し、宗門改めを臨時的に行ったのがそのはじめである。特に、島原の乱後の寛永一七年（一六四〇）には宗門改役を置き、直轄領におけるキリスト教徒の摘発・弾圧を行い、宗旨の調査を行った。さらに寛文四年（一六六四）には、これを諸藩にも置いて、キリスト教信者の摘発や各戸ごとの宗旨調査に任じた。それとともに、多額の賞金をかけて宣教師や信者を密告させた。しかし効果のあったのは、寺院によって行われた寺請制度と、宗門人別改帳の作成であった。これによって住民は、いずれかの宗派の寺院の檀家となり、家族の生死・婚姻・旅行などに、寺院の証明を必要とすることとなった。



宗 門 改 帳

宗門人別改帳は、宗旨の調査を行うのが目的であったが、寺院がキリシタン信者でないことを証明する形をとった。その後、業務を寺から村役人の手に移し、宗門帳の作成を全国的に義務づけ、毎年定期的に領主に提出させることを求めた。記載の形式は、檀那寺、戸主以下奉公人を含む家族構成、名前、年齢が書かれ、戸主の印形を押させて、キリシタンでない旨の証明を

している。ほかに所有高や婚姻・雇用の年月日・馬数を記載したものもある。そして末尾には、村全体の家数・人数を記入し、戸籍台帳としての機能をも果たしていた。

幕府は、寛文五年（一六六五）に宗門改めを毎年二月と十一月の両度に、奉公人は出代わりの三月・九月の年二回とするよう指示した。それを同八年（一六六八）には年一回、二・三月中に行うように改めたが、延宝五年（一六七七）には隔年扱いとした。しかし天和元年（一六八一）には再び年一回の調査に改められている。そしてこの制度は明治維新まで継続されたので、キリシタンは一掃されたが、年を経るにしたがつて形式的になった。

宗門帳とは別に宗門送り状がある。これは縁組・奉公など村民が他村へ住居を移すさい、居村の村役人から、転出先の村役人にあてた送籍証明書で、名前・年齢・続柄・送籍理由などが記載してあって、寺請証文とともに持参するものであった。

キリシタン禁制

キリスト教の信者は、美濃でかなりの多人数になっていた。それは織田信長が、天下統一のため仏教勢力を抑え、キリスト教に好意を示したことによる。そのため布教活動が盛んとなり、信者が多く出るに至ったのであった。

豊臣秀吉は、天正一五年（一五八七）にはじめてキリスト禁教令を出して、ばでれん（宣教師）の国外追放を命じ、徳川家康も慶長一七年（一六一二）三月に禁教令を發布した。そして改宗しない信者は厳罰に処したが、禁教の徹底をはかったのは、島原の乱の起きた寛永一四年（一六三七）以降であった。

当時、キリスト教は美濃でどの程度流布したのであろうか、『尾張葉栗見聞集』によると、加茂郡二一か村・可児郡三二か村から信者が出たと記述されている。これによると、美濃国二一郡のうち一七郡に及び、村数は二七一か村の

多きに達したとある。このため幕府は、美濃地方のキリシタン信者を次々と検挙していった。寛永十二年（一六三五）には、可児郡塩村で多数の信者を捕らえた。さらに慶安二年（一六四九）には、再び塩村と隣村の帷子村の信者を検挙している。

世にいう「後期の大迫害」といわれる大検挙は、寛文元年（一六六一）に行われた。このときは、尾張藩が捕方一〇数人を急拠派遣して、信者二四名を捕らえ処刑している。その後尾張藩は、寛文七年（一六六七）にも信者の大量処刑を断行し、元禄一〇年（一六九七）にも三五人の処刑を笠松の刑場で行った。そのため、隆盛をきわめたキリスト教も、たび重なる弾圧によって絶滅していった。

寛文年間の大検挙によって多数の犠牲者を出した塩村は、その後も幾多の迫害を受けた。塩村の者との結婚を禁じ、村への出入りも極端に制限したのであった。幕府は検挙した信者に「ころび」すなわち改宗をすすめたが、たとえ改宗してもその者を「類族」と呼んで、村内では長らく差別扱いを受けていった。

川辺町の信者の実態はどのようなものであったのか。わずかに下麻生の臨川寺にある遺物から推定できる。すなわち、同寺の境内にキリシタン墓碑があるが、支配者を意識して下部は土中に深く埋められていた。その部分には十字架の刻印が刻まれているが、明らかに信者の墓である。それとともに、白磁製のマリヤ像も発見されているが、下麻生地区は当時尾張藩領であった。

この事実から、川辺町内にもかなりの信者がいたのではあるまいか。各地区の墓地からは発見されていないが、恐らく隠れキリシタンが実在したことであろう。

幕府は元和八年（一六二二）に京都で、寛永三年（一六二六）には長崎で、キリスト信者の訴人を奨励した。そし

て島原の乱以後は、全国津々浦々の高札場に、制札を建てて訴人の申し出をはかつていった。その制札の文面は次のようであった。

定

きりしたん宗門は累年御制禁たり、自然不審成るものとうあらば申出へし、御ほうひととして、

ばて連人の訴人 銀五百枚

いるまんの訴人 銀三百枚

立かえり者の訴人 同 断

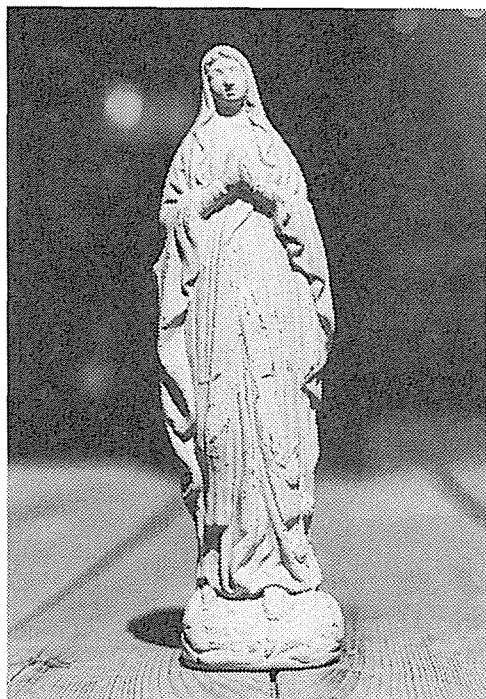
同宿並宗門の訴人 銀 百枚

右の通下さるへし、たとい同宿宗門の内たりといふとも、申出る品により銀五百枚下さるへし、隠置他所よりあらはるるに
おいては、其訴の名主並五人組迄は一類ともに可被断罪もの也

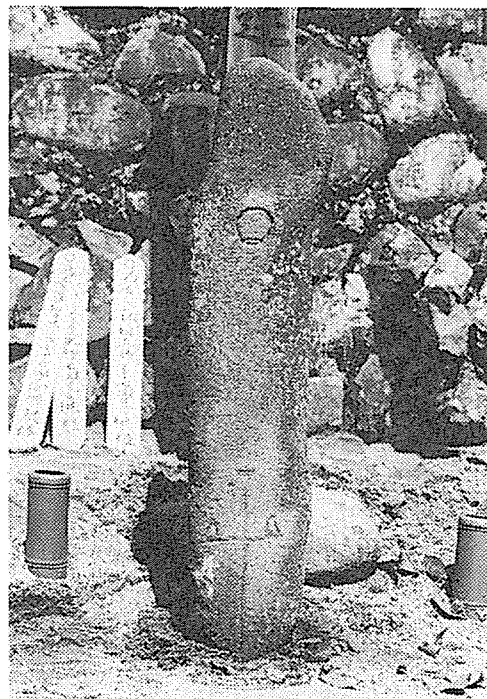
正徳元年五月

奉行

この制札は、当初はばてれん二〇〇枚、いるまん一〇〇枚、そのほかは五〇枚であったが、その後幾度も増額され、正徳元年五月以降は、この制札が基準とされたのであった。



マ リ ア 像



キリシタン墓碑

川辺の宗門改め

現存している宗門帳は、栃井・下川辺・中川辺・石神・鹿塩の五か村で、このうち、石神・鹿塩両村のものは明治初年に作成された宗門帳である。恐らく、数多くの宗門帳が残っていたものと思われるが、いつの時代かに破棄されたのであろう。以下『川辺町史史料編上・下巻』によって、その内容を推稿すると次のようになる。

栃井村の宗旨改帳は、寛文十一年（一六七二）のもので、比較的古いものである。禁令七か条が心得として記載され、各戸の家族構成が詳細に調査されている。それによると婚姻は、ほとんど近辺の村人同士で行われているが、一部厚見郡・武儀郡から来村している家族もある。そして末尾に、宗旨別の男女人別が記載され、寺の請証形式となっている。

下川辺村の宗門人別改帳は、複数の冊子が現存しているが、安永三年（一七七四）の改帳は、取締り五か条が記載され、各戸の家族構成が詳しく調査されている。戸別に檀那寺が記入され寺印もあるが、特異なことは、家ごとに馬の数が記載されていることである。軍用馬として徴収する場合に備えたものであった。そして末尾に、寺別の男女人別があつて、寺請制の形式をとっている。

中川辺村の宗門改書上帳は文化七年（一八一〇）の下組のもので、寺別の男女の氏名・年齢・続柄が記載されているが、末尾にキリシタン禁制の留意事項がある。そして、村役人名と寺院名も記載されている。

そのほかには、寛政一〇年（一七九八）の川辺村人別帳があるが、職業別の人員を調査したもので、宗旨には触れていない人口調査となっている。しかし職業別の人口動態は貴重な史料であり、それによるとほとんどが農業となっている。

享和四年（一八〇四）の福島村の宗門男女増減帳は、男女の出生と死亡それに移動を明記して、増減数を加除したものである。それによると、増員は六人、減員は一三人で差引七人の減少となっている。

文化一〇年（一八一三）の栃井村の宗門改証文は、男女別の人口を記録したものである。使用人を含めた総人口を寺請証文をとって記載してあるが、総括的なものである。

これらの宗門人別帳と、戸籍移動にあたる宗門送り状は、当時の川辺の人口の動きと、転出入による村と村の關係を知る上で、重要な史料となるものである。

四 村 定

村心得

幕府は、農村支配の万全を期するため、各種の法度を公布しているが、一般的な農民心得として、村心得書も達示されている。三代將軍家光が全国各村々に出した心得は、“慶安御触書”として有名である。

- 一 朝は早く起きて草を刈り、昼は耕作に精を出し、夜は縄をなつて俵を作るべし。
- 一 農作業は念を入れ、草の生えざるようになし、田畑の境には大豆・小豆を植えるべし。
- 一 茶酒を置いて飲むべからず。
- 一 屋敷回りには竹木を植え、その下葉を薪となすべし。
- 一 正月一日前に、鍬・鎌などはよく切れるようにすべし。
- 一 肥料を広く作り、道草などを入れて水を流し、作り肥とすべし。

この村心得は、農耕不作の翌年に出されたもので、かなり細かい点にまで言及している。これらの心得とは別に、村独自で定めたものを「村定・村掟」などと呼んだ。村内の自治と団結をはかるためのもので、生活全般にわたって規定を定めたものである。その内容は、勝負事や飲酒の戒め、年貢上納を専一とすること、経費節減によって儉約すること、出水のさいの流木や溜池、それに山林管理の方法などである。

一般に村定や慣習に従わない農民は、村としての制裁が加えられるのが通例で、事実上村に住めないようになっていた。このような場合は、村人が集まって協議する方法がとられ、これを寄合いともいった。また村と村との紛争には、庄屋同士の話し合いで解決がはかられ、領主・役人の介入はほとんどなかったようである。

村定あるいは村掟の底流にあるものは、すべて封建社会での連帯責任制であった。村人の相互救済・自衛を目的とした治安なども、すべて連帯制となっていたが、最も重要なものは年貢の責任納付であった。

川辺の村定

町内にある村定を、『川辺町史料編上・下巻』によりみると、次のようである。このうち、明和二年（一七六五）の下川辺村の村方困窮の史料は、博奕や諸勝負を禁じ、正月の門松の儀についても節約を旨とするようにとある。特に、酒類を今後一〇か年間小売を中止するとあって、村方一同の儉約を強要しているが、果たしてこの村定が守られたのかは疑わしいものがある。そのほか、同村の村定の史料としては、冠婚葬祭における諸事節約を記述したものが多く、一方では、博奕を行う者、場所を提出することなどを厳しく戒めた村定が実在している。当時、高山代官所下川辺役所が設置されていた関係で、下川辺村は、現金収入がかなりあったことがうかがわされている。

この中で、特記すべき村定として文久二年（一八六二）の立会当番制がある。上・下両組八五人の総代として、各

八人ずつの立会者を決め、二人一組一年交代制の立会当番を制定したことであった。これによると四年間で一巡することとなるが、任務は、臨時村入用について評議するとある。下川辺村は前述のように、文化年間に村役人の入札問題で紛糾した経緯があり、そのため一般農民の発言力が、大きくなっていったものと思われる。

天保三年（一八三二）の、石神村の村方取締連印帳は、近年村民に逸脱する向きもあり、改めて箇条書として指示した村定である。そして村民一同の連名形式となっている。内容は、領主からの達示事項を中心としたもので、年貢上納をはじめとして、村役人会合のさいの酒肴の禁止、農休日の遵守、博奕の嚴禁など、村心得を細かく記述したものである。このような村定は、上川辺村でも通達されていた。

嘉永五年（一八五二）の下飯田村の村中連印帳は、日常生活の心得など人道的な事項を記したもので、村民一同の連印形式となっている。内容は、徒党を組むことの法度、山林・田畑の境界の遵守、家普請のこと、婚礼・不幸事のさいの取扱いについて述べたものである。

そのほか寛政一〇年（一七九八）の、中川辺村の経費節減から諸行事を組分けした村民の総判帳、同一年の同村の用木総判帳の村定がある。用木総判帳は、尾張藩の御用木が川下げのさい、不時の出水で流木となった場合、昼夜の別なく総出で係留することを定めた村定である。

身分格差

近世の社会構成は、家の格式や家柄によつて身分が区分されていたが、いわゆる士農工商と呼ばれた厳しい階級制度が存在していた。一方農村にあつては、頭百姓・脇百姓などという身分構成による階級差があつた。頭百姓の由来は頭分の意味で、郷土・土豪の系譜を引き、その多くは兵農分離前は武士階級であつた。それが土着して村の中心的存在となつたものと思われ、地位や経済力にかなりの力を持っていたと推定される。したが

って、多くの特権を行使して、庄屋役もこのグループが独占し、祭礼などの村行事も頭百姓の意向で開催された程であった。いわば村落の基礎を築いた特権階級として、一般の百姓とは通婚せず、諸事にも加担せず、排他的同族集団を形成していたようであった。

頭百姓に対し脇百姓といわれる一郡の農民があった。みずからの田畑を持ちながら、系譜上から頭分とは隔絶された存在であり、住居には門・屋根瓦・ひさしの取付け、天井・床の造作はすべて法度となっていた。さらに着物・履物に至るまで、頭百姓との間には差があった。しかし時代の推移とともに、脇百姓も経済力を付けて台頭し、頭百姓のみに認められていた慣習を破るようになった。そのため江戸時代後期になると、両者は激しい対立を生じるようになっていった。

この家格・身分を、『川辺町史史料編下巻』からみると次のようである。文化一三年（一八一六）の苗字帯刀許可願は、下川辺村の医師が、江戸の医業家元から苗字帯刀を許されている身分のため、地元役所へ許可を願ったものである。村役人連名の願書であるが、許可となった記録が見あたらないので不許可となったと思われる。

弘化四年（一八四七）の帯刀許可書は、下川辺村庄屋に対し旗本大嶋氏が出したもので、山林取締役を命じたときに領内に限って帯刀を許したものである。恐らくこの山林の維持について、財政的な援助がともなつての見返りであったことであろう。同じ安政三年（一八五六）の帯刀許可書は、中川辺村庄屋に対するもので、先規の通りとあつて領主の直筆である。大嶋氏が庄屋からの財政援助を維持したい意図から出たものであった。文政十一年（一八二八）の袴着用に関する一札は、中川辺村の一村民が、無断で袴を着用したため問題となった史料である。本人の心得違いから生じたことで、その後着用が許可となったが、そのときに村役人に提出した一札書である。身分関係の厳しい時

代の、服装についても規制があったことをうかがわせるものがある。

安政五年（一八五八）の年貢米にかかる紛争は、中川辺村の村役人との確執から起こった訴状である。年貢上納のさいの村人負担の諸経費が、負担増であるとのことから、これを村役人が不当な要求として役所へ訴えたのであった。一方では、村役人は村人と妥協をはかるため、仲介人を依頼してある程度の譲歩の意志を示し、解決をはかったが収拾できなかった。

その後、笠松代官所へ出願予定のところ、太田宿の村役人が仲介の労をとり、最終的には村役人が多額の足銭を村人に支払うことで双方が了解し、解決となっている。そのさいの金銭の出所は明らかでないが、これと並行して、上部機関である役所の取調べが及ばないよう拾両からの上納金を納付して、調査の未然防止をはかっている。庄屋などの村役人と、一般農民との間の確執としながらも、その根源には、為政者と被為政者との間に封建的な身分の格差があったのである。幕末が近づくとともに一般農民も、封建制からの脱皮をはかるようになったのであり、それは時代の流れでもあった。

五 村入用

村入用金

領主に納入する貢租のほかに、村自体の諸経費として徴収される必要経費を村入用という。江戸時代の村は、今日よりはるかに小さな村であったが、それでも村入用金の負担は農民にとって、決して軽いものとはいえなかった。

村入用として徴収するものは、村役人の給料と事務費、助郷に支払われる費用、神社の祭礼費、用水土木費が主なるものであった。このうち用水は、村にとって最も重要なものであった。一般に用水管理は領主の負担であったが、直接田畑にかかる用水路・溜池などの工事は、自普請といつて村民の負担であった。これらの入用金は村民に割当てられたが、その方法は、当初戸数に対して平等に割当てる戸数割がとられていった。しかし土地所有が不均衡となるにしたがい、各村民の持高に応じて割当てる、高割が用いられるようになった。また費用によつては戸割・高割の両方を併用した方法も実施されたが、いずれにしても、その負担割合は、村内の混乱の原因をなす大きな問題となったことは否定できない。

村方入用帳

『川辺町史料編下巻』にある村方諸入用帳は、天保八年（一八三七）の下川辺村の諸経費の明細帳である。その内容は、役所用の費用や接待費、公共家屋や道路の修復費、そのほか謝礼・旅費・船賃・

人夫賃・消耗品などの記録がある。主なるものは、

一	三五両	代官所拝借金元利共
一	二四両	川々御普請金
一	六両	人夫賃二七三人分
一	五両	巡見使入用高割
一	五両	江戸回米納付入用金
一	二両	川合船桑名行船賃人足共
一	一両	太田小松屋伝馬宿定式

一 一両 諸道具虫干入用金補修代

一 一両 行倒女御見分役所御礼人夫代

で総計八〇両にもなっている。このうち拝借金は、年貢代に充当したものの返済金である。そして河川にかかわる土木関係費も、かなりの支出となっていたことがうかがえる。

天保一二年（一八四二）の、同じ下川辺村の村方諸入用帳は、役人来村のさいの接待費と役所への上納金、神社関係の費用、そのほか旅費・年貢米船賃・借入金返済や、諸雑費の明細が記録されている。主なる支出は、

一 六両 川合船賃人足共

一 六両 郡中頼母子講借用分

一 五両 江戸回米納付入用分

一 四両 笠松陣屋御膳料代拝借金元利共

一 四両 越中屋・瓢屋通支払分

一 三両 地藏堂普請修復代

一 二両 笠松陣屋村役人入用金

一 二両 木屋下用御普請金



村方諸入用帳

一 一両 御年貢太餅米納代

一 一両 太田小松屋伝馬宿定式

一 一両 川合船上乗人夫賃一三日分

で総計三五両となる。この年は村入用金は比較的少額となつてゐるが、そのほかに庄屋・組頭などに払う給金があるが、米の現物支給であつたと推定される。

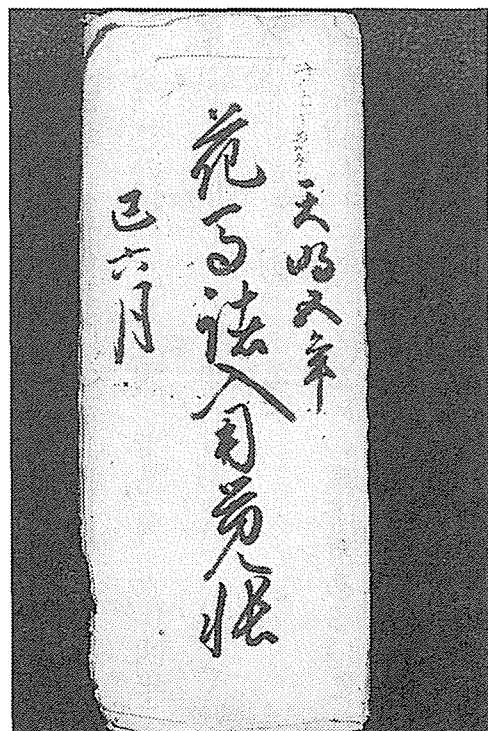
天明五年（一七八五）の福島村の入用帳は、雨乞い行事のさいの諸入用の明細である。雨乞い用に花馬を出したが、そのときの消耗品類と薪・縄、それに米・酒・人夫賃などの支出で、金額は一両余と少額である。しかし、大切な行事として村あげて挙行されたのであり、風俗を知る上で貴重な村入用となつてゐる。

村方入用帳の明細は、下川辺村のものが所蔵されてゐて他村の入用帳は残されてゐない。恐らく、大同小異の諸経費が入用となつてゐたことであらう。

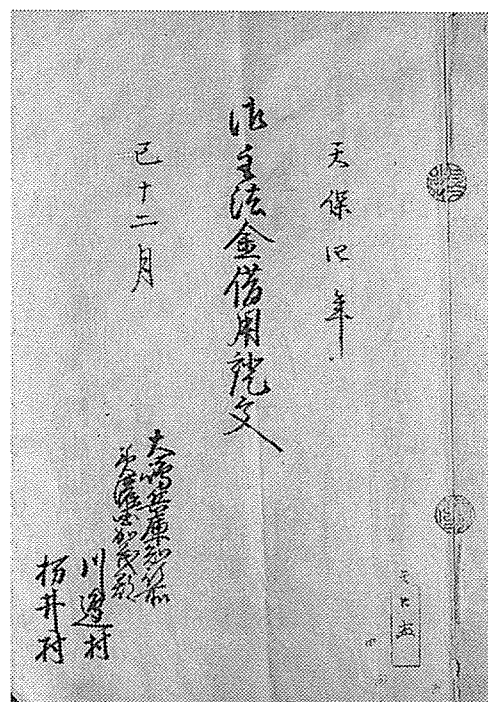
入用金の借用 村入用金は、年貢米の金納立替金や、上納金あるいは土木費用など、一時立替払いを必要としたものもあつて、多額の資金が入用であつた。それを村々はいかに金策したか、『川辺町史史料編下巻』

によると次のようである。

文化一二年（一八一五）の下川辺村の村入用金借用証は、年貢上納に充当するため一五両の金子を借用したもので、庄屋が借り主となつてゐる。利息とともに翌年七月に返済となつてゐることから、年貢米納入が期限までに行われな



花馬諸入用覚帳



村方借用金証文

いための借用金と思われる。慶応四年（一八六八）の借用返済証文は、一五〇両からの金子の返済をめぐる紛争が起こったが、江戸出府のさいの経費とある。村三役名で借りたもので、幕末に江戸へ出府した用件は明らかでないが、三分割返済の証文となっている。いずれも個人から借用したものである。

文政五年（一八二二）の川辺村の貸付金質地証文は、百両からの金子を村入用金として、山田奉行所（伊勢）から借用したもので、六人の田地を質入れた厳しい条件の貸付金である。借り主は、個人名と村方三役連名となっていて、大嶋氏家臣も保証人となっている。五か年の分割返済であるが支途は明らかでない。文化九年（一八一二）と、同一四年（一八一七）の各二百両からの御用金拝借証文は、村入用金として山田奉行所から借用したもので、いずれも引当米を添え書としたものである。大嶋氏家臣名が記載してあることから、領主の入用金を村が肩代わりしたものとされる。文政五年（一八二二）の拝借証文も同一である。天保四年（一八三三）の川辺・栃井両村の添証文は、二百両からの金子を山田奉行所から借用し、五か年の分割返済となっているが、大嶋氏家臣名の記載がある。その支途は、領主の入用金を両村が肩代わりしたものである。

元文元年（一七三六）の石神村の借用金子証文は二五両で、村方の年貢代に充当するための金子である。これを新たに五か年賦で返済することを願って、下川辺・下麻生両村を請人としている。安永二年（一七七三）の貸付金返済証文は、二七両余の村入用金を五か年賦で返済する証文で、質地として田畑が提示してあって、村方三役が借り主と

なっている。前記は、下川辺役所と個人から借りたものである。嘉永五年（一八五二）の上川辺村の金子借用証文は三兩の少額であるが、村入用金として短期間借りたものである。借り主は村方三役名で、個人から借りたものである。村入用金は、村民が直接負担した必要経費であったが、一部は借入金によって賄われており、これらの史料から、当時の村の苦しい財政の処理方法が、容易に推察できるものがある。

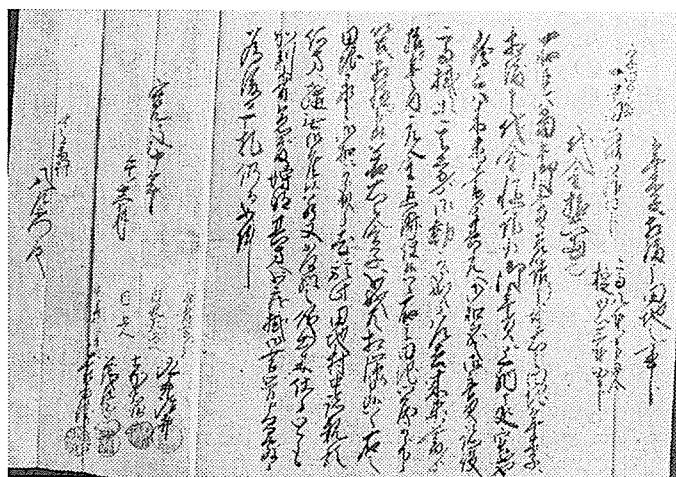
第六節 村の生活

一 生活の制限

農民対策

幕府は、農民を土地に結びつけて田畑の荒廃を防ぎ、年貢の完納に務めさせたが、それでも家財を棄てて流浪する農民が増える傾向にあった。そのため寛永一二年（一六三五）幕府は、年貢未納の駆落農民を厳しく取締るよう指示を出している。駆落農民は尋ね出すことを命じ、年貢は五人組か村で皆済するよう義務づけている。そして五人組帳の前書には、このことが必ず記されるようになった。

江戸時代の村は、一村が納税単位ともいえるもので、村に対して貢租が割当てられた。そのため幕府も諸藩も、一定の農民の確保が必要であって、その減少を極力回避するよう取締りを強化していった。村としても駆落農民が出れば、残った農民の負担が増大するので、この取締りには協力的であった。



田畑質入証文

尾張藩では、他国への出稼奉公を禁止するため嚴重な処置をとつて、農民の流出を防いでいる。訴人制度を導入して賞金を与え、奉公人の請人や庄屋を嚴罰に処した。しかし全国的な凶作に襲われた年は、領内の食糧確保のため出稼ぎ奉公を黙認の形で許している。

川辺町に数多く残っている奉公人請状は、町内あるいは近隣の農民が奉公に来たもので、他国からの史料は見当たらない。それらは年貢納付に困つて借入先に奉公に出たもので、なかには、一兩二分の借金で八年間の年季奉公のものもあるが、恐らく子供の奉公と思われる。また他村の農民が一〇か年の期限で奉公に来た者、あるいは五年・三年と同村内で奉公した者など、多岐にわたっている。

『川辺町史史料編下巻』

田畑の制限

幕府は、寛永二〇年（一六四三）に田畑永代売買の禁止を施行した。そして違反者には売主・買主・請人ともども処罰し、田畑は没収することとした。これは零細農民が多くなるにしたがい、年貢の納入が不安定となり、農民が土地から離れることを防ぐ施策であつた。この売買禁止令はほとんど効果がなく、田畑は質入れの形で他人に移動していったが、それが年季売買といわれるものである。内容は、田畑を質入れの形で年貢代を借用し、年限までに借用した金子を返却して、質流れに至らないようにするという証文である。しかし農家は、現金収入が少なく、やがて三年季・一〇年季という契約書にある期限で流れてゆくのが実態であつた。

延宝元年（一六七三）幕府は分地制限令を出している。高一〇石、反別一町歩を分地の基準としたが、当時の農民でこれ以上の田畑を持っている人は少なく、事実上の分地禁止であった。二男・三男に土地を分けることは、つづれ百姓の第一歩といわれ、農民にとってもそれを実施すれば、零細農家となって没落してゆくことは明らかであった。世に「田分^{たわけ}」というのは、これからはじまった語源であるが、これらの二・三男は、都市に出て武家や町家に奉公したり、あるいは商業に従事して生活を立てる必要があった。しかし奉公に出るにも限度があつて、一生結婚しないおじ・おばが主家に厄介者として、生涯を送ったことが各村にみられたのであつた。

町内に伝わる「田畑売渡証文」は多数所蔵されているが、そのほかにも年貢上納のための「金子借用証文」もかなり残っている。天保一四年（一八四三）の福島村文書、文久二年（一八六二）の下川辺文書などはこの類である。

『川辺町史史料編下巻』

生活上の規制

当時の村の住民はほとんどが農民で、領主は各村に対し厳しい禁止条項を布告して、種々の規制を実施した。一方村内には、村法といわれる細部にわたった申し合わせ事項があつて、これまた農民の生活を制限することとなつたが、その中であつて農民は自給自足で生活していった。

衣類 農民の衣服は、幕府の寛永五年（一六二八）の布告によると布・木綿に限られていた。その後、庄屋は絹・紬の着用を許したが、袖ゆきは長くしてはならないと命じている。同二〇年（一六四三）には染物の紫と紅梅を禁止して、すべて形なしに染めるようにと指示している。しかし天和三年（一六八三）には、農民・町人の衣類は絹・紬・木綿・麻布を分限に応じて許可し、妻子の着用も同様とした。一方、婦女子用の髪櫛は水牛か木製品以外は使用禁止であつた。

雨が降ってもかさをさすことは法度とされ、履物についてもわら草履と定められ、農民の下駄の使用は一切禁じられたが、これらの禁令は、あまりに厳しいとして天保一四年（一八四三）にはその禁を緩めている。

食物 幕府は寛永一九年（一六四二）以降、たびたび食生活について制限令を出している。そこには、農民は年貢生産のための働く道具とみなされ、食物と労働とを引き換えにするという方針があったのである。有名な慶安の触書は、百姓は分別の考えがないから、平素は麦や雑穀を食べるよう指示し、米は商品との交換にあてるようにしている。

このような制限令ではあったが、多くの農民にとって米飯は思いもよらないことであった。中位農家以下では、年貢を納付すると残余の米はほとんどなく、わずかに正月や祭礼日に米飯が可能であったのが実状であった。

調味料としての味噌は、欠くことができないたんばく源であったが自家製であった。そして魚は干物・塩物で、それも常食はできず、多くは野菜が副食物であった。

住居 農家の住まいは平屋が一般的であったが、それにも種々の制限があった。不似合いな家作を禁じたが、享保七年（一七二二）には新規の家作まで禁止とした。たとえ家族数が増加しても、屋敷内に小屋を作つて過ごすよう指示して、分家の新築を許さなかった。そして門・塀の造作も禁じ、家の用材も松・栗あるいは、なら・ぶなの雑木が用いられた。しかし幕府の制限令にもかかわらず、新規の普請は絶えなかったようである。

このような衣食住の制限は農民のみならず、武士・町人にも適用されていた。しかし農民に対しては生きていけること、武士は生活できること、町人は武士や農民に悪影響を及ぼさないことがその制限の眼目であった。武士階級的身分差、町人社会の不安定さに比べれば、農民には限定された生活とはいっても、生産者としての自由があったので

ある。

人々の生活

農民が汗みどろになって作った生産物を、食扶持と農耕に必要な量だけ残して、残りはすべて取り上げるのが当時の農民対策であった。そのため、農民の生活が幾分でも向上し、少しでも余裕ができて人間らしい生活をするようになると、法令を布告して儉約を励行させ、その余力を田畑の増収に向けさせるのが農民に対する政治であった。

第二元禄時代ともいわれる文化・文政年間には、ややもすると人身が華美に流れようとする時期でもあった。幕府は、再び儉約令を出しているが、これは男子の元服から婚礼、衣類の着用、仏事費用、女子の髪飾にまで及んでいる。もつとも、これら儉約令は農民に限らず、すべての人々を対象とした布告であった。

- 一 元服婚礼の節、大勢寄集まり酒盛など致さず、近親のみ打寄り、有合の品を以て相賄う事。
- 一 衣類の儀、妻子に至るまで紬木綿に限り、質素第一に心掛ける事。
- 一 女の髪に銀細工之類、履物に塗物など一切用いない事。

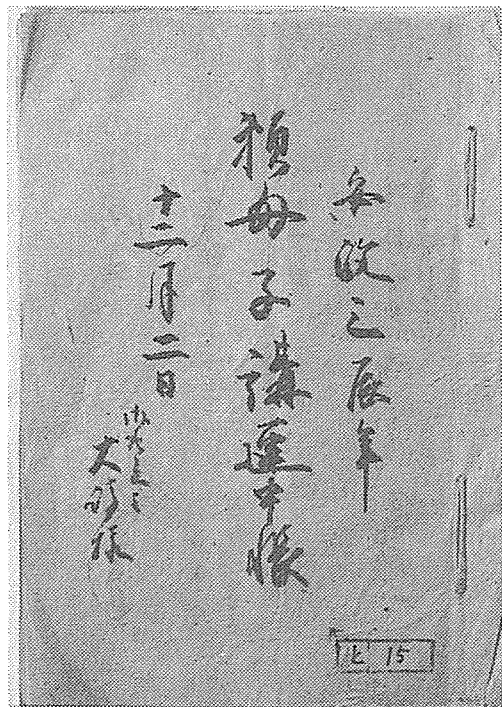
などが代表的なものであるが、相当細かい点にまで節約を奨励している。

そのほか食物から贈答品・音曲類の制限にまで触れたものもあった。このように厳しい制約を受け、居住についても種々の規制がなされ、旅に出る場合も許可証や往来手形の交付を受けなければならなかった農民が、生活の楽しみとしたものはなにであったのか。

農村には、古くからの慣習として仕事を休む日が定まっていた。“村方休日定”というのがあり、それによると正月三か日と七日・一五日、三月・五月・九月の節句日、そのほか山の講・初午・七夕・祭礼日など一年に三〇日程の休

日が決められていた。これら休日でも、農民の飲酒は堅く禁じられていたが、ひそかに手作りの酒が造られ、結構たしなまれていた。また法度となっていたカルタ遊びや、三味線・小唄などの遊芸も流行し、ときには浄瑠璃じやうるりも行われていたようであった。一方、村祭りは村民の最大の娯楽であった。当日は神楽をはやし、獅子を舞わし、村芝居も演じられたが、神社の境内で行われる相撲は最も興味ある行事であった。

時代が進むにしたがい、農民自身も経済観念を持つようになり、機会をとらえては金銭収入に専心するようになった。主食は麦を主とした雑穀、衣類は綿花を糸として紡ぎ、屋根替えは近隣同士によって助け合うなど、日常生活は自給を原則とし、みずからの出費に極力注意を払っていった。それでも農具などは現金購入を必要とするため、田畑には収益の多い作物の植付けに心掛けるようになった。しかし農民の生産力は自然が相手であり、災害によって凶作



頼母子講帳

が幾度も発生するため、貯夫食の法がとられるようになった。貯夫食とは、毎年一定量の粳・麦・大豆などを村の郷蔵に貯蔵して、飢饉に備えることである。いわば社会的な救済法の一つであった。金融機関のなかった江戸時代に、相互扶助を目的として流行した制度に頼母子講たのもしこうがある。頼母子とは関西の呼称であり、関東では無尽といわれ、農民に限らず広く商人から一般庶民、そして武士階級にまで浸透した制度であった。多くは家計の負債整理のための救済扶助となっていたが、会員の拠出した基金による講が、終会となるには相当の年数がかかっている。流域の各村々には、

頼母子講証文がかなり残っていて、この講によって多くの庶民が救済されたことを物語っている。

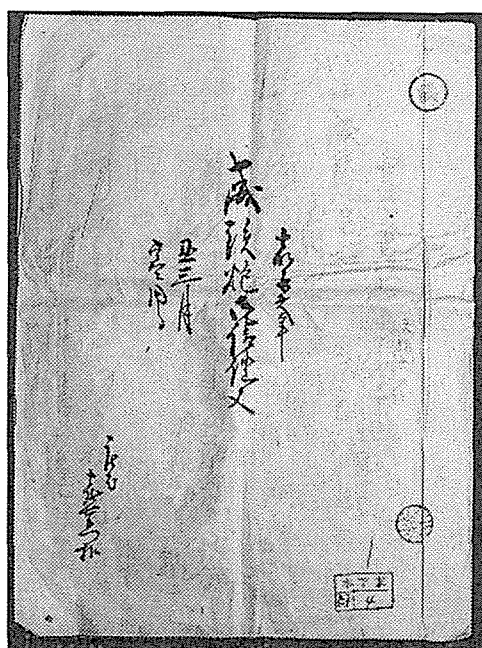
田畑を持つている者、それを持たない農民も、農事の余暇には種々の稼ぎを行った。商家に奉公に出たり、あるいは山林労働に従事したり、これらは有事の場合に備えての増収対策でもあった。文化二年（一八〇五）代官所から幕府に提出した明細書のなかに、農民の余業を次のように書いている。

日雇 柴薪取 蕨取 縄ない 草履草簞作 酒造 炭焼

紙漉 紬織 荷物稼 用木伐稼

そのほか養蚕は農家にとって、生業として重要なものであり、“おかいこさま”と呼ばれたのも至当なことであった。江戸時代を通じて、最も盛んであった農村の余業は、山稼ぎと川稼ぎであった。木材の伐採は冬期に行われ、伐出しから運材まで多くの農民が参加していた。それと並行して炭焼きも重要な現金収入の道となっていた。一方山猟も行われ、猪・鹿・熊・兎などがその対象であったが、なかでも盛んであったのは猪猟であった。猪は数も多く作物に被害を与えるため、冬になると村あげての猪狩りが行われ、猪垣や落とし穴を掘って捕獲したが、その肉は美味として評価されていた。

山猟に欠かせないものに鉄砲があったが、その所持には厳重な規制があり、他人に貸与したり譲渡することは禁じられていた。そのため毎年鉄砲改めがあって調査が行われたが、所持の名目は用心・おどし・猟師の三種類で、猟師の名目がほとんどであった。許可証



鉄 砲 証 文

として鑑札が交付されている。

川漁も農家の大きな収入源であった。飛騨川やその上流の中小河川の漁は鮎で、やなによる落鮎漁も行われたが、鱒も多く乗り上げた。鱒は、飛騨川をさかのぼって上流で産卵し、秋口には成長した若鱒が海に出るため川を下って行く。そのため捕獲できたが、魚類は腐敗も早く、交通不便な山村では、果たして着実に現金収入となったかは疑問である。

一一 治水と水害

水との戦い

水は、生活や農耕に多くの利便を与えながら、ときには脅威となって人々を恐れさせた。いわば水は生活の源泉でありながら、一方では水害の発生源でもあった。流域の人々の生活は水とともに喜び、水とともに悲しむという悲喜こもごもの繰り返しであって、それは水と人間との歴史であり、人々と水との戦いでもあった。

飛騨川本支流による水害も数多くあったであろう。その度に土地を失い、家を流された実例も断片的に伝わっているが、発生回数は西濃地域に比べるとかなり少ない。それでも大水の被害として表のように一四回もの記録があつて、流域もかなりの水害を被っていたことが推定される。

美濃郡代の配下には、堤方役人という役職が設置されていた。これは治水土木掛で、そのほとんどは西濃河川に対する職務であったが、飛騨川筋における美濃国内の河川関係も、この堤方役人の取扱いとなっていた。そして川普請

飛驒川流域水害状況 (近世)

年 月	被 害 状 況
寛文 5年8月	白川洪水、越原村など家屋流失
元禄13年5月	大雨、白川筋出水被害あり
享保19年6月	益田川大水、中原村の中網切れ、用木流失
元文 2年7月	黒川大水、黒川村地内耕地被害あり
元文 5年8月	益田川大水、尾崎村河岸崩れる
宝暦 2年5月	益田川大水、下原で2丈ほど被害不明
明和 2年4月	飛驒川大水、栃井村の耕地被害多数
安永 1年6月	益田川筋三郷村など水害と山崩れ
安永 5年6月	下呂村地内豪雨、山崩れ人家の埋没あり
天明 6年8月	飛驒川筋、下吉田・比久見・福島各村の耕地流失
寛政10年4月	飛驒川筋、下麻生・栃井両村耕地流失
天保 2年5月	飛驒川筋、上麻生村耕地流失
文久 2年9月	郡上郡西和良村に大出水あり
慶応 2年8月	益田川筋大水、羽根村の堤防決壊

制度には、国役普請と御手伝普請、御救普請の三つがあった。

国役とは、一国平均して行う課役で、大藩などは自普請のため幕領および中小藩主の所領を対象としていたが、いわば一種の手伝普請の性格を持っていた。本来の御手伝普請は、遠隔地の大名に課せられるもので、宝暦治水の薩摩藩がその例であったように、大名独自の施工となっていたようである。御救普請も同じようではあったが、幕府が直接行う公儀普請の意味で、それを御救と呼んでいたであろう。いずれにしてもこれらの普請は、江戸時代あいついで実施され、農民のみならず諸大名・旗本などにとって堪え難い負担となっていた。人夫として、あるいは金銭による代納は村々を苦しめるものであり、災害の修復は、最終的には流域の村人の貴重な労働によって、培われていったのであった。

川辺の水害

水害は、河川のはんらんによるものが主であったが、特に雄鳥川は豪雨のつど大きな被害をもたらした。明和二年（一七六五）四月には、飛驒川の洪水によって栃井村が浸水し、田畑に巨害があったとある。田畑と同じように家屋の流失もあったことと推定される。雄鳥川は、その後も断続的

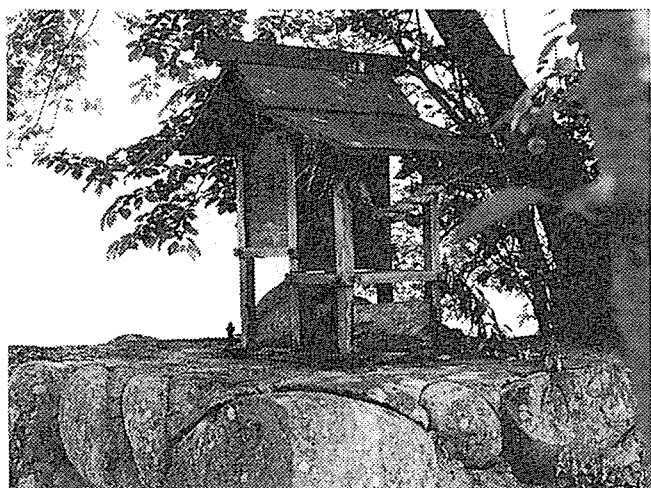
にはんらんを繰り返していた。

文化十一年（一八一四）四月には、大谷溜池の堤防が決壊し、中川辺村・栃井村に被害があったが、鹿塩川の増水によるものであった。延べ一〇〇人余の人足が出て修復したが、同年六月には再び豪雨により一部決壊し田畑が流失した。翌年五月にも豪雨があつて増水したが、このときは堤防の決壊は免れたものの、田畑への浸水があった。

台風による風水害も数多く発生したが、特に天保の風水害は、加茂・可児両郡に多大の被害をもたらしている。すなわち、天保八年（一八三七）八月一四日の大暴風雨によつて、川辺・栃井両村では、家屋の全半壊が八二軒に及んだ。そのほか神社の倒木、堤防の決壊、橋りょうの流失、田畑の冠水状況など、その惨状が事細かに詳記されている。これは川辺・栃井両村に限ったことではなかったが、他村は記録が残されていない。

安政四年（一八五七）五月には、再び雄鳥川が豪雨によつてはんらんし、堤防の決壊から栃井村の田畑に土砂が流れこんで、大きな被害となった。そのため年貢上納が不可能となっている。雄鳥川は、文久三年（一八六三）八月にも大洪水となり、栃井・下川辺両村に大きな被害をもたらした。このときは、流失家屋二軒・床上浸水一五軒、田畑の冠水は広範囲に及んでいる。さらに、万延元年（一八六〇）三月には暴風雨があつて、中川辺村で一八軒の全半壊の被害があった。この年は三月中旬ごろより雨が降り続いたが、現在の梅雨期にあたり、やがて台風の上陸となったのであった。

雄鳥川の大水による被害は、中川辺村と栃井村が中心であつたが、下流の下川辺村も相当の被害をこうむつたことが推定できる。しかしあまり被害状況の史料が残されていないが、慶応元年（一八六五）六月には、田畑に土石砂が流入して年貢上納が不能となっている。



弁財天神社（福島）

他地区の水害としては、天明六年（一七八六）八月の福島・比久見・下吉田三村の被害があるが、木曾川水系全般の増水であった。

「平水より高きこと一丈五尺（四・五メートル）、太田町は半ば入水、低地の家屋は床上六尺余の浸入。飛騨川沿いの加茂郡吉田村にて被害地三町二反歩、比久見村にて五町歩、福島村にて二反歩、その他村々多少の流失地ありという。」

この年は春以来雨がちで各河川はたびたび増水していた。そして八月の豪雨でついに浸水となったのであった。

寛政一〇年（一七九八）四月の大洪水も、木曾川・飛騨川筋でかなりの被害があった。飛騨川も下麻生・栃井両村で、耕地一〇数町歩流失とある。下川辺村の木下喜右衛門の『懷中日記』には、

「四月五日より少々雨天にて、いきりつよく、夫より六日夜半の頃より大雨に相成、七日の夜に入り、かくべつの大雨、八日暮五ツ時（午後八時）に相止む。飛騨川満入の事、同七日昼九ツ時（正午）より水増、八日昼九ツ半時（午後一時）満水成、前代未聞の大水になり、森山にては吊し道の上、水の高さ五尺程あり、夫よりとどめき橋の下までささえる。田尻川のすそ、およそ一五・六間程飛騨川ささえる。わたかけ道下の小畑までささえる。柳木われ岩の上およそ水八・九尺もあり、わくたて平水より水の高さおよそ十間ばかり、栃井弁才天ながれたもう。福島弁才天ながれたもう。右栃井弁才天鎮守したもう岩の

上、水の高さおよそ五・六・七・八尺程もありと見え申也。小山観音鎮守したもう岩およそ五・六尺も出申也。太田宿本陣次郎右衛門方ゆか上へ水のり、中之番椿の渡し牛頭観世音の下、およそ二・三間も下までささえる。」

とあつて、そのときの状況をよく描写している。これら被害箇所は、村人の手によつて応急的な修理が行われ、後日領主の支援で修復工事が施行された。

元文二年（一七三七）上川辺村地内の川堤工事は、人足七五八人を動員しかなり大きな復旧工事であつた。領主の現物支給で施工されたが、賃金は一部村負担である。文久三年（一八六三）の雄鳥川修理も、栃井村が六五名からの人夫を動員しているが、被害のたびに各村は、かなり支出を余儀なくされたのであつた。一方、救済方法としては、家が流出した者には二分、倒壊した者は一分と、それに米の現物支給も行われたが、当面のわずかな金品の援助に過ぎなかつた。『川辺町史史料編下巻』

三 用水と雨乞い

用水と水論

農業の中心である稲作に用水は不可欠のものであつた。その水源は河川が最も多く、次いで溜池となつていたが、江戸時代には治水の技術が発達し、領主の関心は専ら用水に集中していた。そのため、幕府・諸藩主による開発工事は大規模なものとなり、大小の用水が発生することとなつた。しかし一方では、水利をめぐる紛争は絶えることなく各地で起こつたが、これらは稲作に生きた水田農民の生存を左右する問題であつた。水不足から、水利慣行を無視してまで用水の確保をはかつたのは、農民にとって水が生命源であつたからである。

町内の水論については、他村に比べ史料が極端に少なく、余り争論がなかったとも考えられるが、『川辺町史史料編 下巻』に掲載したものの内容は、次のようである。

文化八年（一八一）の雄鳥川用水の史料は、下川辺・栃井両村の農民が、先規に反して田に水を引いたため起こった水論である。このため、役所へ提訴となることを、中之番村の村役人が仲介となって和談をすすめ、済口証文を交わしたときの一札書である。今後は通水のさいは下川辺・栃井両村の村役人が立会うとある。

嘉永六年（一八五三）の用水争論の史料は、石神村上・下両組の争論による取替証文である。この年は植付時期になっても一向に降雨がなく、そのため、上川辺村地内の借地にある別所溜池の水を、先規に反して田へ引水したため起こった争いであった。この用水も、一番・二番・三番水と用水の順路が決まっていたが、やむなくそれを無視したため、下川辺村の村役人が仲介となって和談をすすめたときの証文である。用水下流の村民にとって、時期を逸した水は死活問題となるため、話し合いの過程で、待ちきれず田に水を引いたものであった。かなり大きな争論であったことが、末尾の署名捺印からうかがえる。

安政二年（一八五五）の田地水論一札は、対象が寺の田地であったため和談が容易にすすまず、最後は四か村の寺総代によって取り交わされた一札である。四か村とは、石神・上川辺・中川辺・川浦の各村であり、別に水主の農民から協定ともいえる証文も添付されている。

溜池

江戸時代のかんがい用水は、小規模の水利施設を除いて溜池が大部分を占めていた。これらの池は、領主、特に大嶋氏の指示によって施工されたものもあり、あるいは、水不足から農民の嘆願によって新設したもの、大幅に改修したもの、借り地に作ったものなど、自然流水を考えての施設であった。いずれも当時の農民が水利の確

保にいかにか苦労したかが、よく分かるものがある。

町内の溜池は表の通りであり、その総数は四三にもなっていて、その所在地と名称は次のようである。

(下川辺村)	新 江戸洞	(栃井村)	山楠 新	(中川辺村)	大谷 大洞	(上川辺村)	別所
柿木谷	(鹿塩村)	小金 鼓	(下飯田村)	黒衛洞 長洞 長坂	(福島村)	奥 新	
(比久見村)	山田大 山田小 松坪 比良 上田大 上田小 妙楽寺 月ヶ洞 見根 昌山 八反田 龍洞						
寺 東山 横山 花井 花井洞 酒屋 郷呂大 郷呂小 上野大 上野中 弥平太 弥九郎 鯉付 久造浦							
(下麻生村)	起シ 古円寺 小貝戸						

ほとんどが地区名を付けた池の名前が多いが、なかには個人名のものもあつて、個人が独力で開発したものと思われる。

これら溜池用水は、災害による復旧工事あるいは改修工事などを必要とし、維持には多額の経費が入用であつた。

それにかかる資材は原則として領主側の負担であつたが、その支出が容易でなく、村側の負担で行つた工事がかなりあつた。『川辺町史料編』でその推移をみてみよう。

元禄五年（一六九二）の大谷溜池改修工事は、領主大嶋氏が直接行つた工事であつた。資材・人足・扶持米など総工事費は一三〇両余で、川辺・栃井両村で延べ四〇〇〇人からの人足が動員された大規模なものであつた。工期の記載はないが四月着工とあり、

江戸時代の溜池

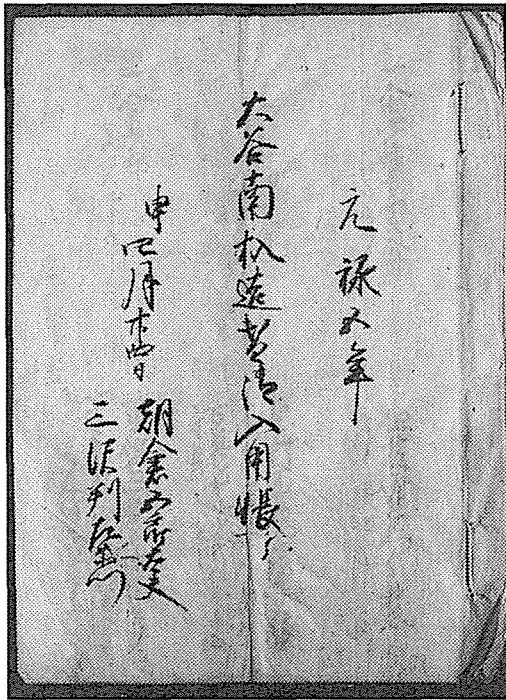
村 名	溜池数
下川辺	2
栃 井	2
中川辺	2
石 神	0
上川辺	2
鹿 塩	2
下飯田	3
福 島	2
比久見	25
下吉田	0
下麻生	3
計	43

雨期を前にしての大改修工事であった。大谷溜池は、万延元年（一八六〇）にも堤防修繕工事が施行されている。このときは川辺村上組から延べ三〇〇人、同村下組から延べ二〇〇人からの人員が動員されている。

文化五年（一八〇八）の石神村の「別所溜池普請明細帳」は、溜池や神坂川の改修工事の経緯を記録したものである。石神村にとって別所溜池は重要な用水であったが、上川辺村地内に設置されていたので、種々の出入りが発生している。改修のつど上川辺地主との折衝がともなったのである。そして翌文化六年（一八〇九）には、水不足から溜池の場所替え新設の願書を提出し、資材・人足代を笠松役所へ要求している。しかし許可にならず、翌年再び現在使用中の溜池の土砂さらえとともに、新設方の願書を提出し、このままでは年貢納入にも支障があると、案に許可の遅延を批判した内容となっている。これによって新たな溜池は、別所洞池として新設されたのであった。財政ひっ迫のことでもあって、幕府としては極力経費の支出を抑えたかったのであろう。

その後文化一四年（一八一七）には、既設の溜池の水利が低下したため、改修による費用の支出を願い出ているが、恐らく、石神村の自普請となったことが推定される。

文化六年（一八〇九）の福島村の「溜池決壊修復願」は、長谷溜池のことで、長二〇間・幅八間・高五間半の池であって、大雨により決壊し、広範囲にわたって被害をもたらしたものである。尾張藩へ提出した願書であったが、このような史料は他村にも数



大谷溜池改修工事

多く実在していたことであろう。

雨乞い

日照りが続いて降雨がないと雨乞いが行われた。この地方では洲原神社（美濃市）から幣札を請けて、雨乞いの祈願が施行されたが、上川辺村の阿夫志奈神社では、四段階の儀式が挙行されている。

一 お砂上げ 飛騨川の砂で境内を清める。

二 社殿洗い 神社の前面を洗い清める。

三 神社詰め 村の男性が昼夜神社にこもって祈る。

四 神旅立ち 神官が先導して笛・太鼓ではやし立て、村内の大小神社すべてに祈願する。

雨乞いの願いがかなうとお礼参りを行い、終日仕事を休んで感謝の念をあらわしたという。天明五年（一七八五）の、福島村の「雨乞花馬役覚帳」「川辺町史史料編下巻」によれば行列は、

先払（はかま付） 二人 村役人（かみしも付） 二人 たいこ 一人 笛 二人 笛すけ 三人

つつみ 二人 大だいこ 一人 たいこ持 二人 神馬 四人 花馬 四人 馬付世話 七人

羽織つえ付 一〇人 はやし方 一二人 加茂明神掛 八人 総勢 六〇人

となっていて、いかにこの神事が大切なものであったかが、容易に推測できるものがある。村によっては山伏・笠子・かね・たいこ・貝・笛などの役の人たちに、高張提灯が加わった行列もあった。また寺で雨乞いの祈とうを行ったり、お宮こもりをして、七日七晩「雨乞い帰り」も挙行されていた。

そのほか町内の雨乞いの記録としては、「御用向留帳」「川辺町史史料編上巻」によれば、文化六年（一八〇九）七月に川辺・栃井両村が、鎌留して雨乞いを行ったこと。同一一年（一八一四）六月には、たびたびこの行事があった

こと。文久二年（一八六二）五月から七月にかけては、長期にわたってこの行事があったことなどの記録がある。

この雨乞い神事を実施するたびに、農民は庄屋など村役人の通達によって、終日農休日となり、村内の神社をはじめ、遠く洲原神社・多度神社への参詣を余儀なくされたのであった。

四 飢饉

三大飢饉

農民の田畑に対する努力も、不時の風水害や天災飢饉などによって、すべてが破壊されることがあり、一方、長雨と冷夏は病虫害の発生をもたらし、凶作を招くことが多かった。飢饉が起けると領主は米の移動を禁じたため、地域によって多数の死者を出すこともあったが、なかでも享保・天明・天保の三大飢饉は、全国的な規模のものであった。そのうち享保一七年（一七三二）の大凶作は、畿内以西に被害が多く、東海地方にも及んだが実態は明らかでない。

天明の飢饉は連年にわたる凶作の結果であった。天候不順から不作が続いて豊作の年はなく、特に天明二年（一七八二）は春から夏にかけて降雨と低温で、秋のはじめには冬の寒さが到来した。そのため翌三年は全国的な飢饉となったが、この年も四月から五月にかけて長雨が続き、七・八月も気温が低く米は実らず、再び大飢饉となった。

天明四年（一七八四）に入ると、加茂地方も全村が凶作となって餓死者が多く出ている。そして翌五年の全国的な干ばつ、六年秋の暴風雨による河川のはらん、作物の被害となって米は全く実らなかった。この結果、六年から七年にかけて加茂地方は再び大飢饉となり、餓死する者が至るところにあったという。天明四年の諸事付写覚帳による

当時の様子は、次のようになっている。

「天明三卯年六月二四日頃より浅間山殊のほか大焼にて、七月一日より鳴りはじまり、山々へひびき、地のなかにて神鳴するように夜昼なしに鳴り、戸障子までかたかたとなる。諸所にて宮こもり、日待信心いたし……。」

この覚帳は、浅間山の噴火を描写していて、この地方の降灰による凶作を伝えている。

この年の秋、米相場が一両に付九斗五升であったのが、翌年二月には五斗二升となったという。恐らく村人は最後に木の根を掘り、常緑素の木葉を代用して、飢をしのいだことであろう。天明飢饉は、一般に三年からはじまったとされているが、寒冷地では既に前年から凶作状態となっていた。天明三年二月付の文書には、雪のため木の根も掘ることができず、酒のかすを湯でふかし、あるいはこぬかで命をつないだとある。

天明飢饉から五〇年後に発生した天保飢饉は、日本飢饉史上最大のものであった。天保元年（一八三〇）、次いで同二年も天候不順で、四年に入ってそれが甚だしくなった。そして六年には干ばつと地震があつて凶作が続き、七年に至っても気候は回復せず、雨が多く冷えこみが厳しく、米作は全国平均で四分二厘作であった。

天保飢饉は、七年間という長い期間のため各地で多数の犠牲者を出す結果となった。天保三年（一八三二）の記録をみると、

○六月下旬にじねんごが発生した。一〇〇年に一度の小笹の結実、気にかかる。
天保四年の記録には、

○二月なかばに雷があつた。伝承では初雷から七か月後に霜がくるといわれている。

○六月土用に雨が続いて作柄不良となる。

○八月中旬、果たせるかな初霜があった。作柄三〇日程遅れている。

などが記述されている。この記録は同七・八年と続いているが、夏でも冷夏のため朝夕は着物に^{あわせ}袷を使用したこと。草根木皮をはいで食糧としたこと。他国では牛馬から猫まで食べたことも書かれている。そして町には農民が集まって、一日一日と死者が増加していると記されている。

死者の数を伝えるものに一念寺日記がある。それによると、天保五年（一八三四）には益田街道の道路上で餓死する者が多くなり、加えて疫病が流行し、今年に入って村々の死者も四〇人、五〇人となっている。このような状態となれば、親も子もなく、自分が食べるだけが精一杯で、夫は逃げ妻と子供四人は餓死、高山へ乞食に出た別の夫婦とともに死に、八〇軒からあった村も今では五〇軒に減ったという。しかも高山では一日三〇人、四〇人と餓死していると記されている。

天保の飢饉は加茂地方も例外ではなかった。この地方も干ばつのため農作物は枯死し、翌年は逆に長雨が降って、太陽の見えない日は夏より秋にかけて一三〇日もあったという。このため米価は、一両に一石程度の相場が五斗までにあがった。さらに翌五年も飢饉で穀物は手に入らず、農民は粟や稗のぬかを食べ、山野の草根・松皮を採集した。銭があっても食糧も買えず、やむなく流浪の旅に出たのは農民に限ったことではなかった。

加茂地方の凶作 加茂地方の天明年間以降、明治維新までの災害は次のようである。『加茂郡誌』当時は災害が起これば田畑に被害が発生し、凶作を招くのは必然の理であった。

天明二年 正月より降雨多く秋寒らず、悪疫流行して死亡者多し。災害の程度不明なり。

天明四年 この春一般に困窮者多し、久田見村宝蔵寺及び法誓寺より出金して、貧民五二五人を救済せり。

天明六年

春より雨打続き、ついに大雨洪水となり秋収穫ほとんど皆無。木曾川出水太田町過半入水床上浸水。飛驒川出水可兒郡土田村にて田を荒す、翌年春大飢饉となり百姓窮乏甚だし。

寛政元年

六月細目村黒瀬下町一一戸流失し、そのほか各所の被害多し。

寛政一〇年

四月木曾川沿岸の人家多く流失し死傷二〇余人、その惨害想像するに足る。

天保四年

降雨一三〇余日秋実り四分作、翌年飢饉になり草根木皮及び粟稗の糠をも食す。

天保七年

初夏連日雨降り風強く冷氣甚だし、七月二四日に高き山降雪す。八月一日暴風雨強く家屋倒潰多し。麦の収穫五分秋作凶を極む、飯地村にて餓死一三人、翌春に至りまた餓死するあり、その被害甚大なり。

天保八年

八月暴風により木竹を倒し家屋を崩したるもの無数、加茂野村にて人家の倒潰五〇余戸死傷者あり。川辺村養瑞寺の被害大なり、このとき各村々も大被害ありしならん。

天保一二年

五月取組村中山道へ激流浸水し、家屋二戸流失す。

弘化四年

三月信濃国大地震あり、余波東部の各村に及び、道路宅地など陥没亀裂を生じたり。

嘉永三年

中山道へ木曾川暴水す。

安政元年

六月より冷氣甚だしく穀物実らず、九月暴風あり東部村落飢饉を極む、当時禁米と称して、他村に入りて食糧を求むるを禁じれば、財貨を懷にして空しく飢えるものあり、すこぶる惨状を極む。

安政六年

六月黒川村地方大洪水にて山岳崩壊、土地の流失家屋の倒潰浸水おびただしく、今なおその遺跡を存す。

万延元年

五月木曾川沿岸激浪暴水被害多し。

慶応二年

八月降雨後暴風激しく稲白枯となり実らず、山野の草根木皮を食料とせしも、餓死せしもの数多し。

凶荒対策

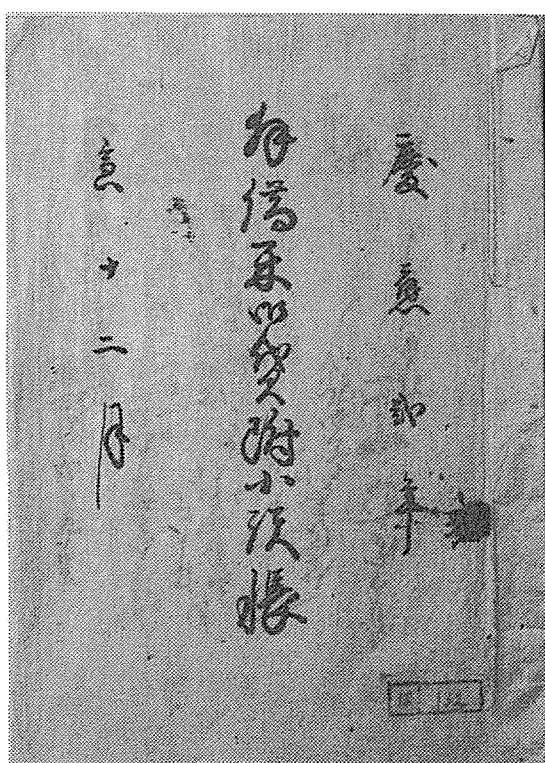
流域に発生した災害による凶作は、かなりの数値になっていたが、幕領・藩領などの領主はそのつど救済の施策をとっている。百姓貸付金も一例であって、加茂地方にもこの貸付金制度が実施された。天明六年（一七八六）に笠松代官所は、加茂・可児両郡の村々へ二〇〇両からの金を拠出しているが、年利一割という利息であった。このような貸付金は、返済期限が二〇年・三〇年と長期にわたっていたが、連年の凶作により高利の借入金に苦しむのが農民の実態であった。

笠松代官所は、天明八年（一七八八）には幕府の方針によって、幕領地の村々に貯穀を奨励し、郷蔵または有力者の持蔵に、米・麦などを預けて災害に備えた。しかし米・麦の貯蔵は至難であって、その後籾に切り替えられていった。尾張藩でも貯穀制度を推進していったが、一部を金銭に代えて夫食金と称する資金を準備している。

町内にもこれら関連史料は数多く残されている。『川辺町史史料編上巻』掲載の御用状留書には、元治元年（一八六四）に、田畑の干ばつがあつて凶作は必死であり、そのため実地検分による年貢軽減を願ったとある。一方、安永五年（一七七六）の凶作願書は、川辺・栃井両村で困窮者が多人数となつていたので、貸付金を拝借したが追いつかず、今年の夫食上納の猶予を願ったものである。慶応二年（一八六六）の貸付米内訳書は、凶作のため大嶋氏が農民に貸出したもので、貸出米を金銭に換算し、利息を定めて貸付をしている史料である。そして天保九年（一八三八）の類火貸付金は、中川辺村の町並みが火災から二一軒が被災したため、各戸に一両前後の金銭を貸出したときの記録であつて、このような場合も貸付制度が適用されたのであつた。

備荒米は主に村々の郷蔵に保管されていたが、定期的に検査が行われた。嘉永五年（一八五二）の石神村の史料は、災害用に備えた粃が完全に保管されているかを、領主役人が調査したものである。安政七年（一八六〇）のそれも同村のもので、村の土蔵に保管してある貯穀米を報告したもので、下川辺役所あてとなっている。このような調査書上帳は、各村とも共通して随時提出したのであった。『川辺町史史料編下巻』

飢饉のさい、領地によっては終始先頭に立つて救済にあたつた領主もいた。特に幕領地の代官がそれであり、義援金の募集、各種食糧の炊き出しを実施しているが、それにも限度があつた。しよせんは自分の生命は自身で守らねばならず、人々は終日山野を駆け回つて飢えをしのいだ。



拝借米貸付内訳

わらび・ぜんまい・ふき・あざみ・百合の根・くすの根などの山菜類を中心に、一時は馬草やわら類まで粉にして、雑穀とともに食べたと伝えられている。なかには有害と知りつつ、餓死から逃れるため口にしたものもあつて、文字どおり草根木皮までというパニック状態であつた。食糧の生産も流通も十分でなかつた時代のこと、これらの食事方法は生活の知恵として、その一部は今日でも利用されているのである。災害や飢饉に疫病はつきものである。幕府はその対策として、薬事心得ともいえる通達を各村々に出している。症状によつた薬草の使用法、あるいは草花の煎じ方、毒にあたつた場合の処置方法など、本草綱目ともいえる具体的な施策を

指示したものとなっている。果たしてそれが忠実に遵守されたかは疑わしい。最早、それらの草木は容易に入手困難であつたからである。

一般的な災害や相互扶助は、外部からの援助はあまりなく、村人の責任で処理されたが、領主自体が救済に乗り出した場合もあつた。その例が疱瘡ほうそう（天然痘）の流行であつた。

天明年間の飢饉は、各地に疱瘡ほうそうの流行をもたらし、その被害は大きなものであつた。天明三年（一七八三）十一月恵那郡加子母村で発生したこの病気は、村人を恐怖のどん底に突き落としている。当時の加子母村は、戸数四五〇、人口二二九九人であり、翌年五月までに五〇〇人が発病、二〇〇人が死亡している。尾張藩は、患者の対策に頭を悩ませたことであろう。もつとも尾張藩のみならず、幕領地・旗本領の各村にも、かなりの患者が発生したことが推定されるが、その状況を伝える史料が残されておらず、明らかでない。

第七節 山 論

一 入会地

入会とは山野などの共同地のことで、入組・入稼ともいわれているが一般的には次の四つがあつた。

○内山入会地 一村の共用地として、その村の人々のみが立入り使用する場所。

○村々入会地 数か村の共用地として、その共有の村が立入り使用する場所。

○他村入会地 村内でなく他村の土地にあって、他村の人々が共同でその地に立入り使用する場所。

○私有入会地 個人の私有地を、近隣の村人が共同で立入り使用する場所。

これらの入会地には入会料が課せられたが、それらが山年貢・野年貢で、課税は他の年貢より低率であった。そして領主によっては、入会地を租税の対象としなかったため、農民にとって極めて有利な雑地となっていた。

入会地で農民は、田畑の肥草・牛馬飼料・柴・薪炭・建築材料などを採取した。江戸時代の田畑の肥料は刈草のたい肥であったため、その年はじめて草山に鎌を入れる日を、“草の口明け”といった。口明け前の草刈は許されず、六月初旬には村あげての、いっせい草刈が入会地で行われた。この草は、夏草は畑に秋草は翌年の春になって田に使われた。したがって流域の各村々には、必ずといってよい程、このような入会地が古くから設けられていたのである。

山林

山林は、一般的に「御林山」と「百姓山」の二つに分かれていた。御林山は領主の山林で、幕府・藩・旗本などの持山である。百姓山は村百姓のもので、村共有の山林であり、その多くは入会山であった。この山林には村民個人個人の占有権はなく、村が共同でそれを持っているということ、個人は村の規制のなかに置かれるのであった。

入会山の草や木は、農民にとって重要なものであった。当時は十分な肥料もなく、草や小枝は田畑の肥料となり、木は燃料であり、日常生活に欠かせないものとなっていた。この入会山は農民にとって貴重な存在であり、そのため、村々の入会の境界が不明確になれば、それは農民の死活問題として、一村あげての論争となることも、無理からぬこ

とであつた。

入会山における山論は、多くは村対村、村々対村々という論争となつたが、これらは永年の間には、山林の耕地化や秣場^{まぐさば}開発をめぐる対立へと発展していった。そしてこの山論は、領主の裁決に持ち込まれることが多く、最高の裁決は幕府評定所のものであつた。これによる裁決状は、大きな紙に入会地の地図を色彩で描き、裁決の境界を黒線あるいは朱線であらわしたものである。そして墨書で村々の言い分を書き、裁決の結果を記載して各奉行が連署している。裁決状は絶対的なものとされていたが、必ずしもそれが厳密に遵守されたとは限らなかった。

川辺町の山論の大きなものは、納古山と権現山の二つである。このうち納古山は、最北端に位置している山峰で、江戸評定所の裁決にもかかわらず、一七〇年間にわたって論争されたのであつた。権現山は上米田地域の山峰で、評定は尾張藩・江戸幕府に及んだが、比較的短い期間で解決している。

一 能古山論

能古山

納古山は、古来能古山あるいはふこ山と記述されており、川辺町の最北端に位置して、七宗町と境を接している山峰である。標高六三三メートルの山並みは、この地方での最高峰である。この山がいつごろから入会山になったのか明らかでないが、既に江戸時代前期には、六か村共用の入会地となっていたことと思われる。六か村とは、下川辺・栃井（枝村）・中川辺・石神・上川辺・鹿塩の各村で、その境界をめぐつて宝永四年（一七〇七）から明治一三年（一八八〇）までの、一七三年間にわたって論争された入会山である。これが今に伝えられる山

論といわれる騒動であつた。

当時六か村の支配関係は、幕領・旗本領に二分されていたため、この紛争を長引かせる原因ともなったのであろう。その経緯はおおよそ次のようである。

- 高山代官所への出願
- 江戸評定所での訴訟
- 江戸検使役人の来村
- 幕府評定所での裁定
- 再論と和談
- 再論争と騒動
- 岐阜県での訴訟
- 東京裁判所での訴訟
- 大阪裁判所での訴訟
- 大審院での訴訟

この長い論争には、多くの人員とばうだいな費用を必要としたことが、諸史料から推定されるのである。

山論願書

“乍恐書付を以御訴訟申上候” にはじまるこの山論願書は、宝永四年（一七〇七）七月に、江戸幕府評定所に提出されたものである。訴訟人は上川辺村、相手側は、下川辺・栃井・中之番・石神の四か村で

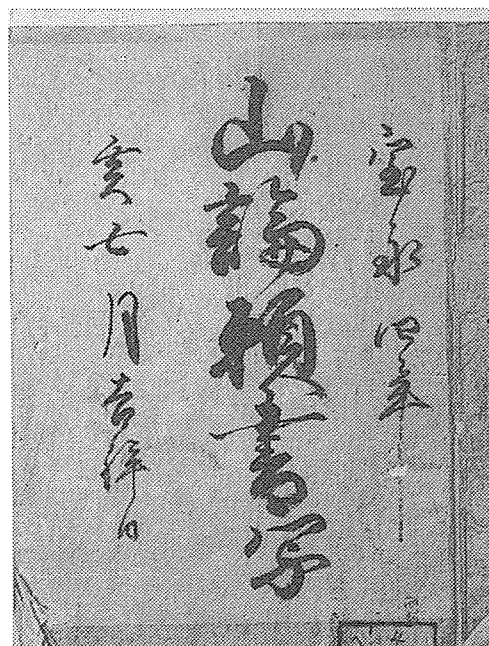
あり、この願書によって当時の状況を知ることができる。『川辺町史史料編上巻』

訴えの端緒は、山内の峰近く四方一里程が、下川辺・栃井・中之番・石神各村の草刈場となつてゐるが、これは五・六〇年前からのことである。それが最近になつて、のふこ山すべてが入会共有であると、前記の村々が異議を申し立てるようになった。そして五月三・四日の両日、一〇〇〇人程の農民が山に入り、上川辺側の竹やぶや風よけの立木、それに桑・茶の木に至るまで切り倒してしまつた。その数量は五三六〇本にもなり、なかにはかなり大きな立木もあつた。

この理不尽な行為は、山内にある上川辺村の田畑・山小屋にまで及んで、かなりの被害になつてゐる。これは前代未聞の狼藉で迷惑至極この上なく、相手側の四か村を召出し、調査されるようにと要請している。そして先規のように、のふこ山の入会地以外には、他村の者は一切立ち入りできないようにと結んでゐる。当時、栃井・中之番両村は旗本大嶋領で、そのほかは幕領地という支配の複雑さがあつての訴訟であり、鹿塩村は、この時点ではまだ表面に出ていなかったのである。

能古山論の記録として、残つてゐる最も古いものがこの文書であるが、論争は既に数年前から繰り返され、地元奉行所、地元役人の仲介も行われたと推察される。しかし解決に至らず、江戸幕府に出訴したものである。なお、この時点での山の名は、“のふこ山”と表現されている。

同年七月には、上川辺村の村役人である名主・年寄役四名が、江戸に出向して訴状を提出したもので、これに対し



山 論 願 書

幕府は七月六日になって次の回答を出した。

双方の百姓は、論所の入会地絵図と相手側の村の返答書を持参し、来る九月二五日に評定所で対決するよう、もしいずれかが不参のさいは厳罰に処すと命じている。そして次の奉行名が連記してあった。

近江	(勘定奉行	萩原近江守重秀)
阿波	(同	石尾阿波守氏信)
出雲	(同	中山出雲守時春)
若狭	(同	平岩若狭守親信)
能登	(江戸町奉行	坪内能登守定鑑)
壱岐	(同	松野壱岐守助義)
遠江	(同	丹羽遠江守長守)
彈正	(寺社奉行	本多彈正少弼忠晴)
丹後	(同	堀丹後守直利)
備前	(同	三宅備前守康雄)
播磨	(同	鳥居播磨守忠救)

上川辺村の願書とは別に、鹿塩村も下川辺・中之番両村を相手に、江戸評定所へ訴状を提出している。当時鹿塩村は二つの組に分かれて郷村が成立していて、領主は、旗本大嶋氏と東濃岩村の松平氏に二分されていた。その支配は、江戸初期から元禄元年（一六八八）まで続いたが、それ以降は幕府領となって高山代官所の支配するところとなった。

鹿塩村が江戸幕府へ訴状を出したのは、上川辺村より遅れること一か月、宝永四年（一七〇七）八月のことであった。それによると、鹿塩村の入会地は、東北に上川辺村、南に中川辺村の両入会地に接し、西は山之上村境となつてゐる。それが中川辺村など百姓一〇〇〇人程が、上川辺村の入会地に入つて林山を切り倒し、その余勢は鹿塩村の入会林にも及ぼうとしている。誠に理不尽な行為であり、一五年前にも下川辺村の者が馬を連れて山に入つて草を刈つたため、馬の鞍を没収した。その後九年前にも中川辺村の者が無断に入つたため、その時は鎌を取り上げて身柄を庄屋に引き渡したが、このようなことは三年前にも下川辺村の者によつて起こつてゐる。そして訴状の最後に、鹿塩村の入会地は、境界が決して紛らわしい地域でなく、誤つて入ることは考えられないと結んでゐる。

この訴状は、鹿塩村の名主など村役人の手によつて、江戸幕府評定所へ提出されたのである。そのさい、上川辺村と事前になんらかの謀議がなされたかについては、文書からは明らかでない。しかし共同謀議があつたとみるのが至当である。主役は上川辺村、脇役が鹿塩村であつたことは以後の係争が物語つてゐる。

江戸滞在日記

下川辺・栃井・中之番・石神の四か村の代表が、幕府へ陳情のため江戸へ着いたのは宝永四年（一七〇七）九月七日であつた。この日江戸は雨と『ふこ山論江戸日記』に記載されている。『川辺町史史料編上巻』この日記は四か村側の記録であり、したがつて上川辺・鹿塩両村の代表が江戸に到着した日時は明らかでないが、あまり隔たりはなかつたものと思われる。

江戸出訴の各村の代表者は次のようである。

▽上川辺村 市郎右衛門 伊太夫 平四郎 利兵衛

▽鹿塩村 忠次右衛門 作左衛門 佐助 伝左衛門

▽下川辺村 久右衛門 八左衛門 ▽栃井村 九郎

次郎 平七郎 佐左衛門 ▽中之番村 惣兵衛 弥次兵

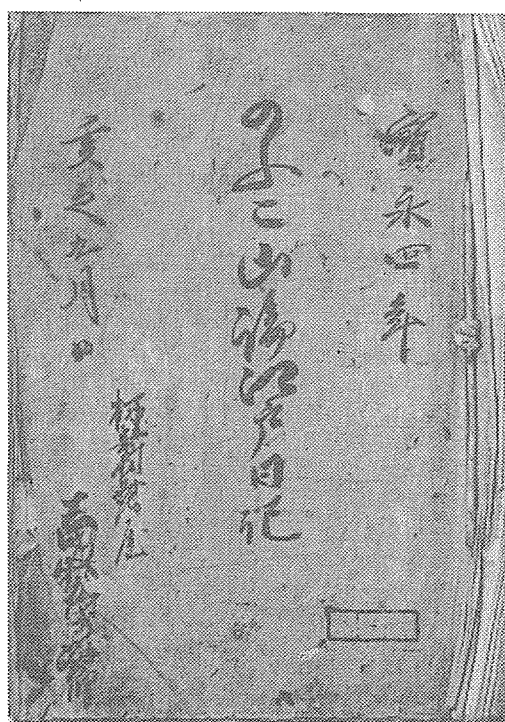
衛 ▽石神村 掟十郎 儀兵衛 藤右衛門

そのほか川浦村からも参考人として三人が江戸に帯同し、上川辺村と同一行動をとっていた。総勢二一名、このうち中之番村の惣兵衛は江戸で病死し、石神村の藤右衛門は病氣のため途中で帰国している。

一行は、江戸本石町三丁目山田屋利左衛門の離れ家を借り、自炊生活をはじめた。一か月の家賃は二両と記載されている。上川辺・鹿塩両村の宿舎は明らかでない。そして到着の翌日から、伝手を求めて奉行所の用人と面談しているが、特に勘定奉行や関東郡代の用人には、既に、出発前にある程度用件が伝えてあったのであろう、九月九日勘定奉行配下の四人の役人に面接している。

宝永四年（一七〇七）九月一三日、下川辺・栃井・中之番・石神の四か村は、幕府評定所へ呼び出しとなり、事前聴取が行われた。評定所とは、幕府の最高機関で老中および三奉行（勘定・寺社・町奉行）の合議によって、訴訟などが決せられる場所である。その後、上川辺・鹿塩両村の呼び出しもあったと思われるが明らかでない。この日以降四か村側は、評定所提出用の絵図について相手側二か村と協議を重ねたが、図面上の境界線引きについては、合意を得ることができなかったと記載されている。

九月二五日、評定所へ双方呼び出しがあつて絵図を提出したが、村名・入会地が未記入のため、付け札で記載する



のふこ山論江戸日記

よう指示があり、一〇月六日に再出頭を命じられた。この間幕府は、中之番村の惣兵衛の病状について尋ね、医師が遣わされた。幕府としては異例の見舞いであり、このとき惣兵衛の病気は、既に相当進んでいたと推定されるが病名の記載はない。それとともに、惣兵衛の代わりに助十郎が江戸に到着しているが、このころより地震が再三発生するようになった。その規模もしだいに大きくなっていったが、富士山の宝永噴火の前兆であった。

一〇月六日に双方が評定所へ出頭し、そのさい四か村側は、さきの上川辺村の訴状に対する回答書を提出している。“山論返答訴訟書”『川辺町史史料編上巻』がそれで、その間の経緯が克明に記されているが、概要は次のようである。上川辺村の主張する一里四方に限って、私共四か村の入会とはすべて偽りである。既に五・六〇年前より入会共有地が決定していて、この地域は上川辺村一村のみでなく、六か村共有となっている。また、五月三・四日の一〇〇〇人程の山内押し込みによる囲林・竹やぶなどへの狼藉、立木五〇〇〇本にも及ぶ無断伐採も虚偽である。元来能古山は古林が多く、上川辺・鹿塩両村は入会地に新林造林を行ったり、新たに畑地開発を他村の了解もなく進めてきた。このため入会草刈場が減少し、去る四月私共四か村から、新林分の立会伐採することを申し入れたが、全く返事がなかった。

その後、私共百姓がこの山に入ったところ、神坂口・水無瀬口に、上川辺村の百姓が多人数で待ち受け、柴草などを奪う乱暴な行為があった。やむなくそれ以後私共百姓は、五人・一〇人と徒党で能古山に入るようになった。そして無断造林された新林の苗木などを伐り払った。しかし決して大木は伐り倒さずこれも偽りである。そして最後に、上川辺村とは一〇数年前にも入会地の山留め問題で紛争し、そのときは代官の来訪によって、上川辺村の三人が手錠の罪になったことを述べて結んでいる。まさに訴状に真つ向から反論した回答書であった。

当日の双方の言い分は、能古山全山が入会共有を主張する四か村、峰近くの一里四方をそれとする二か村が激しく対立した。この席には川浦村も同席していたが、発言の機会がなかったようである。入会評定は結論が出ないままこの日は終わったが、幕府側としても相当困惑したことであろう。対立している六か村双方に、幕領・旗本領があつて、いずれも幕閣に利害のある村落となっていたからである。

江戸日記には、一〇月一二日国元から二〇両の送金があつたと記されているが、一〇月一日に送られたもので、江戸まで一二日の日数を要している。恐らく上川辺・鹿塩両村にも逐次滞在費用が送られたものと思われる。伝承によると双方の各農民は、毎夜草鞋ぞうりを作つてこの費用を捻出したという。評定所での論争にさいし、役人の事前訪問などの活動資金に、多額の金品を消費したことが記録から推定できる。

この日昼七つ時（午後四時）中之番村惣兵衛が病死し、浅草禅宗東岳寺に葬つたとある。故郷を遠く離れた江戸の旅宿で、寂しく死んでいったその心境を思うと、名状しがたいものがあり、その死に対して、幕府からも悔やみの言葉が述べられている。

一〇月一六日早朝再び地震があつたが、この日以降一月中旬にかけて、評定所での事情聴取が断続的に行われた。この間絵図に基づく双方の言い分が順次上申されたが、内山境をめぐる意見は全く対立した。そして川浦村の代表者も発言の機会を与えられたが、上川辺・鹿塩と同じように、自村に有利な独自の見解を述べるにとどまつた。一見この三村は、別々の見解によって四か村に相對しているように見えるが、その底流には根強い連係があつたのである。そして主役は上川辺村であつた。

裁定者である幕府評定所もかなり困惑したことであろう。双方の言い分に対し、この上は能古山の実地検分以外に

方法がないと判断し、翌春検使役を能古山に派遣することを申し渡した。十一月二〇日のことであり、江戸滞在七五日目にして一応の結論となった。

一行が江戸を立ったのは、後始末を終えた十一月二三日朝五つ時（午前八時）であつた。品川より川崎宿に向かつて帰路を急いだところ、

「西之方角にて大神鳴りがしきりに聞え候、天を見候えば黒雲引き、次第に東へ広まり、早速我が上まで引き申候……。」

と火山噴火の状態を克明に記録している。それによると細かい砂が粉のように降りかかり、震動はやまず、やがて砂は荒く強く降り続くようになった。視界はすべてさえぎられて暗くなり、肝をつぶしながらもやつの思いで川崎宿に到着したとある。

宿場に着いたのは昼の九つ時（一二時）であつたが、家も人も降りしきる砂で見えず、全くの暗闇となり、家々は行燈^{あんどん}をともし提燈^{ちようちん}を持つて歩いてゐた。その間にも震動は鳴りやまず、雨戸や障子はがたがたと動くばかりであつた。まさにこのようなことは聞いたこともなく、世も終わりかと思われた。一行は、街道の一軒の家へ入って夜を明かしたが、まんじりともせず、生きた心地がなかった。

翌朝になつて砂はやみ晴天となつたが、周囲には砂が一尺程も積もつて容易に歩くことができない。そのうちに、江戸へ注進の飛脚がこの宿場に来て、「富士山のふもとが赤く焼け、なにかが吹き出している」と伝えていた。しかしこの宿場では砂もやんだので、川崎をあとにして西へ向かった。道を進むにしたがつて砂が降りはじめたが、石を交えたすさまじいものとなり、やっと戸塚宿に着くことができた。見れば田畑の見分けもつかず、周辺一面すべて真

つ白の状態となっていた。この間にも震動は続き、恐ろしい限りと記述されている。

戸塚宿に到着した一行は宿場の旅宿に入ったが、その夜は震動のため一睡もできず夜を明かした。しかし朝七つ時（午前四時）には砂もやみ、青空が見えはじめたので早立ちとした。その夜は小田原に宿をとったが、町方の用心は厳しく、さすが城下町らしい風景があちこちに見られた。

翌日三嶋宿から吉原宿へと向かったが、富士山の焼ける様子が手に取るように見えた。誠にすさまじく筆舌に尽くしがたく、土煙が巻き上がり、ときどき赤い噴煙が立ち上っていた。その位置は富士山の中腹より起こっていて、大雲が湧き出るように、「くわっ、くわっ」と炎が見える。そして、「富士山は一つ半の高さになって、前代未聞、一生の難儀またとなし」と結んでいる。この噴火によってできたのが宝永山である。

能古山江戸日記はここで終わっていて、これ以降の記述はない。江戸を出立したのは、上川辺・鹿塩両村とは別行動であったのか明らかでないが、四か村で八名であった。滞在中、中之番村惣兵衛の死、栃井村九郎次郎の四・五日先立ち、石神村藤右衛門の病氣帰宅などがあった。

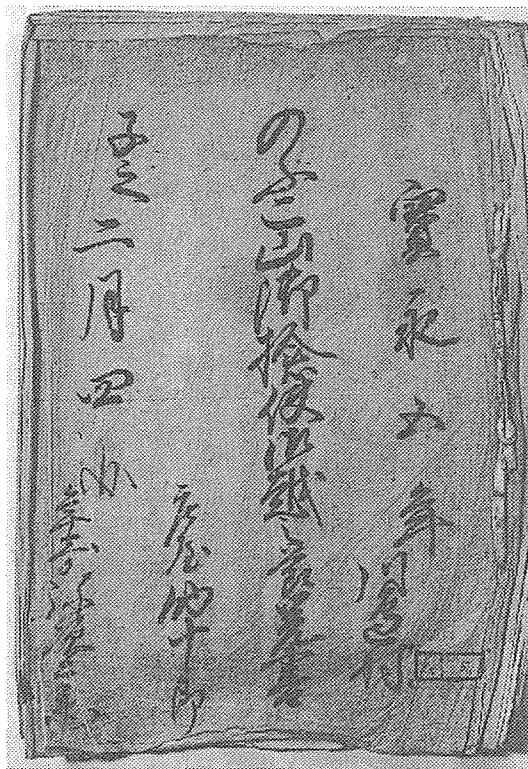
滞在七五日、江戸役人の接待費をはじめ、その経費も大きな額となったのであろう。それを支えた地元六か村も、相応の労力を余儀なくされたのである。そして検使役人の、川辺への来村という村はじまって以来のことであつて、帰路を急ぐ人々の胸中には、一まつ不安も去来したことであろう。

検使役人来村

江戸幕府が川辺六か村に奉行所役人を派遣したのは、宝永五年（一七〇八）二月であった。検使役人は町野惣右衛門・手代酒巻儀右衛門・前嶋小左衛門・太田唯右衛門の四名である。このため、八左衛門（下川辺村）・助十郎（中之番村）の両名は、浜松宿まで検使役人を出迎えに行ったが既に出立の後であった。

途中同じように出迎えに來た源左衛門（上川辺村）・伝三郎（鹿塩村）の兩人と街道で出会い、四名はそろって帰路を急いだ。恐らく呉越同舟の心境であつたことであろう。

川辺を出立して五日目の二月七日、双方の四名は赤坂宿で検使役人に会うことができた。それによると、これより名古屋へ参り、一〇日には來村の予定とのことであつた。しかし九・一〇両日が雨天となつたため、實際は川辺への到着は一日であつた。四か村の代表は、一〇日の六つ時（午後六時）に太田宿まで出迎え、さらに、翌一日四つ時（午前一〇時）に再び足を運んでいる。久右衛門（下川辺村）・佐左衛門（栃井村）・弥次兵衛（中之番村）・権十郎（石神村）が一〇日に、一一日には、八左衛門（下川辺村）・九郎次郎（栃井村）・助十郎（中之番村）・儀兵衛・藤右衛門（石神村）が出向いたが、上川辺・鹿塩兩村の記述はない。しかし同じように、二か村からもそれぞれ出迎えに行つたものと思われる。



検使役人來村覚書

飛騨川筋の農村に幕府役人を迎えたことは、まさに前代未聞、大変な騒動であつた。宿舎の準備、什器具・寝具などの新調に至るまで、その費用もかなりのものとなつたことであろう。江戸幕府検使役四名の宿舎は、栃井村平七郎宅・上川辺村甚六宅・鹿塩村忠左衛門宅であつた。いずれも庄屋格の家柄と推定されるが、二月一日から八日間の滞在である。そして能古山境界の現地踏査は翌一二日からはじめられた。検使役人は、あらかじめ提出されていた絵図により、南洞・

よのき峠に入って、鹿塩・下川辺両村の境界、さらに他の四か村の入会地へと足を運ばせた。この日の調査は、現地の実態を知る程度にとどめられたのであろう。いったん中之番村へ帰り、八左衛門宅で旗本大嶋氏の吉田金左衛門に会い、何事かの打合わせが行われている。そして再び神坂口へと向かい、検分後の七つ時（午後四時）に宿舎に帰ったが、六か村の庄屋が終始帯同したことはない。

翌一三日は日西洞より川浦境に入って、間見峠・長尾を経て、能古奥山へと登っていった。この日初めて標高六三三メートルの山頂がきわめられたのである。その間、新林や切り株の径を一本一本測って記録されている。これが何を意味するのか明らかでないが、恐らく騒動のさいに、切り倒された木々と、新林の経過年数の推定がなされたのではあるまいか。

江戸幕府検使役人の、その後の行動は次のようになっていた。

▽二月一四日 雨天のため五つ時（午前八時）過ぎに能古山へ出向、日西洞から神坂洞を調査、それより屋敷洞を経て麻生・神測境に入る。

▽二月一五日 木谷口より新林と切木改める。木数が上申書より多きため口書を差出すよう上川辺村に指示あり。

▽二月一六日 鹿塩洞から北洞へと移動して新規開発された新林について調査、水帳に記載されていないとの指摘がなされている。それより峰道を登って境界の確認を行い、六か村それぞれの言い分について事情聴取が行われた。

▽二月一七日 よの木峠で上川辺・鹿塩両村から事情聴取があり、江戸評定所での口上書と照合がなされた。そして上川辺・鹿塩両村の山年貢と、石神村のそれについても踏査が行われた。この日に至って調査は核心に触れ、六か村の各庄屋は、従来からの境界釈明を申し述べて、終日論議が続けられた。

▽二月一八日 この日は各村の絵図・水帳を持参し机上調査が行われた。そして上川辺・鹿塩両村と石神村の林地について、かなり厳しい吟味があった。また前日に続いて境界に対する双方の言い分を、検使役人は逐一記録していった。そして申し立てについて印形の押印を求められ、この日をもつてすべての調査が終わったのであった。

▽二月一九日 朝五つ時（午前八時）に各村の呼び出しがあり、内山という所の境界に、当分の間杭を打っておくよう申し渡された。そして双方この境界内には立ち入らないよう山留めとすること、さらに、四月一〇日ごろには六か村ともども、各一名が江戸へ出向するよう指示がなされた。この日、江戸幕府の検使役は川辺を出立していったが、各村代表者は関宿まで見送ったと記されている。

以上が能古山検使役記録『川辺町史史料編上巻』であるが、覚書には、役人の接待やこの事件に対する一般農民の、心証については記録されていない。しかし農民が田畑の新開地を持つことは常とう手段であり、役人による発覚を前提としてまでの山論訴訟であったのである。

山論裁決状

上川辺・鹿塩両村と、下川辺・栃井・中之番・石神の四か村代表が、裁決を仰ぐため江戸に向かったのは、宝永五年（一七〇八）五月のことであった。江戸に出向した六か村代表は幕府評定所へ出頭し、五月二五日三奉行立ち会いのもとに裁決状と絵図の交付を受けた。“美濃国加茂郡上川辺村追訴鹿塩村同郡石神村栃井村下川辺村中之番村山論之事”にはじまるこの裁決状の要旨は次のようである。

「上川辺村の申し立てによる、能古山内山峰に限って入会であり、そのほかは入会でないとの訴えに対し、幕府は検使役人四人を派遣して調査を行わせた。その結果、貞享三年（一六八六）の村差出帳や絵図には、総山残らず入会と記しており、石神村など四か村の異議申し立てが正しい。また内山峰境界線の線引きは、上川辺村が故意に引いた

ものである。実地調査期間中に新開地が見受けられたが、これらの年貢は納まっておらず、今後新林分を含めた年貢を毎年納めること。今後は新規開拓を禁ずる。石神村の田畑の用水は、上川辺村地内に設けられているが、これをみだりに妨害してはならない。一方林ぎわの道路は、今後石神村で管理するように指示する。双方に絵図と裏書を交付するので、再び犯さないようにすること。」

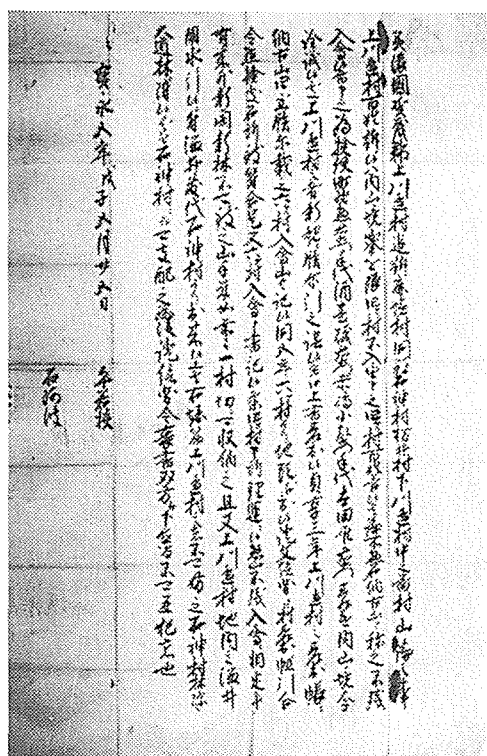
三奉行とは、勘定奉行・江戸奉行（町奉行）・寺社奉行であり、いずれも幕府の中枢機関として、重要な地位を位置付けられていた奉行である。能古山論裁決状には、一人からの奉行の連署があることから、当時入会権問題が、いかに至難な訴訟であったかを物語っている。

裁決状は、上川辺村の非を指摘し、下川辺村など四か村の正当性を認めたものであるが、鹿塩村の主張には触れていない。しかし、鹿塩村は追訴であったので上川辺村に準じたものであった。

宝永五年（一七〇八）五月二五日の江戸評定所裁和談書

決状によって、能古山入会論争にも終止符が打たれたかにみえたが、その後この問題は再燃していった。そしてこの山論は、やがて鹿塩村が中心となって意外な展開となるのであった。

鹿塩村の春日神社にある能古山文書から推察すると、再紛争は五〇年後の宝暦七年（一七五七）のことである。この年幕府は、六か村に田畑の実態調査を命じ、能古山入会地のこ



能古山論裁決状

とに触れている。そして新林の有無と各村入会地境界の相違なきことを、文書で報告するよう要求している。これに対し六か村は、庄屋・年寄名で念書を提出しているが、これ以降も五か年ごとに再調査が命ぜられたとの記録がある。全国的に起こった入会山論を幕府は重視し、各村に定期的な確認を行うよう指示したものと思われる。

その後文化二年（一八〇五）十一月になって、石神村より奉行所あてに、かんがい用の溜池新設についての願書が提出された。その中に宝永能古山入会論争についての記述があり、それには領主の変遷、年貢高、入会地境界争いについての起因が述べられている。そして六か村それぞれの言い分とその経緯、騒動の展開から実地検分、そして江戸裁決のことにも及んだものである。これらのことを詳記し、近年この境界が守られず、上川辺・川浦両村が新林地を開き、妨害すると記されている。そのため吟味されるよう、そして新林地の取り払いを願うとともに、この地に新たに溜池を新設したいと願ったものである。

この文書の文面より推定すると、裁決以来九〇余年の間に境界が再び侵犯されたとのことである。川浦村がこれを侵し、上川辺村が追隨していたのである。しかしこの願書には他村の署名はなく、石神村単独の言い分であり、一方溜池普請願も、提出先の高山代官所下川辺役所は、容易に取り上げなかったのである。

文化八年（一八一）の境界争論願書は、下川辺村を筆頭に栃井村・中之番村・石神村各村の、庄屋・年寄・組頭連名によるものであり、あて先は高山代官所下川辺役所となっている。これによると前年に入会地の境界について出入りが発生し、下川辺役所の役人が仲介した。そのさい別に取^{とり}暖^{あいにん}人を任命し、双方の調停にあたらせたが失敗に終わったと記述してある。そのため改めて調査のため、役人の現地への出向を要請した内容である。

この願書ではその経緯は明らかでないが、翌九年の「為取替申和談一札之事」の文書に、そのときの様子が記載さ

れている。すなわち六か村入会地能古山は、一〇五年以前に出入りがあつて、奉行所の裁定によって一応の決着がなされた。しかし年代も経過し裁決の内容も守られず、特に、入会地に通ずる道路の通行を上川辺・鹿塩二か村の者が拒否し、これを強行すれば道具類を取り上げて争いが絶えないようになった。そのため支配役人の取調べがあり、甘屋村・関町の庄屋が取暖人となつて調停を重ねた。しかし夏ごろになつて論争が再燃し、下川辺村など四か村は、再度江戸への出訴も辞さない態勢であつた。

このような陰悪な状態となつては、江戸評定所での裁決にも相反するばかりか、田畑の耕作もままならず、役所からは不届きであると叱責もあつた。しかし事を穏便に処理するため、改めて取暖人を選定し、事件を解決するようにとの役所の内命があつた。そして新たに酒倉村庄屋太蔵・木野村庄屋総代重右衛門・関町庄屋代源四郎が選任されたのであつた。

新たに取暖人となつた三人の庄屋は、上川辺村など六か村の村役人と折衝を重ねていったが、その記述の中に次のような表現がある。

「仏神に誓い水魚の交わりと相成し、道なき所はこれを導きて、自身は常に狭く通る心底……。」

このような心意気で各村役人と交渉を持ち、実に心魂を碎き、実意を持つて調停を行つたと記されている。そして双方と種々折衝した結果左記条件を見出した。

- 一 水無瀬洞見取所は立会いの上で取決めること。
- 一 見取所には今後上木の植付けを行わず、柴草刈りも茶木も荒らさないこと。
- 一 生木出しの儀は、上川辺・鹿塩両村に事前に連絡して伐出しを行うが、当秋をはじめとして今後五年ごとに現

地立会いを行うこと。

一 水無瀬口道の通行に差障りがある場所は早急に修復し、入用の費用は村々で折半のこと。

一 神坂口州留めの儀は前々の通りとすること。

一 鹿塩洞鹿除生垣は残らず伐払うこと。ただし枯垣は差支えない。

一 総山内へくわ・つるはしなどの道具類は持つて入らないこと。ただし土石入用のため道具類を使用する場合は、事前に連絡すること。

以上のような条件となっている。文化九年（一八一二）五月のことで、鹿塩村上下組・上川辺村七組と、石神村上下組・栃井村・中之番村・下川辺村の双方が同じ文書を取り交わしている。そして末尾には各村の庄屋・年寄名と、取贖人である酒倉村・木野村・関町の庄屋の連署がある。

これらは江戸裁決状に異議があつて、それが必ずしも遵守されなかったための和談書であつた。これ以降論争は休止状態となつていたが、文政四年（一八二二）の上川辺村文書によると、この年高山代官所下川辺役所より上川辺村に対し、石神村との能古山境界についての詮議がなされている。これに対し上川辺村側からは次のような回答を行っている。

一 往古の村境の証拠書類は火事のさい、すべて焼失して残っていない。

一 能古山境については宝永年間の御公儀様裁決状を固く守っているが、石神村支配の溜池用水の土地は上川辺村の地面である。

この文書から推察すると、石神村の田畑に導水する溜池について、なんらかのトラブルが発生し、この時期になつ

て問題となったものと思われる。上川辺村から溜池と用水路の借地をしていた石神村は、古来よりその境界をめぐつて再三問題が発生していて、この年石神村が下川辺役所へ訴えたのであろう。その処置についての文書がなく、いかに進展したかは明らかでない。

その後文政五年（一八二二）に、入会地内の石神村・西林山地の所有をめぐつて、中之番村・栃井村（中之番村・枝村）の二か村と、石神村・下川辺村・栃井村（下川辺村・枝村）・鹿塩・上川辺村の五か村との間で争論が起こった。問題の地点は、石神村の所有に属すると一方的に要求し、中之番村などの出入りを禁じたのがその発端であった。

争論の背景は明らかでないが、旗本大嶋領対幕府領という特色があり、このため中之番・栃井両村は、江戸幕府の奉行所に訴えたのであった。それにより、各村は江戸評定所への出向を命ぜられたが、以後のことは記録が残っていないので不明である。恐らく、宝永裁決状のこともあって、領主が介入して幕府評定所は不問に終わったことであろう。中之番村と石神村などが一時的にせよ、対立したことが特異なケースとなっている。

このような争論はその後も起こったものと思われるが、六か村双方の争論は一応鎮静化していた。しかし、明治維新による新政府の発足により、能古山論は一転機を迎えることになっていった。ちなみにこの時点から、能古山の名称は納古山と表現されるようになった。

境界紛争訴状

明治期に入つて論争の端緒となったのは、上川辺村と川浦村の境界問題であった。この問題は、川浦村の農民が納古山入会地の、上川辺村地内の土地を無断で耕作していたことに起因していた。大縄場から彦七洞にいたるまで茶畑を新開発したが、明治六年の土地調査によつて発覚し、「御詫証文一札」を上川辺村に入れたとの記録が残っている。文面には「境界は明白であり、申し訳ない」とのことが記され、川浦村戸長・副戸

長連名となっているが、この一件はこれで終わっている。

翌明治七年（一八七四）九月になると、鹿塩・上川辺両村から、岐阜県参事小崎利準あてに訴状が提出された。

「境界難渋之訴状」『川辺町史史料編上巻』がそれで、原告人は、鹿塩村戸長高橋佐次右衛門・高橋佐藤次、上川辺村戸長鈴木利忠次・藤掛藤助となっている。

納古山内の鹿塩・上川辺両村の一部地域が、宝永裁許により入会地と定められたが、今度の地租改正の実施調査により疑問となった。このため下川辺村など四か村に申し入れを行ったが、相手側は宝永絵図を基に杭を打って境界としてしまった。地租調査員からも、双方十分に話し合うようにと指示があつたが、四か村はこれに応ぜず、やむをえず出訴に及んだというものである。また、宝永年間以降、五年ごとに六か村が立ち合い、境界の再確認を行うよう定められているが、過去六二年間一度も行われていないこと、宝永年中の江戸出訴のさい、ばくだいな費用を負担したことなども付記されている訴状である。

これは、江戸評定所での裁決の誤りを指摘し、県の行政機関に訴えたもので、以後新たな波紋を呼ぶことになる。そしてこの時点から、鹿塩村が上川辺村に代わって表面に出たことは、特筆すべきことである。

これに対し岐阜県庁は、一年後の明治八年（一八七五）九月八日に判決ともいえる申渡書を出している。すなわち、今般地租改正により入会山を各村立会いで見分を実施したが、従来の名寄帳では論地を証することはできない。一方、宝永裁許図は正確といえども、図面上で一〇数個所の誤りがある。これは地形・方位・積度などで実地と適当でない所があるためで、調査時の概景を模写したものである。しかも六〇年以前までは、各村五か年ごとに立会いがなされていたが、その後樹木が繁茂し、境界が不分明になったといえども、浸墾した事実はなく、各自の地券証も実在して

いる。このことから鹿塩・上川辺両村の申立ては正しいとし、訴訟費用は被告側である下川辺村など四か村で負担するようにと、岐阜県庁名で裁判の申渡しが行われたのであった。

東京上等裁判所

岐阜県庁による裁決は、宝永絵図の相違を指摘して鹿塩・上川辺両村の訴えを認めたものであった。これに対し下川辺村など四か村は、判決を不服として東京上等裁判所に上告した。これに至った四か村の訴状は散逸して残っていないが、明治一〇年（一八七七）四月三〇日に、次のような一〇箇条に及ぶ判決が出されている。

一 宝永年中の絵図は、見取略図のため決して正確とはいえないが、当時、この絵図によって六か村の立会いが行われ、文化年間の再争論のさいも該図によって和熟した経緯もあって、近年に至るまでこの絵図が了承されていたものである。

二 大木及び大木の古株のある土地の入会地でないとする訴えは、宝暦・文化年間の約定にある五年目ごとの立会い伐採を怠ったため生じたもので、これをもって入会地でないと申立ては採用できない。

三 反別名寄帳は古来より伝来せしもので、入会地の見取場の明記もなく、いずれの箇所か確知できないものである。地券証は、現地の形状によって反別を調査して差出したもので、管轄庁がこれを授付したが、これによって論地売買の証とは認めがたい。

四 宝永年間の裁許は、六か村入会地として裁許したものであり、入会地と他の地所との境界を定めていないとの訴えは認めがたい。裁許は当然他との境界を定めたものである。

五 村持林改帳などにある上川辺村分林地は、宝永裁許図入会地により、双方承諾の上所有となったもので、被告村の所有地である。

六 明治八年（一八七五）の地租改正のさいの実地測量により、論地でないとの申立ては、六か村の入会地であつて該地をもつて上川辺村の見取場とは定めがたく、したがつて双方の論地である。

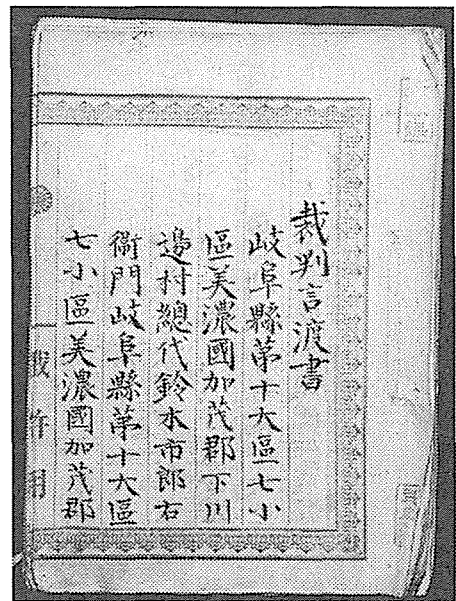
七 鹿塩村山中の壱畝拾五歩の畑地は、該絵図にその所在を誤るといえども強て争う所にあらずして、原被告双方で実地にその所在を定むべきものである。

八 初審のさい、岐阜裁判所において調整した絵図は、原被告の陳述を参考にして作成したもので、道路は実測によつてゐるが、境界は実測されたものではない。したがつて証拠としては認めがたい。

九 明治八年の切絵図は、原被告双方実地立会いの上整備し、管轄庁へ提出したものである。よつて該図は正常に成立し、入会地を区分するに有効なものである。

一〇 前々条により原被告双方相争う地所は、旧幕府宝永裁許図をもつて、その境界を定むべきものと判決する。よつて、上川辺・鹿塩両村に属する論所は、六か村共有の入会地と心得ること。

この判決は、岐阜裁判所のそれを否定したものである。これに対して上川辺・鹿塩両村は大審院に上告し、新たな論争が展開されていった。



東京上等裁判所判決状

大審院上告

上川辺・鹿塩両村が、東京上等裁判所の判決を不服として、大審院に提訴したのは明治一〇年（一八七七）六月二三日のことであった。内容は、一〇箇条に及ぶ判決を一つ一つ理由をあげて、その誤りを正して反論し、両村の正当性を主張したものである。すなわち、宝永絵図の実地との相違を指摘し、特に文化年間（一八〇四）以降、現地での立会いが行われていないことを主張し、境界が長年の間に不明確となっていることを説いたものである。さらに翌一一年四月一八日には、次のような追申書とともに、三箇条の訴文が加えられている。

追申書 明治七年に、はじめて裁許図の実地に適さざるを発見し、訴訟に及びたるものなり。それ絵図は影物にして実地あつて絵図あるもの、絵図あつて実地あるものでなく、実地に適することこそ効あるものなり。故に岐阜裁判官は、該図の実地に適することを旨として裁判したるものなり。東京上等裁判所は、実地の如何を問わず旧図に固着して裁判したるもので、尽さざるは不法の裁判なり。

と極めて厳しい批判が記され、それに続いて三箇条の反論を記述している。

一 上等裁判所判決第五項末項の、入会地と判定相成る土地は旧反別なり。一方、第一〇項末項の判定ありたる土地は新反別にして、これ一地二様の不法なる裁判なり。

二 入会地と村持林との区域混同せざる様、入会地の生木伐採を行つてきた。これを怠りしは原被告連署をもつて、岐阜県に差出した上申書にもあつて、持林とする土地に、大木巨株の存することを明白に認めたものなり。

しかし上等裁判所においては、この理を知らながら、立会い伐採を怠りしを主意として、想像によつた判決に相成りたり、これ不法なり。

三 判決状中葉に、名寄帳は自村限りのもので他村に対して証拠と認めがたいとあり。しかし名寄帳は往昔より所

有し来たりしもの、これによつて元禄時代から明治に至るまで公租を納め、皆済目録が交付されたが、たとえ名寄帳に公印なきも、皆済目録が実効あるもの、その故不法の判決なり。

この上告文提出と併行して、上川辺村は訴訟の願下げを行った。同年四月のことであるが、これ以上の費用の支出が村内で問題となり、鹿塩村との協調を一方的に破棄したものであった。他方では、同年五月に入つて双方の和解策も進められていった。蜂屋村副区長によるものであり、今一つは上川辺村戸長による鹿塩村に対するものであったが、いずれの仲介も失敗に終わっている。特に、上川辺村の行動は鹿塩村にとって全く不可解であり、離反者としての、そしりは免れなかつたのである。

大審院の判決は明治十一年（一八七八）一〇月三〇日に出されているが、その要点は次のようであつた。

一 宝永年度の裁許絵図は、入会地の論争に付随したもので、個々の境界に関係したものでない。したがつて実際とは多くの地点で相違しており、岐阜県庁において測量されたものが正確であり、東京上等裁判所の判決は不当なものである。

一 東京上等裁判所は、鹿塩・上川辺両村所有地を六か村入会地と定めたが、この地には鹿塩村農民が既に古来より居住しており、この判決は不当なものと考えられる。

一 六か村入会地はすべて秣場であつて、鹿塩・上川辺両村所有の地は山林地である。しかしこの地は、五年目ごとに立会いがなされてきたもので、境界は明白となつており、これまた両村の主張が正しいものと思われる。

一 古来より伝わっている名寄帳は公租収納の台帳であり、鹿塩・上川辺両村は、元禄以前からこの名寄帳によつて公租を完納してきている。これは六か村が従来よりこの境界を承認していたものである。

そして最後に判決文として、「前々条の理由なるをもって、東京上等裁判所の判決を破棄し、大阪上等裁判所に移すに付、さらに同所の裁判を受くべき者也」と結んでいる。

大審院の判決は、鹿塩・上川辺両村の主張を全面的に認めたものであった。この間一方では、大審院の勧告によって、六か村双方の和解も進められ、いったんは六か村もこれを承認し、和談が成立したかにみえたが、その過程の中で鹿塩村のみこれを破談している。鹿塩村にとって、この和談が不利となるのを容易に承服しがたかったのである。六か村の上告願下げも烏有に帰し、したがって大審院も和談の成立しないことを認めて、判決を出したのであった。

明治一二年二月二日下川辺村は裁判願下書を提出した。上等裁判所・大審院と審理が継続するにつれ、各村の費用分担は多額となり、特に、下川辺村はそれに耐えかねたのであろう。西栃井・中川辺・石神三か村が保証人となつて、鹿塩村に申し出たのであった。先の上川辺村の脱落に次ぐものである。それにともない約定書が取り交わされている。

その内容は、西栃井・中川辺・石神三か村の間では、下川辺村の名義は貸渡すが、今後の裁判の費用は下川辺村は分担せず、その代わり判決が有利となった場合でも、利益分配の権利を放棄するというものであった。一方鹿塩村との約定は、納古山の鹿塩村との地続きの個所を同村に売却し、同時に大阪表へ同伴で出向して願下げの手續を取るというものである。そして、大阪上等裁判所の判決がどのようになるうとも、下川辺村は関知しないといったものであった。ここに至って当初六か村の論争は、上川辺・下川辺両村の離脱から、西栃井・中川辺・石神三村に対して、鹿塩村一村となつて裁判が継続されることとなつたのである。

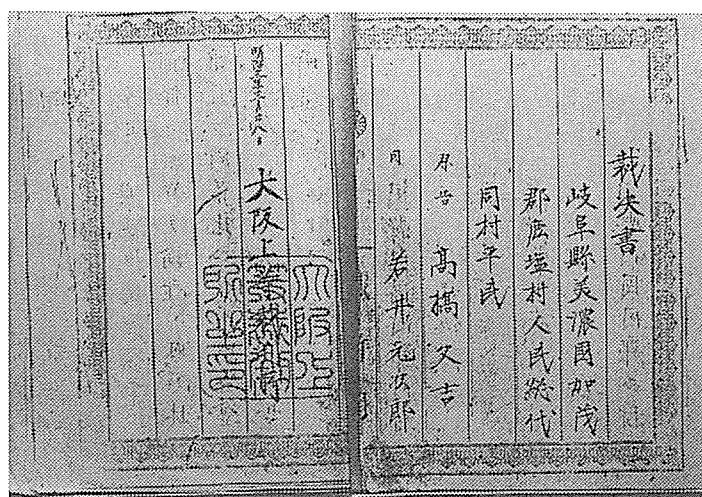
大阪上等裁判所

大審院から、大阪上等裁判所に審議を移されたこの論争は、明治一二年（一八七九）一月二八日に判決があった。主文は第一条から第四条に及ぶもので、納古山内の個々の地名をあげた具体的に列挙して是非を判定したものである。全体として、第二条・第三条では西栃井村など三か村の言い分を認めて鹿塩村の上告を退け、第一条・第四条では上告した鹿塩村のそれを認めた形となっている。そして内山林一か所と荒地八か所を入会地とし、裁判の費用は原被告双方の負担としたものであった。

鹿塩村内では、この判決をめぐって再三論議が重ねられたが、不利な条文もあって再度大審院への上告が決定されていた。内容は、第二・第三・第四末項の荒地など一八か所に対する判定の反論、岐阜県地方官の実検破棄に対する不当性、そして一は事蹟により他は事蹟によらない判決の矛盾点を述べて、上告したものであった。

これに対し西栃井村など三村は、大審院からの回答を求められたのを契機として、大阪上等裁判所の判決を鹿塩村同様一部不当として論弁書を提出している。すなわち、過去の経緯を根拠に、境界の浸墾を地区別に記述して新林の存在を既成事実となし、一八か所の入会地の至当性を是認したものであった。

鹿塩村の主張は、現在の地形と実態を根拠とした現実論的なものであり、



大阪上等裁判所判決状

西柝井村三村は、宝永裁決を中心として、その経緯を述べた理論的なものであった。前者は、明治一三年（一八八〇）五月二五日、後者は同年七月二六日のことであつたが、いずれも長期間東京に滞在を余儀なくされていた。

大審院判文と解訴願

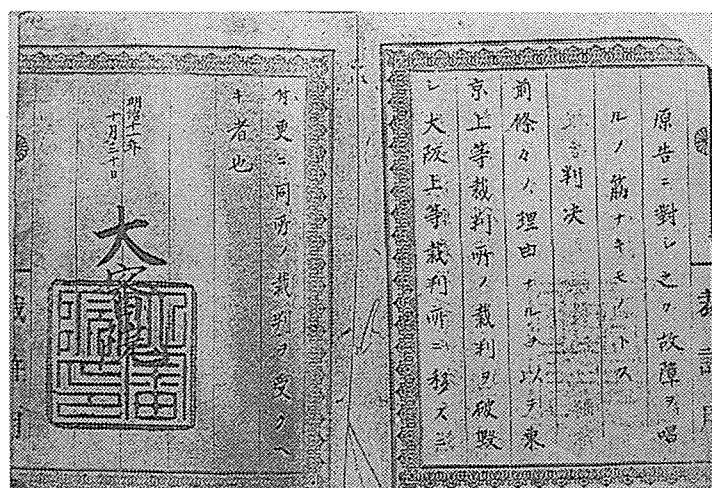
大阪上等裁判所の判決を不服として、鹿塩村が単独で大審院へ上告したが、その審理はただちに開始され、次のような判文が出された。明治一三年九月一七日のことである。

一 大阪上等裁判所の、山内一〇か所の地点を入会地と認定したるは、審理を尽さざる裁判である。

一 荒地八か所は畑地なりと認地したるものにあらず、納税も該地に適する証なく、これによつて入会地と属すべきと認定せしは相当の判決なり。

一 訴訟入費は敗訴者にて負担すべき事なれども、本訴は敗訴者とみなすべからず、したがつて訴訟入費を原被告双方負担としたのは不法の裁判にあらず。但し被上告人は上告期限内に上告せざるをもつて、大阪上等裁判所判決のうち、第二条のみを破棄し、本院において裁判すべきものなり。

これによると、西柝井村など三村は大審院への上告を放棄したため、鹿塩村の訴状に対して審理が進められることとなった。そして大阪上等裁判所判決の、鹿塩村に不利となつてゐる第二・第三条のうち、第二条のみが対象と



大審院判文

なつたのである。

大審院での裁判は一〇月に入ってから開始され、多数の証拠物件の提出が求められていった。宝永年間から明治に至るまでのもので、ぼうだいな数量に及んだことであろう。そして原告・被告とも、長期間の逗留を余儀なくされていった。一方では、鹿塩村と西栃井村など三か村の和談も並行して行われた。その結果、第一条から第七条に至る協定書を締結して、裁判の取り下げを決めたのであった。これが伝えられる“訴訟取下約定書”であり、主なる項目は次のようである。

一 金壹千壹百五拾円也 西栃井村外三か村は鹿塩村に速かに相渡す事

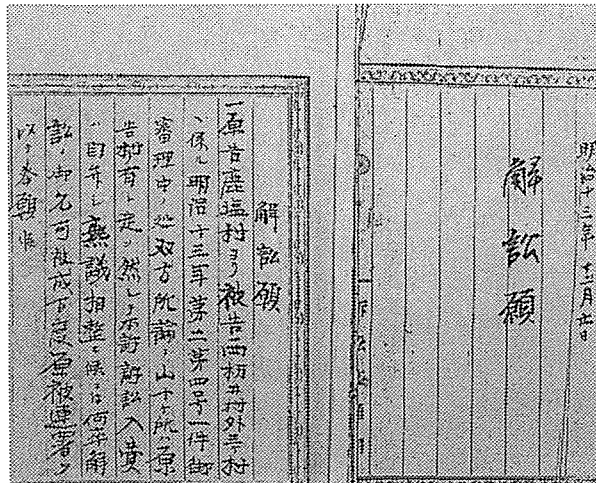
一 論所一〇か所の地点はすべて鹿塩村の所有地とする事

一 訴訟費用は各自たるべき事

一 鹿塩村はただちに大審院に解訟願を出す事

この約定書は、西栃井村・中川辺村・石神村それに下川辺村の四か村が、鹿塩村へ差し入れた形式となっている。恐らく、これ以上東京での裁判を継続すれば、出費が多額となり、その負担に耐えかねての取り下げとなつたのであろう。なお、鹿塩村への金銭補償には、既に裁判を取り下げている下川辺村も含まれていたが、明治一三年一二月一四日のことであつた。

同年一二年二〇日、鹿塩村は大審院に上告取り下げの解訟願を提出したが、これによって“願之趣聞届候事”の大審院の認可が、同日付で交付となつている。これによつて宝永四年（一七〇七）から明治一三年（一八八〇）まで、一七三年間にわたつて争われた納古山論争は、すべてが終了し終止符が打たれたのであった。



願 訟 訴 解

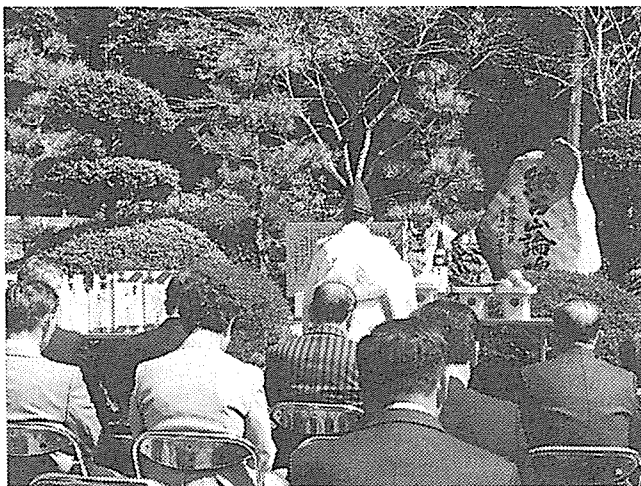
終結一〇〇年記念

入会地の論争は、飛騨川流域の村々にも数多く伝わっているが、長い年月の間には境界も不明確となり、それが原因で論争となることが多かった。村内の争いは村役人の調停、村同士の場合は、代官所あるいは幕府の裁決となる例もあったが、それらはあまり長期にわたっていなかった。納古山の場合は、領主が幕府と旗本に二分されていて複雑であったこと、それに子孫に伝える土地所有の重要性が、この紛争を長引かせた原因となったのであった。

納古山論の記録を解明すると、各村とも江戸・明治時代を通じて、相当の金銭を費消しており、これを賄うため全村民あげて、必死の思いで深夜まで手内職をしたと語り伝えられている。特に鹿塩地区には、次のような歌詞が残されている。

“嫁入りするとも鹿塩はいやじゃ 茄子^{なす}なるなるたかきび実る 毎夜毎夜の汁わかし”

この論争が長期となることを予想して、村人は費用捻出のため米飯を極力おさえ、茄子やたかきびの汁を常食としたのであった。そのため、毎夜の汁づくりが嫁の仕事となり、それが鹿塩へ嫁にやるのを敬遠する結果となったのであ



終結記念式典

った。鹿塩地区農民の、この論争への意識をよくあらわした歌詞であるが、古老の話によると、当時、米を口にすることができたのは正月のみであつたという。それでも明治期の裁判費用は賄うことができず、全村民の田畑を抵当にして金銭を借用し、それに充当したのであつた。

鹿塩村は、往古より上・下二組に分かれていて、二つの組は必ずしも密接な関係ではなかつた。それは過去に領主の支配体制の相違に起因していたのであつたが、納古山論争を契機として、上・下両組は至近な関係となつた。そして村民あげて一致団結の気質が醸成されていったのであり、その風習は今日まで伝統的なものとして伝えられている。昭和六〇年（一九八五）三月二四日、鹿塩地区の公民館地内で“納古山入会地論争終結百年記念式典”が挙行された。これは鹿塩郷土史研究クラブ（会長井戸喜一）が主催したもので、公民館前に、“納古山論碑”と、“入会山論由来記”の二基の顕彰碑が、研究クラブ員の拠出によって建立された。

当日は、遠藤稔町長・青山正吾県会議員をはじめ、四〇名からの参列があつた。井戸会長は、「顕彰碑建立は研究クラブの悲願であり、終結一〇〇年を機に論争の意義を明らかにするとともに、先人の労苦を後世に伝えよう。」と挨拶を行つて、納古山論終結の経緯を懐古したのであつた。なお、当時のクラブ員の氏名は次の通りである。

井戸喜一	若井令一	加藤護	加藤時夫	高橋美智夫	井戸義勝	井戸喜男	若井国光
高井嘉治	安田昭	紅谷茂	岩島修三	木下尚年			

三 権現山論

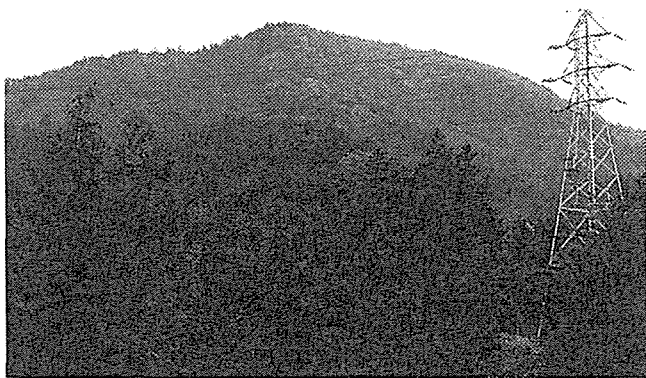
権現山

大船権現山は、川辺町上米田地域にあって標高五九八メートル、八百津町との境界にある山峰であるが、一部は七宗町にも接している。用材・薪・秣・柴草などが豊富で、古くからの入会山であった。入会村は、下飯田・福島・比久見・下吉田村の四か村と、上飯田・和知・牧野・野上・細目村の五か村、それに栃井（東）・西脇・信友・今・小山・為岡・山本・則光の八か村で、これらを総称して米田嶋一七か村と呼んでいた。このうち、為岡・山本・則光の三か村は旗本滝川氏領で、そのほかの一四か村は尾張藩領であった。

この入会山も長年の間には境界が不明となつて、論争を招いたが、その端緒は、元禄七年（一六九四）の細目村と米田嶋一五か村との争いであつた。このときは細目村が、無断侵入者のあつたことの届け出によつて終わつてゐる。そして同一〇年（一六九七）になつて細目村は、再び詮議を役所へ訴えているが、それには権現山は、往古より細目村の生産神一二社が山上に祭つてある。入会山は西外山一帯であるのに、和知村より理不尽に新道が作られている。境界が明確であるにもかかわらず、米田嶋各村が無断に入山している。とあるが結果についての史料がないので明らかでない。

この論争が本格的に提示されたのは享保四年（一七一九）になつてからである。すなわち同年七月に、和知村が尾張藩奉行所に訴えたが、それは次のようであつた。

一 当村の百姓が入会山へ草刈りに入つたところ、細目村の二・三〇人の妨



権 現 山

害を受け、その上五月一日には馬道も三間程通行止め扱いとなった。さらに七月二日には、折角修復した馬道が再び取り壊されてしまった。

一 入会山内の当村の畑地に、和知村の者大勢押し寄せ石を投げ、かめを打ち壊した。

一 七月六日以降は、細目村の者五〇〇人余が入会山に入り、当村の百姓入山を妨害するようになった。そのため、朝夕の薪や田畑のこやしを得ることができず、困惑している。

この訴えを、奉行所がどのように扱ったかは明らかでないが、恐らく不問にしたものと推定される。そして同年一月には、細目村から奉行所あてに、和知村の一四人が入会山に草刈りに入ったことが届けられている。

その後享保五年（一七二〇）一〇月の境界立会書史料『川辺町史史料編上巻』によれば、論争のさい尾張藩の指示により、下吉田村と細目村の山境立会いが行われたことが記述されている。そしてこれによる境界を不満とした下吉田村は、兼山・伏見・御嵩村などの仲介があつたにもかかわらず、単独で尾張藩に口上書を提出した。その内容は、奥山六三〇町の地域は一〇か村の入会地であるが、口山の七八町は、下吉田村のみの入会山であることを証拠物件によつて訴えている。入会山境を、個々の山峰の俗称あるいは目標物によつて明記した訴状である。『川辺町史史料編上巻』この訴状を尾張藩に持参したのは、当時組頭役の庄助であつた。

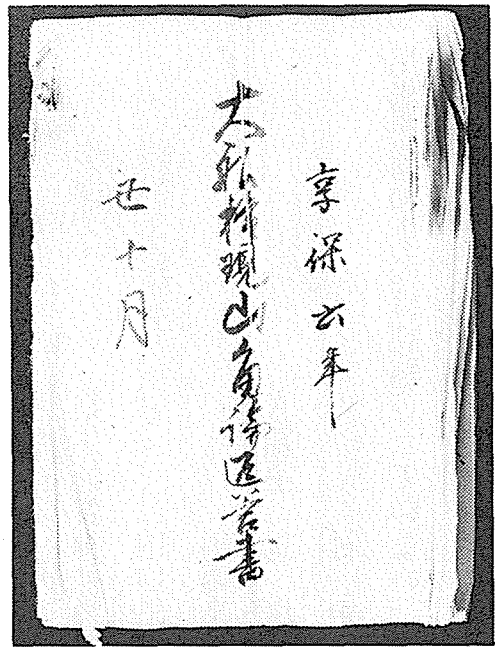
下吉田村庄助は、頭百姓勘六とともに名古屋奉行所まで出向し、名寄帳を提示するとともに、口頭にて当村の言い分を逐一申し述べたものと思われる。その結果、権現山は奥山のみが、比久見・栃井・福島・西脇・今・小山・信友・下飯田・上飯田の九か村入会地であるとの裁定がなされた。これにより前記九か村は、尾張藩の裁定に従う旨の覚書を、下吉田村に差し入れている。しかし、当事者である細目村との境界は解決しておらず、その後、太田・下麻生両

村など九か村が立会人となって現地に入り、改めて境界を決めたことが史料にみえている。このときの約定書ともいえる一札は、享保六年（一七二一）四月二日付となっている。

これによって和知・細目・下吉田三村と、奥山の前記九か村の入会地は確定したが、旗本滝川氏領の三か村が除外された形となっていることは、いかなぬ事実であった。三か村とは、則光・為岡・山本の三村である。このため三村は、上部の支配者である江戸幕府評定所に訴状を提出することを申し合わせたのであった。その間の事情を説明できる史料が残されていないので明らかでないが、大船権現山争論訴状などによる概要は次のようである。『川辺町史料編上巻』

享保六年（一七二一）七月の、則光・為岡・山本三村の村役人連名による訴状には、比久見・福島・上飯田・下飯田・栃井・信友・西脇・今・小山・和知・細目の一一か村の入会山は、下吉田山六三〇町の地域である。一方権現山の内山地域は、比久見・上飯田・下飯田三村の入会山と称し、いずれも則光・為岡・山本三村農民の入山を妨害してきた。そのため同山は往古から米田嶋一七か村の入会地であることを、証拠物件をそろえて訴えたものであり、訴状の内容は一一箇条に及んでいる。

これに対し同年一〇月に、比久見村など一〇か村が返答書を提出しているが、幕府評定所の指示によったものであろう。一一か村のうち細目村は名を連ねていないが、返答は訴状を逐一反論したものとなっている。内容は、権現山は細目村との論争のさい、改めて各村が立会い調査したもので、下吉田山が入会地である。従って前々から場所が違っていたもので、これについては既に過去に尾張藩役所へ届け出がしてあって、各村で取り交わした証文もある。則光村など三か村が山に入ったさい、妨害したことについては、その場所は土砂崩れが多いので砂留めしてある所で、



大船権現山論

当村の者すら芝草を取らない場所である。いずれにしても、これらのことは尾張藩役所の指示を忠実に守ってきたものであると回答している。

江戸幕府評定所の事情聴取は、一〇月以降も断続的に行われたものと推定される。その間、各村の庄屋など村役人は江戸に出向し滞在したことであろう。裁定は同年十一月に出されたが、その内容を知る史料がなく、わずかに各村が取り交わした証文によってうかがうことができる。すなわち、則光・為岡・山本三村は、権現山は古来より三村と周辺一一か村の入会山であるため、草薪を取りに入るところ、比久見・上飯田村などの農民に妨害されたとして訴訟をおこした。これにより取り調べを行ったが、権現山のうち下吉田・細目・和知三村のひかえ山を除いては、すべて則光など三村と、周辺一一か村の入会山である。そして今後はこれを堅く守るようにと裁定が下されたのであった。

この江戸幕府の決定は、則光・為岡・山本三村の訴えを認めたものであった。しかしこの論争の底辺には、幕府旗本領対藩領という対向意識が存在していたのである。旗本領内の小村を、尾張藩領の村々が等閑視したことは否定できないのである。

馬庄功義神靈碑

下吉田地区の星神社参道に、馬場庄助の顕彰碑が建立されている。享保の権現山入会論争は、村民あがての境界争いとなったが、当時下吉田村の村役人職にあった庄助は、この紛争の解決に尽

力し、尾張藩名古屋奉行所や江戸評定所へ出訴して、やがて入会論争を村側に有利に導いたのであった。その後、天保一三年（一八四二）になって、村民がその功德をたたえて顕彰碑を建立したが、以来馬庄様として尊称し、毎年三月二十八日にその祭を行うようになった。

碑の裏面には次のような刻文がある。

曾享保之頃在于庄内山争于時在此翁名馬場庄助天性
才誉甲子郷当終得於勝益豈在莫大之功乎去世既經一
百十有余霜空雖存其名更無記斯功焉然于茲在托靈夢
而點儉之墳墓頽落也依為使厥功名知後世再建於磐石
而以崇敬國中繁榮鎮護神靈者也為垂於由緒不朽維時

天保十三^{壬寅}仲秋良辰謹誌

祭主芳賀神社神主

田口出雲正大中臣行茂

馬場半兵衛周房

大願主 馬場源兵衛

村中惣人民

馬場庄助の生涯は判然としていない。八百津から養子に入ったとの伝承もあるが、ひとかどの人物であったことはその行動力が示し



馬庄功義神靈碑

ている。恐らく名古屋・江戸と、いずれも自費を投じて村のため東奔西走したことであろう。その後家系は没落し直系も明らかでなく、再三の調査にもかかわらず、未だ墓石を発見することができないのが現状である。

第八節 産業と産物

一 農業

品種

稲は、品種の良否によって収穫量が大きく左右されたが、その改良は、現代のような科学的方法によったものではなかった。より多くの収穫を目指して地味に合った稲、病虫害などに抵抗力の強い稲を工夫したため、その名称も地名や人名をつけたものが多く、多数の品種が栽培されていた。

享保二〇年（一七三五）の「美濃国尾州領村々産物書上帳」による米の品種は、早稲五三、中稲一一〇、晚稲一二三、糯米六二の計三三八種にのぼっている。そのうち加茂郡で使用された品種は次のようである。

早稲 越中 西国 赤西国 飛驒 くわんとうゑひ 小西国 こしく ちこ 次郎八 白わせ 早越中 よきやう
北国 実よし 清水 おはり 西国 計一七種

中稲 やろく 白葉 ゑび 赤いぬ くろほし よりたし はちこく ぶってん つぐ かしも きよす くろべ
たじま 丹後 有馬ゑりだし 赤ゑひ 白ゑひ しまは よよし ぶんこ すおろし つの国 白葉やろく

ほなが ゑちがわ こしら葉 計二六種

晩稲 はなおち いせちごし やうしろ ゑまし しろべ 小花おち ぬま白葉 出ぬけ しるたゑひ 白いぬ
みやしけ はちこく めぐろ さきち あかき ろくぶ たまや よよし 孫右よりだし みなくち おそひき
ちこ いせいね 赤田 白やろく ありま 青から 計二七種

糯稻 白べ とらわの ゑんま ながれ 赤もち かき才 やろく 白もち いせ さいか かきさいで 竹はら
あぐの 平いわ あしげ かいじやう はやもち 紙合 上田 白かきさい 赤かきさい とろさく あぜもち

計二三種

早稲・中稲・晩稲・糯稻の各品種を合計すると九三種となるが、このように多くの品種が使用されたのであった。
このうち、特にこの地方で栽培されたものは、下川辺村のちご弥六・かしませ・じんじよう、石神村のちご弥六・
弥六・かしませ、上川辺村のちご弥六・弥六・かしませ・じんじよう・白葉などが代表的なものである。

下川辺村は、將軍などの飯米用として、御膳粳を上納することを義務付けられていたが、享保一八年（一七三三）
の品種は「ちご弥六」と定められていた。しかし収穫量が少ないので、元文年間（一七三六）には「青ちこ・坊主・
八石」という品種に改められた。青ちこは羽栗・安八両郡で、八石は加茂・武儀両郡で栽培されていたもので、両者
とも晩稲である。ここにみえる最上の品種と思われる弥六は、人名を冠した品種であるが、いかなる人物であったか
は不明である。

稲作と病虫害

稲作の方法は、一月末に鋤・備中を使用して田作りをはじめめるが、三月に入ると田起こしが主な農
作業となった。そして苗代を耕して水を入れ、粳種まきを行うが、特に水加減が大切であった。二

○日間は深水とし、苗が伸びるにつれて水を減らしていったが、いわゆるひたひた水である。

四月になると田の荒こなしが行われたが、このときが馬の働きどきである。そして五月の田植を迎えるが、その植付日は村で決められた。当日は朝苗といって、宵の午後一〇時ごろ苗を取り、夜明けとともに田植をはじめ、夕方の午後四時ごろ終わるのであった。その後宵苗といって、宵のうちに苗を取り、夜明け前に田への植付けが行われるよう改められたが、これは増収をはかるための改革であった。

肥料は、時代の推移とともに従来の下肥のみでは不足するようになり、油粕・石灰・草木灰・干鰯などが、柴草・藁肥とともに用いられるようになった。このうち石灰は、土地を荒らすからと使用を一部地域では禁止扱いとなっていたが、肥料としては高く評価されていた。田の草が少なくなるからであった。

農具はかなり多くの種類があったが、一般的には大小合わせて四八品目であった。主なものは、

げんのう 石割槌 かんてら 苗かご 田植ござ 備中 よしず こうちう櫛 虫たたき板 天秤棒 鋸り鎌 せんば 斗白 土うす 初通し 斗榘

などである。

農作に大きな被害をもたらすものに病虫害がある。当時は駆除方法もなく、呪術そじゆつによる以外方法はなく、不可抗力として諦観視するのみであった。虫害は悪霊のなせる業として、虫送りの行事によって、悪霊を田畑から送り出すことが各村で行われていた。この行事は、春から夏にかけて行われたのであった。

このように稲作については年とともに、種々の改革が行われていったが、一方、米の価格は地域や時代によって異なっていたため、その実態は不明である。しかも米には、上米・中米・下米と三種の格差があり、その基準について

も明らかでないが、一両当たりの米相場はおおよそ下表の通りである。

当地域は農村地帯で、農業生産が主産業であり、そのうち米が最も重要な産物であつた。しかし、米を農民の手で直接商品化する径路はなく、年貢以外は種子・食料に供していたのが実状である。畑地には蔬菜類が栽培されたが、

これも主食の代用物の域を出ず、特産地的な形式もなされていなかった。

養蚕 美濃における養蚕は盛んであつたといわれながら、それを示す史料は余り残っていない。正保二年（一六四五）の「美濃国郷帳」によると、ほとんどの村が桑木を栽培していたとあるが、加茂郡の記録としては深田村（美濃加茂市）・大杉村（関市）の二か村の記録が残っている。恐らく、衣服の原料として重要視されていた関係で、養蚕は盛んに行われていたものと思われるが、農家の副業にとどまっていたのであろう。

茶 加茂郡の白川茶は古い歴史をもっている。この地域は山沿いの地帯で、昼夜の寒暖が大きく雨量も多く、茶樹栽培の適地であつた。そのため加茂郡内でも茶の栽培が盛んで、製茶の取引も行われていた。『濃州徇行記』による川辺地内の栽培地は、比久見・下吉田・下麻生三村であるが、これは尾張藩領のみの記録であり、いずれも太田・兼山・関の仲買人に売出したとある。延享元年（一七四四）の「下川辺村明細帳」には、同村商人が越前・越後まで茶商を行つたとある。

米価の変遷

年 代	上米			中米			下米		
	斗 升			斗 升			斗 升		
天保 9			4.5			5.5			7.0
			8.9			12.8			18.3
			9.5			14.3			19.8
			9.3			13.8			18.7
			10.5			15.3			20.8
			9.0			13.0			18.0
			9.5			14.8			19.3
弘化 1			8.6			13.8			19.3
			9.7			15.8			20.5
			9.5			16.0			20.9
			9.6			16.2			21.4
嘉永 1			8.9			16.2			22.5
			6.9			15.8			21.8
			9.1			16.4			22.7
			9.5			16.2			23.8
			9.8			17.2			24.9
安政 1			9.5			17.4			25.0
			9.3			17.7			25.1
			9.7			17.9			25.5
			8.0			17.3			25.6
			5.6			14.0			23.0

綿 木綿織物の原料となる綿の生産は、この地方で多く栽培されたが、『濃州徇行記』による尾張藩領の、この地方の綿作地帯は次の村々であつた。

加茂郡 福島 比久見 下吉田 上吉田 細目 久田見 和知 上蜂屋 下蜂屋 上古井 川合 森山 太田
大針 取組 勝山 上牧野

武儀郡 上麻生 神渕

このうち、比久見・細目・久田見・和知の各村は、綿の多産地であつた。

煙草 嗜好品しこうひんとしての煙草は、加茂・武儀両郡で多く生産され、加茂郡内では比久見・下吉田・下古井・細目・取組の五村が盛んであつた。しかし自家用に供するものがほとんどであつたが、比久見村では、その生産品を太田・兼山・関などの仲買人へ売出していたので、かなりの栽培であつたと推定される。

一八世紀後期の、川辺各地区における農作物の状況を諸文献から抜粋すると次のようになる。

下川辺村 大麦 小麦 大豆 小豆 木綿 茶こうそ 楮

栃井村 大麦 小麦 大豆 小豆 木綿

中川辺村 大麦 小麦 大豆 小豆 茶 楮

石神村 大麦 小麦 大豆 小豆 木綿

上川辺村 大麦 小麦 大豆 小豆 木綿 茶

下飯田村 大麦 小麦 大豆 小豆 木綿

福島村 大麦 小麦 大豆 小豆 木綿 そば

比久見村	大麦	小麦	大豆	小豆	茶	木綿	楮	煙草
下吉田村	大麦	小麦	大豆	小豆	茶	木綿	楮	煙草
鹿塩村	大麦	小麦	大豆	小豆	木綿	菜種		
下麻生村	大麦	小麦	大豆	小豆	にんじん	茶	漆	

一一 林業

飛驒木材

江戸時代、当地域には林業といわれる程の産業はなかったが、飛驒木材による生業は大きなウエイトを占めていた。飛驒は、面積の九〇パーセントが山で占められていて、原生林が茂る広大な山林は良材の産地となっていた。室町幕府も用材を飛驒に求めており、同時代の伊勢神宮の造営、あるいは織田信長の岐阜瑞龍寺の建立などは、すべて飛驒から木材が搬出されていて、古来からその材質が中央で高く評価されていたものと思われる。

飛驒の山林資源を本格的に管理し、その保護に務めたのは金森長近であった。いわば山林経営の実益をあげる目的から、長近は種々の施策を行っている。領主が直接支配する地頭山、農民が期間を定めて自由に出入りできる百姓稼山、家を作るさいに使う家作木願場の三山の区分などは、その施策の一端である。一方ではかなりの資金を援助して、山林の育成も取りはかっていた。

金森長近は、初代高山藩主で早くから織田信長に仕え数々の戦功を立てたが、その後豊臣秀吉に仕え飛驒を制圧し

た。天正一四年（一五八六）この地に三万八〇〇〇石を与えられ、高山城を築いて飛騨を治め、治水・土木など各方面に力を注いで、飛騨文化の基礎を固めた。そして秀吉に従って小田原の陣や文禄朝鮮の役に外征したが、その没後は石田三成の勤めを退け、徳川家康に近づいて関ヶ原合戦に功を立てた。そして美濃国上有知（美濃市）を合わせて支配したが、金森氏の飛騨一国支配は、六代九三年間であった。

豊富な山林と、ばくだいな鉾山資源を持った金森氏は、はかり知れない富の持ち主であった。これに着目した幕府は、その幕領化を画策して金森氏の転封を実施した。元禄五年（一六九二）のことであり、飛騨は明治維新まで幕府の支配するところとなった。いわゆる“天領”としてまれな状態の一国経営であり、一国がすべて代官所支配であったのは、この国以外にはなかった。以来飛騨は、二五代一七七年にわたってその治政が持続され、政務はすべて高山陣屋で執られたのであった。

運材

飛騨木材の運材は、飛騨川の場合川下げを行って下原中綱場で木改め、次いで下麻生綱場で筏組みののち、木曾川を桑名あるいは熱田白鳥まで流送するものであった。この流材の実際を著した書籍に“運材図会”がある。飛騨の山々から伐り出された木材が川を流され、下麻生まで着く様子を描いたさし絵入りの書物である。

著者富田礼彦^{いやはこ}は、幕末の国学者で高山代官所の地役人を勤めた人物で、文化八年（一八一）高山市に生まれた。地役人としては、郡代に勧めて飛騨の各地に穀物・塩などを蓄える倉庫を作り、災害に備えたほか、鉾山開発にも務めた。明治新政府の下で高山判事となって治政にあたったが、高山県知事梅村速水の騒動のとき責任をとって辞職した。“斐太後風土記・斐太三郡沿革史”などを著し、飛騨の地理・歴史を明らかにした功績は高く評価されている。

副産物

副産物としては木炭・松茸があつたが、美濃の木炭は上質なものが産出されていた。各村では冬・春の農閑期を利用して炭焼きに従事し、渡世の助けとしたが、川辺町では上米田地域で多く生産されていた。しかし自家用あるいは近隣の村々に販売する程度の、小規模なものであつた。一方薪の産出量は、木炭をはるかに上回っていたことが推定できる。特に下麻生湊は、物資の集結地として近隣奥地からの搬入が多量であり、大小の船に積んで笠松・名古屋・桑名方面へ運搬されていた。当時、燃料用としては太巻物が多く使われていて、江戸・名古屋などの都市でも、薪の需要が大半を占めていたのであつた。

我が国の代表的な食料である松茸は、花崗岩系（かこうがん）の山地に生えている赤松林に多いが、美濃では加茂・可児・武儀などの三郡に多く生育していた。村名としては比久見・上麻生・神渕・土田・兼山の五村があげられているが、兼山の古城山の松茸は良質で、御用松茸として上納されていた。しかし微妙な自然条件に左右されるだけに、不作の年もあつて、必ずしも御用数値に達しない年もあつたと記載されている。

松茸山は、一般に入札によつて請負者を決定し、運上金を納付させていたが、不作の年は運上金が納付できず、このため、入札金の軽減を願う場合もあつた。この入札は、一人あるいは複数による落札もあり、また、他村の人による落札も行われていたのであつた。

栗は、どの村でも取れたが、この地方では下麻生村があげられている。大粒で味がよく、他村から買いに来たり、名古屋方面へ出荷したりしていた。一方、栃の実も重要な食糧となっていた。山地に自生する栃の木の実を拾い、餅米に混ぜて栃餅などを作つたが、備荒食糧としても重要視されたのであつた。そのため、栃の木を一切伐つてはならぬという達示も出されていたが、すべての山が対象であつた。

三 諸産物・諸職

江戸時代、川辺地域には独特な産物は見あたらないが、それでも後期になると諸産物が、小規模ながら商品として出荷されている。これらの商品史料は極めて少ないが、他村との関連からみてみると次のようになる。

蚕糸 養蚕製糸は、農家が余業として蚕を飼って、生糸を挽き売出したので、畑に桑を植え余業の第一として、糸は主に岐阜へ出荷していた。江戸時代後期になると幕府は、大名・寺社領を問わず、すべての領地の生糸・蚕種に対して、運上金を徴収するため“生糸並蚕種紙改め”を実施した。そのため、各地に改め役を補助する肝煎きまじりを選任したが、笠松代官所支配地では、一五人の肝煎が改め所とともに設置された。この地方では次の村々であった。

土岐郡 多治見村 加藤円治

可児郡・恵那郡 野市場村 丹羽伊三郎

加茂郡 下川辺村 嶺川与次右衛門

武儀郡 下有知村 山田政次郎

郡上郡 生櫛村 須田勘兵衛

このようにして、生糸は口糸という名目で一貫匁につき一五匁の運上料を取り立てたのである。

麻布 江戸時代初期に、布といわれたものは多く麻布を指していたが、庶民の代表的衣料であった。この麻布は、麻糸Ⅱ麻織物として生産されたが、大変手間のかかる作業工程を経なければならなかった。そのほとんどは自給衣料として生産されたが、村名の語源となった下麻生・下吉田地区では、特産物として商品化されていたのである。しか

し衣類が木綿に移行するにしたがい、麻の生産は減少傾向をたどっていった。

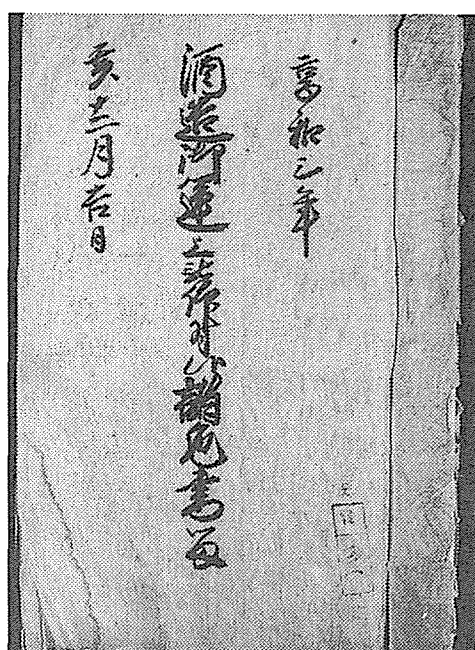
酒造 酒造の起源は古く、『日本書紀』にその記述があるが、当時の酒は濁酒であった。いわゆる諸白もろはくで、その後、灰汁投入法によって清酒が醸造されるようになった。この酒造は、室町幕府にとって大きな財源の一つとなっていて、江戸幕府も、領主の財政をささえる有力財源として、酒造業者に対しては厳しい統制を実施していった。

幕府は、明暦三年（一六五七）に酒造株制を制定し、株所有者にその営業権を認めて、株高を越えての酒造を厳禁した。それとともに、この酒造株を課税の対象として支配を強めていったが、運上金を五割という高額な賦課率を持つてのぞみ、幕府の営業特権とした時代もあった。しかしやがて地方農村にも小規模な酒造業者があらわれ、自由競争への契機ともなったのであった。

消費都市であった江戸への酒を、“江戸下し酒”と呼称されたが、必ずしも無制限に販売したのではなかった。一

定の限度内で、美濃など一か国が納入国と定められていた。美濃から江戸へ納入した地域は、関が最大で年間五〇〇〇樽から多い年で一万二〇〇〇樽に及んでいた。この地方では、兼山が天明六年（一七八六）に一六四六樽を納入している。

川辺から江戸へ納入した酒は、寛政二年（一七九〇）に下麻生の酒造業者（金扇の前身）から一七〇樽納入の記録があるが、この年に限ったことであった。そのほかには、天明四年（一七八四）に、矢嶋屋（白扇の前身）から遠州へ五〇樽搬出したとの送り状が残っ



酒造運上留書

ている。『川辺町史史料編下巻』恐らく江戸時代、川辺の二つの酒造業者は、東国への酒を手広く搬出していたものと思われる。矢嶋屋がいつの年代に、川辺で酒造業を開業したかは明らかでないが、最も古い記録に宝永元年（一七〇四）の売上帳があり、江戸時代前期末には、既に開業していたのであろう。

『川辺町史史料編下巻』に掲載されている、酒造租税減額願は、享和三年（一八〇三）の史料で、租税軽減の嘆願書である。新たに全国一律に一〇分の一が課税されることになったが、酒造は気候によって変酒し、あるいは運送のさい、海難事故にも遭遇することもある損失も多く、経営が大変である。その上今回のような課税があると、商売が成り立たないと酒造業者連名で嘆願したものであった。恐らく取り上げられなかったものと推測される。

紙 紙の需要が増加したのは、徳川政権が成立した以降であった。美濃では、既にながりの村々で紙の生産が行われていたが、その主な地域は武儀郡であった。正保二年（一六四五）の「美濃国郷帳」には、この地方で神渚・下麻生両村の名があるが、当時下吉田村でも室町時代に続いて、紙漉きが行われていたものと推測される。これらの村には紙舟役銀が賦課されていた。

紙の種類としては、直紙・紋透紙・雁皮紙・杉原紙・薄口紙などかなり多種類にわたっていた。そのうち当地方で生産されたのは直紙・半紙・鼻紙であった。その原料となる楮の産地として記載されているこの地方の主なる村名は、

加茂郡 上峰屋 中峰屋 下峰屋 取組 久田見 和知 今村 比久見 下吉田

可児郡 菅刈 土田 丸山 中切 美佐野 津橋 川合 伊岐津志

武儀郡 上麻生 坂ノ東 金山 桐洞 篠洞 神渚

などである。

漉きあがった用紙は、すべて改役人の手によって検査があり、その後笠松代官所へ納入された。その搬入には、紙の生産地に近い村々が選ばれたが、加茂郡内の村は次のようであった。

加茂郡　大平賀　鋳物師屋　東田原　迫間　高畑　甘屋　鹿塩　肥田瀬　市平賀　稻口

これらの村は持運び人足役に指定されていて、人足を出すかわりに街道の助郷役は免除された。川辺町の場合、鹿塩村のみ指定されていて、多くの村人が笠松代官所まで運搬役に任じたのであった。

御用紙のうち、急を用するものは中山道を宿継ぎで送り、そのほかは笠松から木曾川を下って、桑名から江戸へ回送された。

諸職

諸職の一つに鵜飼がある。この漁法は原始的な方法であるが、奈良時代に、この地方でもかがり火と鵜による鮎の捕獲を行ったとの記録がある。その後、平安時代には全国的に行われたが、より経済的な漁法を求めて、その多くが網漁に転じていった。したがって鵜匠による鮎漁は途絶えたが、地名のみ各地に残っていて、その一つが上川辺の鵜飼地区である。しかし全く記録が残されておらず、明らかでないが、おそらく、江戸時代初期までの地区に鵜匠が住んで鮎の捕獲を行い、小規模ながら小売りを行っていたのであろう。

飛騨川流域には、このような鵜匠の定着した地区が、ほかにも実在したと思われるが、地名として残っているのは川辺の鵜飼のみである。

当地域の旅館は早くから開業していたが、旅人の宿泊する宿を木賃宿・旅籠屋きちんなどと呼称した。当時、旅人は食糧を持参し薪の提供を受けて自炊したが、この燃料代を払うことから木賃宿の語源が生まれた。旅籠は、旅人が食糧や携行品を入れる籠のことを指したもので、宿泊したことから旅籠屋、あるいは旅人宿・旅屋・宿屋などと呼ばれたの

であつた。

この地方の主要街道であつた飛驒街道は、時代とともに旅人の往来が盛んになっていった。公人や幕府・諸藩の役人、それに商人などであつたが、見逃せないのが後述する下麻生綱場に来訪した綱場関係者である。役人・材木商・船人であり、それらの人々が宿泊する宿屋が、下麻生には江戸時代二軒実在していた。

一方、高山代官所役人が置かれていた下川辺村は、加茂・武儀・郡上など諸郡の幕領支配地の村役人が、下川辺役所へたびたび来訪していた。そのため早くから宿屋が開業していたことは容易に推定できるが、明らかでなく、その後の史料として、明和六年（一七六九）の旅館開設願書が残っている。『川辺町史史料編下巻』この文書は、御用飛脚や下呂入湯客の往来、それに伊勢神宮参詣・諸商人の街道往復が多いため、一夜泊まりの宿屋を開業したいと村役人あてに願つたものである。

この史料からすると、少なくとも二軒の宿屋があつたことになるのである。これらの旅館とともに、この周辺には一膳飯屋・酒屋・日用品をあつかう小さな商店もあつて、営業していたのであつた。

第九節 交通と水運

一 美濃・飛騨街道

五街道

江戸時代の交通制度の母胎は、信長・秀吉の政策が地盤となっていた。それとともに、幕府は諸藩主の参勤交代のため、全国的な道路整備を実施したが、寛永年間（一六二四）のことであつた。そして万治二年（一六五九）には道中奉行を設置して、幹線道路を管理下に置いたが、これが五街道で、いずれも江戸日本橋を起点とした街道であつた。

- 一 東海道 品川から守口に至る
- 二 中山道 板橋から守山に至る
- 三 日光街道 千住から日光に至る
- 四 甲州街道 上高井戸から上諏訪に至る
- 五 奥州街道 白沢から白河に至る

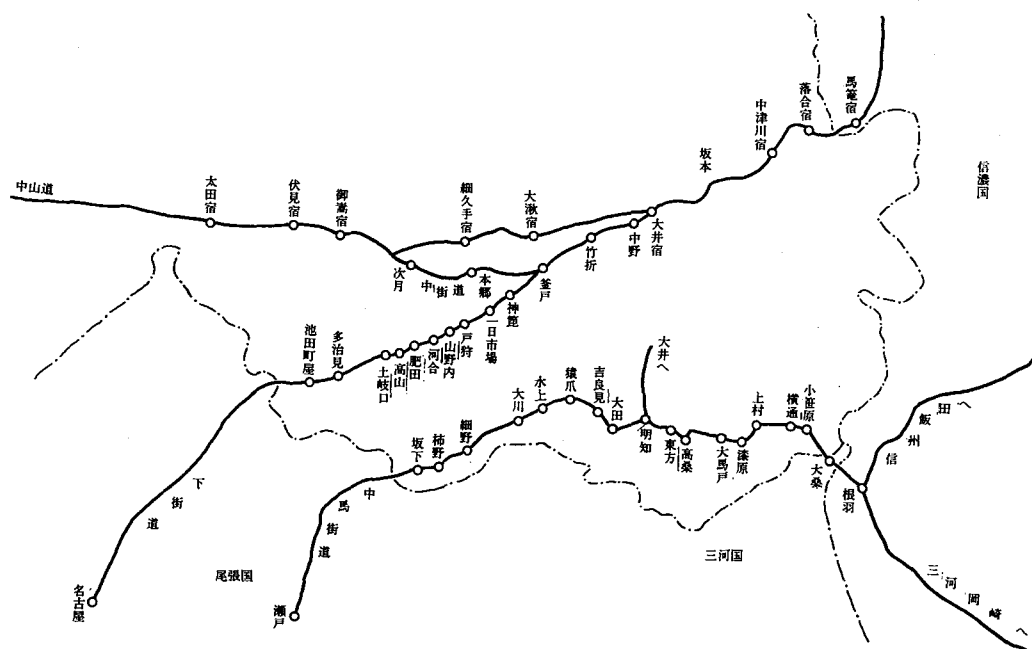
街道の呼び方は、幕府は新井白石の意見を取り入れ、海辺に面した東海道は海道とし、日光・甲州・奥州の各道路は海道とはいえず、道中もしくは街道と呼称した。また中山道は中仙道と記述せず、東山道とうせんに関係のあることから、中山道なかせんに統一したが、別名木曾街道と呼んでいた。

美濃の街道

美濃国のほぼ中央部を東西にわたって横断しているのが中山道である。家康は、東海道とともに裏街道であった中山道を重要視したが、政治上・軍事上重大な使命をもっていたからであつた。それに東海道は河川が多く、増水による川止めが多いのに比較して、中山道には余りなく、東海道の交通緩和ともなつた街道であつた。この街道は、古代の東山道より短縮されていたが、十曲峠や十三峠などかなりの難路がある。そして美濃における十六宿は、東端の落合から西端の今須まで約三〇里の間にあつた。

中街道は、土岐郡釜戸から日吉村の宿・本郷に入り、可児郡上之郷村のうち次月・美佐野・宿・中切を経て、中山道の御嵩宿へ通ずる道であつた。この道は、『延喜式』の土岐駅・可児駅の二駅に通ずるもので、東山道の名残をとどめる街道である。

下街道は、中山道の大井宿の西方榎ヶ根から、恵那郡中野・竹折に入り、土岐郡釜戸・一日市場・戸狩・山野内・肥田・土岐口・多治見を経て、可児郡池田町屋に至る。これより内



中山道(上街道)・中街道・下街道・中馬街道略図(岐阜県史近世)

津峠を越えて尾張に通ずる道であつた。この街道は山坂道も少なく、中山道の土田を経て、小牧經由で名古屋へ至る道より四里も近かつた。このため、信濃からの商用の牛馬、あるいは東濃から名古屋へ向かう荷駄馬の通行も多く、旅人もこの街道を利用したので、宿場・茶屋がにぎわつたのであつた。

中馬街道は、信濃の根羽から三河大桑を経て美濃に入り、小笹原・横道を経て上村・明知・大川・坂下を通つて、尾張に至る街道であつた。中馬とは、江戸時代脇街道を荷物馬が通つたことから出た語源である。本街道は、大名や使節の通行があるため支障があつたが、脇街道は障害もなく通れたので、商品経済の発展とともに盛んなにぎわいとなつた。

そのほか、中山道垂井宿から大垣・墨俣を経て、尾張起の渡しで木曾川を越える美濃路、別名姫街道、武儀郡を流れる津保川に沿つた津保街道、東濃岩村から三河に入る大名街道が当時の美濃の主要街道であつた。

飛騨街道

飛騨街道は、飛騨川沿いに付けられた道路で、金山から袋坂を越えて岐阜へ、下呂から竹原・加子母に出で名古屋へ、あるいは菅田・神測を経て太田から小牧と、それぞれへ通ずる道があつた。しかし幕府は、重要な河岸には一朝有事に備え、橋りようを架けることを認めず、したがつて飛騨川も洪水となれば、川止めによる交通止めとなることもしばしばであつた。

飛騨川を中軸として発達した宿場が川辺で、右岸に飛騨街道があつて岐阜と高山を結び、左岸は比久見街道が兼山・御嵩・八百津に通じている。そのため、江戸から飛騨高山代官所へ出向する幕府役人、美濃国内の尾張藩領へ行きかう藩役人、消費物資を扱う行商人や、飛騨木材に関係した人々などで、かなりの人馬往来があつた。

正保二年（一六四五）の「美濃国絵図」によれば、中山道太田宿から分岐した街道は、飛騨川右岸を下川辺村・栃

井村・中之番村・石神村・上川辺村・下麻生村（以上川辺町）・上麻生村（七宗町）・坂之東村（白川町）から金山村（金山町）へ、そして馬瀬川を渡って飛騨国下原村（金山町）に至っている。これが美濃国内における飛騨街道である。

飛騨川左岸の道は、街道を中之番村で渡河し、福島村・比久見村・下吉田村（以上川辺町）に至っているが、ここで再び飛騨川を渡って飛騨街道に通じていた。この道は、文政（一八一八）～天保年間（一八三〇）に整備され、その後は重要な交通路として利用されていた。

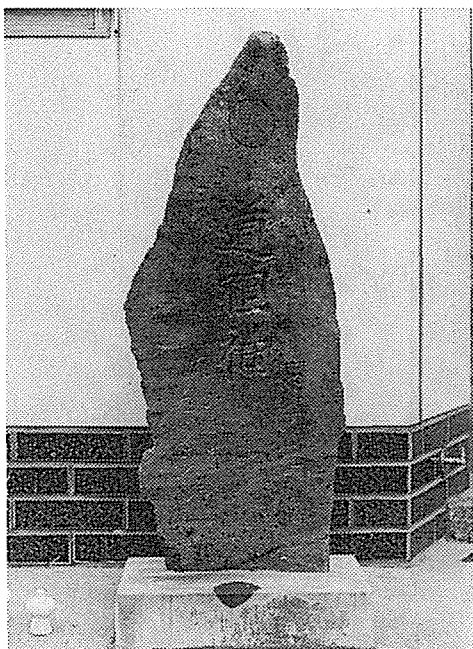
戦国時代、各地の交通機関があまり発達しなかったのは無理からぬことであつた。交通の便をよくすることは、戦略上不利となると考えられてきたからである。したがって、飛騨街道の改修に着手したのは、飛騨一国を領有した金森長近であつた。長近は、京都・大坂に上る道の整備の必要から、飛騨川の上流益田川に沿つた下呂―金山（中山七里）と、久々野―小坂間の難所を改修した。そして旅館や駄馬を配置して、関所ともいえる口留番所を各地に設置していった。

当時、高山に至る道路の最も繁き道は、加茂郡太田より川辺を経て金山に入る道で、益田郡下原口に一番目の番所が設けられていた。番所の総数は三一箇所であつたが、これらは、飛騨が幕府領に移管後も存続された。番所役人の仕事は他国へ出る者、この国へ入る者の通行手形の改めなど、治安維持が目的であつた。一方口役銀の徴収も主な仕事となっていたが、口役銀とは、番所を通過する商品に課する租税のことで、茶・塩・漆・蓼（なで）・小間物など、すべての商品にかけられ、平均して一〇分の一の割合の税が徴収されていた。しかもこの口役銀は、幕府収益にとって大きなウエイトを占めており、文化・文政時代九〇〇両からの金額にもなった。

飛驒街道で忘れてならないのは、伊能忠敬が測量にきていることである。幕府測量方として忠敬の一行一三名は、文化十一年（一八一四）四月、街道の下原から測量に着手し、下呂―萩原―久々野から高山に至り、古川までの測量を終えると阿多野街道に入って、野麦から信州への道をとった。その日程は九日間であつたが、忠敬は「沿道実測全図」をこの年に完成している。

飛驒街道の中山道分岐点は、「太田宿祐泉寺東約五丁の地点から北東へ向かつて分岐す」とあり、神明社が図示されている。この社は地名として残っている下古井神明堂とされ、神明堂清水上から道を東にとつて古井神社の参道に出る。それより上古井村・森山村（以上美濃加茂市）を経て飛驒川沿いに下川辺村に入つていった。途中、通路左側に「岩穴観世音菩薩」の石標が立てられているが、岩穴は高さ二・八メートル、幅二〇メートル、奥行六・八メートルにも及ぶ広大なもので、穴の奥に観世音像が安置されている。参拝する人、雨宿りする人が多かつたのであろう。ここより雄鳥川に架かる蒲尻橋を渡つて街道を進むと、「右ひだ道、左村方道」の道標があり、蒲尻橋のたもとに建てられていたものと思われる。この付近は、戦国時代の戦跡場として「陣旗野」と呼称されている。下組地内には「慶応二丙寅正月吉日」と刻まれた馬頭観音が建立されているが、馬供養のための石像である。また中組地内には、文化一五年（一八一八）の「永代常夜燈」が残っているが、村中安全を祈願して作られたもので、街道脇にあつて旅人の道中に役立ったものである。

八幡神社を左に見ながら行くと、上組地内の南側の道には「右往来道 左かち道」の道標があり、すぐ隣の墓地には、「天保十四癸卯三月日」と刻まれた馬頭観音がある。北側の道は禅源寺に通じているが、ここで南側の道と合流して左折し、木の根橋のある栃井神社の正面に出る。木の根が橋となつた老杉の古さを物語る神社である。



道祖神碑（中川辺）



道 標（中川辺）

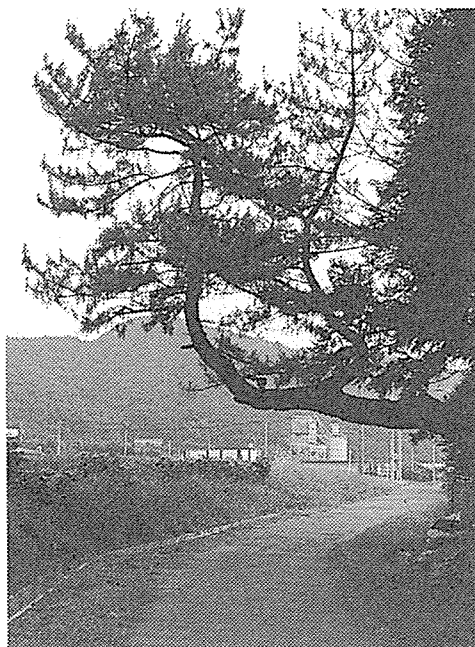
これより北東に進むと中之番村（中川辺村）に入るが、街道は、城郭形式を構えた旗本大嶋屋敷の右側を囲むように走っている。下町・中町・上町・横町・天王町など、当時の町名が今日も残っていて、横町には「右ひだ道 左かしたかさわ道 文政十一歳上組」と刻まれた道祖神碑が建てられている。この道を左へると、鹿塩村（川辺町）から川浦村（美濃加茂市）を経て、下之保村（武儀町）にある高沢観音に通じていたのであった。

一方、中町の南に「椿渡し」があつたが、中川辺村と対岸の福島村を結ぶ渡船場で、兩岸に椿の木が茂っていたことから名付けられた。人や物資を運ぶ重要な交通路となっていたのである。その遺跡として、妙雲寺境内に「中山道みたけ 当所ふなば」の石碑があるが、椿渡しが水没するため移転したものである。

天王町の太部古天神社前で、街道は二手に分かれているが、分岐点に文政十一年（一八二八）建立の道標がある。

「是より右あそう道 左ひだ道」と刻まれている。右側の道は天神東より石神村に入るが、この地区の飛騨川沿いに、

俗称“下り松（首つり松）”と呼ばれた樹木があつた。周囲五〇センチ、高さ八メートルの大木で石仏が安置されているが、江戸時代には泉もあつて、旅人の休



下り松（石神）

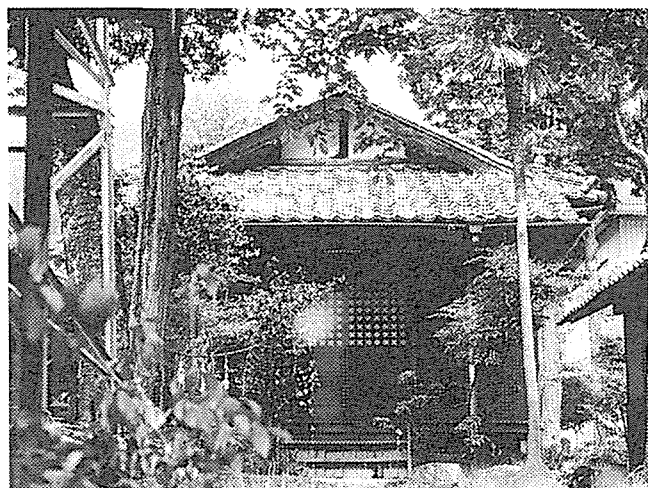
息所として利用された場所であった。首つりがしやすい形をしているため、その名が付いたが、実際にはそのような行為はなかったと伝えられている。この松も昭和五九年初夏に枯れたため伐採された。街道は、石神村から上川辺村となるが、御座野地区で左側の飛驒街道と合流している。途中に石神湊や高山代官所上川辺役所があつて、かなりののにぎわいを見せていたが、この街道は飛驒古道と呼ばれていた。

天王町の分岐点から左側の道

は、江戸時代中期以降によく利用された街道である。石神村に入つて北上するが、神明神社北東には神坂地区に通ずる道があつて、これより川浦村（美濃加茂市）を経て神湊村（七宗町）・菅田村（金山町）に至っているが、古絵図にはこの街道も飛驒街道と表記されている。鹿塩―神坂の古街道のルートである。

上川辺村中組地内に入つた街道は、田中薬師堂の前を北上して下麻生村に通じているが、この地区には古い建物もあり当時の面影を残していて、麻生寺もその一つである。ここより下麻生湊に入つて牧原地区に至っている。

上川辺村からの街道筋には多くの石造物がある。道標・馬頭観音・常夜燈が多く見られるが、下麻生村には御番所があつて、旅人の取締りを行っていた。



田中薬師堂（上川辺）

段状の高く築かれた石垣を配した番所で、尾張藩の役人が常駐していた。

街道も一歩なかに入った裏道になると、険しい谷あいがあつて橋も架けられず、そのため“籠渡し”によつた交通が行われた。籠の中に人が乗つて、谷から谷に縄によつて移動する方法であり、飛騨街道の奥地にはこのような不便な交通路があつたのである。

近世になると旅人も各階層にわたっている。日々旅を住みかとする拓落天路の人、旅を職業とする人、信仰という目的を持つて旅に出る人など種々様々であつた。しかし旅は危険なもの、苦しいものであり、それを覚悟して出掛ける人とは反対に、一生に一度も旅に出たことがない人も、数多く存在していたことであろう。

旅を職業とした人に僧侶・比丘尼といった物乞い人もあつたが、本当の職業旅としては飛脚人がある。文字通り飛ぶ脚で、普通の旅程の三分の二で街道を走り続けている。そのほか行商人の往来も活発となつて、近江商人や富山の薬売りなどが飛騨川流域の村々を訪ねているが、一般庶民もこのころから旅に出るようになった。親せきや知人の家へ行く場合、あるいは神社仏閣への参詣など、なかでも木曾御岳の登山信仰は江戸時代も盛んであつた。

庶民の旅に必要なものに往来手形がある。村の庄屋や寺の住職に、身元や宗門を証明してもらう手形で、諸国の関所を通行する場合、これがなくては入国は許されなかつた。また旅行中の心得という冊子や、道中案内なども発行されてゐた。この旅人が他国で死亡した場合は、その村の習慣によつて葬儀が行われ、土地の村役人が往来手形をたよりに知らせるのが通例であつた。死亡ではなかつたが、行倒人引取添書『川辺町史史料編下巻』がその例である。旅する人が必ずしもこのような手形を持っていたとは限らず、無名のまま葬り去られる人もあつたであろう。特に、浪人者など手形を持たないものが数知れず、通行手形の発行はその者たちの取締りが目的ともされていた。

人々が旅に出ようとすれば、薬品類から下着など日常品一切を持参する必要があった。野宿こそなくなったが、満足な宿舎もない場合、農家に止宿する以外に方法がなかった。しかし飛驒街道の宿場には木賃宿があつて、旅商人や巡礼などが利用していた。一方宿場から宿場へは峠に茶店もあり、旅人の便利をはかつて道しるべが立てられ、さらに道中の安全を祈願した石仏像や道祖神も建立されるようになった。人々は街道の片すみに祭られたこれらの石造物に手を合わせ、道中の無事を願つて旅を急いでいったものと思われる。

一 宿駅と助郷

宿駅制度

関ヶ原役の翌年徳川家康は、江戸と京都・大坂を結ぶ東海道に、伝馬を常備する宿駅を定めた。そして各宿駅に、伝馬三六疋を提供することを課して、その代償として地租を免除した。したがつてこの伝馬は、公用の手形を持参する者は無賃であつた。伝馬制度は、戦国大名も自国領内に設けていたので、決して珍しいことではなかった。家康も三河時代にこの制度を採用していて、それを主要街道に拡充したのであつた。

中山道の伝馬制については、慶長七年（一六〇二）ごろまでにはある程度成立していたとされている。同年二月の御嵩宿に出された朱印状、同三月あるいは六月の駄賃馬などの史料がそれを物語っている。しかし宿駅は順次設置されていったので、いわゆる東海道五十三次、中山道六十七次が確定したのは、江戸幕府の参勤交代が制度化された寛永年間（一六二四）であつた。

美濃十六宿

美濃を東西に横断している中山道は、その前身である東山道より距離がかなり短縮されている。それだけに行路は難所が多く、落合宿の十曲峠、大湫宿の十三峠などがそれである。これらは西国大名の反幕府勢力に対する防衛線として策定された道路であり、一朝有事のさいは木曾川とともに、中山道を遮断して事に備える目的があつたのである。

中山道六十七宿のうち十六宿が美濃にあつたため、通称美濃十六宿と呼ばれていた。これを東から見てみると、落合・中津川・大井・大湫(大久手)・細久手・御嵩・伏見・太田・鵜沼・加納・河渡・美江寺・赤坂・垂井・関ヶ原・今須の宿で、その支配関係は次の通りである。

尾張藩 落合 中津川 大井 大湫 細久手 御嵩 伏見 太田 鵜沼

加納藩 加納 河渡(のち幕領) 美江寺(のち幕領)

大垣藩 赤坂

幕府領 垂井 今須

旗本領 関ヶ原

このように主要宿駅は尾張藩の支配下に置かれていたが、東端の落合宿から西端の今須宿までは、約三〇里の距離があつた。各宿間の最短は、落合―中津川間の一里、最長は鵜沼―加納間の四里一〇町で、平均して二里間隔で点在していたのである。

太田宿

川辺に関係のあつた太田宿の実態はどのようなものであつたのか。太田宿は、板橋宿から五一番目の宿で、美濃国内では八番目にあたり、ほぼ中央に位置していた。太田の渡しもあつて、あるいは道路網の中枢地点と

して軍事上・政治上重要な地点であり、そのため尾張藩の代官所が設置されていたのである。

宿内の一二戸は、木曾川に沿って六町余の町並をつくり、上・中・下の三町に分かれていた。大名やこれに準ずる者の宿泊する本陣や脇本陣が各一軒あり、そのほか人馬の継立てをする問屋が三軒、旅籠が二〇軒ほどあった。宿場の任務は、公用の役人や荷物を次の宿に送り届けること、これが伝馬役と称するもので、そのため常時人足二五人、馬二五疋が用意されていた。

木曾のかけはし 太田で渡し

碓氷峠が なくばよい

このように詠まれた太田の渡しは、雨でも降れば流れは早く舟でも渡れず、道を急ぐ旅人にとっては大変な難所となっていた。江戸時代の作者蜀山人も壬戌紀行に、

「一町ばかり川上より舟に乗るに、流れ急にして目くるめくばかりなり」

と書いているが、当時の渡舟風景が容易に想像できるものがある。渡し場には、大名や役人用のものが一艘、旅人用として四艘が常備されていた。

中山道で、前代未曾有の通行といわれたのが皇女和宮の江戸行きであった。当時助郷制度があつて、助郷村は、太田宿を中心として二〇キロメートルまでの、近在の村々に限定されていたが、この通行には二万人からの人足が動員され、七〇〇疋近い馬が徴発されている。和宮の一行がなぜ東海道を江戸へ直行しなかったのか、既に物情騒然の世情から、テロリストの横行を避けるためと推測されるが、まさにこの通行は中山道にとって歴史的な大事件であった。いわばこの街道も、長い眠りから揺り起こされようとして、夜明け前の風が吹き荒れつつあった。文久元年（一八六

一) 一〇月のことである。

和宮の將軍家茂への降嫁による太田宿の準備品は、

人足	七八五六人	馬	二八〇疋
布団	七四四〇枚	枕	一三八〇個
飯碗	八〇五〇人	汁碗	五二一〇人
膳	一〇四〇人	皿	二二一〇人

などで、そのため遠く郡上・益田両郡内の村々まで動員されている。

対象となった村々では、馬は現地で一疋二両で買入れている。そのほか徴集された道具類などを金銭に換算すると、多額の出費となったことであろう。ほとんど村方負担となっていた。一方、通行のみの宿場もその準備に高額の出費が必要であった。

○行列は二万人余、四日間に及ぶ

○旅人は前後七日間通行止め

○道路には白砂をまくこと

○家の前には竹矢来を作り、破損箇所は修復する

このような大集団が中山道を江戸へと向かったが、七年後には明治の訪れがあり、一六歳で降嫁した和宮も、三二歳の若さで病死している。

助郷

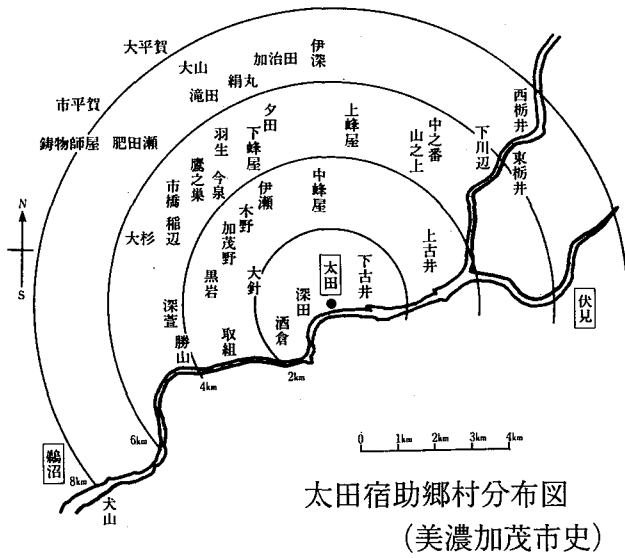
宿駅常備の人足や伝馬が不足する場合、応援の人馬を負担する近隣の郷村を助郷と呼んでいた。助郷は、既に豊臣秀吉の交通政策にその一部を見ることができ、制度化したのは交通量の増大した江戸時代の、寛永一二年（一六三五）以降であった。

中山道も交通量が多くなると、宿場常設の伝馬人足だけでは不足するようになった。そのため公私用の別なく、近郷農村から人馬を徴発してこれを補った。飛騨川流域では、益田郡内の村々は中津川・落合両宿に、加茂郡内は太田

宿へ助郷に出ている。しかし通常助郷村は指定となっていた。太田宿の場合、

大杉・夕田・下川辺・中之番の村々などが公私領の別なく決められていたが、その変遷は複雑であった。動員人足によつては一〇か村、あるいはそれ以上または村の入替えも随時あったが、加茂郡では総数三一の村々が助郷を勤めていた。

近郷の村々は、宿場問屋から人足の割当ての通知があると、これを差出す義務があったが、村々にとっては極めて重い負担であった。賃金は支給されたが少額であり、特に、公家や証文付のものは無賃扱いであった。また徴発に応じられない場合には、代錢をもって替えさせられている。いずれにしてもこの負担は、江戸時代を通じて農民の高負担となったが、幕末になるとその回数も増加して郷民を苦しめ、しばしば制度の軽減、あるいは免除を嘆願している。その文書は、各村連名のものが多く、徳川一四代將軍家茂の文久年



間（一八六一）には、一〇か村・二〇か村連名の嘆願書が代官所あてに提出されている。恐らく、取り上げられなかったものと思われる。

川辺の村々が太田宿助郷に指定されたのは、正徳二年（一七二二）のことであった。下川辺村・栃井村（下川辺枝村）・中之番村・栃井村（中之番枝村）が新たに指定を受けた。以後この四か村は、幕末まで助郷村となったが、中之番村の文化年間の助郷人足は次のようであった。

・文化七年 四三四人
・文化八年 一一五〇人
・文化九年 七九七人

当時の中之番村の人口は八一六人であり、かなりの動員数となっていたことが想定できる。

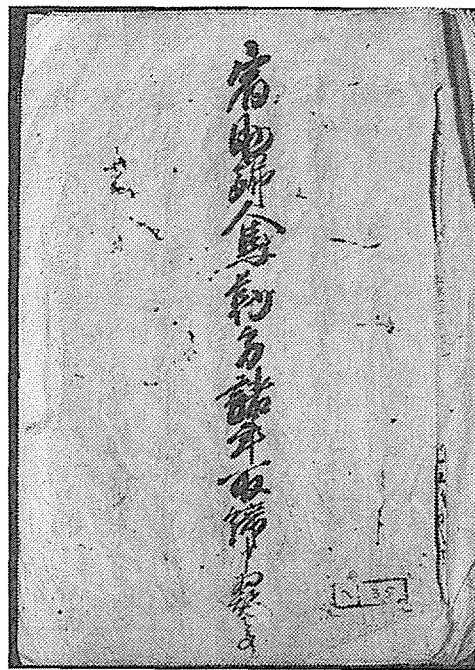
助郷村にすれば、できればこの役を免れたいことから、宿場問屋との間に利害関係が発生するのは自然の理であった。したがって種々のトラブルが生じているが、以下『川辺町史史料編上・下巻』によって、その実態を記述してみると次のようになる。

太田宿助郷一覧表（享保8年）

村名	村高(元石高)	助郷高(石)
深田村	268	268
酒倉村	329	329
山之井村	1.563	1.563
上古井村	460	460
下古井村	706	706
大針村	556	556
鷹巢村	350	350
黒岩村	708	708
一橋村	196	196
今泉村	629	629
木野村	239	239
羽生村	895	895
加茂村	205	205
伊辺村	202	202
下川辺村	501	501
下川辺村	194	194
夕田村	441	441
中ノ番村	1.275	339
中ノ番村	194	164
鑄物師屋村	964	203
大平賀村	672	156
肥田瀬村	1.034	230
市平賀村	603	164
取組山村	205	203
伊深山村	230	230
伊加治田村	1.381	614
加治田村	600	145
滝田村	536	238
大丸山村	441	198
大丸山村	150	67
大丸山村	302	142

文化一〇年（一八一三）の「太田宿助郷書上帳」は、助郷に関する上申書である。太田宿助郷のうち蜂屋村は、柿の上納役と重なるため、川辺村に人馬供出が命ぜられてきた。しかし川辺村も飛騨郡代通行のさい、多くの人馬供出の役があつて、両役を勤めることが至難である。そのため助郷役改めを上申して、人馬割当ての削減をねらつたものである。

文化一一年（一八一四）の「助郷一件日記」は、同年七月から翌年三月までに行われた、太田宿助郷人馬割当てに関する諸事を記載した日記である。助郷は、現在二五人・二五疋となっているが、これは東海道や中山道の他の宿場に比べて少なく、五〇人・五〇疋が本来の数量である。今後はこれに準拠するとの指示が下された。助郷割当ては、期間を問わず低賃金の奉仕となるため、村々にとっては相当の過負担であつた。このため、これに関係する一六か村が急拠集まり、種々協議を重ねた経緯がこの日記に述べられている。幕府領は地元代官所へ、尾張藩領は名古屋へとそれぞれ陳情することとし、江戸幕府への出府も考えられた。結果がいかなつたかはこの記録には記載されていないが、却下されたことは明らかである。



宿助郷人馬勤方諸事約定書

文化一二年（一八一五）の「宿助郷人馬勤方諸事取締申為替之事」は、太田宿と助郷村々との間で協定した約定書である。近年中山道の交通量が増大し、助郷人馬の使用も著しくなった。そのため、太田宿と助郷村々との間に利害が相反し紛争の原因ともなったので、双方で種々協議して取決めを行った。すなわち、太田宿の人馬の扱

い、助郷村々の人馬使用の方法、これにともなう賃錢支払いの仕方などの記述があつて、かなり詳細にわたった内容となつてゐる。

そのほか文政三年（一八二〇）の覚書には、

（栃井村）

正月、 三月 二〇九人 此錢六五一文

四月、 一二月 二一〇人 此錢壹貫九六六文

（川辺村）

正月、 三月 五六三人 此錢壹貫七五七文

四月、 一二月 六六三人 此錢五貫二七五文

とあつて、人足を金錢で代納していたことの記録である。また川辺村の御用日記にも、文久三年（一八六三）の項に、明治維新を目前にして街道の上り下りがひんばんとなり、そのため助郷の割当てが厳しく、人馬共に不足し、高い賃金を払つて人馬を借り入れた。それでも村中の男衆が狩り出されるため、農作業は遅れがちとなり、村の財政は困窮を極めたとの記載がある。世相の動揺とともに助郷村への負担は、かなりの圧力となつていたことがうかがえる。

三 水運の道

水系の舟運

道路網不備の時代には、舟運は重要な要素を持ち、物資の流通路も河川が大きなウエイトを占めていた。商品の運搬には不便な人馬によるよりも、川船による運搬の利便さから、船の利用は盛んであった。木曽川上流の古い湊は、大脇・錦織・下麻生の三湊であった。大脇湊は、土田村の支村大脇にあつて、木曽桧皮をここより下流に積出した。錦織湊には綱場が設けられ、木曽川上流から流されてくる用材を筏に組んだ湊で、錦織役所が設置されていた。前記三湊のほかに兼山湊と黒瀬湊があった。兼山湊は、東西に商家がたつた繁昌し、商業の中心地として舟運も発達した湊であった。黒瀬湊は、細目村にあつて木曽材川下げに大きな役割を果たしながら、一方では、年貢米や薪炭などを運ぶ舟運の盛んな湊として発展していった。

飛騨川上流には金山湊があつた。飛騨川と郡上川の合流点にあつたが、商家も多く材木の搬出も盛んな湊であつた。飛騨や馬瀬川・佐見川筋より流されてくる材木も多く、筏乗りの家も二〇戸程あつた。しかし寛政年間（一七八九）以降は三戸と減少し、臨時の日雇いで賄うようになっていった。

飛騨川を利用する産物に、川役銀という租税を徴収する必要から、領主は随所に船番所を設置して取締りにあたつた。その代表的なものが金山役所と下麻生役所であつた。飛騨川を運送される木材・茶・炭・薪・油・酒・味噌など、ほとんどの産物が課税の対象となり、特に流材として下ってくる飛騨木材は、六本について一本の割で役銀が課せられていた。

下麻生湊

流域の湊で最も繁栄したのは下麻生で、ここから出る船を麻生船と呼んでいた。薪炭を主とした貨物や旅人の運送など、すべて起点となっていたが、伊勢参宮に行く人々も多くここに集まつてきた。しかし下麻生湊が繁栄した要因は、飛騨木材の集結地であつたからである。

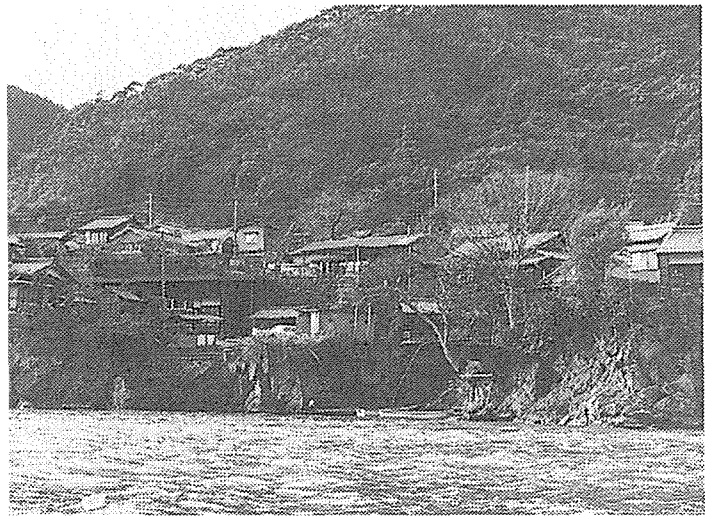
流木の集積地下麻生湊は、『濃州
徇行記』によると川幅が広く平流と
なっていて、材木をとめるのによい
場所であり、船の数も大二〇、小一
〇、下流の船もここで船稼ぎに集ま
るとある。人の出入り貨物の運搬も
盛んで、この小さな河岸の村が当時
一〇〇〇人からの人口にもなって、
旅館・問屋・商家が立ち並んでいた。
筏師や綱場人夫も数多く定住してい
たのである。

領主は、年貢米の運搬方

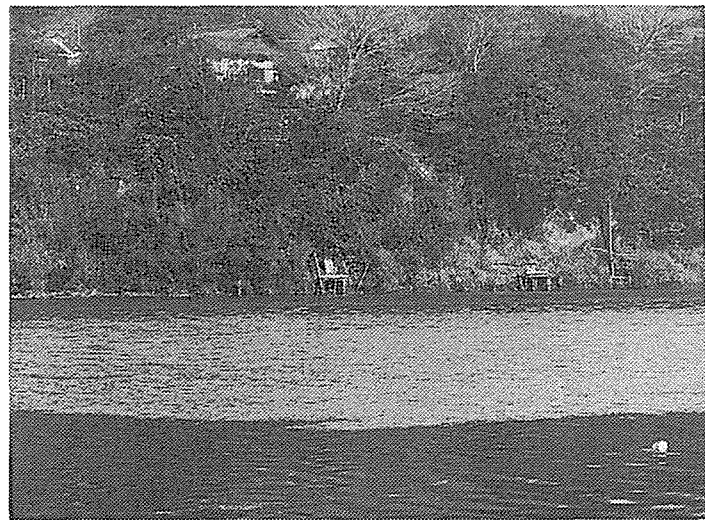
石神湊

法として河川を利用したが、村の郷蔵から河岸に運ばれて船積みされた。その集積地は武儀（加茂）郡では上麻生村、加茂郡は石神村の二個所が主なる湊であり、ここより川下げで桑名まで回送されたが、他の地域は陸送がほとんどであった。

そのほか近在で生産された米・薪炭・茶・生糸などを犬山・笠松・桑名へ運搬し、上り船には桑名の海産物、笠松では陶磁器、犬山では衣類や日用雑貨品などを積んで運搬された。船路の上りは帆を上げて風を利用するほか、引き



下 麻 生 湊



石 神 湊

綱で川を上るなど、船方の苦労は並大抵のものではなかった。そして陸上げされた物資は、ここを起点として流域の村々に搬入されていった。

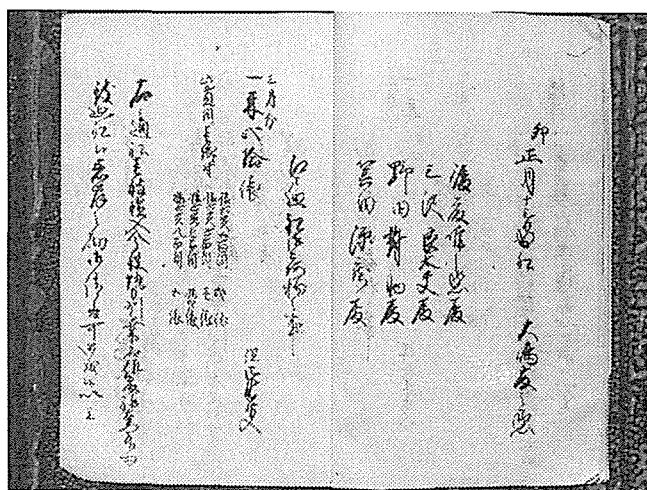
渡船場

人馬や貨物を渡す船場には、常に一・二艘の船が備えられて渡守がその仕事に従事していた。川辺町で大きな渡船場は、椿渡しと吉田渡しがあった。椿渡しは、現在の山川橋の上流にあつて、中川辺村と対岸の福島村を結ぶ渡船場で、二・三艘の渡し船があつた。兩岸に椿の木が茂っていたことから名付けられたが、地域の人々や物資を運ぶ重要な交通の役割を果たしていった。吉田渡しは、現在の飛驒川橋下流から対岸の下麻生を結ぶ渡船場で、左岸から飛驒街道に通ずる重要な交通の要路であつた。

このほか、栃井・下川辺両村から下米田地域へ、下吉田村の尾賀野川入江から上川辺村に通ずる渡しもあつたが、これらは村人が個々に小舟を利用した渡し場に過ぎず、前記の椿渡しと吉田渡しとが、後世まで長く利用されていたのであつた。

運搬物資

日用品の搬出入のほかに白川茶も船送りの便が利用されて、主に北陸方面に積み出されていった。当時茶取引を行った商人の、記録に残っている人員は、下麻生一人、上麻生一人、神測二人などとなつていて、古くから茶販売が手広く行われていたことを物語っている。これら物資の詳細な史料はなく、江戸廻船荷物送り状『川辺町史史料編上巻』によつて、その一部を知ることができる。



江戸廻船荷物目録

江戸回船とは、大嶋氏の江戸屋敷に隨時船便で送った荷物であり、米以外のものを列挙すると次の品物がみられる。

搗麦 ^{つきむぎ}	蕎麦 ^{そば}	大豆	小豆	上茶	栗	塩松茸	塩鮎	用炭
--------------------	------------------	----	----	----	---	-----	----	----

川辺からの荷物は桑名の回船問屋へ送り、それより江戸に回送されて浅草河岸に陸上げされた。受取人の大嶋氏用人が、直接受取りにいったことが記載されている。

四 下麻生綱場

運材と綱場

山から木材を伐り出して需要地まで運び出す作業を総称して運材と呼んだが、飛騨・美濃両国では、江戸時代から川を利用した運材が盛んであった。山中から渡場^{とば}へ木材を運び出すのを山出しといい、渡し場に集めたものを谷川へ入れるのを渡入れといった。そして谷川から大川に出すのを谷出し、大河に浮かべて材木を流すことを川下げという。川下げ木材は、太い藤綱を張り渡した場所で留められ筏に組まれたが、これが綱場であつた。

飛騨の森林をどのように伐材し、どのように搬出して商品ルートに載せるかは、歴代領主の重要な行政となつていた。そして搬出方法として着目されたのが河川の利用であつた。乗鞍連峰に源流を発する阿多野川は、流域に千古の原始林を育んで多くの支流を包含し、豊富な水流となつて飛騨川に注いでいる。この激流に一本一本の木材を流送させ、途中、下原中綱場（益田郡）で改めを受け、さらに下麻生綱場で筏に組まれたが、郡上・苗木両藩の材木もここで筏に組んだ。



乗り下げ図 (運材図会)



谷出し図 (運材図会)

筏は、桧^ひ・曽木^そ・装束木^{まづ}と呼ばれる材を縦横に使用し、藤蔓^{ふじづる}で堅固に組みあげられたが、普通の筏は二間（三・六メートル）の材五〇本（二五〇石）によって組まれた。そして下麻生綱場で二人の乗手によって太田（中山道渡船場）まで乗り下げられ、これより犬山に至ったが、犬山からは筏二枚を繋いで一人乗りで円城寺まで、ここからは三〇四乗の筏材団を構成して、一〇二艘の見送り舟を供に数人が乗り込んだ。乗手は船中で寝起きしながら桑名・白鳥まで流送するのであった。

各中継点では、筏賃と河川使用料を支払ったが、当時木曾川の通

木曾川・飛騨川筋運材商木筏乗賃米表

年代 運材 川筋 区間	寛 永 年 間		寛 政 年 間			
	木曾川筋	飛騨川筋	木 曾 川 筋		飛 騨 川 筋	
	筏乗賃米	同 左	筏乗賃米	上川乗手 雑用2人分	筏乗賃米	上川乗手 雑用2人分
犬山～円城寺	1.2斗	1.8斗	1.4斗	銀6匁	2.50斗	2.4斗
犬山～桑 名	4.6	5.2	5.8	6	8.83	2.4
犬山～白 鳥	7.5	9.5	7.7	6	11.10	2.4

(岐阜県史近世)

行権は尾張藩に握られていて、たとえ幕府領である飛騨からの運材であっても、その支払いを免れることはできなかった。賃米は前表の通りであるが、筏一乗りの川下げ賃（乗飯米）は、御用筏が一斗五升であるのに対し、商人材筏はその三倍以上が普通であった。

飛騨川流材の歴史はいつごろはじまったのか。飛騨一国を手中にした三木氏が、享禄元年（一五二八）川下げの木材に対し、通行税ともいえる役銀を徴収した記録があり、既に、この時代に流木がなされていたことが推察される。その後金森氏の森林行政、幕府の林業政策によって木材の搬出も本格的となったが、搬出の時期は、雨期を過ぎた九月から翌年の三月までとされていた。飛騨木材は、木曾材とともに大きな商品価値を持っていたため、市場での需要は増大し、江戸や京都・大坂方面に運ばれて市販されていた。

飛騨郡代地役人富田礼彦の『運材図会』には、川下げの様子が描かれている。山中で伐採した木材は、渡場に集められて谷川に出される。それより大川に至るまで谷川を流されるが、これを扱う人夫は畜群を追うようにして川を下ってくる。途中岩にひっかかった木材を外したり、綱を渡して集めたりするなど、伐採から綱場までを克明に描写している図会である。

これらの仕事に従事する人夫は熟練した者に限られ、それだけに取締りが厳しかった。特に、宿泊所での行動には多くの制限があつて、問題の起きないよう配慮されている。川下げ村に伝わる心得書には次のような記述がある。

- 一 早朝より仕事に出掛け、日の入りまで働くこと。
- 一 宿で飲酒・口論あるいは不心得の行動があつた者は急度吟味する。
- 一 焚火は仕事場を引き揚げる時刻には一切行わず、火の元は十分に注意すること。

一 仕事場より茶屋や酒屋へ行かないこと、宿から勝手に家へ帰らないこと。などが主なものであるが、人命尊重と火の用心に注意が払われていることがうかがえる。

飛驒川下流の各所には留綱が張り渡されていたが、これらの留綱は、洪水の場合木材が散乱するのを防ぐためのものであった。新津・広島・佐神・大利・名倉の村々に、中継点ともいえる綱場が設けられていたのであった。

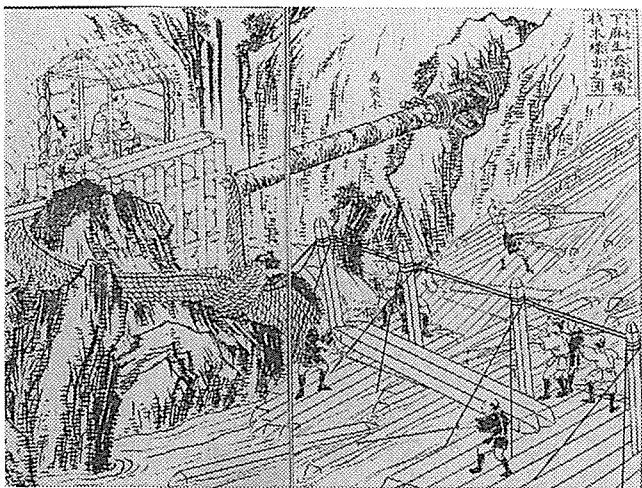
下麻生綱場の留綱には白口藤蔓が使用されたが、これは秋から冬に伐採されたものを、三河方面へ出向して受取り、馬の背によって運び込まれていた。そして四月から五月にかけて綱打ちを行って綱を編んだが、秋に入って飛驒川の水量の定まる時期に綱場に張る作業を行っている。太さ八寸（二四センチ）、長さ五五間（一〇〇メートル）、目方一〇五貫（三九〇キロ）の藤綱を五五本から六五本張る大変な作業であった。そして支柱にも、太さ三寸、長さ四二間、目方一五貫の綱を取付け本綱を支えたが、藤綱は必ずしも毎年取替えたのではなく、隔年あるいは一部を張替えていた。一日普通四五乗の筏が綱場から出されており、木材の量も多量であって、それをつなぎとめる必要から堅固な真藤綱が使用されたのであった。

下麻生綱場が文献上にあらわれているのは、織田信長の朱印状である。

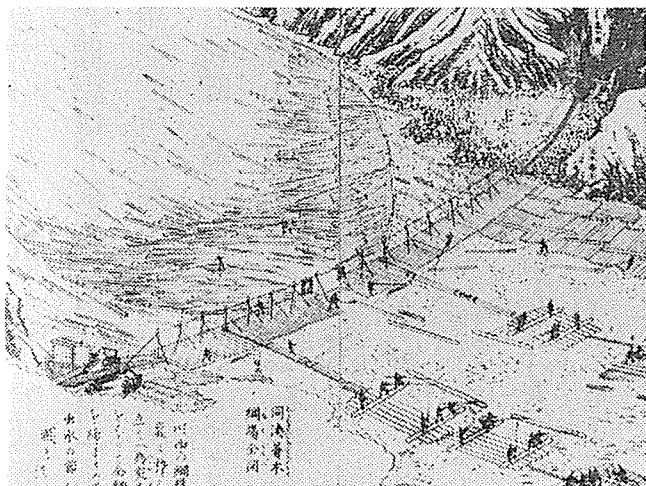
「樽の座方之事、関より東、米田川をさかいに申付候也

仍状如件 永禄十年十二月」

これは下麻生村在住の長谷川三郎兵衛に出された免許状であるが、樽木座の



下麻生綱場（運材図会）



下麻生綱場（運材図会）

利権（独占権）を与えたものである。しかし関ヶ原役後、徳川家康は下麻生村を幕領地としたが、その後尾張藩領の支配下としたため、長谷川家の独占権は代官所支配へと移行することとなった。そのため代償として、新たに問屋職と川役銀取立役を与えたのである。その後業務が増大したのを機に、下麻生村の三人を問屋職に取り立て、水陸貨物の取扱いを分担させている。元和二年（一六一六）の佐藤伝左衛門、寛永一〇年（一六三三）の井戸又右衛門、同一二年（一六三五）の原六左衛門であった。

川並役所 飛騨川上流からの材木に運上を課するため、尾張藩は下麻生村に役所を設置したが、これが川並役所であった。奉行手代と代官手代を各一人置いて管理にあたらせた。

流材にかける川役銀は、税として六本に一本ずつを取り上げていたが、上流の金山役所でも同じ税であったので、飛騨川を下る材木は、三本に一本召し上げられることになっていた。これは川も道路と同様に、天下の公道とする立場からの通関税であったが、召し上げた材木は商人に売り払い、綱場の綱や筏人足の経費などを差引いて上納していた。その後材木上納は代銀に改められて、いわゆる「六分一役銀」となったが、川下げ量がばくдайであったため、運上収入は飛躍的に増大していった。しかし、『濃州徇行記』に“古は材木出し方に付利益ありしが、漸々少なくなり、小前の者共渡世なりがたく”とある。

飛騨は、金森氏所領が元禄五年（一六九二）に幕府領となると、「飛州御材木御用」という葵紋の旗を立てる材木が多くなり、そのため六分一役銀が減少

していった。このため、下麻生役所の役人は常駐する必要がなくなり、その業務を問屋に任せられるようになった。当時の問屋は、前記の岡役問屋伝左衛門・又右衛門・六左衛門のほかに、舟問屋佐治右衛門の四人であった。したがって川並役所も無用化し、尾張藩の役人は盆暮に問屋に勘定にくる程度であった。

筏師 網場は株組織によって運営されていたが、筏師の株は五六株あった。株を持たない者が筏に乗ることは許されなかったが、五六株に所属の筏師は、ほとんど下麻生・下吉田の村民が独占していたのである。

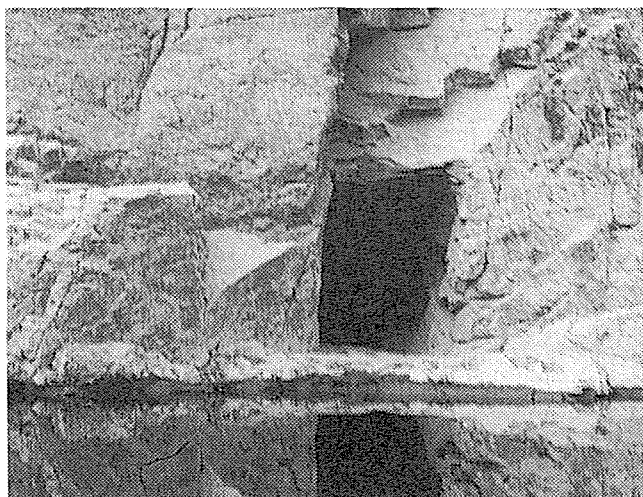
筏組みは専門の人夫がいて、人夫頭の指揮によって組まれ、出来あがると太い綱で繋いで筏師に渡された。筏師は、難所に耐えられるよう補強したが、冬

期は、波しぶきで上部の凍結を防ぐため、砂をまいて滑りに注意した。そして出発は夜明け前の八時半（午前三時）か七つ時（午前四時）であった。月夜は川筋がよく見えたが、曇天や真暗やみの日は、山の綾線や川の波しぶきを頼りに筏を操ったが、煙草などは一切禁じられていた。煙草の火により一瞬方角を失うからであった。

普通二人を一組として筏の前後に乗



下麻生網場（大正時代）



藤 綱 穴 跡

つて川を下ったが、太田渡舟場で降りると持参の朝食をすませ、陸路中山道を梶をかついで下麻生まで歩いて帰った。筏師の中には、鵜沼の清水港まで乗り入れた者もあったが、翌日の準備のため、太田までが一般的であった。賃米は、御用筏が一乗り一斗五升、商民材の筏は、官材に比べて材質が劣り操作が困難なため、三倍以上とされている。当時の一日の飯米からみて、破格の賃金であったが、期間が秋から翌年の春までと限られ、それにかかなりの熟練を要する技術と、危険な重労働からの高賃金となったのである。それに流域には、各所に岩などの暗礁があったが、最も難所といわれたのは、栃井・下川辺・川合・太田杭所などであった。

下麻生の町並 『濃州徇行記』の加茂郡下麻生村の項に、

「此村は、飛驒川の西岸にあり、民戸河に循て建ならび町並也、南北町長四町半ほどあり、上組・下組とわかる、又支村を中麻生と云、本郷より中麻生に至る間民戸道通りに散在す、本郷町並よし、但し商戸は軒を連ねるほどはなし、湊問屋共長屋門など構へ街道筋に建ならべる故町並もよくみゆ、此村は古来より湊に立、飛驒の国又は郡上・苗木領より伐出せる材木皆ここにて筏に搔下し、船も是より下へは往来する也、上は激端多く処々に巖石水中に欹ち、筏・船共に往来する事かたく、材木は一本つつ流れ下しにし、偶平流には渡筏・渡航あるのみ、此湊は川幅広く平流にして材木を留るによき処也、筏乗の株は五十六前あり、船は大廿艘、小十艘あり、是は岡荷物又は炭・薪・葺板・挽板類をあづかり、庭賃をとり又買あつめなどし、最初の船ばかりではなく、小山村又は上古井村の支村河合辺の船もここへ来り船かせぎをす、されば村民農業の外湊かせぎをも専要とし、桴乗・船乗・駄賃もちなどを以て渡世とせり、薪は多く上麻生・神湊より伐出せるを买入運送すると也、然るに古は材木出し方へ付利益ありしが、漸々少くなり、其上飛驒の御用木は寛政四子年より十ヶ年の間御伐出御留になり、小前の者共渡世なりがたく、さながら問屋共

まで産業薄く、門構のみにて内輪は匱乏に及べるとなり、今は久左衛門といへる者此村の豪富にて高も多く持いるとなり」

とあつて、湊によつて成り立っていたことが、この文献により推察できる。また、「下麻生湊町謂書」には、

「この村以前は、皆田畑・山林・藪ばかりにて、人家は飛々にいささか有之のみなり、田地引持主共田畑を町屋敷に潰し迷惑仕、其上人多くになり、川端筋馬道新規に作らせ、道橋ことごとく成就し繁昌に成し、頃は承応元_{壬辰}年時分也」

とあつて、西暦一六五二年ごろより、町並が形成されるようになったと記述してある。また、当時の綱場は竹を編んで綱を作ったとも記録されている。

人口は、慶安四年（一六五二）一〇五二人であつたが、宝暦六年（一七五六）には戸数三三三、人口一二〇二人と増加しているが、文化年間には材木の減少から戸数二四六、人口七九八人となっている。

下麻生村は、最盛期には近世の商家が建ち、村民は農業のほか川湊の労務や筏乗り、船乗りなどの賃金で生活し、材木の需要がぼうだいとなるに及んで、好景氣に見舞われたのであつた。

第一〇節 庶民教育と文化

一 寺子屋と家庭教育

寺子屋教育

庶民の教育は寺子屋や手習師匠によって行われた。寺子屋は、寺僧みずからが師匠となって読み書きを教えるもので、南北朝時代のころからしだいに盛んになっていった。これが一般的になったのは江戸時代後期のことで、流域の村々にもその施設をみないところはなかった。

寺子屋教育の師匠としては、僧侶・医師・村役人などがあり、これら学識者が自宅に生徒を集めて、習字・読み書き・そろばんを教えた。なかでも寺院を教室としたものが最も多かったが、僧侶以外のところへ行く場合でも、寺入りと呼び、寺入りした子供を寺子、教師を手習師匠ともいった。師匠は加茂郡単位にみても、一〇〇人からの人々が実在していて、かなりの人数となっていた。

教本のうち習字は師匠の肉筆を手本として、平仮名・数字・十千十二支を習い、村づくし・国づくし・五言絶句・七言絶句にまで及んでいた。全般的には道徳的色彩の濃いものが使われていたようである。読み本としては、小学・四書・五經・論語から、十八史略・寺子教訓書・実語数などがあって、和歌などを教科とした寺子屋もあった。しかし教本の中心は、よみ・かき・そろばんであった。教え方は、個人あるいは数人を一グループに分けて教えたが、多人数の寺子の場合には十分に目が届かず、幼少の者には兄弟子が代わって教えるなどの方法がとられた。この当時、学習机は各自持参が一般的になっていたようである。

授業時間は、五ツ（午前八時）から七ツ（午後四時）までが普通で、一日六〜七時間の授業であり、席順は決められておらず出席順であった。授業の時期は一定せず、一〇月から三月まで、正月から四月、八月から十二月までとなっていて、いずれも農閑期が選ばれていた。また寺入りは普通七・八歳で、両親が吉日に本人と連れだって師匠のもとを訪れて依頼し、兄弟子たちには菓子などを配った。一村の寺入りの「門人系譜」によれば、この村では、毎年三

人前後の入門があったと記録されている。そして男子は一一一名、女子は二三名からの人員となっていて、かなり多人数の寺子屋であったことを伝えている。

授業料はすべて親の随意であつて、盆と年末に家に応じた金銭や物品を納めた。そのほかに自家製の農作物、節句の時期には餅などを贈つたが、師匠の受ける謝礼は決して多額ではなく、そのみでの生活は不可能であつた。

加茂地方の寺子屋

江戸時代後期から明治初年までの、この地方の寺子屋の所在地・生徒数・教師名は次表の通りであるが、寺院内に開設されていたものが多かった。

(寺子屋一覽表)

所在地	年 代	生徒数	教 師 名
下川辺村	嘉永～安政年間 安政～慶応年間 弘化～慶応年間	一六 一六 二〇	有本歌吉 有本織部 木下官兵衛
栃井村	嘉永～明治初年 嘉永年間	一二 二〇	田原春鶯 矢嶋けい
中川辺村	安政年間 万延～慶応年間 天保～嘉永年間 文久～慶応年間	一二 七 二三 二〇	矢嶋せい 西村才三郎 曹源文生 曹源禪肅
石神村			

上川辺村	嘉永〓万延年間	一五	平岡武助
鹿塩村	安政年間	一二	村岡随法
	安政〓明治初年	二八	金沢祖芳
	天保〓明治年間	一三	若井利兵衛
			木沢伝蔵
福島村	嘉永〓明治年間	二五	長野玄味
	文久〓慶応年間	不明	照光寺
比久見村	嘉永〓慶応年間	不明	龍洞寺
			井上順碩
			大脇武助
下吉田村	文久〓慶応年間	不明	細田庄吉
	文化〓慶応年間		常善寺
下麻生村		一五	長沼周斎
			伊藤雄山
			丹羽作左衛門
太田村	文化〓慶応年間	五五	阿部文左衛門
下古井村	嘉永〓慶応年間	一五	渡辺三郎右衛門

上古井村	嘉永〜慶応年間	一二	山口孫右衛門
山之上村	嘉永〜明治初年	二五	所実言
	慶応〜明治初年	一〇	渋谷一道
川浦村	文久〜慶応年間	不明	酒向清三郎
廿屋村	嘉永〜明治年間	九	後藤宮之助
信友村	安政〜慶応年間	三〇	酒向明道
小山村	安政〜慶応年間	一〇	小沢文盈
西脇村	安政〜慶応年間	二五	光瀧顕崖
和知村	慶応年間	四〇	斎藤諦誠

家庭教育

寺子屋教育のほかに、家庭での教育も重視されていた。村役人の子弟は家業に従事するかたわら、村方文書や村の政治に必要な教育を親から教わって、いつでも跡継ぎのできるよう育てられていた。

女子の場合、男子と一緒に寺子屋へ通うもの、裁縫の師匠宅へ通うもの、家庭で親から、よみ・かき・そろばんを習うものなどがあつたが、寺子屋へ通うものは極めて少なかった。幼少より炊事や子守りに従事しながら、機織りや和裁が重要とされ、主婦としての実務が優先された時代であつた。

女子の寺子屋教育は習字が主体であつたが、そのほか教本としては、読みでは女用文章・女今川・女庭訓・百人一首などの素読があり、ときには茶の湯を教えるところもあつたが、男子に比較して修業年限は短期間となつていた。

二 文学

俳諧

松尾芭蕉の美濃俳壇に与えた影響は、はかり知れないものがあつたが、そのきっかけは貞享元年（一六八四）であつた。この年近江路から美濃に来訪し、大垣に止宿したが、以後四たびこの地を訪れ、俳風を盛んにしていった。それより大垣からは多くの俳人が育つたが、岐阜や関も俳諧の盛んなところであつた。

芭蕉なきあとの美濃俳壇の中心は、蕉門十哲の一人であつた各務支考である。しかし安永九年（一七八〇）に美濃派は分裂して、以哉・再和の二派となつた。以哉は安田以哉坊のことで、以哉派とか雪炊派といわれ、再和は河村再和坊であり、再和派とか北方派といわれた。

『濃飛文教史』によると、元禄・享保年代の美濃俳壇に、川辺出身の俳人として大嶋誘水の名があるが、旗本大嶋氏関係の人物であろう。そのほか川辺関係として宿香・西柳・守拙・柳山・闇吟・昌風の人名があげられているが、いかなる人物か、その詳細は不明である。しかし、阿夫志奈神社・太部神社などに掲額が残っていて、当時、各神社・寺院で句会が開かれたことを物語っている。したがって、美濃俳壇の影響は川辺地方にも浸透し、多くの人的交流が行われていたのである。

狂俳

江戸時代中期以降、狂俳が流行するようになったが、“冠附”^{かんむりつけ}の狂俳である。冠附とは、最初の五音が出題され、これに七五調をつけて一句にまとめる作句である。庶民には難しい俳句に代わって各村で流行し、作句は神社や寺院に奉納されて、その一部が現在も伝わっている。

この狂俳の会は、周辺の村から遠くの村の参会者を得て、開催されるものもあつたが、天保六年（一八三五）の伊

深弘法堂の掲額には、絹丸・加治田・蜂屋・廿屋・川浦・上川辺各村の名前が見られる。

句会以外に、師匠に直接作品を送って添削を依頼する方法もあった。この場合、自分の作品に添削料を添えて評を求めるのであるが、西脇村の作句者が、鹿塩村の師匠に添削を求めた書信が残っている。ちなみに鹿塩村の師匠の宛名は、“御会林雅翌”であり、鹿塩村には、狂俳の結社もあって、明治以降も盛んに例会が開催されたのであった。

川辺の詩歌

江戸時代川辺の在住者で、俳句や狂俳などに趣味を持った人はかなりいたものと思われるが、伝えられる作品が極めて少ないのが実状である。しかし川辺の風景を詠んだ詩歌は幾つかが残っている。

麻生五景詩

碧巖赫壁炊衝空 忽凸忽凹成幾峰

截彼可瞻不可就 高奇以列巨人客

綱場

材筏縱横蔽浪繁 秋余山水異觀存

幾尋繩繫千家富 真個驛川是利源

東濃の道の隅なる麻生まち

五景ありとて人はしらじな

来り見て住ばやとても思ふかな

深山の奥の下麻生の里

この漢詩と短歌は、いずれも下麻生を詠ったもので、作者は地元の住人である。そのほか、川辺に来訪した文人の作品としては次のものがある。

世々ひらけ雪霜つみし木根橋 暉盛子

析井の里の冬のゆたかさ 暉雪庵

暉盛子とは、槐雪楼暉盛子のことで、旗本川辺大嶋氏の第九代義彬のことであり（第二節旗本領参照）、暉雪庵は、義彬の江戸における短歌の師匠である。

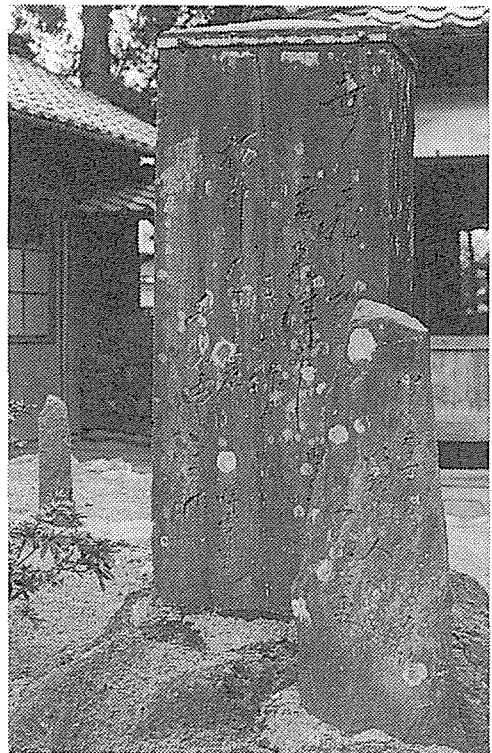
木根橋亦一旧蹟盖由 景行帝之開木曾路時始焉云

里曰析井水曰能田川祠曰天王社社前水之東厓有樹根
数株駢而横进以衝西厓固天造橋架曾不俟人為是所謂
木根橋也今也土人有橋実雄者恐其或陵谷以変謀不朽
於 邦君執事 邦君察之曰為賜国風首句 邦君所師
其聯以成三十一字也実雄大喜遂鏤之于石焉尔 邦君
号暉盛子其師謂誰江戸聞人暉雪庵也

弘化乙巳復月

藤 城

藤城とは村瀬藤城のことで、武儀郡上有知村（美濃市）の豪商十一屋に生まれ、代々庄屋を勤める苗字帯刀の家柄



木之根橋歌碑

であつた。文化八年（一八一二）に浪華へ出て、頼山陽の弟子となつた。彼は弟子のなかで山陽ともつとも親しく、その財政的危機を救うこともしばしばで、日本外史の改編にも協力した。

文政八年（一八二五）故郷に帰り、藤城山居という私塾を開いた。天保年間末には郡上藩に招かれて、藩校で経史を講じたり、犬山藩でも同様の教授を行ったが、仕官はしなかつた。藤城は、前後二〇年の間美濃文壇の中心となつたが、四天王といわれた門下生には、岩村藩の田辺恕停、郡上藩の入山謙受、加納藩の三宅樞台、犬山藩の村瀬太乙がある。

无心（こころなき）といはまじものか木根すら

はしと成ても人わたすなり

田中大秀

田中大秀は、高山町一之町の薬種商の次男として生まれ、享和元年（一八〇一）二五歳で本居宣長の門に入つた。その後大秀の名声は、飛驒のみならず全国的となつて、門に入るものがあつたと絶たなかつたという。この碑文は、高山代官所下川辺役所に秋山太郎輔を訪ねたさい、役所で書いたものである。

薦（すす）ならで土をからむや木根橋 友左坊

友左坊は、美濃以哉派の俳人で本巢郡美江寺の出身である。以哉派第九世として美濃派の重鎮であつたが、山本友左坊として伝えられている。

以上の村瀬藤城・田中大秀・山本友左坊の短歌・俳句は、いずれも木の根橋を詠つたもので、その歌碑は栃井神社境内に建立されて今に伝わっている。

第一一節 宗教と信仰

一 宗教の伸張

寺社統制

世俗ともいふべき権力を持っていた寺院・神社は、戦国時代にはその權威も衰退し続けた。しかし江戸幕府は、新たに諸宗派に共通する寺院法度や、神社の神職管理の大綱を示した諸社称宜神主法度を發布して、寺社統制を推進していった。そのため行政機関として寺社奉行を設けて、寺院・神社の管理にあたらせた。

一方、有力な寺院・神社には、幕府は將軍の判物・朱印状を与えて寺社領の安堵を行ったが、この制度は諸藩・旗本領もこぞって実施していった。これらは寺社領の寄進・保護であつて、財政的な援助の一方策であつた。それとともに、全国に散在する諸宗派の寺院を統制するため、本山・末寺制度を導入するとともに、キリスト教禁止の徹底から、すべての領民の檀家繰り入れを行った。このため、経済的には幕府の保護政策によって安定したが、寺院本来の教義的な使命はなくなつていった。これは神社の神職の場合も同じような統制が取られたのであつた。

諸宗派

美濃は中世以来、仏教の有力な地盤として発達したため、多くの寺院や名僧が輩出した。特に室町時代には、土岐・斎藤両氏の保護を受け、さらに江戸時代に入ってその勢力は伸張し、寺院の創立が美濃の各地に多岐にわたつて行われていった。この地方に関係のある宗派をみてみると次のようになる。

臨済宗 宗派のうちでは妙心寺系が最も著しく、美濃の臨済宗寺院は、妙心寺の末寺が大部分を占めていた。した

がつて加茂地方でも約七〇パーセントが妙心寺派で、圧倒的多数に至っていた。

曹洞宗 元和元年（一六一五）に、江戸幕府によって永平寺・総持寺に法度が下され、以来両寺を紫衣の出世道場として認証が行われた。それより両寺を中心とした末寺関係が成立したが、美濃の曹洞宗寺院は東濃地方が多かった。

真宗 本願寺教団の勢力は美濃地方にも早くから浸透し、いわゆる美濃門徒が各地に隆起している。しかし本願寺が東西に分派すると、末寺門徒の去就は任意とされたが、実際には門末獲得の抗争が美濃でも起こったことは容易に想像できる。両派の寺院数は別表の通りであるが、美濃全体からみれば東本願寺派はるかに多い。しかし加茂郡では、西本願寺派がわずかに上回っているが、ときの領主に影響されての去就であったことであろう。

天台宗 幕府は、天台宗を諸宗のうち最高の地位に置いたが、これは家康・家光が国家鎮護や天下泰平の祈願

宗派別・郡別寺院数

宗派 郡	禪宗			浄土宗		真宗					時宗	日蓮宗	天台宗	真言宗	
	臨濟宗	曹洞宗	黄檗宗	鎮西派	西山派	西派	東派	高田派	仏光寺派	讃門徒派				古義	新義
厚見郡	24	7	1	7	16	34	37					8	5	1	5
各務郡	44	13	8			10	14					1		1	1
羽栗郡	13	1			6	4	38					1			
中島郡	4	4			1		36					1			
海西郡	2	2					27								
石津郡	21	3		9		1	65	1				1			2
多芸郡	7			5		1	59				1	1	3		
不破郡	16	18		9		4	72		1		2	1	3	1	4
安八郡	13	4	1	9	1	14	164	4				6	2		2
池田郡	12	11		3		7	28						1		1
大野郡	16	7		4		42	22	2				8	6	1	3
本巢郡	15	3		1	3	30	11			2		1		4	2
席田郡	4	3				4								2	1
方県郡	32	9	1	2		37	1							5	
山県郡	57	7	2	1	20	10	0					2	7	6	3
武儀郡	91	48	4	1	9	11	5					2	2	7	11
郡上郡	3	5		1		25	59					1	1		
加茂郡	79	16	4		3	9	7					1	2	3	4
可児郡	50	9	1	1		1	3					3	5	3	2
土岐郡	34	10	1				1						1	1	
恵那郡	19	27	1	5		1	3					1			
計	556	207	24	58	59	245	652	7	1	2	3	39	38	35	41

(岐阜県史近世)

所としたことに起因していた。すなわち、天台宗が重んじられたのは、国家鎮護の仏教としての伝統によるものであったが、美濃における同宗は余り勢力の伸張がなく、従来の範囲を維持したに過ぎなかった。

真言宗 美濃の真言宗は、高野山を中心とする古義派と、京都智積院を本山とする新義派があつて、従来の勢力を保持するに過ぎなかった。

浄土宗 徳川氏の保護が厚く、総本山の京都知恩院も優遇された。美濃もこの知恩院の末寺が最も多く、金戒光明寺の末寺がこれに次いでいる。

日蓮宗 この宗派は一時衰微したが、いわゆる中興三師により復活した。美濃における日蓮宗は、京都の妙要寺・妙蓮寺・妙満寺や、同じく京都本国寺・妙覚寺・妙顕寺・妙伝寺と、甲斐身延山久遠寺を本山とする宗派が盛んであった。

神社 加茂地方における神社の変遷をみると、中世時代に栄えた白山信仰は、江戸時代にも根強く残っているが、同じ山岳信仰である御嶽信仰も盛んであった。一方、伊勢神宮の分神である神明社や、武士の崇敬を集めた八幡社も祭られている。そのほか、県社・稲葉社、河川に係のある水神社もあつて、江戸時代に勧請されたものもかなりある。これらの神社を併記するとその数値は次のようになる。

白山社	六	神明社	五	秋葉社	八
県社	四	八幡社	二	水神社	二

これ以外にも、各集落独自の神社が多岐にわたって祭られているのである。

一一 寺院・神社の由来

概要

江戸時代は、神仏習合から社僧が神社を支配した時代で、寺院の勢力が強く、住民はいずれかの寺院に所属して檀家となることを義務付けられていた。しかし、在来の神社信仰も仏教と同じように、民間信仰として生活に浸透し、そのため社寺参詣が盛んとなった時代であった。

川辺町の神社・寺院の代表的なものは、神社一二社、寺院一四寺を数え、それ以外の中小の堂宇を加えると、はるかに多くの神社・寺院が実在していた。しかしそれらを明らかにする記録は散逸して残っていないのが実態である。したがって町内外の記録類からその由来を明記すると次のようになるが、堂宇の中には、江戸時代以前・以後の創建あるいは合併、廃止になったものもある。これらを明治初年までを基準として記載したので、実態とは多少相違している点もある。なお寺院によっては、十分な調査ができず、一部不備な記述もある。

〔寺院関係〕

広林寺 下川辺

寺号を金光山といい真宗大谷派、本尊阿弥陀如来。応永年間（一三九四）の建立、はじめ西方寺（羽島市）の末寺で西本願寺系との説あり、その後一時無住寺となり慶長八年（一六〇三）正月、本願寺第一世教如法子祐玄開基す。

本堂 庫裏 鐘楼門

境内五〇一坪、境外所有地、耕地三反五畝九歩、下川辺字川端ほか。

禅原寺 西栃井

寺号を平田山といい臨済宗妙心寺派、本尊聖觀世音菩薩、脇立地藏尊。文祿三年（一五九四）土岐美濃守の末孫土岐又六の建立で、菟山玄易を開山とす。

本堂 庫裏 鐘樓 門 地藏堂 土蔵

境内六三〇坪、境外所有地、耕地二町五畝一七歩、西枋井字下栗木ほか、藪二反一畝九歩、字大久子、林二反五畝一四歩、字大久子、宅地一反二畝歩、字梅原ほか。

本尊聖觀世音は、川辺領主大嶋甲斐守が長崎に赴いたさい持ち帰り、当寺に奉安せしもので、南京蘇州府藩世舜の彫刻との由緒書あり。地藏尊は宝暦四年（一七五四）矢嶋八兵衛の寄進で、堂宇は天保九年（一八三八）一〇月の建立。

養瑞寺 中川辺

寺号を大林山といい真宗大谷派、本尊阿弥陀如来。西国大名の武將水野監物、法名西願が本願寺第九世法主実如の弟子となり、濃州厚見郡中島村に堂宇を創立す。その後川辺に移住して開基、大永三年（一五三三）十一月のことで、そのさい旧臣遠藤・加藤・佐伯・西垣・小沢各氏も帶同す。

本堂 庫裏 冠木門 裏門

境内四三二坪、境外所有地、耕地一反八畝二七歩、中川辺南竹之内ほか、藪二畝三歩、中井下。

天保八年（一八三七）の大暴風により堂宇倒壊、旧梵鐘は、明治二六年四月、飛騨川北岸の弁才天山林中で鑄造したもの。家系の中で第七代住職の母おつぎは、初代大嶋光政の孫源蔵の娘である。享保二二年（一七二七）正月死去。

妙雲寺 中川辺

寺号を大円山といい本門法華宗、本尊題目宝塔多宝如来釈迦牟尼仏。天文六年（一五三七）のころ、妙蓮寺第一世日解創建す。当初は上川辺村天徳屋敷地内にあったが、慶長一六年（一六一一）八月大嶋光政の勧請により日秀現在地に移転、以来菩提寺となる。

本堂 玄関 庫裏 鐘樓門 裏門

ほかに仏堂五宇

千体釈迦堂 本尊釈迦如来

三十番神堂 本尊三十番神

妙見堂 本尊妙見大菩薩

位牌堂 領主大嶋氏

稲荷堂 伏見稲荷分身

境内六〇一坪、境外所有地、耕地四反三畝二二歩、中川辺字稲荷前ほか、林五反六畝二七歩、字稲荷前ほか、野一畝六歩、字稲荷前、耕地三反二畝二三歩、中川辺字太田ほか、宅地一六歩、字川屋。

創建時の上川辺村地内における寺跡は明らかでないが、鵜飼地区社宮地の旧道小川にかかる橋付近に、題目の石碑があつてこれが寺跡と伝えられる。あるいは中組の個人宅（白村金八氏）がその跡であるともいわれている。自徳庵の名称。

曹源寺 石神

寺号を長江山といい臨済宗妙心寺派、本尊釈迦如来。永禄三年（一五六〇）花岳祖春の創建にして、後に夬雪を請

して開山とす。当寺は石神村字石戸にあったが、明治二四年（一八九二）の濃尾震災にあつて同三七年一月現在地に移転す。

本堂 庫裏 鐘楼 長家 土蔵 表門 裏門

ほかに仏堂二字

観音堂 本尊観世音

明治七年（一八七四）三月一五日当村大悲庵廃寺となり、温泉寺も同年廃寺のため、いずれも本尊をこの堂宇に移転す。

地藏堂 本尊地藏尊

一四世義堅の代の安永五年（一七七六）八月創立。

境内九〇五坪、境外所有地、耕地一町二反一畝二二歩、石神字石戸ほか、山林九反七畝二二歩、字岩越ほか、宅地一反九畝一六歩、字城ほか。

本覚寺 上川辺

寺号を福寿山といい臨済宗妙心寺派、本尊十一面観世音菩薩。安永年中（一七七二）開祖義玄小庵を建て、これを本覚庵と称したが、天明年中（一七八一）に本覚寺と改称す。その後荒廃に及ぶも再興して独尊の尼寺とした。

本堂 庫裏 観音堂

観音堂は、本尊を滝尾山尼寺より明治八年に移転したもの。

境内二二三坪、境外所有地、耕地四反九畝二七歩、上川辺字平前ほか、山林一町一反五畝二四歩、同地内ほか、藪

一反二三歩、同地内ほか。

金昌寺 上川辺

寺号を桂久山といい臨済宗妙心寺派、本尊十一面觀世音菩薩。慶長初年（一五九六）武市半右衛門両親の菩提を弔うため、龍福寺（富加町加治田）の住職に帰依し、そのとき寺地を寄付したのをもって創立としている。

本堂 庫裏

ほかに仏堂二字

地藏堂 本尊地藏尊

安政五年（一八五八）三月の創立、当初周囲に池をめぐらしてこれを近江八景に凝して造られていた。

弘法堂 本尊弘法大師 閻魔王 十大王

大正一三年の創立であるが往時境内に閻魔堂あり、これを弘法大師とともに奉安したもの。

境内三三八坪、境外所有地、耕地八反三畝、上川辺字寺前ほか、山林原野二町一反一畝八歩、字前平ほか。

長昌寺 鹿塩

月桂山といい臨済宗妙心寺派、本尊釈迦如来。創立の年月明らかでないが寛文元年（一六六一）再建す。

本堂 庫裏

ほかに弘法堂あり、本尊 弘法大師

境内三八九坪、山林一町一反八畝、鹿塩地内

善教寺 比久見

寺号を戸斤山といい真宗本願寺派、本尊阿弥陀如来。往時は天台宗にして阿闍梨善教の開基、はじめ八百津との境界北山（小原谷）にあったが、間もなく今の地に移る。慶長二年（一五九七）九月永玄が中興開基となるや、以後西本願寺派となる。永玄とは、大和国の人で所丹後守善実と称した武人であった。

本堂 庫裏

境内六一〇坪、境外所有地、耕地五反七畝六歩、比久見字迫間ほか、山林原野四反一〇歩、字藤ノ木ほか。

妙楽寺 比久見

寺号を法昌山といい臨済宗妙心寺派、本尊聖観世音菩薩。天正元年（一五七三）瑞林寺（美濃加茂市蜂屋）の末寺として開基、元和・元禄年代に二度の火災から、享保元年（一七一六）九月今の地に再建す。米田城主肥田玄蕃よりの寄進地、豊臣秀吉からの除地、あるいは尾張徳川氏からも除地証文授与さる。

本堂 庫裏 鐘樓門 長屋 土蔵

昭堂 本尊 夢窓国師

境内一〇六八坪、境外所有地、宅地三畝二五歩、比久見字広畑、耕地六反七畝二〇歩、字榎木戸ほか、山林八町八反八畝九歩、字月ヶ洞ほか。

龍洞寺 比久見

寺号を虎丘山といい臨済宗妙心寺派、本尊釈迦如来・地藏菩薩。文禄元年（一五九二）正月清泰寺（美濃市）の末寺として開基、また米田城主肥田氏の菩提寺として、天文年中（一五三二）の草創とも伝えられる。天明元年（一七八一）尾張名古屋出来町徳源寺住職、前記清泰寺より譲り受け当地に再建す。

本堂 庫裏

境内一一〇九坪、境外所有地、耕地五反四畝二四歩、比久見字八反田ほか、山林五町四反二畝二五歩、字東山ほか。
常善寺 下吉田

寺号を慶用山といい臨濟宗妙心寺派、本尊聖觀世音菩薩。創立年不詳なれども同地内字栗林にありしころ、天正年間（一五七三）に火災あり、それより妙楽寺により、慶長五年（一六〇〇）今の地に再建された。

本堂 庫裏

境内一九八坪、境外所有地、耕地一町一反三畝三歩、下吉田字田尻ほか、山林一町七畝二四歩、字尾賀野ほか、藪七畝二二歩、字栗林。

臨川寺 下麻生

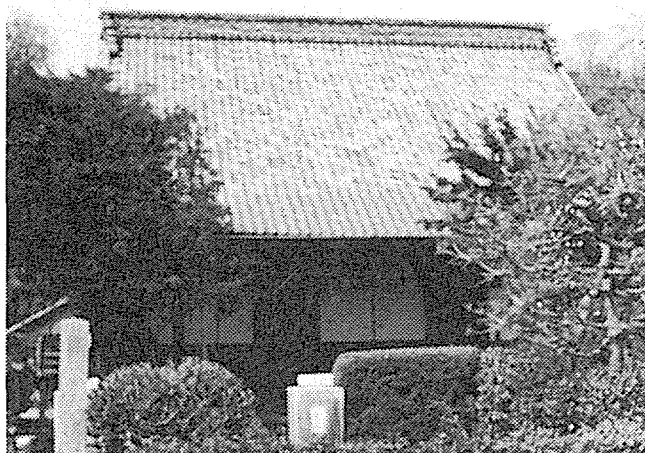
寺号を龍雲山といい臨濟宗妙心寺派、本尊釈迦牟尼仏。創立は長祿年間（一四五七）のことで、寺町に普門庵を建立したのがはじまり。その後荒廃したが、寛永年間（一六二四）愚堂国師がこの小庵を綱本道上に移し、臨川寺と改称す。

本堂 庫裏 鐘樓 書院

境内八一二坪、境外所有地一町三反九畝歩、字下麻生地内ほか。

大雄寺 下麻生

寺号を大智山（旧英法山）といい臨濟宗妙心寺派、本尊延命地藏尊。天正年間（一五七三）には大雄洞にあり、開基は以安と伝う、寛永元年（一六二四）雪叟今の地に移す。



広 林 寺



禪 原 寺

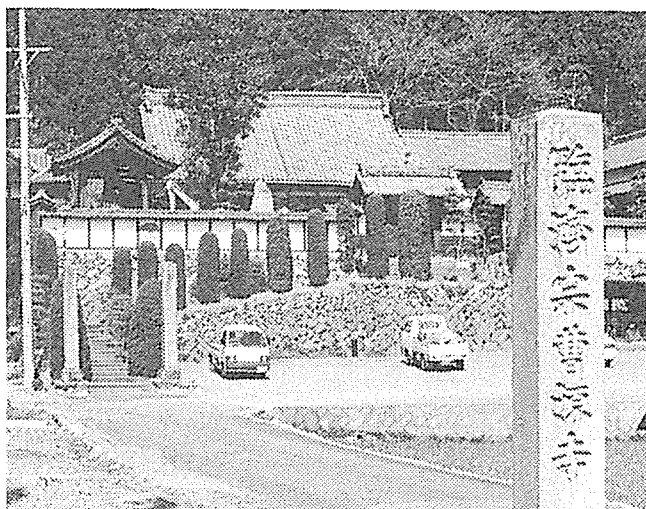


養 瑞 寺

本堂 庫裏 土蔵
ほかに薬師堂 本尊薬師如来
境内六七四坪、境外所有地、耕地一二坪、山林三町五反歩
下麻生地内ほか。



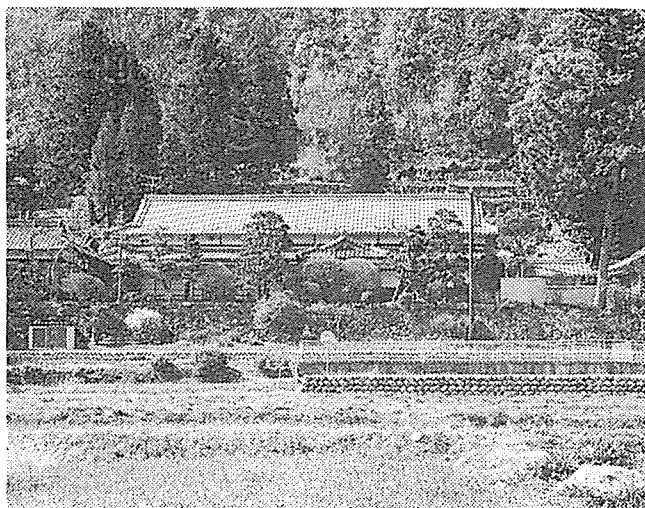
妙雲寺



曹源寺



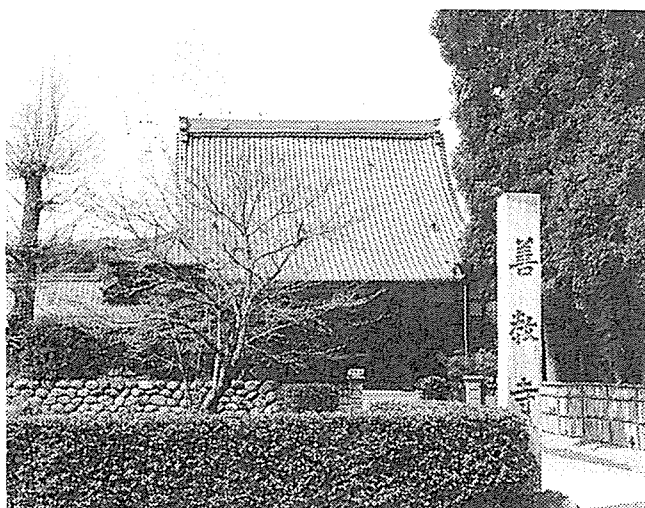
本覚寺



金昌寺



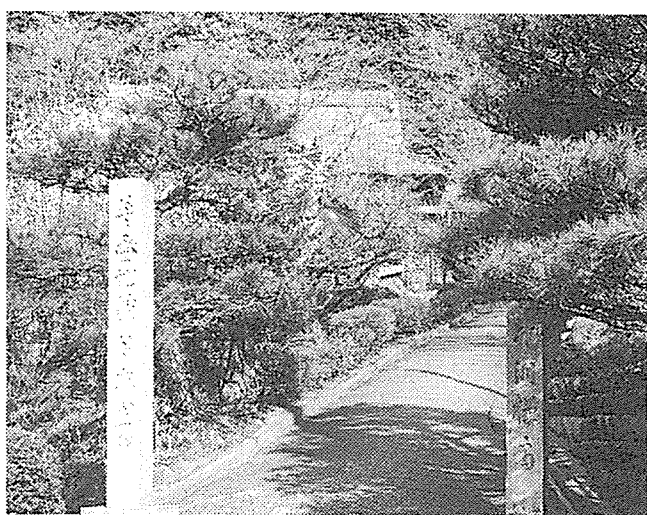
長昌寺



善教寺



妙樂寺



龍洞寺



常善寺

中小寺院の中には、小堂宇となっているもの、合併したもの、廃止あるいはその所在が明らかでないものもかなりあるが、これを記録から各區別に分類すると次のようになる。

(下川辺)

岩屋観音堂 森山岩屋観音ともいわれる長さ八間、奥行二間、高さ九尺の岩穴にある観音。

地藏堂 字洗井、地藏菩薩。創立年月不詳、天保五年(一八三四)三月再建。

このほかに庚申堂・薬師堂。

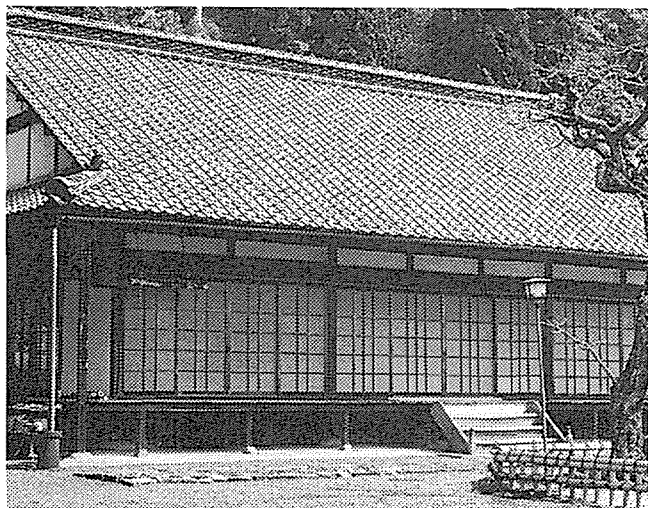
(西栃井)

辻堂 字茶屋野、薬師如来。往古は大慶寺という所にあったが、大慶寺は現在は地名となっていて、中世時代の寺院跡である。

(中川辺)



臨 川 寺



大 雄 寺

東光寺 水月山の寺号、字浦町、薬師如来。創立年月不詳、廃寺の年代も明らかでないが禅原寺の末寺であった。

毘沙門堂 字城山、毘沙門天。由緒・創立年月不詳なれども、甲冑をまとった守護神であることから、八坂山城の城主が中世年代に創建したものである。

薬師堂・観音堂 字天神東、薬師如来（水手）ほか。以前は東光寺にあったが、大嶋左太夫（光政の長子、大坂の陣で討死）が太部古天神社境内に移す。さらに明治初年の神仏分離により現在地に祭る。

大師堂・庚申堂 太部古天神社境内左側に堂宇あり、弘法大師・庚申像を祭っていたが、明治初年大北の弘法堂に移す。

弘法堂 字大北、釈迦如来・弘法大師。江戸時代には大洞溜池の傍らに釈迦堂があつたが現在地に移す。また、大洞一の池の工事のさい池底より釈迦如来を発掘、これを弘法堂に納めようとしたが、大き過ぎたため下半部を切断して安置したという。

そのほかに宝蔵院（宝蔵寺）が明治五年に廃寺となっている。

（石神）

温泉寺・大悲庵・庚申堂 神仏分離により明治七年三月移転あるいは廃寺となっている。
（上川辺）



毘沙門堂

普門院 字山手、聖観世音、明和元年（一七六四）創建。当初普門庵、昭和一七年（一九四二）三月改称。

薬師堂 字田中、医王山田中院といい薬師如来（行基作との伝承）・日光・月光菩薩・不動明王など。明治八年ごろ金昌寺に合併、その後悪病流行のため明治一七年、田中区民が堂宇を再建して祭る。

そのほかに龍雲寺・地藏堂（神坂）・観音堂・庚申堂があったが、明治初年いずれも廃寺・移転となっている。

（鹿塩）

薬師庵 字栃洞、天竜山宝珠寺、薬師如来・地藏尊など。永正元年（一五〇四）創建。明治初年廃寺となるも同一年堂宇再興す。

そのほかに寿命寺・大日如来堂・観音堂・薬師堂・釈迦堂・地藏堂などがあり、廃寺・合併・現存などとなっている。

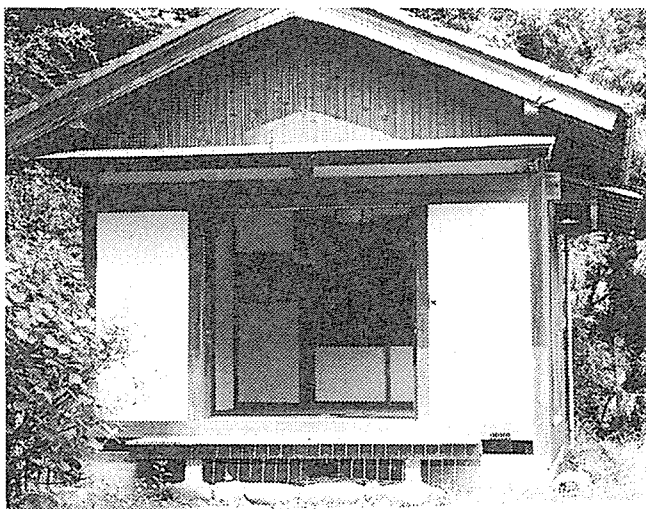
（下飯田）

弘法堂 字黒衛洞、字松葉、いずれも弘法大師像。このうち黒衛洞の弘法堂は、以前梶貝戸にあったのを昭和一〇年三月現在地に堂宇を移転したもの。

（福島）

石田堂 字矢野、聖観世音・薬師如来。村内の観音堂（下向）・薬師堂

（段）の両堂を合併、明治二九年（一九九六）九月石田堂と改称す。しかし届出不備から、昭和一六年（一九四二）一〇月に明細帳を石田堂とはじめて訂正される。



弘法堂（下飯田）

そのほか中世年代の寺院として、永福寺あるいは松泉寺の寺院名が伝えられている。（第七節武士の世代参照）
（比久見）

生蓮寺 字榎木戸、水月場といい真言宗、十一面観世音菩薩。天正一二年（一五八四）の開基にして西国二八番札所。僧俊教夢告により、鏡ヶ池の大桑樹の下から観音仏を発掘、開基したと伝えられ、故に桑木観音と称す。境内三三三坪、弘法堂一字あり。

薬師堂 字中屋敷、薬師如来。昭和九年（一九三四）九月の暴風雨により倒壊、翌一〇年四月再建。

観音堂 字堀端 聖観世音。

庚申堂 字北垣外、青面金剛。

（下吉田）

虚空蔵堂 字清水平、虚空蔵菩薩。美濃三虚空蔵の一つとして当初は星神社の奥の院とし祭られていた。その後神仏分離により放置されていたが、明治三十一年（一八九六）に現在の地に移し、三重塔を再建するとともに、不動明王を安置した。

薬師堂 字和泉・薬師如来。

庚申堂 二堂ありいずれも青面金剛。

（下麻生）

俳原観音堂 字大貝戸、俳原山観音寺といい十一面観世音ほか。創建は天



虚空蔵堂（下吉田）

慶年間（九三八）ともいわれ、壮大な七堂伽藍があったと伝えられる。この付近広き原野から、俳原あるいは兵火により焼失したため灰原とも名付けられた。

麻生寺 字上町、水月山といい西国二七番札所、如意輪観世音。天正一〇年（一五八二）九月再建との記録がある。

真蔵院 字上町 天台宗寺門派、永正二年（一五〇五）創建。

常主院 字大貝戸 天台宗寺門派、暦応二年（一三三九）創建。

以上の二院は、当時俳原観音や麻生寺と競合した寺院であった。

そのほか、長橋観音（湊町）、弁財天（大牧）などがある。

〔神社関係〕

八幡神社 下川辺

一 祭神 応神天皇

一 由緒 勧請年紀不詳、享保一九年（一七三四）一二月再建の棟札あり。

一 本殿 拝殿

一 境内 二九三坪

一 境内神社 九社

秋葉神社

祭神 軻遇槌命

由緒 勧請年紀不詳、天明五年（一七八五）八月建立の棟札あり。



俳原観音堂（下麻生）

社殿

稻荷神社

祭神 宇迦之御魂命

由緒 勧請年紀不詳、安永八年（一七七九）五月建立の棟札あり。

社殿

市杵嶋神社

祭神 巖島比咩命

由緒 勧請年紀不詳、弘化五年（一八四八）正月再建の棟札あり。

社殿

稻荷神社

祭神 宇迦之御魂命

由緒 勧請年紀不詳

社殿

山神神社

祭神 大山祇命

由緒 文政六年（一八二三）三月建立

石建

山神神社

祭神 大山祇命

由緒 文政六年（一八二三）一〇月建立

石建

山神神社（三社）

祭神 大山祇命

由緒 勧請年紀不詳

石建

創建年不明であるが、祭神が応神天皇で朝鮮帰化人の崇拜した天皇であり、帰化人の当地方への移住から考えると、室町時代（一三三―）に創建されたものと推定できる。元禄一〇年（一六九七）作の陶磁器製の狛犬一対があり、寛保二年（一七四二）奉納の武者人物額がある。

栃井神社 西栃井

一 祭神 須佐之男命

一 由緒 勧請年紀不詳、享保一三年（一七二八）再建の棟札あり。

一 本殿 拝殿 祭文殿

一 境内 一五五坪

一 境内神社 一三社

秋葉神社

祭神 軻遇槌命

由緒 勧請年紀不詳

社殿

白山神社

祭神 伊邪那岐命 合祀伊邪那美命 菊理比咩命

由緒 創立年月不詳

社殿

稻荷神社

祭神 宇迦之御魂命

由緒 勧請年紀不詳、安永六年（一七七七）建立の棟札あり。

社殿

金毘羅神社

祭神 大己貴神 合祀崇徳天皇

由緒 勧請年紀不詳、天保六年（一八三五）建立の棟札あり。

社殿

富士神社

祭神 木花咲耶比売命

由緒 勧請年紀不詳

社殿

山神神社

祭神 大山祇命

由緒 勧請年紀不詳、享保一六年（一七三二）建立の棟札あり。

社殿

山神神社

祭神 大山祇命

由緒 勧請年紀不詳、字竹林に鎮座、明治五年（一八七二）八月遷座し末社とす。

石建

山神神社

祭神 大山祇命

由緒 勧請年紀不詳、字水海道に鎮座、明治五年（一八七二）八月遷座し末社とす。

石建

山神神社

祭神 大山祇命

由緒 勧請年紀不詳、字平井に鎮座、明治五年（一八七二）八月遷座し末社とす。

石建 自然石

山神神社

祭神 大山祇命

由緒 勧請年紀不詳、字松原に鎮座、明治五年（一八七二）八月遷座し末社とす。

石建 自然石

山神神社

祭神 大山祇命

由緒 勧請年紀不詳、字椎木に鎮座、明治五年（一八七二）八月遷座し末社とす。

石建 自然石

山神神社

祭神 大山祇命

由緒 勧請年紀不詳、字大久子に鎮座、明治五年（一八七二）八月遷座し末社とす。

石建 自然石

山神神社

祭神 大山祇命

由緒 勧請年紀不詳、字広瀬に鎮座、明治五年（一八七二）八月遷座し末社とす。

石建 自然石

村落成立の経緯から江戸時代初期の創建と推定できる。特に木の根橋を訪れる文人が多かった。

太部古天神社 中川辺

一 祭神 古天神 菅原道真

一 由緒 史料編上巻掲載以外に次の由緒がある。

社伝によれば祭神は少彦名神といわれ神像一柱あり、腰下は朽ちて詳らかならず、社号は古来天神と称す、後世菅原道真公を相殿に祭りその神像を納める、そして古像の神を古天神と称す。

一 本殿 舞殿 拝殿 祭文殿

一 境内 九六一坪

一 境内神社 七社

長屋神社

祭神 須佐之男命

由緒 勧請年紀不詳、慶長一二年（一六〇七）四月建立の棟札あり。

津島神社

祭神 須佐之男命

由緒 勧請年紀不詳、慶長一六年（一六一二）五月建立の棟札あり。

祠

蛇毒神社

祭神 櫛名田比売神

由緒 勧請年紀不詳、慶長一二年（一六〇七）四月建立の棟札あり。

祠

神明神社

祭神 天照大御神

由緒 勧請年紀不詳、正徳三年（一七一三）四月葺替の棟札あり。

祠

山神神社

祭神 大山祇命

由緒 勧請年紀不詳

石建

稻荷神社

祭神 宇迦之御魂命

由緒 勧請年紀不詳、当社は城裏（現農協内）にあつたもの、元文二年（一七三七）二月建立の棟札あり。

本殿

猿田彦神社

祭神 猿田彦大神

由緒 勧請年紀不詳、当社は本丸地内にあり、明治七年（一八七四）三月再建す。

本殿

これ以外にも、牛頭天王・射徳天王などの記録もある。

太部古天神社の創建由来は明らかでないが、太部（古代の支配者太部氏）の名称より、奈良時代に創建されたものと推定される。慶長一二年（一六〇七）大嶋光政により菅原道真公を合祀す。祭礼のさいの山車二台うち、西車は須佐之男命の八岐大蛇を退治した像、東車は新田義貞の稲村ヶ崎での太刀投入の像があつたが現存しない。延徳二年（一四九〇）の獅子頭があり、そのほか元禄期の狛犬、文久三年（一八六三）奉納の絵馬がある。

白山神社 石神

一 祭神 伊邪那岐命 合祀伊邪那美命 菊理比咩命

一 由緒 勧請年紀不詳、天明五年（一七八五）十一月再建の棟札あり。

一 本殿 拝殿

一 境内 二一八坪

一 境内神社 三社

稻荷神社

祭神 宇迦之御魂命

由緒 勧請年紀不詳、安永九年（一七八〇）二月建立の棟札あり。

祠

石神神社

祭神 不詳、布都御魂命とも伝えられる。

由緒 古来より石神社として古き御神といわれている。

石建 自然石

山神神社

祭神 大山祇命

由緒 勧請年紀不詳

石建 自然石

白山信仰の分神として建立されたもので、室町時代（二三三―）の創建と推定される。

神明神社 石神

一 祭神 天照大御神

一 由緒 勧請年紀不詳、安政六年（一八五九）八月再建の棟札あり。

一 本殿 拝殿

一 境内 四八五坪

一 境内神社 三社

神武天皇神社

祭神 神日本磐余彦命

由緒 勧請年紀不詳、明治四年建立の棟札あり。
祠

金毘羅神社

祭神 大己貴命 合祀崇徳天皇

由緒 勧請年紀不詳

祠

山神神社

祭神 大山祇命

由緒 勧請年紀不詳

石建

伊勢神宮の分神として建立したもので、江戸時代初期（一六〇〇）の創建と推定される。

阿夫志奈神社 上川辺

一 祭神 伊邪那岐命 伊邪那美命 須佐之男命

一 由緒 史料編上巻掲載以外に次の由緒がある。

旧号を芳賀天王と称す、拝殿の掲額に永正六年（一五〇九）正月再建と記せり、社号当初宇夫須奈（産土神）なるも、宇は阿、須は志となる。神像として木像男女神各一柱、三野国本巢国造之祖とある古額一面、

美濃国式内神社順拝表一幅がある。

一 本殿 拝殿 神籬門

一 境内 二〇五〇坪

一 境内神社 一一社

大須称神社

祭神 大須称比売命

由緒 飛驒国司姉小路基綱文亀二年（一三〇二）寄進、神体は飛驒内匠頭、位山の樹木を以て作るとあり。
社殿

乙姫神社 八坂乙姫命 豊玉姫命

由緒 景行天皇美濃国可児郡久々利里に行幸、そのさい八坂入彦命の娘姉妹を寵愛し皇后に迎えんとしたが、妹の乙姫はこれを嫌ってこの地に逃れたという。婦人病の神として祭る。

社殿

和田住神社

祭神 鷺鷥草葺不合尊

由緒 元文五年（一七四〇）諸国大干ばつあり、上川辺・石神・鹿塩三村葛谷天を迎えるに大雨あり故に社を建立す。

社殿

唐武神社

祭神 日本武尊

由緒 天文三年（一五三四）諸国疫病流行、病退散のため建立す。
社殿

愛宕神社

祭神 軻遇槌命

由緒 慶長一五年（一六一〇）村に度々火災あり、火防祈願のため建立す。
社殿

東照神社

祭神 徳川家康

由緒 当初は高山代官所上川辺役所内に祭られていたが、役所が下川辺村へ移転のため境内に遷宮したもの。
社殿

八幡神社

祭神 応神天皇

由緒 元龜三年（一五七二）建立す。
社殿

金毘羅神社

祭神 大己貴命 合祀崇徳天皇

由緒 文化一三年（一八一六）建立す。

社殿

山形神社

祭神 大己貴命

由緒 承応二年（一六五三）山県郡三輪大明神をこの地に移し、石原氏の氏神として崇め山形神社という。

社殿

神明神社

祭神 天照大御神

由緒 宝永二年（一七〇五）建立す。

社殿

稻荷神社

祭神 保食神

由緒 寛政二年（一七九〇）建立す。

社殿

嵯峨天皇の弘仁二年（八一八）全国に疫病流行し、平癒のため建立されたと伝えられるが、建仁二年（一二〇二）の本殿再建は、二階堂山城守の手になるもの。天文元年（一五三二）作の獅子頭、宝暦一二年（一七六二）奉納の絵

馬がある。

春日神社 鹿塩

一 祭神 武甕槌命 天児屋根命 斎主神 比売神

一 由緒 勧請年紀不詳なれども、大和の春日神社分神の勧請であり、鹿塩に逃れた武士団の守護神として祭られたとも考えられる。寛永二年（一六四四）本殿再建の棟札あり、また県社を合わせて祭る。

一 本殿 拝殿

一 境内 一四六〇坪

一 境内神社 三社

神明神社

祭神 天照大御神

由緒 勧請年紀不詳

社殿

津島神社

祭神 須佐之男命

由緒 勧請年紀不詳

社殿

猿田彦神社

祭神 猿田彦大神

由緒 勧請年紀不詳

社殿

春日神社の名称は鹿塩の語源となったと推定されるが（第四節一参照）、所蔵品としては元禄一〇年（一六九七）作の陶磁器製の狛犬二対がある。

天満神社 下飯田

一 祭神 菅原道真

一 由緒 勧請年紀不詳、文化四年（一八〇七）葺替の棟札あり。

一 本殿 拝殿 幣殿

一 境内 二一九坪・

一 境内神社 四社

秋葉神社

祭神 軻遇槌命

由緒 勧請年紀不詳

祠

県神社

祭神 彦坐命

由緒 勧請年紀不詳

祠

金毘羅神社

祭神 大己貴神 合祀崇徳天皇

由緒 勧請年紀不詳

祠

山神神社

祭神 大山祇命

由緒 勧請年紀不詳

祠

村落が形成された経緯から推定すると、少なくとも江戸時代初期（一六〇〇）には創建された神社と考えられる。

加茂神社 福島

一 祭神 鴨別雷神

一 由緒 創立年月不詳なれども、当社は山城国加茂神社を形取り祭神を祭る、故にこの山を加茂山と称し以来米田郷の中心地となる。参詣人少なからず天正三年（一五七五）二月葺替の棟札あり。

一 本社 拝殿 幣殿

一 境内 六五四坪

一 境内神社 二社

御鋤神社

祭神 豊受比売命

由緒 勧請年紀不詳、延享三年（一七四六）六月建立の棟札あり。

祠

十二社

祭神 櫛御氣野命

由緒 延宝六年（一六七八）三月創立の棟札あり。

祠

美濃国神名帳にある若雷明神が加茂神社とされているが（第四節二参照）、大正一〇年九月火災のため再建された。

太部神社 比久見

一 祭神 国常立之尊 高皇産霊神 神皇産霊神

一 由緒 史料編上巻掲載以外に次の由緒がある。

古来より式内太部神社と伝えられ、他国にまで聞こえていたが、数度の火災により記録類散逸し、明治維新後当分の間産霊神社と称すよう指示あり、これは太部古天神社（中川辺）との系譜争いによるもので、係争後昭和二年（一九二七）一二月一七日付で太部神社の名称となる。

一 本殿 拝殿 幣殿

一 境内 四三二坪

一 境内神社 五社

八幡神社

祭神 応神天皇

由緒 勧請年紀不詳、寛永四年（一六二七）十一月建立の棟札あり。

祠

神明神社

祭神 天照大御神

由緒 勧請年紀不詳、明暦二年（一六五六）二月再建の棟札あり。

祠

秋葉神社

祭神 軻遇槌命

由緒 勧請年紀不詳、寛延二年（一七四九）正月建立の棟札あり。

祠

南宮神社

祭神 金山彦命

由緒 勧請年紀不詳、安永三年（一七七四）一〇月建立の棟札あり。
祠

稻荷神社

祭神 宇迦之御魂命

由緒 勧請年紀不詳、文政九年（一八二六）正月再建の棟札あり。
祠

古代に屯倉あり、公田の設置から太部Ⅱ田部Ⅱ田畑との説もある。江戸時代には二台の山車が引かれていたが現在は伝わっていない。天正元年（一五七三）の棟札、正徳三年（一七二三）作の瓦製の狛犬一対がある。

星神社 下吉田

一 祭神 不詳、あるいは香々背男命との伝承あり。

一 由緒 以前は星の字の音をもって保志乃神社と称し、祭神は星権現天御中主との伝承がある。万治元年（一六五八）一〇月建立との棟札あり。

一 本殿 祭文殿

一 境内 一三〇五坪

一 境内神社 三社

天満神社

祭神 菅原道真

由緒 勧請年紀不詳、正徳五年（一七一五）八月創建の棟札あり。

祠

村上神社

祭神 天照大御神

由緒 勧請年紀不詳、正徳五年（一七一五）八月再興の棟札あり。（焼失のため合併）

祠

御鋤神社

祭神 豊受比売命

由緒 勧請年紀不詳、文政一〇年（一八二七）一〇月創建の棟札あり。

石建 自然石

当初は天体を祭った珍しい神社であったが、明治四五年四月一〇日火災のため焼失す。

県神社 下麻生

一 祭神 天津彦火瓊々杵命 神日本磐余彦命

一 由緒 勧請縁起によれば、この地方に災害・疫病が流行したため、尾張国大県神社より勧請したとあり、永禄八年（一五六五）九月のこと、あるいは天津日高彦・彦坐命とも伝えられている。

一 本殿 拝殿

一 境内 八一三坪

一 境内神社 四社

天満神社

祭神 菅原道真

由緒 勧請年紀不詳

祠

星野神社

祭神 星権現天御中主

由緒 勧請年紀不詳

祠

若宮神社

祭神 不詳なれども仁徳天皇とも伝えられる。

由緒 勧請年紀不詳

祠

日吉神社

祭神 大己貴命

由緒 勧請年紀不詳

祠

加茂駅設置の関係から、奈良時代（七一〇）には県大明神が祭られていたものと推定されるが、山岳信仰の名残をとどめる神社である。

神社は、移転・合併などにより経緯が明らかでないものもあるが、これらを記録から各區別に分類すると次のようになる。なお祭神の明らかなものは省略した。

（下川辺）

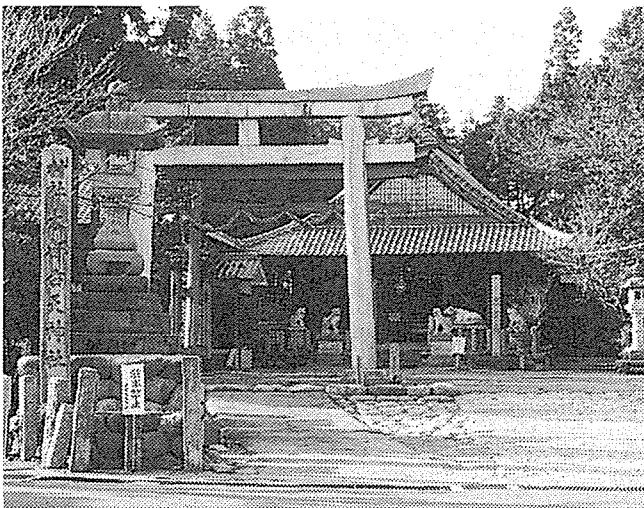
白山神社 元禄十一年（一六九八）本社建立の棟札あり、境内二六七坪



八幡神社



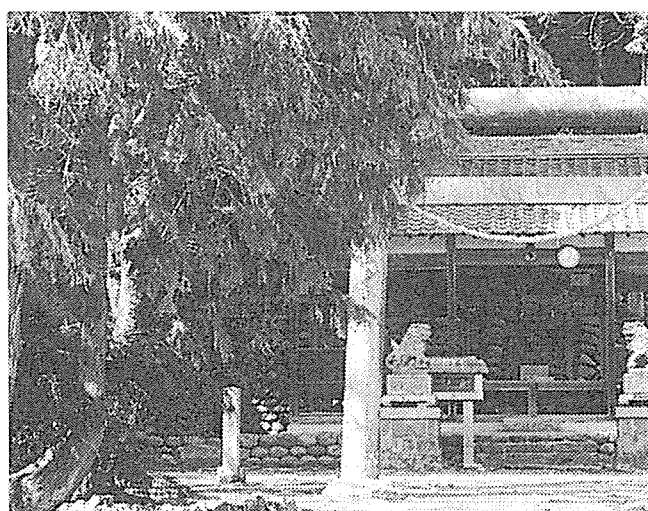
柟井神社



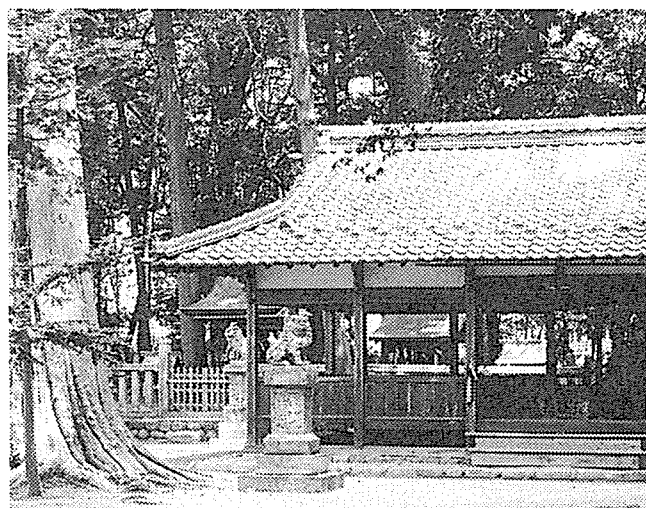
太部古天神社



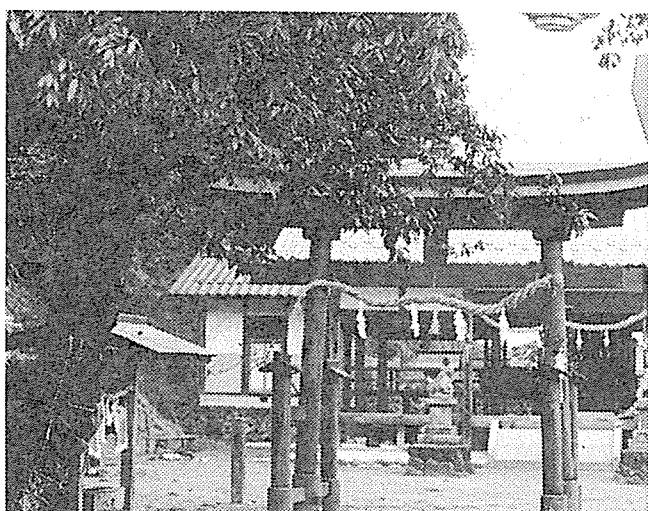
白山神社



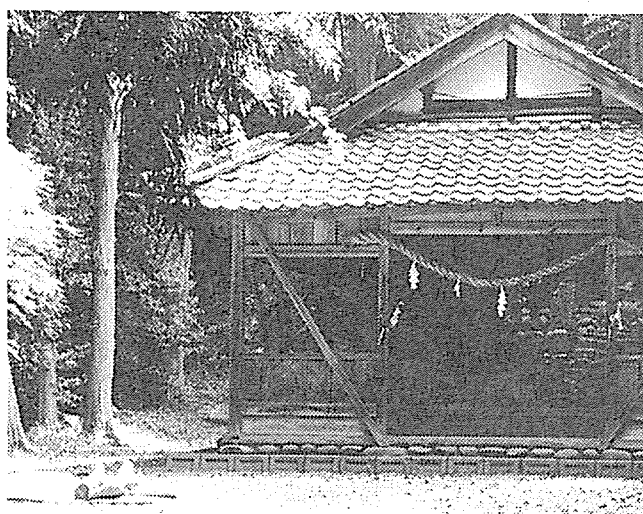
神明神社



阿夫志奈神社



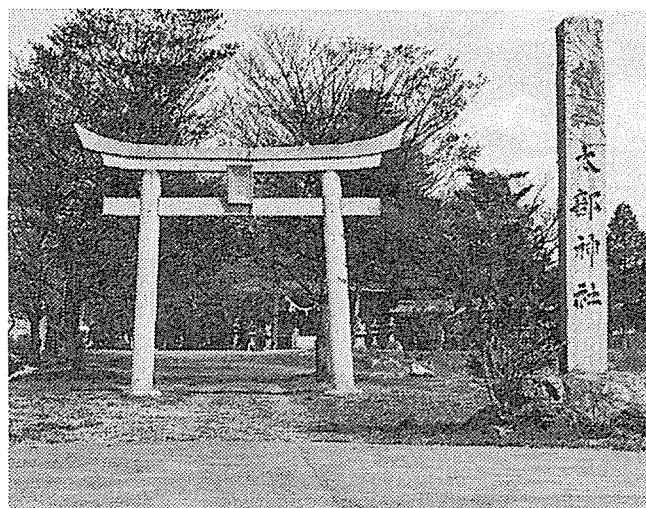
春日神社



天満神社



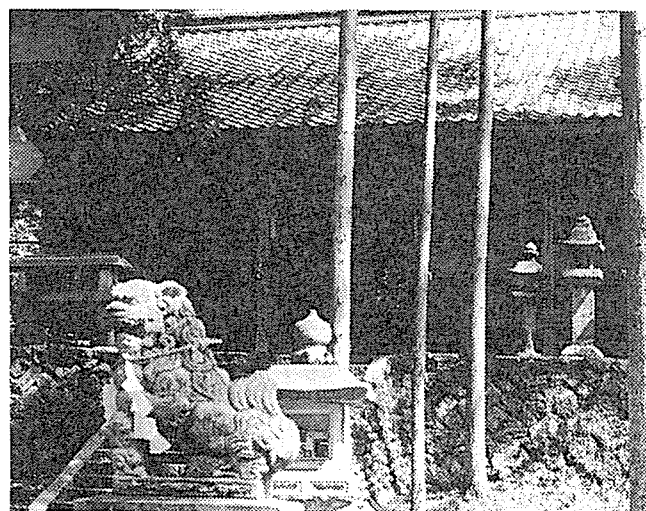
加茂神社



太 部 神 社



星 神 社



県 神 社

神明神社 天保九年（一八三八）本社再建の棟札あり、境内一三六坪
そのほかに弁財天神（板社）の小社あり。

（西栃井）

水神社 祭神瀬織津比咩命、境内三五坪、江戸時代から水の神社として祭る。

弁財天社 飛騨川水中に大岩ありてその上に鎮座、壱尺二寸程の板社

（中川辺）

金毘羅神社 境内四八坪（のち一七坪）、天王町（三七ノ二）に鎮座、その後太部古天神社境内に移転、弘化二年（一八四五）四月再建の棟札あり。

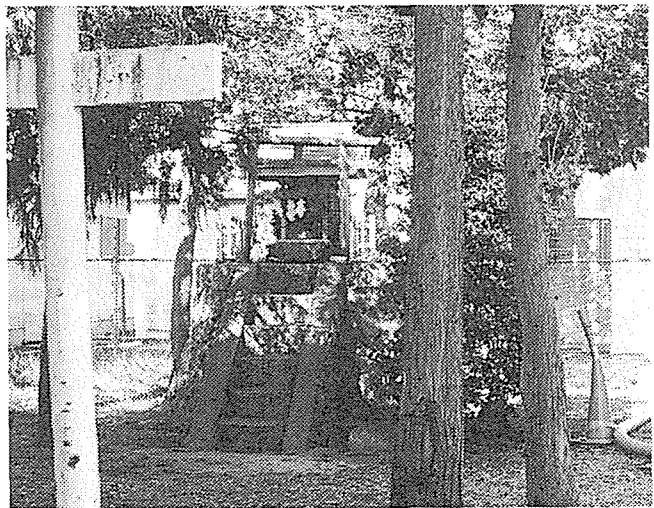
秋葉神社 秋葉山に鎮座、天明六年（一七八六）九月再建の棟札あり、境内四四坪、ほかに愛宕神社鎮座

御嶽神社 八坂山御嶽宮は、大嶋甲斐守義彬が嘉永三年（一八五〇）に開基した。祭神は少彦名命・国常立命・大己貴命（いずれも石像で明治初年鹿塩に移転）。本宮・拝殿などがあり、これに随従して江戸屋敷家臣・関・川辺村の領民が、それぞれ石像仏を奉納し、“濃州八坂山百社”とした。その後、明治初年の神社統廃合により荒廃したが、明治二四年（一八九二）一〇月西栃井区有志が発起人となり再度祭神を鎮座せり、その後西栃井・中川辺・鹿塩などの区民が再び石像仏を奉納し祭神とした。地域は西栃井・中川辺両域である。

（石神）

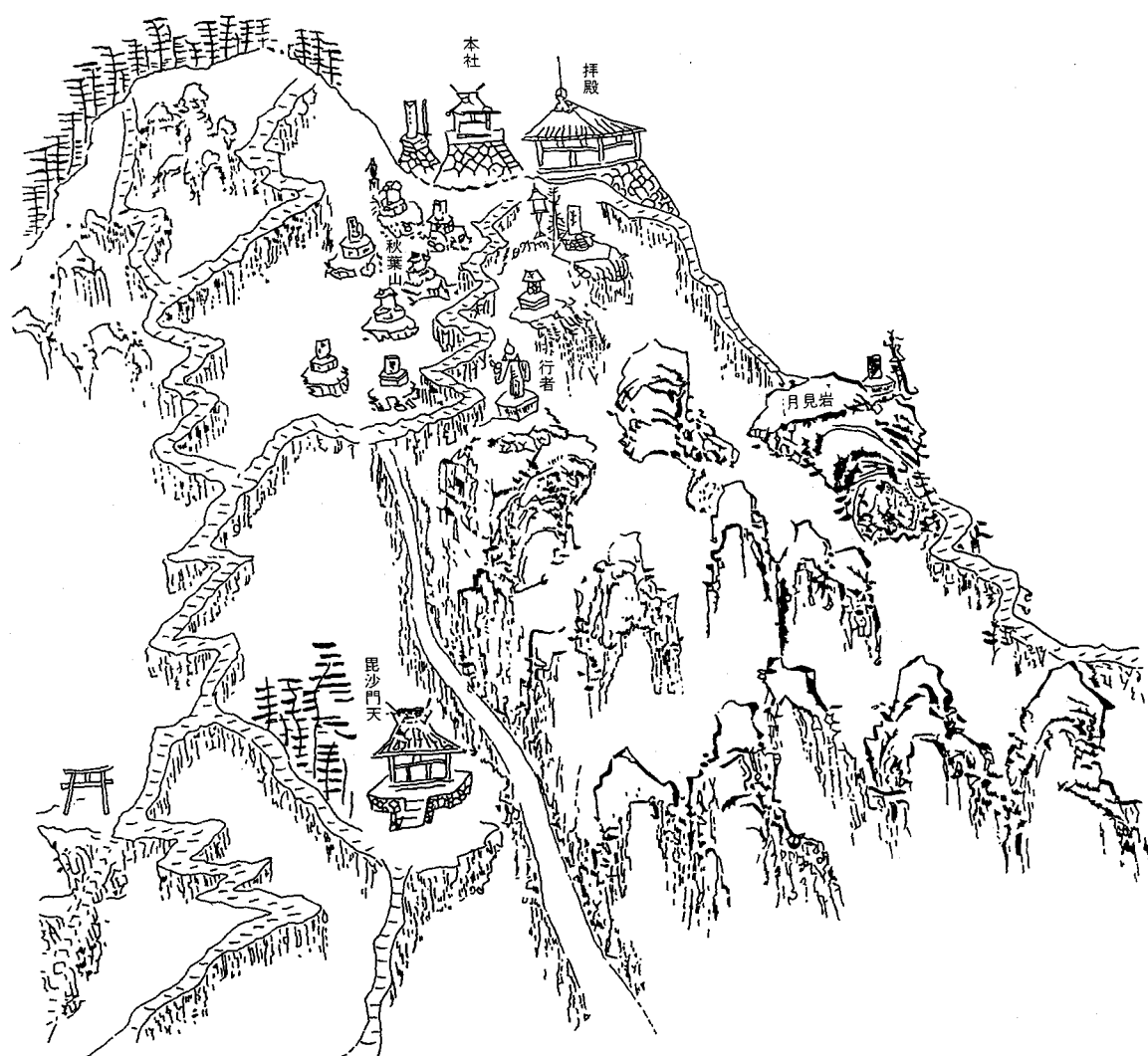
天神社（天満天神社） 寛政六年（一七九四）八月建立の棟札あり、境内二〇七坪、境内社として稻荷神社・山神社の二社がある。

秋葉神社 天明二年（一七八二）創立の棟札あり、境内一七一坪（上川辺）



水神神社（西栃井）

濃州八坂山百社



県主神社 境内社として神明神社・稲荷神社の二社がある、境内一四九坪
県主神社 当村河部左京建立との伝承あり、そのほかに天王社（三社）・
白山社・愛宕社がある、境内一九四坪

（鹿塩）

県大明神・神明社・天王社・白山社・御嶽社などが各地に建立されている
が、由緒は不詳である。

（下飯田）

天満神社境内に四社あってそのほかに小社なし。

（福島）

白山神社 明和四年（一七六七）三月建立の棟札あり、境内四坪

愛宕神社 加茂山城主肥田玄蕃火難除の守護神として勧請、その後古城跡

に祭る、貞享二年（一六八五）一〇月建立の棟札あり、境内四六八坪

秋葉神社 加茂山にあって延享三年（一七四六）六月建立の棟札あり、境内九坪

天満神社 加茂山にあって宝暦一四年（一七六四）六月建立の棟札あり、境内一一〇坪 そのほかに猿田彦社が

ある。

（比久見）

金毘羅神社 元禄七年（一六九四）再建との記録書あり、境内六六坪



天満天神社（石神）

愛宕神社 延享四年（一七四七）再建の棟札あり、境内九六坪

神明神社 天明七年（一七八七）九月再建の棟札あり、境内一〇二坪

大將軍神社 祭神経津主命、寛文九年（一六六九）再建との記録書あり、

境内二〇五坪

秋葉神社 寛政二年（一七九〇）一〇月再建の棟札あり、境内一二〇坪

荒神神社 祭神奥津彦神、明和四年（一七六七）一二月再建の棟札あり、

境内一三九坪

白山神社 加茂山城主肥田玄蕃の家老田口孫左衛門が、永禄元年（一五五八）に勧請したもので、貞享二年（一六八五）正月に肥田嘉兵衛一族が現在の地に再建す、別に祖霊社（田口孫左衛門祭る）あり、境内二〇〇坪

巖島神社 祭神市杵島姫命、寛政十一年（一七九九）五月再建の棟札あり、

境内二九坪

田中神社 祭神天照大御神、往古この地に太部神社あり火災のため移転す、跡地に小社を建て元太部と称す、永禄一〇年（一五六七）再建の棟札あり、境内五二坪

（下吉田）

津島神社 創立年紀不詳、境内二九五坪

南宮神社 祭神金山彦命、元禄一五年（一七〇二）八月創建の棟札あり、境内六三五坪、境内社として金毘羅神社・



愛宕神社（福岡）

秋葉神社の二社がある。

神明神社 元和八年（一六二二）四月創立の棟札あり、境内三五坪

愛宕神社 明和二年（一七六五）一〇月創建の棟札あり、境内三二坪

秋葉神社 清水平にあるが創建不詳、境内二五坪

稻荷神社 嘉永三年（一八五〇）創建の棟札あり、境内四坪

馬庄靈神社 清水平にあるが入会山論の先覚者を祭ったもの、天保二三年（一八四二）に建立（第七節三参照）、

境内二〇坪

（下麻生）

白山神社 天文一〇年（一五四二）八月再建の棟札あり、境内一二坪

神明神社 慶長一四年（一六〇九）正月建立の棟札あり、境内七二坪

そのほか八幡神社・金毘羅神社・水神社・天神社・稲葉神社・愛宕神社・諏訪神社・大將軍神社・弁財天神社・稲荷神社などがある。

三 美濃巡礼札所

三十三番札所

庶民の宗教生活の一つに観音霊場の巡拝があった。その霊場に参詣すると功德が得られるという信仰から出たもので、平安時代既に行われていたとされている。別の見方からすればこの巡礼行脚は、

数少ない庶民の旅ともなり、開放感を味わう唯一の楽しみともなったことであろう。

美濃巡礼三十三番札所は武儀郡白谷村を一番とし、山県・安八・不破郡より厚見郡に入り、さらに山県郡を経て各務・武儀郡から加茂・可児郡と経路が延び、最後に関の新長谷寺で終わる順路となっている。飛騨川流域に係る村は、麻生寺（下麻生）・生蓮寺（比久見）の二個所であるが、全行程六六里、江戸時代中期にはじまり、末期に

美濃巡礼三十三札所

（岐阜県史近世）

順位	寺号	本尊	住所在地	宗派	順位	寺号	本尊	住所在地	宗派
一	円教寺	十一面	武儀郡白谷村		一八	美江寺	十一面	厚見郡岐阜今泉	天台
二	蓮華峰寺	十一面	〃高賀村		一九	観音寺	十一面	山県郡東深瀬村	天台
三	普門寺	十一面	〃面平村		二〇	弘誓寺	十一面	〃椎倉村	臨濟
四	大円寺	十一面	〃木倉村	臨濟	二一	聞性庵	十一面	〃北野村	臨濟
五	浄水寺	十一面	〃高野村	臨濟	二二	円智寺	十一面	〃三輪村	浄土
六	恵利寺	十一面	〃上跡部村	臨濟	二三	願成寺	十一面	各務郡大洞村	真言
七	龍福寺		〃平村	臨濟	二四	神光寺	十一面	武儀郡今宮村	真言
八	観音寺	聖観音	〃小知野村	臨濟	二五	日龍峰寺	千手	〃高沢村	真言
九	梅谷寺	十一面	〃中洞村	臨濟	二六	清水寺	十一面	加茂郡加治田村	真言
一〇	普門寺	十一面	〃佐野村		二七	麻生寺	如意輪	〃下麻生村	聖護院
一一（無寺号）		千手一面	山県郡谷合村		二八	生蓮寺	十一面	〃比久見村	聖護院
一二	法幢寺		〃葛原岡村	臨濟	二九	小山寺	馬頭	〃小山村	臨濟
一三	甘南美寺	千手一面	〃伊自良谷	臨濟	三〇	大通寺	如意輪	可児郡兼山村	臨濟
一四	岩屋堂		〃掛村		三一	永保寺	聖観音	〃虎溪	五山禪
一五	栄春院	千手	安八郡一色村	曹洞	三二	小松寺	十一面	加茂郡西田原村	黄檗
一六	菩薩寺	聖観音	不破郡岩手村	真言	三三	新長谷寺	十一面	武儀郡関	真言
一七	宝珠院	十一面	〃宮代村	天台					

は既に巡礼者はなかったとみられている。『美濃西国巡礼手引記』に、その道程と御詠歌が次のように記されている。

道程

第一番白谷より三十三番吉田まで六十六里也。岐阜より白谷右の八里を加へて八七十四里。

右の札所に詠歌とて掛おける所もあり。然れ共是を見るに歌のさま齟齬々々にして、手にお薬とどのはず、人々の思ひ々々に自作してかけたる成へし、故に今ここに記さず。

此順札ハ西国めぐりとは違て、定る宿なし。申の刻過ていまた日高けれハ、次の札所を納めんとおもひ、道の程を農夫ニとへハ、或は一またきといひ、又ハ一里ニハ近く抔といふ。扱ハやすしと心得、行て見れハ山家の一またぎハ里の一里、壺里といふハ二里余ニもある也。しかるを不知案内に行かかり途にまよひ宿もなく、野に明す事多し。申の刻過なハ、次の札所に参らん事をやめて、早々宿をとるべし。又壺番より三番をめぐるまでハ草鞋つよくとも、外に用意して行へし。道中ニて自由に調る所なし。食物ハ猶求るに便なけれハ足亦その覚悟して行へし。此書に出すの外に道有ても遠し。又近くしても難所のミ也。此書の発端、岐阜より始しをいかかという人あるべけれども、彼地ハいなば山とて年久しき所なれハ、世人の知れるが故也。おもひ立人ハいつくにもあれ、先首の白谷に行、尾の吉田まで順に打べし。間ぬきに打てハ道のり弥重ねに成て行つ戻りつして迷ひ多し。しかはいへど、柳ハ緑、花ハくれない、人々の心の次第。

享保丁未初夏吉辰

御詠歌

- 一番 白谷のゑんけうじ ふたらくやよそにハあらししら谷の水のなかれをむすびそめてハ
- 二番 かうかのれんげほうじ ついに行道ふミならうかうか寺かりの此世にかりの身なれば
- 三番 おもてひらのふもんじ たひころもきつつなれにしおもてひらうらなきものハのりのおしへぞ
- 四番 こくらの大ゑんじ 松ひばはしけりあいたる小倉寺かけにかくれてたのもしのよや
- 五番 たかのじやうすいじ つとめてハここもめでたきたかの寺そのあか月の影をたのまば
- 六番 あとべのゑりのてら ききしにハマさりてふるきあとべ寺いくよさいどのこけのいわはし
- 七番 ひらののりやうふくじ 山川のあやうきみちをしのききてひらの寺にこころやすめん
- 八番 おちののくわんおんじ わにぐちのかねをおじのにうちならししげうむぜうのこゑをきくかな
- 九番 中ほらのばいこくじ のりの道たかふミわけてむめの谷にほひことなる中ほらの寺
- 十番 さののふもんじ うれしやなむすぶしるべの道すべにさののくさきハじやうどならずや
- 十一番 たにあいのてら うきよぞと竹のかけひハわくれともなかれハおなじたにあいの水
- 十二番 おかむらのほうどうじ つゆの身をいざおかてらとくる人ハじやうどの見てのいとにひかれて
- 十三番 いじらのかんなミジ むねのひをけしてたけとや釜が谷たつけむりなりむらさきのくも
- 十四番 かけのいわやどう あめつゆのもらてましますいわやどういくよをへてかこけのむすふらん
- 十五番 一しきのゑいしゆんいん みどりなる柳もはなのくれないも見よこきまぜて一いろのはる
- 十六番 いわでのぼだいじ ふるさとのいわてをいててぼだいじや水のくるまのめぐりめぐりて

- 十七番 みやしろのほうじゅんいん なんぐうのしめの内とハかわれともへだてハあらし神も仏も
- 十八番 岐阜のみゑいじ かしこしな仏ハここにみえの寺とわにかわらぬちかひあらたに
- 十九番 ふかせのくわんおんじ こなたよりおもひわたるハふかせぞらかな
- 二十番 しぐらのぐせいじ よきことをしぐらの寺に
- 二十一番 北のものんせうあん たへなるやきたのむらくも
- 二十二番 みわのゑんちじ あわれとも見そなへたまへみわの寺ひとへにねかふながきのちの世
- 二十三番 大ぼらのぐわんじやうじ 夕きりのころともしらぬ山里に仏のゑんにあうほらのてら
- 二十四番 いまみやのしんくわう寺 のちの世のぢごく極楽今みやの今めのまへにつぐるよしあし
- 二十五番 高沢のにちりやうほうじ みつ瀬川わたらハ水もたかさわのうかふぐせいのふねをまたなん
- 二十六番 加治田のせいすいじ なきのいとねがひたまをつらぬきてのりかへしつたのむ清水
- 二十七番 あそうのあそうじ あそふよりあさせをくだすいかたしものりゑてハたださわりなき身ぞ
- 二十八番 ひくみのせうれんじ 桑の木のかたミひくみの仏たち身をわけたまふぞたふとかりけり
- 二十九番 小山の小さんじ さされ石いわほといつか小山寺ふもとの川やたむけなるらん
- 三十番 かな山の太つうじ うごきなきとたての寺ハかね山のおすもたたくもきそのかわかせ
- 三十一番 こけいのゑいほうじ まいるよりうき世の夢はとじかたにかきふきさます
- 三十二番 たわらの小まつじ きても見よみの小松ハくにぐににたちたまふよりたふとかりけり
- 三十三番 セきのしんはせ寺 ちちははとおもひきつたにおいつるをとめおくかなセきのこなたに

文久二壬戌六月写之

麻生寺

二十七番札所として、下麻生村真藏院境内にある寺で、法

系は明らかでないが、永正二年（一五〇五）玄正という僧の創建にかかる寺である。京都聖護院の末寺で水月山麻生寺と称し、本尊は如意輪観音像、天正一〇年（一五八二）九月、下麻生城主井戸七郎兵衛光重によって再建されたとの記録がある。

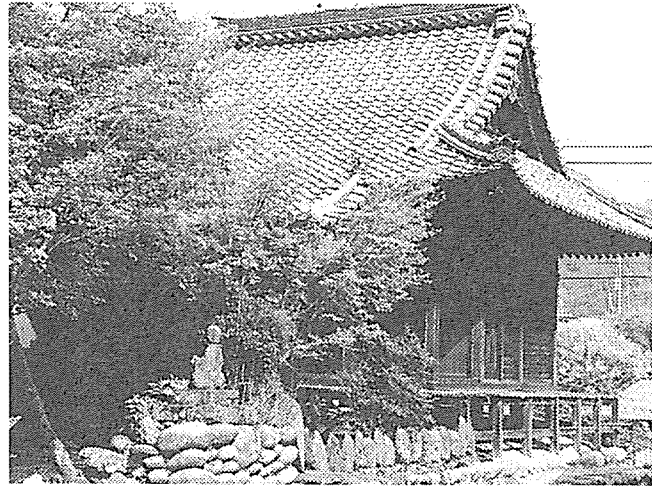
江戸時代には多くの人の巡拝があった

がその後衰退していった。境内には西国三十三所観音や、役行者などの石仏像がある。

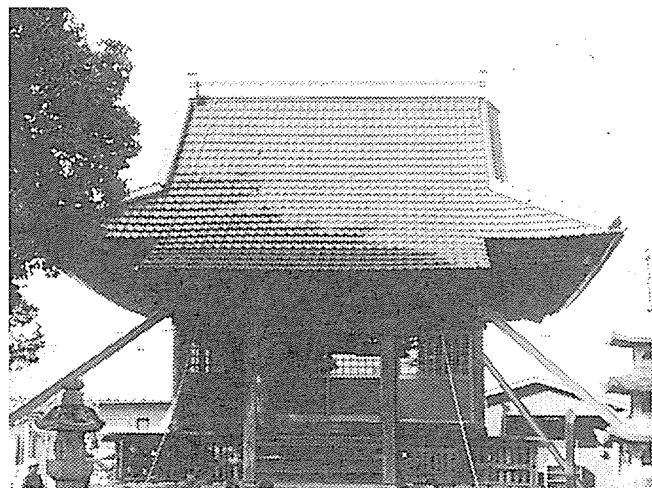
生蓮寺

二十八番札所として、比久見村の桑の木観音境内にあって水月山生蓮寺といい、京都聖護院の末寺であった。天正一二年（一五八四）僧俊教が夢のお告げにより、“鏡ヶ池”付近の大きな桑樹の下で観音像を発見し開基した寺である。以来桑の木観音の呼び名によって有名となったが、本尊は十一面観音像である。

この観音は養蚕に靈驗あらたかであることから、多くの人の巡拝があったがその後衰退していった。境内には三層の石塔や、西国三十三観音の石仏像などがある。



美濃巡礼二十七番札所麻生寺



美濃巡礼二十八番札所生蓮寺

第二二節 幕藩体制の崩壊

一 幕府政治の衰退

財政の逼迫

農業を本とする土地資本主義の上に成り立っていた幕府の財政は、当初は豊かであったが、年月の経過とともに苦しくなっていた。それとともに諸藩や旗本領も借金が増え、幕末には窮乏状態を招いていた。一方、生産力の発達は新しい勢力である町人階級を生み、藩の財政は町人の御用金によって賄われるようになった。

飛騨川流域の各藩・旗本などの領主は、元来は収入も多く安定した財政を誇っていたが、文化年間からは家臣の俸給を減らし、山林の売却などによってその窮乏を乗り切っている。しかし年代の推移とともに、累積赤字が収入の倍額近くにもなっていた。

借金的大部分は御用商人や、村の庄屋などから借りたもので、これら御用金借用に報いるに、苗字あるいは帯刀を許す方法がとられているが、町人・農民に苗字帯刀者が急激に増えたのは、これに起因してのことであった。このような例は決して珍しくなく、旗本によっては年貢米をすべて商人に渡し、逆に生活費の仕送りを受ける者もあった。いわば領主は、いつしか御用商人のなすままとなっていたのである。

幕府や藩・旗本は、この財政難を決して放任していたわけではない。立て直しのため種々の改革がなされている。

厳しい儉約、家臣の俸禄切下げ、経済に明るい人材の登用、産業開発による増収などの諸施策がとられ、藩によって領主みずからが食事を一汁一菜に儉約したところもあった。しかしこれらは一時的に好転したに過ぎず、各藩・旗本とも再び悪化の傾向をたどった。

御三家筆頭の尾張藩も財政が逼迫し、商家・豪農よりの借入金によって勝手元を維持していたが、借入額は三〇〇万両にも達していた。そのため、嘉永二年（一八四九）藩主は財政の改革に乗り出したが、その施策は、手元入用金の減額、諸経費の大幅削減、土地・建物の売却、御目見得以上の藩士俸禄の半減などであった。それでも累積赤字はなお一七〇万両にもものぼっていた。

安政三年（一八五六）藩主は、財政の実態を領民に公開したが、それにより債権の放棄を申し出る者、新規献金をする者などがあいついだ。そのため、負債の大半を整理することができたのである。

治世の混乱

幕府は、二六〇年の長きにわたって政権を保持したが、政策は固定的であった。参勤交代や転封は各藩主を窮乏に追いこみ、農業・商業・工業の従事者は武士階級に圧迫され続けた。しかし財政の破たんは幕府を苦境に立たせ、人心もようやく離反し、幕府の命脈も既に落飾の境遇となりつつあった。

世相は、黒船の来航、皇女和宮の降嫁、長州征伐による諸藩や旗本の従軍、そして將軍家茂の病死など、騒然としていたが、特に美濃・飛騨両国に大きな衝撃を与えたのは、水戸天狗党乱入事件であった。筑波山に挙兵した一行七〇〇名は、武田耕雲斎に率いられて西上を企てたが、重装備の軍団のため、街道の中小諸藩は一樣に衝突を避けるようにして敬遠した。中仙道を信州から美濃に入らんとした一行は、大垣・桑名両藩兵との対決が予想されるため、一時は道を飛騨にとる態勢であった。

飛騨川流域の村々の動揺は大きく、各村役人には指示が出され、若者などが動員されていた。特に幕領地には兵力がないため、民兵に頼る以外方法がなく、鉄砲・突槍を持った数十人から数百人の壮丁が警戒にあたった。そのため民衆は恐れおののき、婦女子のなかには山中に逃げる者もあった。幸い天狗党は御嵩・太田・鵜沼宿を平穩に通過し、根尾方面から越前に入って、流域への侵入は免れたが、万一対決が行われた場合、民兵側に多数の犠牲者が出たことであろう。

社会不安は人心の動揺を招き、幕政は朝令暮改となっていたずらに統制力を失い、まさに内憂外患の幕府政治も、ようやく終局を迎えようとしていた。

農村の疲弊

この時期には、幕府・諸藩・旗本も臨時上納金や御用金を再三にわたって村々に賦課したので、農民の困窮は極限に達しつつあった。過重な負担にあえぐ農村には、不穩な形勢が予測され、村役人のなかには早くからそれを恐れる庄屋もあった。

慶応二年（一八六六）八月七日夕方から、翌八日早朝にかけて美濃全域に暴風雨が吹き荒れた。稲は穂が実りはじめた時期であって、そのため大幅な減収が予想された。一方畑作も、そば・大豆などに被害があって、村によっては収獲が皆無のところも発生していたが、川辺の各村々も例外ではなかった。この年は春作も天候不順から思うにまかせず、春・秋とも凶作の年であった。

凶作は米価の高騰を招き、慶応三年（一八六七）の米相場は一両に付八升七合までになったが、おおよそ米一合が一〇〇文という異常ぶりであった。特に加茂郡東部は飢饉となり、天保年間と同じように、山野の草根・木皮を食料とし、餓死する者が多く出ている。

米価の高騰は物価に大きな変動をもたらす結果となり、そのため、全国各地に一揆や打ち壊しが発生した。しかし加茂地方では、そのような暴動の記録は見あたらない。

二 旗本大嶋氏の財政

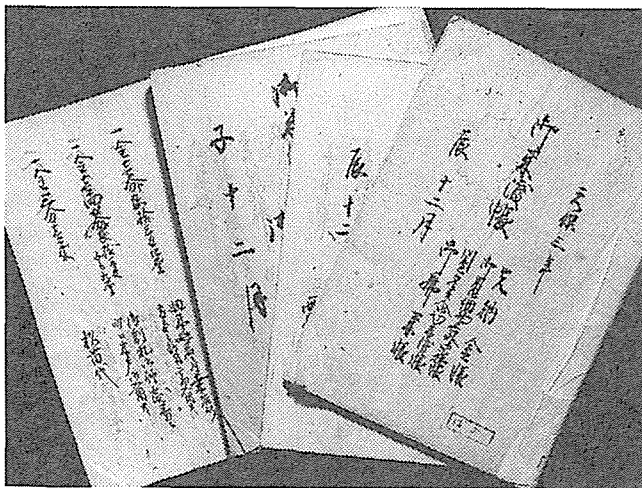
財政の推移

大嶋氏の財政を伝える史料はかなりの数量が所蔵されているが、施政を記録したものに“御用状留書”『川辺町史史料編上巻』がある。寛延三年（一七五〇）から明治三年（一八七〇）までのもので、当時の世相を背景として、幕末の混乱期を領主と領民が、いかに乗り切ったかが詳記されている史料である。

御用状は、江戸大嶋氏家臣から川辺村あてのもの、あるいは川辺村役人から江戸へのものなど多岐にわたっているが、元治元年（一八六四）に例をとってみると、次のような記述がある。

「先便申上候、当夏大旱^ニて、三拾年以來と申事^ニて、七月中旬頃迄旱続、右^ニ付下方一同難渋仕、日々雨乞仕候得共更^ニ潤無之、右^ニ付七月五日先年より之大雨乞、笠踊願出候^ニ付、聞届仕候得共潤無之、一同大心配仕……」

とあつて江戸屋敷へ田畑の凶作を訴えている。そして検見^{けみ}を要請して、年貢米の軽減を求めているのである。



財政記録

史料は続いて米価や諸物価の高騰を併記して、村役人に対する献金五〇両の処置について報告し、さらに長州征伐の軍用金四〇〇両の割り当てについて、今回は借入金によって賄うので、再びこのような金額は拠出できないと苦情を述べている。もはや大嶋氏の権威も、しだいに地に落ちてゆく様子がうかがえるものがある。

一方、財政記録は文化・文政期以降、明治初年までの六〇年間に所蔵されているが、史料の主なるものは、御成箇米勘定帳・御米渡帳・先納金帳・御払米帳・御調物小払帳・扶持米並給金渡帳・臨時金・借入金など多種多様である。

『川辺町史史料編下巻』

これら史料を基に、岐阜県史などの文献を参考に記述すると、その実態は次のようになる。

川辺大嶋氏知行村別内訳

国	郡	村	石 高	合 計
美濃	加茂	川 辺 栃 井	847.945 409.047	1.256.993
		関 新 武 儀 田	1.236.200 342.738	1.578.938
摂津	豊嶋 (棕橋庄の内)	庄本ノ内	621.418	1.864.070
		嶋 江	225.530	
		三 牛 屋	296.858	
		蔭 立 江	344.295	
		嶋 田 ノ 内	343.211	
		野 田 ノ 内	11.976	
			20.782	
			(合計)	4.700.000

川辺大嶋氏の正徳二年（一七一二）の知行高は四七〇〇石とあり、村別の内訳は表の通りである。しかし関大嶋氏は三代義豊のとき子がなく断絶したので、没収地六九二二石が川辺大嶋氏の預り地となった。寛永一六年（一六三九）のことである。その後元禄元年（一六八八）になって、代官所支配となったといわれているが明らかでなく、それ以降も預り地となっていたようである。

知行高・預り地を合わせると一万一〇〇石余であったが、財政上は決して安定したものではなかった。たとえば貞享三年（一八八六）以降の状態をみると、村高全体の三〇パーセントが免租となっている。これらは自然災害などによる免除分であり、したがって収納米も極めて不安定であつ

た。

大嶋氏の財政史料から、文政十一年（一八二八）の川辺・栃井両村の年貢収納状況をみると、口米・夫米・山年貢などの付加税・雑税を加えて、納米高は川辺村で四一八石、栃井村で一六五石となる。このときの税率は定免制であり、川辺村で六割五分二厘、栃井村で五割五分二厘であった。この収納分に対して支出は約五〇〇石の米が払米とされて、一両に七斗六升の値段で売り払われ、代金として金六五〇両、銀六匁一分六厘である。このうち金二五〇両二分と、銀四匁三分八厘が家中知行米金にあてられている。

この年の川辺役所における支払並に上納額の集計は上表の通りであり、総額は五二二両となっていて、収納米代金では賄いきれないのである。しかも支払金銀のうち、借入金金の元利返済にあてられる額は、金二六一両、銀一六匁八分三厘に達しており、全体の五〇パーセントにも及んでいる。文字通り大嶋氏の財政は借金財政に落ちいていたのである。

費 目	金 両	銀 匁
江戸への御定用金	100.0	
同 臨 時 上 納 金	50.0	
山田借入金、元金返済分	20.0	
同 上 利 足 分	32.0	7.5
中泉借入金返済分	77.0	
信楽借入金返済分	60.0	
同 上 利 足 分	30.0	
その他借入金返済分	34.0	9.33
進 物 用 金 等	9.3	
無 尽 掛 金	7.2	
江戸川辺御用御調物代等	37.2	12.81
当用御先触金並利足	45.02	382.14
計	522.1	4.58

実際この年までの累積赤字は、表のように一二三二両にもなっていた。このように大嶋氏の財政は、正常な収支を維持することは困難となり、破たん寸前のところにあった。この借入金金は天保・安政年間に至るにしたいがい、さらに増え続けるが、天保年間の歳入・歳出に例をとつ

借 方	金 両	銀 匁
宇治山田御師	350.0	
信楽代官所	240.0	
御手元金借用方	162.0	1.68
御 年 借 金	352.0	10.20

てみると別表のようになる。

この表の「歳出」は、当年の諸費用をはじめとして、借入金と利息、前年からの繰越赤字分などであるが、最も大きな部分を占めるものに「前年不足分」がある。この不足分は年ごとに増大していくのである。

「歳入」は、年貢をはじめとする租税収入ならびに、山林売払による臨時収入と、借入金にあたる千人講借り入、あるいは上納金などが含まれている。また帳元入金とは、基本収入の払米代金であるが、これは歳出総額に対して三分の一にも満たず、大嶋氏の財政基盤の崩壊が明らかによりみとれる。

主なる史料 『川辺町史史料編下巻』に掲載されている大嶋氏の財政史料のうち、特異なものは次のとおりである。

「二か年下之金取調書」(嘉永七年)は、二か年間の大嶋氏出費に関する文書である。一年間に五〇〇両からの出費が記録されているが、多分に臨時的なものであつて、異国船来航にともなう軍用金・屋敷普請金などである。

「御払山並高割信楽金関撰州出金預記」(安政二年)は、一一一〇両余の金額で、山林売却代金や役所・個人からの借入金にて、諸入用を支払った明細である。かなり多額の金銭が動いていて、財政の苦しさを知ることができると。「老ヶ年御賄見積帳」は年号の記載はないが、同時代の財政記録である。

天保3～10年歳出入の対照 (川辺役所分) (注) 金1両 銀60匁

		天保3年		天保5年		天保6年		天保7年		天保8年		天保9年		天保10年	
歳出	利	金 68.1	銀 1.59	66.0	6.67	37.0	13.03	64.2	0.36	59.3	5.93	54.2	10.5	75.2	14.59
	前年不足金	842.2	10.65	1,002.3	14.41	995.0	6.25	1,126.0	7.14	1,249.3	10.02	—	—	1,231.2	5.23
	当年入用	311.0	7.25	425.0	0.17	479.1	13.49	445.2	3.07	502.0	5.17	377.0	5.04	591.1	6.38
	小計	1,222.0	4.49	1,494.0	6.25	1,511.3	2.77	1,636.0	10.57	1,811.3	6.12	431.3	0.54	1,898.2	11.2
歳入	帳元入金	331.0	0.09	349.0	8.79	314.1	7.31	354.3	0.55	496.0	13.16	330.3	12.64	366.2	3.62
	御払山代金			55.0	3.02	71.1	7.76							29.0	7.2
	千人講借り入			67.0	2.55	29.2		142.1	7.06	14.0	12.49	115.3	10.09	300.0	
	賄方負担財他計	331.0	0.09	471.1	14.36	415.1	0.07	497.0	7.61	510.1	10.65	446.3	7.73	695.2	10.82
差引不足分		891.0	4.40	1,022.2	6.89	1,096.2	2.70	1,139.0	2.96	1,301.1	10.47	(16.0)	7.19	1,203.0	0.38

一か年間の大嶋氏領主の必要経費を、細部にわたって見積もったもので、諸経費を極力引き下げた財政の苦しさを物語っている。

「賄役辞任願」（安政三年）は、川辺村の庄屋が財政賄役に任ぜられてきたが、今回病気のため辞任したいと申し出たものである。実際は病気は口実で、あまりの財政難に耐えかねての辞任であった。この願書は再度提出されていることから、当初は許可とならなかったものと思われる。しかしこれ以上は維持不可能であるので、今年限りで辞任したいとある。

そのほかにも、「三ヶ年間御借増米代金年々相記」（文化一三年）や、「借入金明細書」（文政一二年）、「川辺御賄借入金覚」（天保二年）など、多彩にわたった財政史料が実在している。

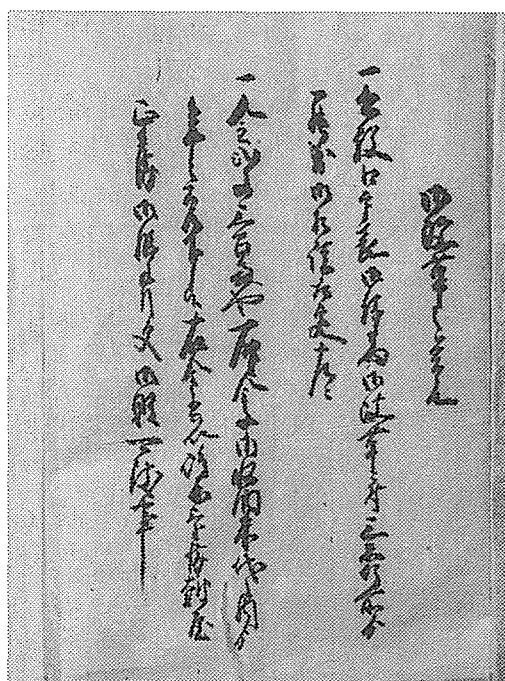
安政の改革

安政四年（一八五七）大嶋氏は、財政再建のため家政の改革に着手した。この年閏五月知行所陣屋のある川辺・関・棕橋（摂津国豊嶋郡）から、代官を江戸大嶋屋敷に集めその施策を伝えた。内容は「御改革規定書」『川辺町史史料編下巻』にあるが、概要は次のとおりである。

一 三知行所より毎年二三〇〇両を江戸に送金し、その金は江戸賄方嶋屋三郎兵衛と越屋正兵衛に渡し、兩人に大嶋氏の財政を請負わせる。

二 三知行所よりの上納金の割合は、

摂津棕橋 八七〇両 美濃関 八七〇両 同川辺



改革規定書

四六〇両とする。

三 当年の大嶋屋敷普請金は二四五両にかぎり、それをもって大工直四郎に請負わせる。

四 右とは別に隠居の先主生活費として一六〇両を送金する。

以上の四項目について、各代官は江戸用人に請書をもって約定し、今後五年間これを実行することとなった。しかし五年後の文久元年（一八六一）になっても財政は好転せず、家中給金の借り上げも持続されていたので、特に家臣の困惑ぶりは並大抵のことではなかった。

大嶋氏は、この財政の緊迫を打開するには農民の負担以外に方策はなく、さきの約定にもかかわらず、毎年多額の臨時上納金を各知行所に要求した。このため関・川辺のみでも、安政四年（一八五七）から万延元年（一八六〇）までの四年間に、一万両からの金銭を江戸に送金している。

この改革は、財政に行き詰まった大嶋氏が、これを打開する方策として、経理を商人にゆだねた特異な施策であったが、実効はあがらず、逆に家中騒動を招く結果となっていた。

家中騒動

文久年間各地で飢饉が発生した年であった。その中で川辺用人大嶋友之丞は、江戸屋敷の執政者に七項目にわたる批判書を提出した。

一 昨年は凶作のため、今年（文久元年）は米価も高くなり、農民の生活も窮迫してきた。そこで三月から四月にかけて、せがゆ施粥を計画して江戸に伺いをたてたが、何の返答もない。

二 水戸の徳川斎昭の逝去にあたって、他領では音曲歌舞の御停止触があったにもかかわらず、当領ではそれがない。

三 昨年出役人助川善司に、矢嶋・西村両家ならびに禅源寺より冥加金を上納したが、その折、判物を下付されることになっていたのに、いまだにその沙汰がない。

四 正月恒例の年頭状に後藤唯之丞の名の署名がない。もし退役したとすれば、従来は役人の退役は領内に触があったが今度はなく、しかもそれを問合わせても返事がない。

五 三月一〇日期限で上納金を督促しておきながら、村々より三月中は上納が無理であると断りを申し上げたのに、その後は何の沙汰もない。

六 二月に年号改元のことが行われたが、その旨の触も行われていない。

七 関・川辺より上納の御定用金・御家中知行米勘定目録などを送ったが、いまだに請取の証文が届いていない。国元の賄方としては大いに心配している。

以上の七項目に続けて、大嶋友之丞は「右様の御不政事之義^ニては、御仕法も崩れに相成べくやと、御賄方一同心配仕候間」と、民政に直接の衝あるものとして施政に不安を示し批判している。

ここにあげられた諸項目には、あげ足取りともみられる点もあるが、全体としてみると、大嶋氏の支配行政が混乱しつつあることを表わしている。それは家中に、深刻な対立があることをうかがわせてもいた。この詰問書に続いて同年七月、友之丞はさらに矢嶋・西村両賄方と連名で、今度は先代の大嶋義彬に対して、失政の諸事実をあげて改善方を願い出ている。ここでは江戸用人らの非義を糾弾するとともに、家政びん乱の原因として後藤彦八ら一派、すなわち助川善司・宮田幸助らの施策の不当をあげている。

ここにおいて、大嶋友之丞を中心とする国元の代官・賄方一派と、それに対する江戸用人らとの対立は明らかとな

った。しかもこの紛争には、隠居中の先代領主も関係していて、まさにお家騒動的様相を呈していた。このとき先代義彬は、実家の今治藩松平氏のもとに預けられていたようである。

このような大嶋友之丞らの出方に対して、江戸の後藤・助川らは対抗策として次のような策を講じた。まず大嶋友之丞の男八三郎が、江戸で用人になろうとしたとき、江戸賄方から彼が用人となるならば、賄方を断ると干渉させてそれを阻止している。次いで友之丞に対しては江戸勤役を命じ、また矢嶋・西村両賄方にも隠居を命じたのである。

友之丞は、当人のいうところでは主家大嶋氏と同族であり、古くから川辺に在地して知行支配をまかされた家柄であり、いまさら、江戸勤役をするいわれはないというのである。そして病身を理由に断っている。

矢嶋家は、川辺にあつて古くから酒造を中心にして、大きな財力を持つ豪商で、既に宝暦年間（一七五一〜）ごろから代官として、国元の賄方として大嶋家に財政的援助を行っていた。西村家も有力者で、文化年間（一八〇四〜）ごろから代官あるいは賄方となっていた。江戸の用人らは、これら国元の旧来からの実権者を排除しようとするもので、その対立は極めて深刻な形で発展していった。

すなわち、江戸にあった大嶋八三郎は、わずかな失策を理由に獄に入れられ、国元からの再三の願いにもかかわらず許されず、ついに苗木藩主が仲介して、加治田大嶋氏が助命を申し出ることで放免された。このとき八三郎は既に身体衰弱して、いくばくもなく絶命してしまった。

このような事態に対して国元の村々では、大嶋友之丞の江戸転勤に反対し、江戸の後藤・助川らの追放を要求して嘆願書を差し出した。それによると、「川辺村・栃井村之義は、古来より御同家（大嶋友之丞家）にて代々御支配御取締りて百姓方においても一同帰伏安心仕り相納候処、謂なく江戸引越相成、御支配替候義は村方小前末々至迄迷惑難

洪_ニ及ぶ」と、友之丞に対する格別の因縁と親近感を示し、今度の措置に対しては、「村方へ一言之御沙汰もこれなく一同承伏仕らず候」と厳しい反対の意を表明している。そして、「ケ様非道無仁之御役人の御取計方、村方一同骨髄_ニ徹し忘れかたく残念至極、嘘偽りを以て非道之御政事一同受かたく、御年貢御上納丹精仕候共、中途_ニにおいて如何分散相成べくも計り難く、御上様御為筋_ニハ皆々相成申間敷哉と深く心配仕候_ニ付、右様御役人御取払御先規之通御改政相成_ニ……」と施政全体に深い不信の念を示し、後藤らの追放を要求するに至るのである。なお農民らは、大嶋氏先代の治世は領内平穩であつたとして、先代の復帰をも要求している。

これら農民の動きは自発的なものではなく、地元大嶋・矢嶋両氏らと氣脈を通じてのことであろう。しかし、農民が非道の政治は一同受け難いと抵抗するに至つては、江戸としても放置できなかつた。その年一二月、用人助川善司はまず関に至り、川辺村百姓小前の代表を関へ出頭させようとするが、農民らは、「何様の御用か存ぜず候得共、往古より川辺村への御用向は川辺御役所へ御越仰付らるる御先例之儀、是迄関表へ御呼立御座候義これなく、尤困窮之百姓関表へ罷出候ては、雜費相掛り難洪_ニ之次第_ニ付、是迄之御振合川辺御役所_ニにおいて御尋成され候様」と先例と困窮をたてに拒否するのである。

これに対して助川のとつた次の術策は、川辺にたまたま火災の発生した夜、同村の捨吉という農民の家に盜賊とみせかけて関役所の足輕らを忍びこませ、捨吉を引き立てようとしたが、逆に家人らに騒がれて関足輕渡辺角次が川辺役所に捕らえられてしまった。角次はこの企てを助川の命令であることを白状したのであるが、川辺農民の一揆的狀態に對して、助川としてもこのような非常手段によって、鎮圧の手掛かりをつかもうとしたのであろう。ついに助川はここに至つて、笠松郡代方に鎮圧方を申し出たが、郡代方もいったんは手代を派遣したが、事態が判明するにつれ

て、逆に助川方に善処方を勧告して引き揚げてしまった。

こうして大嶋氏の支配は、家中騒動と農民の一揆的抵抗によって、安政四年（一八五七）にはじまる家政改革も容易に進まない事態となったが、その後どのような経過を経たかは明らかでない。ただ国元の大嶋友之丞らの後退によって、事態が收拾されたようである。友之丞は屋敷・田地を没収され、栃井村の庄屋宅に一時身を寄せたが、彼の男で関の立木家に養子となっていた鎌吉を引き取り、末子の寿三郎が新たに田畑を与えられたことで、どうにか生計を立てていた。さらに鎌吉に主家帰参がかなって六〇石の知行となるに及んで、友之丞は隠居の身となって、川辺で余生を送ったのであった。

一方、矢嶋・西村両家については、長年の財政支援者であつてみれば、大嶋氏家臣団も慎重に扱ったことであろう。その後も村役人として名をとどめるとともに、これ以降大嶋氏は、この両家のいうがままとなつていたのである。こうしてみると、江戸の用人らが意図した国元の旧来の実権者を追放し、新しい支配のもとに知行村々を置くことができたことになるが、村々が真実その支配に服したものでどうかは、はなはだ疑問といわざるを得ない。それは幕末の物情騒然たる社会状況が、この村々にも深刻な影響を与えていたからである。

幕末の軍用金

文久二年（一八六二）、幕府は軍用金の調達を領地に命じ、大嶋氏も川辺村に一〇〇両余の高割を行つた。これをめぐって再び農民一揆になりかねない不穏な行動がとられた。このときは御林山の開放などによって切りぬけているが、家臣団の俸禄半額借り上げは、依然として持続されていた。

慶応三年（一八六七）、再び軍用金調達の下命がなされたが、大嶋氏支配の権威は既に没落の運命にあつた。家臣団の引き揚げと蔵入武器の払い下げ、屋敷の売却など事実上その支配は終わりを告げようとしていた。

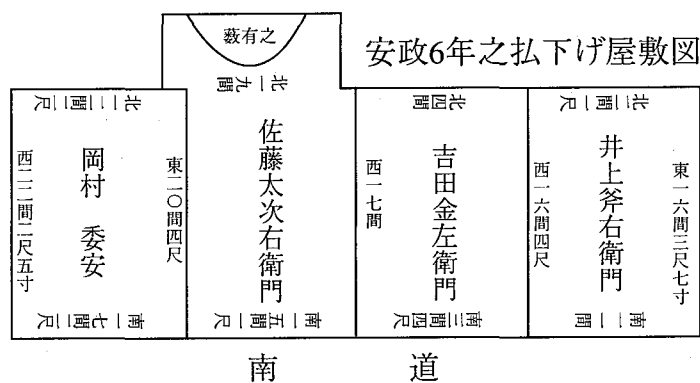
大嶋氏の財政は、大半が商家への依存によって成り立っていたといっても決して過言でもない。仏事以外外国元に帰れない領主不在の治政の不合理と確執、あるいは諸入用費の高騰などは、世相の変遷とともに一層の重圧となって緊迫度を加えていったことであろう。それは旗本領に限らず、幕府直轄領・諸藩領についても、大同小異例外ではなかったのである。

家臣・奉公人

川辺大嶋氏の姿を伝えるものに屋敷絵図がある。原図は貞享三年（一六八六）に作成された。
“川辺家中屋敷絵図”で、文久三年（一八六三）に筆写されているが、旗本屋敷と家中屋敷の配置状態を示す貴重な資料である。この絵図により、当時の旗本領主制について多くのものが推測でき、記録類より豊富な歴史的事実を知ることができるのである。

絵図にある二三軒の屋敷のうち、羽瀨本右衛門・中村五太夫・三沢判左衛門・大嶋三郎右衛門・三沢市左衛門・高橋儀右衛門ら、領主地内に屋敷があった六軒以外は、その後耕地となった家、あるいは商人・農民に払い下げられた屋敷もあって、幕末にはこの絵図の状態は実在しないのであった。

例えば安政六年（一八五九）の「上屋敷御払並勘定帳」には、図の四軒の屋敷が上屋敷として代金二五両で、川辺賄方矢嶋家に払い下げられ、「右代金上納致候上は、末々迄其元控高^三致し支配さるべく候」とされている。このことから明らかなように、以後矢嶋家の控高とされ、高六升と定められた。



この安政年間の払い下げは、それまでも同様な方法で、家中屋敷の払い下げが行われたことを推測させるものがある。右のことから、図の四名の家中は、苗字の上では貞享絵図にあるものと一致するものもあるが、井上の苗字は見あたらないので、家中内部にも変遷があったことを推察する必要がある。

貞享絵図にある家中の名前と、他の史料にあるそれを対照してみると、川辺大嶋氏の御預所下川辺村で、寛文四年（一六六四）に検地が行われたさい、検地役人として、大嶋氏代官長谷川七左衛門・中村善右衛門、検地奉行として、湯本武右衛門・関太平衛の名前があげられている。このうち長谷川氏以外の三名は、苗字の上では絵図と一致する。また延享元年（一七四四）当時の御家老中としては、大嶋三郎右衛門・朝倉源太左衛門・大嶋十兵衛・伍藤十右衛門の四名があげられている。この家老四名のうち、大嶋三郎右衛門と大嶋十兵衛は絵図にあるが伍藤はなく、朝倉については絵図で最大の屋敷を持つ朝倉五郎太夫と苗字が一致する。大嶋三郎右衛門は領主大嶋氏の一族で、幕末においては家中筆頭の地位にあった人物である。

このような経緯からして、貞享絵図の家中屋敷配置図は、延享年間（一七四四）ごろまでは、絵図の名前と家臣の存在が確認できるので実在し、その後は家臣が江戸詰めとなるにしたがい、屋敷も払い下げられて、その一部は耕地となったものと思われる。

以上の点からこの絵図は、近世初期の旗本大嶋氏の館と家中屋敷の配置並に町並が、まさに城下町とみなしてよいたたずまいであったことを示しているのである。屋敷のすぐ東を南北に通ずる道路は飛驒街道である。この街道は川辺を過ぎるあたりから飛驒川に沿って溪谷に入る。このように川辺が美濃から飛驒に入る要衝であることを考えると、大嶋氏になった役割は重要なものであり、その領主制、なかならず家臣団の構成と配置も、それにふさわしいもの

家中給金ならびに役料 (天保11年)

氏 名	給金	役料
後藤 唯之丞	3.0 ^両	1.0 ^両
三沢 良太夫	3.0	
箕田 要右衛門	3.0	
箕田 要	7.0	
三沢 良助	7.0	
後藤 彦八	7.0	
各務 紋藏	7.0	
羽田 重兵衛	8.0	
宮田 幸助	7.0	
池田 蔵吾	7.0	
高林 金右衛門	6.0	1.0
羽瀨 梅蔵	7.0	
広瀬 小文太	6.0	
槇田 市兵衛	6.0	
古市 仙蔵	5.0	
助川 善司	5.0	
後藤 綱次郎	5.0	
三沢 安太郎	3.0	
高林 徳太郎	5.0	
高箕浦 友太郎	5.0	
松田 直紀	5.0	0.2
各務 要蔵	1.0	
橋本 軸之助	1.0	
田中 信三郎	2.0	
平岡 幸八	5.0	
勝村 直蔵	5.0	
古沢 林吉	3.2	
熊田 甚蔵	3.0	
足輕 小人35人	92.3	0.1
女中 15人	35.0	
計 28人	265.1	
足輕35人		2.3
女中15人		
計 78人		

江戸御家中御知行米ならびに関・川辺給金高(天保11年)

氏 名	格・役	禄高	借上高
大嶋三郎右衛門		160 ^石 0	60.0
後藤 唯之丞	用 人	100.0	20.0
助川 善兵衛	〃	100.0	40.0
立木 右内	〃	60.0	30.0
三沢 良太夫	〃	40.0	0
野田 対助	〃	40.0	0
箕田 新	〃	70.0	9.8
高梨 宇兵衛		60.0	7.2
羽瀨 屯		60.0	0
古市 作次郎		40.0	
安野 孫右衛門		15.36	5.76
立木市郎右衛門		5.0	
金子 孫六		8.0	
広瀬 新太郎		5.0	
立木治郎右衛門		8.0	
塚原 治郎平		6.0	
亀山 惣助		1.0	
金子 半平		1.0	
立木 文三郎	代官給人格	6 ^兩 0分	
大嶋 貢	給 人 格	5.0	
亀山 六蔵	代 官	4.2	
井上 俊造		4.2	
矢嶋 仁右衛門	代官小姓格	4.0	
矢嶋 勘兵衛	〃	5.0	
西村 十右衛門	〃	3.0	
井上 勝九郎		4.0	
池場 源蔵	足 輕	2.2	
鷺見 栄蔵	〃	2.2	
熊田 久助	〃	2.2	
西垣 儀右衛門	〃	2.2	
吉田 勝蔵	〃	2.2	
矢嶋 八兵衛		5 ^石 0	
山田 源吉	御蔵元支配	3 ^兩 0分	
矢嶋 甚九郎		3.0	
新 吾	御山廻り	2.1	
銀 蔵	〃	2.1	
新兵衛	〃	2.1	
垣屋 太夫	御 師	1 ^石 5	
南 光		0.15	
実 相		0.15	
計 38人と 2寺	米	781 ^石 16	
	うち借上	172 ^石 76	
	金	66 ^兩 1分	

であったことが指摘できるのである。

大嶋氏の家臣団

は士分格で、領主在住の江戸屋敷二十九名、川辺屋敷二三名、関陣屋二名、豊嶋陣屋二名の五七名、そのほか足軽・小人を含めると総勢一四六人にもなっていた。こ

のうち大嶋氏一族は四人である。したがって俸禄などの諸経費は、ぼうだいな額に達していたが、それらはすべて川辺役所で裁量され、賄われていたのである。

これら家臣団の氏名を諸史料から抽出すると表のようになる。

表からみると足軽・御山廻りまで三七人、ほかに御師一人、寺院二軒があり、また足軽・小人から女中まで七八人となっている。この両方で重複するのは、後藤唯之丞と三沢良太夫の二人で、合計すると一一三人となる。これは

川辺村奉公人給金高 (万延元年)

奉 公 人	来年分 給 金	安政4年~文 久元年の借上	残金
	両 分	両 分	両 分
矢嶋 甚九郎	6.2	3.1	3.1
矢嶋八左衛門	5.0	2.2	2.2
西村十右衛門	4.2	2.1	2.1
西村 甚兵衛	3.2	1.3	1.3
山田 市兵衛	2.2	1.0	1.2
矢嶋良右衛門	1.0	0.2	0.2
矢嶋伝右衛門	1.2	0.3	0.3
西 垣 彦 市	2.2	0.2	2.0
吉田 嘉三郎	2.2	0.2	2.0
御山廻り			
鉄左衛門	2.1	0.3	1.2
〃新 三 郎	2.1	0.3	1.2
不 明	2.1	0.3	1.1
計 12人	36.1	15.1	21.0

下刈山運上高 (文政11年)

請 人	運上	外二門 松 代	計
	文	文	文
大 嶋 貢	482.0	12.0	494.0
矢嶋仁左衛門	273.0		285.0
矢 嶋仁 兵 衛	229.0		241.0
西村十右衛門	229.0		241.0
山 田 源 吉	222.0		234.0
井上 勝九郎	82.0		94.0
妙 雲 寺	210.0		222.0
栃井禅 源 寺	54.0		54.0
熊 田 久 助	45.0		45.0
西垣彦右衛門	45.0		45.0
西垣儀右衛門	45.0		45.0
吉 田 勝 蔵	45.0		45.0
御山廻 新吾	45.0		45.0
〃 鉄蔵	45.0		45.0
〃 新兵衛	45.0		45.0
計			2200.0

総人数一四六人には及ばないが、ほぼ全体を網羅するものとみてよいのであろう。

大嶋氏の家中は江戸・川辺・関・豊嶋に分かれていたが、その大部分は領主在住の江戸に住んでいたとしても、知行所の所在地である川辺・関・豊嶋の陣屋に、どれ程の人数が置かれていたかとなると不明なことが多い。表にある大嶋三郎右衛門は、古くから川辺に在住した国家老的な存在であって、そのもとに代官として、矢嶋・西村両家が設置されていた。また立木家は関陣屋の用人であり、亀山家とともに関知行所の管理にあたっていたのである。

奉公人の給金高表からは、矢嶋・西村両家が知行所管理を担当していたことや、ほかの奉公人の状態などが明確になつてくる。また下刈山運上の表からは、家中奉公人らが運上しており、彼らの奉公人に対する給付の一つに、このような山林の下刈権が与えられ、それがわずかな給金を補っていた。それとともに川辺の奉公人は、農耕にも関係していたことがわかり、その身分が本来農民的なものであったことも推測されるのである。

当時、大嶋氏の家臣の生活はどのようなものであったのか、数少ない史料から推測すると、おおよそ次のようになる。

勤務 川辺役所への勤務は、朝五ツ半（午前九時）に出勤し、昼八ツ半（午後三時）には家へ帰る。弁当持参であった。宿直は毎日三人、その場合は翌日の朝までの一昼夜勤務となったが、夜食が支給され、宿直明けは休日であった。

仕事の内容 田畑の作付状況の調査、年貢米の徴収と江戸回送、堤防や用水の土木工事の管理、領内の治安維持、村民の訴状の扱い、大嶋家菩提寺妙雲寺での法要と命日参拝など、そのほかに経理全般であった。

生活の常態 住居は玄関に続いて四畳と六畳、そして茶の間があり、奥の部屋は八畳の四部屋であった。着物は自家製で、すべて自分で作った。糸を紡ぎ木綿に織って着物とした。食事は米と麦の混じった御飯で、朝は一汁と漬け物、昼は野菜の煮付け、夜は一汁一菜、たまに魚の煮物であった。

俸給は前表のとおりであるが、例えば国家老大嶋三郎右衛門は年俸一六〇石とあり、手もとに入るのはその四〇パーセントの六四石である。この額が確実に入れば生活は比較的裕福であるが、前述の俸禄半額削減が長く持続されてきたので、決して楽ではなかった。いわんや一〇〇石以下の家臣は生活は苦しく、したがって内職に従事せざるを得なかった。

内職としては、着物の仕立物、箸^{はし}づくり、竹細工などで、夫婦そろって朝から晩まで、内職をしなければ生活ができなかった。まさに本業が内職で、副業が役所勤めといっても決して過言ではなかったのである。

明治維新

明治維新のさい大嶋氏の家臣は、この時流にいかに対応していったのか、既に財政破たんにもなう度重なる改革によって、江戸詰めとなる者、やむなく武士を棄てる者が続出していた。「大嶋氏家臣維新記録」によると、最後に川辺から江戸へ引き揚げたのは一〇軒とあり、費用の明細は次のようになっている。

一金二五〇両	江戸引移り長家修復入用金
一金二〇〇両	家中一〇軒旅用金
一金五〇両	廻船荷物賃錢
一金二五両	家中扶持金
一金一〇両	荷物賃錢

総計五三五両となる。家族ともども総勢三三名、乗かご一一挺、馬一〇匹の集団であるが、この多額の金策がどのように行われたのか、恐らく、屋敷・武具・書画の売却によって調達されたことであろう。そのうちの幾点かが現存している。一方、個人的に資金を準備した家臣もあって、一〜二両借財の記録も散見されるのである。

当初川辺役所在住の家臣は二三名であつたが、そのうち一名が川辺に残留し、そのほかは江戸を目指して引き揚げていった。その後川辺に来訪したという事実もなく、消息は明らかでない。

『川辺町史史料編下巻』に掲載されている家臣の、金銭関係のものは次のとおりである。「借用申金子主なる史料

之事」（安政二年）の史料は、家臣羽瀨重兵衛が証人を立てて、金一〇両を借用したものである。五か年返済で俸禄から差引くとある。家臣の生活の苦しさが推定できるものがある。

同じ安政四年（一八五七）の借用金二〇両は、家臣岡嶋庄左衛門が、急な入用金のため借用したもの、四月に借り同年一〇月には返済するとあり、大嶋友之丞・同八三郎の奥書印がある。万延元年（一八六〇）の借用金返済関係の一札は、金額の明記がないが借財返済のめどがなく、品物にて返納するので御勘弁願いたいとあつて、借り主は大嶋友之丞である。また慶応二年（一八六六）の借用金一〇両は、家臣高橋宇兵衛のもので、三年間で返済するとあつて証人の記名はない。

このように、主^{しゅ}貧^{みず}しければ家臣もまた同じように貧しくなるのは必定で、俸給と内職で日々の生活は支えることができる、不時の出費はすべて借財に頼らざるを得なかつたのである。

三 世情の動向

文久三年（一八六三）一月から二月までの御用日記『川辺町史史料編上巻』によれば、明治維新を目

前にして、世の中は慌ただしく動き、川辺村にもその影響が現れていることが記されている。

御用日記

東海道は諸家の上り下りがひんぱんとなって、そのために助郷の割り当てが厳しく、人馬共に不足し、高い賃金を払って他村から人馬を借り入れ、それに応じていた。村中の男衆は郷人足に狩り出されたため、農作業は遅れがちとなり、村の財政は大変困窮を極めたとある。一方、庶民への儉約は相変わらず厳しく管理され、家の建築・移築共に役所の許可を必要としたのであった。世相の動揺のしわ寄せが、この川辺村の歳時記のなかにも、はつきりと記録されているのである。

文久四年（一八六四）から明治元年（一八六八）までの五年間の御用日記『川辺町史史料編上巻』は、川辺村の生活を中心とした庄屋日記であって、江戸幕府から明治新政府に変わる過渡期を、必死に生きた村民の姿を見ることが出来る。世相は大きく揺れ動き、金・銀の相場によって通貨も変動し、そのたびに出された幕府の触書も数多く記載されている。また干ばつの被害は米相場を大きく変え、そうしたなかで小作人の生活は困窮し、年貢米を納めると食べる米もない有様で、生活に行き詰まった人々のため、粥が施されていた。

この日記の特異な記述は、村内各地に伊勢神宮のお札が降下したとあり、それとともに、世相が騒然となってゆく状態が詳細に記録されていることである。一方維新を前にして、川辺村の人々の交流も慌ただしく、江戸・名古屋・関への出向も多くなって、明治の夜明けが一步一步近づきつつある様子を、刻明に印象づけている日記である。

「えいじゃないか」

慶応二年（一八六六）五月になると、大坂を発端として各地に打ち壊しがはじまった。特に大坂・江戸で激しかったが、その原因は物価の値上がりによって、一般民衆の生活が苦しめられたことによる。この値上がりは美濃でも同じようであった。新米の相場が一〇両に二俵半と高騰したが、米一俵が三両の時期もあった。しかし翌慶応三年になると米価は下落しはじめ、それとともに起こったのが「えいじゃない

か」の騒ぎであつた。

この年の八月下旬、名古屋地方に伊勢神宮のお札が降つたという流言から、これは世直しの前兆とばかりに、狂乱にも似た「祭り騒ぎ」が各地に伝わっていった。この民衆の踊り狂う騒ぎは三河を端緒として、西は京都・大坂へ、東は静岡・甲府・江戸へとまたたく間に広まっていった。太鼓や三味線に合わせて、

長州のおかげで百にお米一升する

えいじゃないか えいじゃないか

おめしちりめん一たんが 式ぶする

えいじゃないか えいじゃないか

追々諸色が安くなる

えいじゃないか えいじゃないか

と歌いながら、日ごろよく思っていない地主や商人の家に土足であがつて、酒を飲み品物を奪うという、手の付けられない状態が続いたのであつた。

美濃ではこの祭り騒ぎを「お札祭り」と称していた。大神宮などのお札は中西濃の主要地に降り、郡上藩ではこの札を人心を惑わす天狗狐の仕業として、藩兵に愛宕山に向けて発砲させた。また飛騨郡代高山代官所では、村役人に嚴重な取締方を通達したりしている。

川辺の各地にもお札降りがあつた。以下村方御用日記『川辺町史史料編上巻』からみると、次のようである。

一〇月 四日 下町組津嶋様へ大神宮御札三枚降り、中組津嶋様へ大神宮御札壹枚降り、依て下組・中組休日、西

村十右衛門宅前へ大神宮御札壹枚御下り、横町富右衛門宅へ秋葉山御札三枚御下り

一〇月 五日 栃井村休日いたし、下中町菊五郎方へ秋葉御札御下り、村役治平届出

一〇月一〇日 下町勇八方へ善光寺如来御守有之、庄屋勇八届出、明一日休日

一〇月一三日 栃井村庄屋九郎次郎伊介方へ御札降臨

一〇月二〇日 豊川稻荷様御札、秋葉山御札降臨、庄屋吉五郎届出

一〇月二一日 西村甚兵衛御足輕嘉七方へ、大神宮より御札、横町菓子屋へ西国十四番大津観音御札御下り、天王町伝左衛門方へ秋葉御札降臨、畑中常右衛門方熱田大神宮御下り、西村重右衛門方へ豊川様降臨、福井嘉吉方へ大神宮御下り、村役市郎右衛門方へ秋葉山御札御下り

一〇月二二日 御足輕紅谷倉藏方秋葉山御札降臨

一〇月二六日 庄屋勇八方へ津嶋様御札降臨、下町伝三郎方へ秋葉御札、菊五郎方へ大神宮御札降臨

一〇月二八日 下町組村役治平方へ秋葉札御下り

一〇月二九日 天王町彦三郎方豊川様御札並ニ、文三郎方へ州原御札御下り

一〇月 晦日 上組庄屋吉五郎方へ秋葉御札御下り

一二月 朔日 下組嘉右衛門・喜兵衛・増兵衛・新介方へ秋葉山御札御下り、御足輕彦市方へ豊川様御下り、下町源助方へ秋葉御札御下り

そして一二月三日の条には、「以後御札御下り相成候共、若きもの共賑敷義不在候様、庄屋共へ被仰付候」とあつて、これ以降御札降りの記述はない。

川辺地区に神社関係のお札が降下したのは、慶応三年（一八六七）一〇月四日から十一月一日までの二九日間、総数は三一件にもなっているが、前述の通達以降もある程度の札降りがあったと推定される。お札の内容は、

秋葉神社 一四

大神宮 六

豊川稻荷社 四

津嶋神社 四

州原神社 一

善光寺 一

大津観音（西国札所） 一

であって、いずれも村役人あるいは村の有力者の家へ、夜半に降ったのであった。

お札が降った場合、その家では世直しの“お札祭り”を行うこととなって、来訪者に酒を振る舞った。そのため伝え聞いた人々はこぞって札所に集まったが、それが連日のように続いたのである。やがて群衆は振舞酒に酔って乱舞し、騒ぎを起こして争いとなったのであろう、騒動から庄屋が役所へ呼び出しを受けている。そして十一月三日の通達となって、お祭り騒ぎが中止となった。

このお札降りは操作されたもので、反幕府志士と密接な関係があった。幕府の支配を一日でも早く終わらせんとする民衆意識の表れであり、世直し運動としての「えいじゃないか」であった。